

(第一類 第十四号) (附属の五)

衆議院第一回國会第二百一予算委員會第四分科會議錄

第一号

(四十一)

萩生田大臣始め役所の皆さんにおかれまして、ありがとうございます。

早速、質疑に入らせていただきます。

まず、昨年、大学入試の民間試験導入に当たつてさまざまな議論がございました。実施直前まで課題を解消できなかつたという点については問題ですが、他方、一旦決定したからといって、課題が解消されないまま強行するということは最悪であり、ひとまず導入を見送られたという大臣の御決断を私自身としては支持いたします。

その上で、よりよい試験制度にしていただくことは大変重要ですが、何より、受験生にとっては、いつからどうなるのか、とにかくはつきりしてくればというのが切実な声であります。どういう形になるにせよ、受験生の立場に立つて対応を考えいただきたいと思います。

その上で、まず、民間試験の導入を含め、入試英語の四技能の見直しは今後どうされる方針なのか、大臣、お聞かせいただけますでしょうか。

○萩生田国務大臣 英語民間試験活用のための大學生入試英語成績提供システムについては、経済的な状況や居住している地域にかかわらず、ひとしく安心して受けられるようにするためにはさらなる時間が必要だと判断から、来年度からの導入を見送り、延期したものです。

現在、私のものに設置した大学入試のあり方に関する検討会議において、新学習指導要領で初めて実施する入試となる令和六年度、二〇二四年度の実施の大学入試に向けて、入試と高等教育や大學生教育との役割分担をどう考えるか、どこまでを入試で問うか、共通テストと各大学の個別入試との役割分担をどう考えるかなどについて検討を進めているところです。

検討会議では、なるべく多くの関係者からの声を反映していくため、さまざまな方々からヒアリングを行ながる御議論をいただき、広く国民に受け入れられる提言をまとめていきたいと考えております。受験生が安心して受験できる仕組みについて

て、年内を目途にしっかりと検討してまいりたいと思います。

○山田(賢)分科員 ありがとうございます。

理由について伺いたいと思います。

本当に大学で英語を必要としているのか。一般的教養として必要なのか、それとも、英語を使ってもし後者だとするならば、実際に入試に英語を課程している大学・学部のどこまでがそれを実践しているのか。これは役所の方からお答えいただけますでしょうか。

○伯井政府参考人 お答えいたします。

大学入学者選抜における英語の試験に関する情報に基づきまして、生徒が高等学校段階までに身についた力を大学において発展・向上させることを前提に、入学者受入れの方針に基づき、大学の入り口段階で入学者に求める能力を評価するということを行つておられます。

TOEICなどの個人別到達期待値を設定いたしまして、卒業時までの半期ごとに到達状況を確認するなど、さまざまな取組が各大学で行われているものと承知しております。

○山田(賢)分科員 どうもお答えを聞いています。ところが、この試験の実績、平均点を見てみると、英語の平均点に対して、大体、他の言語が二、三十点から、物によっては五十点ぐらい高いものがあります。本当に学習をした上での能力の差であればいいんですけども、他の言語でも受験ができるということはやや矛盾するのではないかなどと思いません。

ところが、この試験の実績、平均点を見てみると、英語の平均点に対して、大体、他の言語が二、三十点から、物によっては五十点ぐらい高いものがあります。本当に学習をした上での能力の差であればいいんですけども、どうもこういった他言語を選択する方というのはどちらかというと、大学で英語が必要だというよりも、これぐらいいの英語はできた方がいいというようなニュアンスで聞こえるんすけれども。

次に進みます。

もし本当に大学での学びに英語が必須であるとするならば、外国語の入試は一律英語に統一すべきであって、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語等、他の外国語を選択科目としているのはおかしいのではないかと思いますが、大臣、御所見

をお聞かせいただけますでしょうか。

○萩生田国務大臣 大学入試、入学の共通テストは、大学入学志願者を対象に、大学教育を受けるために必要な能力について把握することに加え、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的としております。

高等学校における外国语教育については、英語に限定されるものではなく、他の外国语を指導する場合についても英語における目標及び内容等に準じて行うこととされており、大学入学者選抜において、英語以外の外国语を学習する生徒の学習成果を評価することも重要なことだと考えていま

す。

各大学の個別入試については、それぞれの入学者受入れの方針、アドミッションポリシーに基づいて出題教科・科目を設定しており、英語以外の外国语を選択できる大学もあると承知をしております。

各大学の個別入試については、それぞれの入学者受入れの方針、アドミッションポリシーに基づいて出題教科・科目を設定しており、英語以外の外国语を選択できる大学もあると承知をしております。

なお、大学入学後の英語教育の実施につきましては、例えば、広島大学では、学生の語学力向上に関する動機づけの一環として、新生に対する能力を評価するといふことを行つておられます。

○山田(賢)分科員 ありがとうございます。

確かに、さまざまな言語を学習するということは大事なんですが、今これだけ英語が重要なだとうことを言っているんだけれども、他の言語でも受験ができるということはやや矛盾するのではないかなどと思いません。

ところが、この試験の実績、平均点を見てみると、英語の平均点に対して、大体、他の言語が二、三十点から、物によっては五十点ぐらい高いものがあります。本当に学習をした上での能力の差であればいいんですけども、どうもこういった他言語を選択する方というのはどちらかというと、大学で英語が必要だというよりも、これくらいの英語はできた方がいいというようなニュアンスで聞こえるんすけれども。

次に進みます。

先般の英語四技能試験導入においても、他の言語では筆記のみであり、不公平ではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○伯井政府参考人 御指摘いたしましたよう

点は、二百点満点中、英語は百十六・三点、その他外国语については、英語の次に平均点の低いフランス語でも百三十八・四点となっております。

一方で、この受験者数は、英語は約五十二万人に対し、英語の次に受験者数の多い中国語でも六百六十七人ということで、受験者数が大きく異なることになります。

大学入試センターでは、出題する教科、科目の問題作成過程におきまして、各科目の難易度につ

いてもチェックする委員会を設けまして、各教

科、科目に難易度において極端な得点差が生じないよう努力しているところでございます。

また、他の外国语試験は四技能とせず、二技能を問う試験のままであり不公平ではないかという御質問でございますが、大学入試センター試験では、御案内のように、筆記とリスニング、その他の外国语試験では筆記のみの試験となつております。

高校において英語を履修する生徒は、四技能を総合的に扱うコミュニケーション英語Iを必修科目として学んでおりまして、そうした意味で、リスニングを含めた四技能の教育が実施されております。

他方、英語以外の外国语につきましては、学校設定科目としてそれぞれ高校で開設されているわけですから、開設されている高等学校が少ないため、受験者数の状況などを、さまざまな事情を勘案して、共通テスト、センター試験におきましてリスニング試験の導入がこれまで見送られてきたというものです。

○山田(賢)分科員 ありがとうございます。

局長、ただいま英語と、低いものでフランス語とで比較をされましたけれども、中国語でいうと平均点は百六十七・四点ということで、五十点の差がついているということをございます。

さて、次に、政府・文科省が目指す使える英語というのはどういうものを目指しておられるの

○串田政府参考人 お答えいたします。

新しい学習指導要領の中で改めてお示しいたしましたように、目的や場面、状況に応じまして、英語で聞く、読む、話す、書くことを通じましてコミュニケーションを図る、相手と互いの考え方などを十分に伝え合う力を育していくことが重要であると考えております。

また、言語の背景にあります文化への理解を深め、他者に配慮しながら主体的にコミュニケーションを図るとして、そういうふうとした態度を育てていくことも重要な要素であると考えております。

○山田(賢) 分科員 ありがとうございます。

そこで、大臣にお伺いしたいと思います。大学入試に英語は本当に必要なのでしょうか。

実は、私自身は、入試英語が日本人の英語力をだめにしているのではないかという疑念を持つております。義務的にやる受験英語に時間と労力を浪費するのではなく、むしろ、英語を使いたいと感じる機会をふやし、各自が学びたくなる教育体系にした方が、結果的に、使える英語が身につくのではないでしょうか。

また、入試科目としての英語をなくすことで受験生の負担を軽減し、その分、国語や数学、科学、社会、教養についての深い学びに充てた方が臣の御見解をお聞かせください。

○萩生田国務大臣 委員御指摘のとおり、発達段階に応じて、英語をツールとし、みずからを考え述べ、コミュニケーションを豊かにしていく活動の機会をふやしていくことは非常に大切なことだと考えておりますが、日本の高校生の英語力は話を、書くに課題があり、今後ますますグローバル化が急速に進展する中、英語によるコミュニケーション能力の向上には英語四技能を総合的に育成することが重要と考えて求められており、大学入学者選抜においては、こうした学習の成果を適切に評価することが重要と考えてお

ります。

英語以外の学習については、大学入学者選抜にまじたように、目的や場面、状況に応じまして、英語で聞く、読む、話す、書くことを通じまして中等教育段階では各教科などをしつかり身につけていただくことが求められる、また、資質・能力をしっかりと育成していくことが大事だと思っております。

山田先生の問題意識は、なるほどなと思う一面もございますが、やめるというのは、これまたちょっと大胆な提案じゃないかと思いますので。やはり、学校英語を勉強して外的な成績がかなりよくても、結局、コミュニケーションに全然使えていないんじゃないかというのが今までの我々の反省でありますので、それをより活用ができる、そういう英語に変えていくためには、やはり受験も通じて変えていく必要があるのかということが議論の前提で始まつたことなんです。

一方で、英語の教師には、自分が英語を使えることではなく、生徒の英語によるコミュニケーション能力を伸ばす、授業における専門性が求められています。

具体的に申し上げますと、文部科学省の調査によりますれば、生徒の英語力が高い地域におきましては、授業におけるICTの活用、ALT、外国語指導助手の活用、話すこと、書くこととのパフォーマンステストの実施状況などが高いといった傾向が見られるところでございます。

一方で、学年が上がるにつれまして、英語による授業の実施状況、パフォーマンステストの実施状況などが低下するといったデータも見られます。このところござります。これについては、さまざまなお原因が考えられるところでございますけれども、大学入試で四技能を評価しないことが高校の授業のあり方に影響を及ぼしているのではないかといつたことも否定できない面があると考えております。

こうしたことから、高等学校における英語の授業改善の取組を進めるだけでなく、高大接続改革の観点からも、大学入試における四技能の適切な評価、英語教育を含む大学教育の質の向上を推進していくことが重要と考えております。

○山田(賢) 分科員 ありがとうございます。

そこで、受験生に四技能を求めておるんですけど、教える側は四技能を備えているのでしょうか」という疑問があります。送り出す側の高校の英語教師も、受け入れる側の大学の教授陣も、果たして自分たちは四技能を備えているんだろうか、自分たちができるない能力を受験生に求めているのではないかと思いますが、役所の方からお答えいたしました。

○串田政府参考人 お答えいたします。

高等学校学習指導要領におきましては、生徒が英語に触れる機会をふやすため、授業は英語で行なうということを基本といたしております。このた

め、授業を英語で行うためには、指導者にも一定程度の英語力が求められます。高校の英語担当教員のうち、CEFR、B2以上、要するに英検準一級以上の資格を有しているという者は、平成三十年度の調査によりますと、約七割、六八・二%となっています。

一方で、英語の教師には、自分が英語を使えることではなく、生徒の英語によるコミュニケーション能力を伸ばす、授業における専門性が求められています。

できない先生のために一生懸命研修をしようといふうことでも聞いておりますけれども、英語が話せない既存の英語の先生を今から研修してその方に対する教員、海外の生徒などに充てただくことが求められる、また、資質・能力をしっかりと育成していくことが大事だと思っております。

一方で、英語の教師には、自分が英語を使えることではなく、生徒の英語によるコミュニケーション能力を伸ばす、授業における専門性が求められています。

きた教師による実践教育は、引き続き生かしていくべきと考えます。このため、ＩＣＴを、教師を代替するためではなく、教師の指導力を高め、生徒の学びをより豊かにするために活用していくことが大切だと思っております。

○山田（賀）分科員　ありがとうございます。ぜひそのようにしていただければと思います。

きる力をつけることも可能であり、そうした指導の充実に取り組むことが肝要であるというふうに考えております。

○山田賀分科員 ありがとうございます。
今おっしゃったのは建前論だと思うんですけども、英語を学んだ人は、最後、受験するときには、過去問題を見たり問題の傾向を見たり、そういう

そういう意味でも、見送つていただいて見直されるとということで、私は支持したいと思います。
続きますと、高等教育の無償化、これが四月から始まりますけれども、これについてお伺いをしたいと思います。
貧しい世帯の子供であっても高等教育を受けら

高等教育の修学支援新制度は、真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちの高等教育へのアクセス機会の確保に資するものであり、学生の進路選択を妨げないよう、支援対象となる分野の限定は行わないこととしております。

文部科学省としては、令和二年四月から高等教育の修学支援新制度を着実に実施することで、低

次に、民間英語試験導人についてお聞きをしたいのですが、民間英語試験の導入に当たっては、過去問等の版権というのは、大学入試センター等、公の公共機関が共有して、誰でも自由に利活用できるようになつていて、どうかお聞かせください。

○伯井政府参考人 認定を受けていた民間英語試験実施団体が実施する試験の過去問等の著作権などの権利につきましては、大学入試センター等の公共機関は有しておりませんでした。

○山田(賢)分科員 恐らくそうだろうなと思いましたけれども、現在のセンター試験の過去問と正解というものは、大学入試センターのホームページにも掲載されているように、誰でも自由に見ることができます。

う形で、その点数の中で合否が判定されるわけですが、ぜひこの辺は解消していただきたい。今の制度であればただでダウンロードできるので、この点については、もし導入されるのであれば工夫をお願いしたいと思います。

次に、民間英語試験を採用する大学というものは、点数評価のデータに利用料金は支払っているのでしょうか。支払うとすれば幾ら払っているのか、教えていただければ。

○伯井政府参考人 民間英語試験を採用する大学ということのございますが、導入が延期された大学入学英語成績提供システムを活用する大学につきましては、大学入試センターに対し、成績提供の手数料を支払う予定となつております。

なお、各大学の判断で英語の資格検定試験を活

れるという意義は大変重要であります。他方で、財源には限りがある中で、どんな分野でも無償とすべきではなくて、むしろ、国策として税金で、もって支援する以上、国の重点分野に絞った方が、納税者の理解を得られるのではないかと考えております。

かつては、師範学校の例にあるように、優秀でも貧しい家庭の子弟を救済しつつ、将来の人材を育成する教育分野に優秀な人材を集めることができました。現代においては、例えば、A.I.や宇宙、医療、保育、介護といった、今後社会として人材をふやしていく必要がある分野に優秀な人材が集まるよう、めり張りをつけて無償化することとしてはどうでしょうか。

大臣、御所見をお聞かせください。

所得者世帯であつても、経済的な理由から進学を断念することなく、みずからの意欲と努力によつて明るい未来をつかみ取ることができる社会の実現を目指してまいりたいと思います。

先生の御指摘は、例え世論の皆さん御理解を得る上では一つの指針にはなると思うんですけども、今の段階でこのジャンルが大切だから、このジャンルは重要なことであるからはじめ決めるというのも、これもまた誤解を招くことになると思います。

まずは、今まで高等教育に行くことを諦めていた人たちにぜひ高等教育機関に進んでいただきたいと、学習の幅を広げていただきことをまず目標にしたいと思います。

もし英語民間試験の権利をセントラーが持つてないのであれば、受験対策をしようとするは、当該民間業者の問題集を貰い、当該民間業者の講座を受講しないと受験対策ができなくなってしまう。それは、テスト業者にとっては莫大な利権となる一方で、一般的の受験生にとって大変な負担になるのではないか。どうやうか。

○伯井政府参考人 ただいま御指摘いただきまして、民間事業者が出版する問題集を活用したり、あるいは講座を受講したりということは考えられないわけでござります。

用する場合、受験生からその成績を提出させると
いうことが通例でござりますので、大学が民間事
業者に手数料を支払うということはない」と考えら
れます。

○山田(賢)分科員　ありがとうございます。

私は、この民間試験の導入というのは、本来、大
学みずからが行うべき学生選考の手続、この問題を
作成とか採点の手間とコストを削減して、これを
受験生に負担を負わせているのではないかという
疑念を感じております。文科省としては、どのよ
うに考えられますでしょうか。

○伯井政府参考人　そういう意味におきまして、

○森生田国務大臣 令和二年四月から開始される高等教育の修学支援新制度は、低所得世帯など、進学率が低いことを踏まえ、真に支援を必要とする低所得世帯の子供に対し、授業料等の減免措置と給付型奨学金の支給による支援を行うもので、特定分野の人材育成については、それぞれの分野の特性や重要性などに鑑みて、高等教育段階においても支援をしてきたところです。

例えば、A-I分野については、令和元年六月に策定されたA-I戦略二〇一九を踏まえた、数理あるいはデータサイエンス、A-I教育の推進による

確かに、どの分野かと国が重要な重要でないといつて決めるというのは、ぎりぎりのところにいついくと微妙なものがありますので。

加えて、東京一極集中、この地方の人口減少を是正するために、地方という観点から、地方国立大学の授業料を無償化するといったことはできなかいのでしょうか。大臣、お聞かせください。

○萩生田國務大臣 文科省としましては、高等教育の修学支援新制度や奨学金事業などを通じ、支援を必要とする学生に対し確實に授業料等の減免がされるよう、大学等を通じた支援を行うとともに、学生生活の費用をカバーするために十分な措

一方で、現行の高等学校学習指導要領におきましては、英語四技能を総合的に育成する指導を行なうということとされております。

大学入学英語成績提供システムというのは一旦導入を延期するということで、どういう方策があるのかというのを、今、冒頭大臣が申し上げましたように、検討しているというところでございます。

人材育成や、医療分野については、医学部定員の臨時増員や、地域医療に関する教育内容の充実による地域の医療人材の育成などに取り組んできており、引き続き充実に努めてまいりたいと思います。

付型及び貸与型奨学金を支給することで、学生や保護者の経済的負担の軽減に努めてまいりたいと考えています。

第一類第十四号(附屬の五)

者との公平性の観点や、必要な財源の確保なども含め、極めて慎重な検討が必要であると考えております。

他方、地方大学の活性化は重要であると認識しております。文部科学省としては、地域のニーズに応える人材育成、研究の推進などの、各大学の強み、特色を生かした国立大学の機能強化構想への重点支援などに取り組んでいるところでござります。

○山田(賢) 分科員 最後に、私立大学について、私立大学については、都内の私立大学については私学助成の対象とせず、地方の大学を支援して、東京一極集中の是正や地方への人材回帰、地方創生を図るべきではないかと考えますが、役所の方からお答えいただけますでしょうか。

○白間政府参考人 お答え申し上げます。具体的には、二十八年度から三十年度にかけては入学定員超幅が一定の基準を超えた場合に、いわゆる私学助成を不交付とするという基準を段階的に厳格化してまいりました。このことによりまして、実際、大都市圏の私立大学においては入学定員の超過幅が縮小するということ、これとともに、地方の私立大学においては入学定員が充足率が改善をしたという効果も見られているということで、私どもは承知しております。

なお、先生御指摘の、御提案のございました都内の私立大学について、例えば、設置、設立を自由にして、一方で私学助成の対象外とするという御提案をございましたけれども、私立学校振興助

成法におきまして、例えば学生等の経済的負担の軽減を図るといったようなことをこの法律的目的として掲げているというようなこともございまして、先生の御提案を直ちに実現させていくということについては極めて慎重な検討が必要かな、このように考へておられるところをございます。

○山田(賢) 分科員 それは、直ちにできないのはわかつて言つておるんですけどね。

だから、目的と手段の関係ですから、貧しい家庭の子が進学できないということを言つておるんじやなくて、低負担で行けるのを地方に持つていけば、地方活性化にもなるし、所得の低い世帯の子供たちも教育が受けられるということで、同じ税金を使って効果が倍になるんじゃないかと思つたので提案をさせていただきました。直ちにできることをわかつた上で言つておりますので、ぜひそういう方向も含めて御検討いただきたいと思います。

また、英語教育についても、ぜひさまざまなものも、しかも早くはつきりしていただきたいとおもつことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○井野主査 これにて山田賢司君の質疑は終了いたしました。

大臣とはきょうは問題意識も共有できましたので、よりよい制度、何より生徒にとってよりよいものを、しかも早くはつきりしていただきたいとおもつことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○宮本主査 次に、宮本徹君。

きょうは、いろいろな問題を質問させていただきます。

○宮本分科員 日本共産党の宮本徹です。

まず初めに、幼稚園類似施設が無償化の対象がら外された問題です。

昨年の予算委員会で、萩生田大臣が、当時、予算委員会の中で、これは問題だという指摘をされ

償化になっているほかの施設との差が余りにも大きいために、焼け石に水という状態だというふうに思います。

実際、私もいろいろなところからお話を伺うわけですけれども、もう園児が集まらないために三月いっぱいで廃園にする、こういうお話を伺つてのよう考へておられるところをございます。

さらに、別の園では、園のあり方を変えて認可外保育施設として届け出たわけですよ。それで、それまで専業主婦の方がたくさんいたんだけれども、無償になりたいということで、毎日パートに四時間だけ出るということを始めた、まだ下の子が小さいから、下の子のために家でつくりしておいたいなというお母さんも、こういうゆがんだ制度のために働き始めなきやいけなくなつた、こういうお話を聞いております。

萩生田大臣自身もそうした問題意識を持たれていると思いますけれども、こうした幼稚園類似施設というのは、幼稚園になじめなかつた、あるいは幼稚園では受け入れてもらえないなかつた、さまざまな理由から、発達障害だといろいろなことがありますけれども、そういう方々も受け入れていいた園です。こういう園がなくなるということになつたら、その人たちの、親子の行き場もなくなるわけですね。

ですから、萩生田大臣があれだけ頑張つていたにもかかわらず、こういう予算になつたのは大変私は残念に思つております。私は、今からでも考え方を改めて、実質無償化へ、支援額の引上げが必要だと考えておりますが、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○萩生田国務大臣 昨年、予算委員会で、私、この問題について触れて、宮本先生から熱いエールをいただき勇気をいただきました。

大臣に就任して、早速取り組む一つの大きなテーマとして、この類似施設の救済というのを積極的に取り組んでいくことで作業にかかる

部包含して無償化対象にするというのはやや無理があるんじゃないかなと。

要するに、我々国からすると、地方にあるさまざま歴史やあるいはさまざまなメニューを持つた園が全て地域にとって必要な園かどうかというのは判断できないわけでありまして、例えば、今たまたま、発達障害の子供たちを受け入れている施設ですとか、そういう例を出してもらいましたけれども、逆もありまして、ほかから見れば物すごくうらやましいような裕福な、物すごい高い授業料で、普通の幼稚園とは全く桁違いの内容をやっている類似施設というのもあるわけですか。

今回の経済的な支援や若い世代の人たちへの応援を含めた政策の趣旨から判断すると、私は、それを設置をされている自治体の皆さんが必要とするところにあります。

そこで支援をしていく仕組みがつくれないだろうかということで、かなり自信を持って取組を始めたのですが、残念ながら、予算編成の段階で、市長会の皆さんのが最終的な御理解をいただけませんでした。

それは向こう側にも言い分があつて、こういう新しい政策をやるときには、まずきちんとした検証をしてから前に進むべきだという提案がありますので、やむを得ず、今回提案しておりますよう、言うならば社会実証といいますか、こういった形でのスタートということになつたところでございます。

引き続き、類似施設であつてもやはり地域とつて大切なものというのは、私は包含していくたい、救済していきたいと思います、せつからく機会ですから。

他方、社会福祉法人として行つておる保育園でとか学校法人格を取得して経営している幼稚園からすると、確かに、類似でいい内容をやつているものがあつたとしても、こちらはいろいろな制

約の中では、建物のハードを建てたり、必要な免許を取得する教員を採用したり、栄養士さんを持つたり、給食室をつくつたりというのでコストがかっているわけです。類似施設に関しては非常に簡易にやつているところもあって、これを全く同じ条件で支援するとなれば、今度は逆に、学校法上の皆さんが今まで積み上げてきて、こんなに苦労してこれだけの資産形成をして子供たちのために提供しているのにということもありますので、この辺のバランスもしつかり考えながらやつていいきたいと思います。

による指導の手引から抜粋したのですが、答える
の二段落目を見ていただきたいんですけれども、
不登校の状態にある児童についても、通常の授業
におおむね参加しております、障害により一部特別な
指導を必要とする場合は、通級による指導の対象者
となるものと考えられますと。この手引を根拠に
に、通常の授業におおむね参加とは言えないから
通級はだめです、こういうふうに言われたという
話なんですよ。

大臣もよく御存じのように、発達障害がある子
供は人間関係がうまくいかない、そういうことが
原因で不登校になるケースも少なくないわけですが

する際の考え方を示したものであり、児童生徒の状態等に応じた効果的な支援を行うことが適当である旨を記載したものです。

文部科学省としては、通級による指導の趣旨や手引の記載内容の趣旨が正確に伝わるよう、教育委員会等に周知徹底してまいりたいと思います。

先生が読み違えたんですから、そういうふうに思う方もいらっしゃるのも事実だと思いますので、そこは周知徹底していきたいと思います。

○宮本分科員 じゃ、通知を出したたり会議で徹底していただけरということとよろしいですね。

○萩生田国務大臣 今申し上げたように、もとも

回宿泊するといつても、月曜に送つていて水曜には帰つてくる、そしてまた木曜に送つていつるには帰つてくる。いふことで、親が送迎しない日というのは火曜日だけになつちやうわけです。よね。ですから、仕事を再開したいと思つてもできないというのが親御さんのお話でございます。ちなみに、大臣の地元にも八王子盲学校、寄宿舎がありますけれども、宿泊は平均週に二・七日という話でありました。

私が手にしました東京都寄宿舎連絡会の要望書を見ますと、原因はどこにあるかというと、職員、マンパワーが足りなくて希望宿泊数が認められ

さにスタートだというふうに思っていますので、引き続き御支援をいただければありがたいな、こんなふうに思っています。

よね。それでも通級にだけは通い続けるということができる子もいるわけですよ。そしてまた、通級にだけ通い続ける中で通常学級にも行けるようになるケースも少なくないわけですね。

ですから、通級での指導は必要としている子だ、通級にだけなら通える子供が、通常学級に不登校になつてしまつたという理由で通級にも行けないといふのは、はつきり言つて、弘は懲去三十二

と不登校であった児童生徒が通級による指導を利
用する際の考え方を示したものでありますので、
それが誤解で伝わっているとすれば、これはきち
んと伝えていきたい、会議や通達をもつて対応し
ていきたいと思って います。

○宮本分科員 よろしくお願ひしたいと思いま
す。

それから、次に、寺町支愛学交の寄首舎の問頃

れていないということなんですね。そういう家庭がたくさんあるということでございます。保護者から、職員をふやしてくれという要望がありまます。そして、東京都からも国に対して、寄宿舎指導員の定数、配置基準の改善を求める要望も毎回出ているというふうに思います。

ぜひ、全国的に実態調査を行つて、配置基準を見直して定めをなす、これに踏み出していきたい

て質問させていただきます。

六条にもとる事態だというふうに思つております。
手引の文言がこうあつて、手引の解釈がそういう
ふうになされていて、こういう事態が生まれて
いるわけですから、私は、これは手引そのもの
のも改める必要があるんじやないかと思います
が、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。
○萩生田国務大臣 通級による指導は、当該児童

特別支援学校は、全国で大体三割のところで寄宿舎が併設されています。東京は少ないですけれども、東京でも五校、寄宿舎があります。ところが、この東京でも保護者が希望したとおりの日数の寄宿舎が利用できている児童生徒の割合は六七・八%、つまり三分の一の児童生徒が寄宿舎に希望したとおりの日数が利用できないといつてお伺いしたいと思います。

○萩生田国務大臣 公立特別支援学校の寄宿舎導員や養護教諭の定数については、義務標準法及び高校標準法の規定に基づき、各都道府県、指定都市の特別支援学校の学校数、学級数、児童生徒数等に応じて必要な教職員定数が算定されております。

こういう相談があつたんですね。小学生のAさんが、通常学級に通いながら通級の指導も受けているた、ところが、年度の途中で通常学級には通えなくなってしまった。しかし、通級にだけは通じ続けているそうなんですね。ところが、学校の方から、来年度からは通級にも通えませんと言われたという話なんですね。その根拠は文部科学省の手引だという話なんです。

きょう資料でお配りをさせていただいていると思いますが、「不登校の児童生徒は通級による指導の対象となりますか。」これは障害に応じた通級

生徒の障害による学校生活における学習上の困難等を把握し、その困難等が克服できるよう目標を立てて計画的に自立活動等に取り組むものです。このため、御指摘のように、通級による指導を受けている児童生徒が不登校になった場合でも、通級による指導により障害による学習上の困難等の克服が期待できる場合には、引き続き通級による指導を継続すべきと考えています。

御指摘のありました障害に応じた通級による指導の手引のQアンドAにつきましては、もともと不登校であった児童生徒が通級による指導を利用

こういうお話を伺つたんですね。今はもう高等部の方なんですねけれども、中一から寄宿舎に入金している生徒さんのケースです。

生まれつきの全盲、知的障害、進行性の難聴で片耳がわずかに聞こえる、自閉症傾向があるために公共交通機関が使えず、自家用車で片道一時間十五分かけて親が送迎する。月曜から金曜まで寄宿舎での宿泊を希望していたんですけど、これが減らされてしまいまして、今泊まれるのは、月、火、木だというんですね。そうすると、週三

具体的には、寄宿舎指導員については寄宿児童生徒五人につき一人、養護教諭については児童生徒が六十人以上の学校には二人配置できる仕組みとなっており、このような配置基準のもと、令和元年度において、全国の千八十七校の公立の特別支援学校には、寄宿舎指導員が四千二百四十七人、養護教諭が千九百五十六人配置をされております。

御指摘の東京都からの要望においては、寄宿金指導員の定数改善が提案されておりますが、東京都の実際の配置は義務標準法で算定される定数を

下回つており、まずは定数を踏まえた寄宿舎指導員を配置していただく必要があると考えております。

また、特別支援学校の指導、支援体制については、東京都を始め全国の特別支援学校の児童生徒数が増加傾向にある中、現在、特別支援教育の方全般にわたつて有識者会議で検討しております。その中で、看護師や作業療法士、言語聴覚士など、専門スタッフも含めて、今後、特別支援学校の指導、支援体制をどう考えるかについても検討を行つてあるところであり、文部科学省としては、現段階において、東京都からの要望のような養護教諭に限つた定数改善は考えておりません。

もとより、今後の特別支援教育のあり方の見直しの中で特別支援学校の指導、支援体制の充実を図ることは重要であり、これらの取組を通じ、障害のある子供が障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援が受けられる環境の整備に努めてまいりたいと思います。

○宮本分科員 養護教諭の話は、私、今していなかつたんですけども。

寄宿舎の指導員は、配置基準をつくられたのは随分前なわけですかねども、労基法の規制がなかつた寮母の時代の基準なわけですよ。でも、労基法ができて、宿泊は週一回しかそれぞれできなくなるわけです、今のマンパワーでは。しかも、年々、重度・重複児、知的障害児がふえてきているということなんですよ。

ですから、八王子盲学校もありますし、ぜひ保護者や関係者の話を聞く機会を大臣御自身も持つていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○萩生田国務大臣 義務標準法、高校標準法は、学級数等に基づき特別支援学校の教職員の配置に必要な経費を算定する根拠として標準となる定数を算定する仕組みです。この定数を踏まえて、各都道府県が個々の実情等に応じて必要な教職員配置を行うこととなつておりますが、各学校におけ

る実際の教職員配置が標準法の規定する数を下回つたことのみをもつて違法となるものではないというふうに考えております。

いずれにしましても、今さまざまな児童生徒によつて環境が違いますから、先生が御指摘のように、職員がないことで寄宿ができるのか、あるいは通学をすることの何かさまざまなものがあるのか、個々によって事情はやや違う場合もあると思うんですね。しかしながら、職員がしっかりといればそれは解決できるんだとすれば、そこはしっかりと検討を加えていきたいなと思っております。

現場の皆さんのお声を聞くことはいつでも、我々としては否定するものではありませんので、機会があればお願ひしたいと思いますし、さつきちょっと丁寧に言つたんすけれども、わざりやすく言うと、必要な経費は東京都にきちんと算定して払つてもらつてございますので、都議会などでもしつかり議論していただければありがたいな。

○宮本分科員 国が今、定数に応じた経費を払つてゐるということなんすけれども、現場からすれば、今の定数でも、国が定数に応じても足りないといふことなので、そこもぜひ、いろいろな、設置基準も含めて検討を有識者会議でされていふと思いますけれども、寄宿舎の指導員の問題についてもそこでぜひ検討の課題にのせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○萩生田国務大臣 具体的な寄宿舎のあり方については、設置者である自治体において児童生徒の障害の状態等や地域の特性なども踏まえ適切に判断されるべきものですが、文科省としては、寄宿舎における児童生徒の人居の状況を踏まえつつ、これら児童生徒の日常生活上の世話や生活指導がしっかりと行われることが重要と考えておりますので、寄宿舎指導員を含めた職員定数改善については、どの職種について、より手厚い教職員配置を行ふことが必要か、そついた整理をしつかりして、また厳しい財政事情も踏まえながら慎重に

議論はしていきたいと思つています。

○宮本分科員 しつかり御検討をお願いしたいと思います。都議会議員宛てに出している要望書がありますので、後でお渡ししたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、学校の制服、標準服の問題についてお伺いしたいと思います。

今、小学校なんかでも、女の子はスカートで行つてゐるかズボンで行つてゐるかといったら、ズボンで行つてゐる子もたくさんいらっしゃるわけですね。好みはそれぞれですし、動きやすさ、あるいは冬だったら防寒ということを考えてズボンで行つてゐる子が多いわけです。

ところが、中学校、高校となると、制服で、今、女子でもスラックス、ズボンが選べるところは大分ふえてきましたけれども、まだまだ女子はスカート、男子はズボンといふところも少なくない。毛深いからスカートは嫌だ、足を見せるのは嫌だ、こういう人ももちろんいるわけであります。

これは東京都内でも、中野区や世田谷区などでどちらでも選べるようになりました。あと、全国的に見ても、昨年十月から福岡、新年度からは北九州市で、男女関係なくズボン、スカートを選べるようになる。さらに、岐阜県の教育委員会が県立高校の校長宛てに、校則を見直すに当たつて、生徒が抵抗感なく選択できるよう明記してほしいという通知も出したという報道もありました。

もうここのう時代ですから、ぜひ文科省自身が旗を振つていただいて、制服や標準服については、男女どちらでもズボン、スカートを選択できるようにする、こういうことをやる段階に来ているんじゃないかなと思いますが、これも大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○萩生田国務大臣 一般的に、制服着用を含めた校則については、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、また校則に基づき具体的にどのような手段を用いて指導を行うかについても、各学校

において適切に判断されるものと考えております。

校則の内容については、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて、絶えず積極的に見直す必要があると考えています。また、校則の見直しは、最終的には校長の権限において適切に判断するべき事柄であります。見直しの際には、児童生徒が話し合う機会を設けたり保護者からの意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加した上で決定することがあります。

このことは、平成三十年に発出した学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いに関する通知でも既に示しておるところをごぞいまして、毎年二回開催している生徒指導担当者向けの会議などにおいて周知を図つてゐるところであります。文科省としては、引き続き、さまざまな機会を捉えて周知徹底に努めてまいりたいと思います。

○宮本分科員 その通知、私も存じているんですけれども、校則を見直すに当たつては、そういう意見を聞いてくれという話は書いているわけですけれども、私が今言つたような、男性、女性とかわりなくズボンでもスカートでも選べるようになります。そういう話はどこにも書いてないわけではありません。だから、そういう中身も加味した通知にしていただきたいんですね。

やはり、中野区なんかは、ちょうど一年前だったと思いますけれども、小学生の子供自身が区長さんに手紙を書いて、それで変わつていったといふ経過があるわけです。小学生みんながそういう行動をとれたらいいですけれども、誰もがそういうことをやれてはいるわけでもないわけです。だけれども、小学生は、そういう、ズボンの方がいいわと思つてゐる子は、別に中野区に限らず日本じゅうどこでもいると思いますので、ぜひ、子供の意見表明権を後押しする上でも、もうちょっと踏み込んだ通知を発出していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○萩生田国務大臣 学校における通学用服等の学

用品の適正な取扱いということで、説明会の中で
も、例えば女子児童が、非常に冬場などは素足を
出して寒いということでズボンを望みたいとか、
あるいは行動的に活動したいのでズボン制服にし
たいというような意見があつて、それに対して学
校でみんなで詰合いをして、じゃ、そうしましょ
うねと変わっている事例なども示しておりますの
で。

て、子供にも保護者にも大変好評であつたというふうなことで、私も八王子の市役所に行つてお話を伺つてまいりました。

この報道に接した全国のお母さん方から、こういうのを私たちのところでもやつてほしいという声が上がつております。ぜひ、厚労省と文科省と協力して、好事例として普及していくいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○萩生田国務大臣　学校給食は、栄養バランスのとれた食事を提供することによつて、子供の健康の維持増進を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための生きた教材として大きな教育的意義を持つっています。

くなつたら働いている皆さんも困つてしまつますので、そういう民間への提供ですとか、あるいは、更に今考えておりますのは、ひとり暮らしのお年寄りなどの夜の給食の製造など、こういったものも、そういうたツールを上手に使いながら、今までのような、学校施設だからということで一辺倒じゃなくて、さまざまなお様な使い方というのは各自治体がいろいろ知恵を出していく、そういう時期に来ているんじゃないかと思いますので、積極的に応援をしてまいりたいと思います。

○宮本分科員 よろしくお願いしたいと思います。

時間もなくなつてまいりましたけれども、奨学金制度についてお伺いしたいと思います。

五年前こ、JASSOの貸与奨学生金について、

いうふうになつてしまふわけであります。これはやはり、さらなる救済制度がこの段階で必要ではないかといふうに私は考えております。猶予の期限を更に延長するのか、あるいは旧所得運動型の場合は、親御さんが年収三百万円以下、本人も年収三百万円以下だつたら期限なく返済猶予が続くわけであります。どういうやり方がいいのかというの là ありますけれども、この一千人ぐらいの方が、これからまた恐らく毎年こういう返済猶予期限が切れる方があらわれると思うんですが、この方々へのさらなる救済措置をぜひ検討していただきたいと思ひますが、いかがでしようか。

おじしないと思します。それわれらの学校の半
断で、一方的な押しつけじやなくて、皆さんから
沸き上がるような話合いの中では、ぜひそれは、そ
の方向がいいというのがあれば、我々何の異論も
ございませんので、大いに議論していただいて方
向を決めていただきたいかがかなだと思います。
○宮本分科員 いろいろな会議の場でそういう事
例も紹介されているという話でしたけれども、そ
ういう事例が紹介されていてもまだなかなか改
まっていないというところもあるわけですので、
更にその徹底の仕方にについて御検討をお願いした
いというふうに思います。

次に、学童クラブでの昼食の問題についてお伺
いしたいと思います。

今、共働きが大変ふえて、保育園も学童保育も
利用がふえております。学童保育には給食がない
わけですよ。学校があるときはもちろん給食が
なくて当たり前なんですが、とりわけ学校
の長期休みのとき、夏休み、つくり続けるのが太
変だという声を聞くわけであります。少しでも昼
食を学童で出してもらえたならという声が全国で
あるわけですね。

そういう中で、大臣の御地元の八王子市が、昨
年夏に、教育委員会、学校給食の調理員の協力を得
て、幾つかの学童クラブで昼食の提供を行つ

先生、わざわざ八王子まで行つていただいて、いろいろなお話を聞いていただいたと私も聞きました。八王子の場合は、小学校給食が、直営式でやっているものと業者委託でやっているもの、業者委託でやっているものを一部センター方式に今変えようという、言うなら、ちょうどさまざまなる端境期にあるんですね。

その中で、直営も民間も含めてなんですかけれども、せつから年間を通じて、施設をつくって、そしてそこに常勤の職員がいるんだとすれば、給食を提供しない学校休業中であっても仕事はしているわけですから、その有効な時間を使いながら、こういった地域貢献を一つのツールとしてやってみたらどうだということで始まったことだと承知しています。

非常に評判もいいので、私は、例えば直営だとこういうことも可能なんだなと思いますし、これからセントラルで夏休み四十日間全く仕事がなれば、セントラルで夏休み四十日間全く仕事がな

経済困難による返済猶予期間をそれまでの五年から十年に延ばしました。資料を配付しているもの裏面に、文科省につくっていた大いに資料を配付させていただきました。十年に延びたわけですがれども、今、九年から十年の間に、九年以上ですね、猶予期間になっている方が千七十六人いらっしゃるということなんですね。千七十六人ですから、選挙区単位で見れば、どの選挙区にも三、四人いる、平均的にはそういうことなのかなと思います。

私の地元の方でも、都内の有名私立大学に通つていて、博士課程まで進んで、奨学金を全部で一千万円借りた方がいらっしゃいます。若い未来ある研究者だつたんですが、ただ、大学でバハラに遭つて体調を崩してしまって、働けなくなつてしまつた。体調はよくなつたり悪くなつたりして、今、返済猶予期間にあるわけですけれども。この返済猶予の期間が十年に及ぶという方といふのは、やはりそれぞれさまざまな困難があると、いうケースが私は大変多いんじゃないかというふうに思うんですよね。十年過ぎたら、じゃ、一千万ある人が返せと言われて返せるのか。それは、そういう道はなかなか実際にはなくて、自己破産だと、そういう道を選ぶしかないのかなと

困難な方に対しても細かな対応が必要と考えており、これまでも、返還期限を猶予する年数制限の延長や、減額返還制度における期間の延長など、返還者の立場に立つて制度の充実を図ってきたのは先生今御指摘のとおりです。

一方、返還期限猶予制度については二〇一四年に年数制限を従来の五年から十年に延長したところであり、奨学金事業について返還金が次の世代の原資となるため、事業の健全性確保の観点からも猶予期限のさらなる延長は難しいと考えております。

所得連動型の返還を制度導入以前の貸与者に適用することは、既に返還を完了している者との不公平が担保されないことや、返還金が大幅に減少し、事業の健全性が確保しづらくなることなどの課題があり、また、有利子奨学金を所得連動型の対象とすることについては、返還者の所得が低く、返還月額が低額となる場合、利息の支払いが増大し、より返還者の負担を増大させることになる懸念があります。

経済困難による返還期限猶予の十年を超える場合であっても、条件を満たせば減額返還制度や他の猶予制度への移行も可能としており、このような制度も利用しつつ、少しずつでも返還をいただ

卷之三

きたいと考えておりますが、今先生御指摘になつたように、例えば病気などで実際に働くことがない環境にある人たちについては、個々の対応というのをしっかりとまいりたいと思います。全く無防備で、収入がない中でその返済を求めるような制度ではないということだけは御理解をいたきたいと思います。

○宮本分科員 時間になりましたので、これで終わりにしたいというふうに思います。

○井野主査 これにて宮本徹君の質疑は終了いたしました。

次に、伊佐進一君。

○伊佐分科員 おはようございます。公明党的伊佐進一です。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。早くですが、まず最初、冒頭、将棋の質問をさせていただきたいと思います。

国会の中にはいろいろな議連がありますけれども、将棋議連というのがあります。今、参議院議長の山東先生が会長を務めておりまして、私も今、事務局次長をやらせていただいております。私は、小学校のころからずっと将棋をやつております。今まで、今でも毎晩、もう、ほぼ毎晩、夜な夜なオンラインで将棋をやっております。大臣政務官をやらせていただいたときは、在京当番というのがあって、東京に週末も待機しなきゃいけないというときには、時間があれば駿ケ谷の将棋道場、将棋会館の方に通つて、行くと、大体相手をしてくれるのが子供たちでして、もうこんぱんにいつもやられるというようなことがあります。

あと、将棋を通じて思つては、この将

棋というのは本当に日本の文化そのものだなとい

うふうに思います。例えば礼節であつたりとか和

の心であつたりとか、礼に始まり礼に終わる。最

初、将棋というのは、向かい合つて、居を正し

て、よろしくお願ひしますといふところから始ま

ります。あとはもう全て運の介在の余地がなくして、全て実力で勝ち負けがはつきりして、最後は、自分で負けましたと言わないと終わらない。負けると、本当に悔しい思いをして泣いている子供たちもいるわけですが、こういう礼の部分であつたりとか、あるいは思考力、集中力、決断力とか洞察力とか、こういうものも含んでいます。

大臣に最初に伺いたいのは、将棋というのは、日本の文化という観点、あるいは教育的効果、こういう観点からも非常に有意義だというふうに思いますが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○萩生田国務大臣 科学技術に精通した理科系の伊佐先生が将棋がお好きだということで、何かほっとしたような感じがいたします。

将棋は、古くから国民的な娯楽として親しまれており、大切な我が国の伝統文化です。また、子供たちが将棋を通じて日本の伝統や文化に対する理解を深めたり、礼儀作法について学んだりすることは大変意義のあることと考えます。

私の地元にも、羽生名人が出身でございまして、彼はもう子供のときから将来名人になると言われているぐらいすごく優秀だったんですけども、先日久しぶりにお会いしたとき、やはり将棋の魅力とは、負けをみずから認めることというの

がすごく大事だ、こう言われまして、何か示唆されたような感じがした部分もあるんですねけれども、大切な、さまざま要素が詰まっているのが

日本の将棋だと思います。

世界有数の頭脳スポーツでもあり、将棋を学ぶことで育まれる集中力など、能力は子供たちの成長にも大きな影響を与えるものと考えています。

文科省としましては、子供たちが伝統文化を体験、習得する機会を提供する伝統文化親子教室事業などを通じて、引き続き将棋の普及について取り組んでまいりたいと思います。

○伊佐分科員 大臣からも、将棋について高く評価をしていただきました。

このすばらしい文化を世界に発信していくことも、私、非常に大事だと思っておりまし

て、今、将棋連盟では、国際将棋フェスティバル二〇二〇というのを計画をしておりまして、羽田空港で、いろいろな世界の棋士も集めて、そこで将棋をやる。和服の方もいらっしゃいますし、あるいは将棋盤とか駒、伝統工芸としての紹介というのもあって、いろいろな文化のよさが詰まつてあります。

今、日本博のプロジェクトとして申請をしているということですが、こういうものに限らずに、こうした将棋、あるいは日本の文化というものを世界に発信するというところで、文化庁、更に御努力いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中國政府参考人 お答えいたします。

我が国には、将棋を含め、世界に誇るべき魅力ある文化が多くございます。文化庁におきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会で世界の注目が集まる機会を活用いたしまして、組織委員会や関係省庁、地方公共団体、民間団体等と連携をしつつ、日本博を始めとした文化プログラムを全国各地において展開し、日本の多様な文化の魅力を国内外へ積極的に発信しているところでございます。

このような取組など、さまざまな機会を捉えながら、引き続き、将棋を含めました日本文化の国内外への発信に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○伊佐分科員 さつき教育的効果というところも多々あると承知しております。

子供たちが将棋を通じて日本の伝統や文化に対する理解を深めたり、礼儀作法について学んだりすることは意義のあることと考えております。各学校におきましては、例えば、総合的な学習の時間や小学校のクラブ活動、中学校、高等学校の部活動で将棋を扱うということは可能になつております。実際に授業に取り入れている例も多々あると承知しております。

○伊佐分科員 さつき教育的効果というところも多々あると承知しております。

申し上げましたが、そこについても伺いたいと思います。

思考力、集中力、決断力、洞察力。私、それ以外にも、人間関係というか人格形成、こういうところでも将棋ってすごい大きな役割を果たしているなど。例えば、私も、子供同士がやつているのを横で、結構うまいんですけれども見ていると、たまにけんかするんですよ。指を離したとか離していないとかで、いやいやまだ離していなかつたとかですね。そうすると、子供ら同士が、けんかをしているところに仲裁に入っていくんです。お

まえの言い分はどうだみたいなのをやり始めて。どうしてもそれで解決しないときは、道場の大人を呼んで、入つてもらって解決する。そういう一つを見ていても、人と人の人間関係というか、そういうところでも非常に勉強になつているんじゃないかというふうに思います。そういう意味では、小学校の道德、こういうところに入れてもいいんじゃないかもと思います。あるいは、中学校では部活動、高校では総合学習もあります。それぞれの学校によってのもちろん世界に発信するというところで、文化庁、更に御努力いただきたいと思いますが、文科省としてもぜひ御支援いただきたいと思います。

○串田政府参考人 お答えいたします。

子供たちが将棋を通じて日本の伝統や文化に対する理解を深めたり、礼儀作法について学んだりすることは意義のあることと考えております。各学校におきましては、例えば、総合的な学習の時間や小学校のクラブ活動、中学校、高等学校の部活動で将棋を扱うということは可能になつております。実際に授業に取り入れている例も多々あると承知しております。

また、御指摘の道德科の授業に関しましても、例えば、「私たちの道徳」中学校版におきまして、誠実に行動し、その結果に責任を持つ態度を育てるという観点から、将棋を題材とした教材を取り上げおりまして、文部科学省のホームページでもダウンロードして活用することが可能となつております。

文部科学省といたしましては、各学校の判断によりまして、こうした取組が地域や学校の特色及び児童生徒の興味、関心等に応じまして今後も広がっていくということを期待しております。

○伊佐分科員 ありがとうございます。「私たちの道徳」という、国がつくっている教科書になるんですかね、副読本ですかね、資料ですかね。というところで既に将棋を題材にして、一つの教材として成立しているということありました。

教育的効果という点で有効性が本当にどうな

か、これを客観的に、科学的に立証しようという

ことで、将棋連盟の方でも、学術面からそういうことができないか、つまり、将棋の教育的な効果、こういうものを調べよう、研究しようというところで頑張つておられます。こういうところも御支援をあわせてお願いしたいというふうに思います。

次に、少し話をかえまして、フィギュア、オタク文化について質問したいと思います。
私の地元の門真市というところに、海洋堂といふ会社があります。これは知る人ぞ知るフィギュアの会社であります。いろいろな伝説をつくつときました。

例えば、一九八二年にガレージキットというのをつくつて、円谷プロと組んで怪獣のフィギュアをつくつて、五十年前にフィギュアというような、そもそも概念というか製品を発明したのがこの海洋堂と言われています。
一九九六年に秋葉原にフィギュアショップをつくり、これは最初のホビー、オタクショップで、ここから秋葉原のいろいろなオタク文化が広がつていったというふうにも仄聞をしておりま

す。
一九九九年にチョコエッグ。チョコエッグが入っているんすけれども、これは単なるおまけじやなくて、コレクションとして集めて、「昔は、大人買いみたいなのがここから始まつた」というふうに言われています。

これは、アニメなら手塚治虫で、フィギュアなら海洋堂と言われるような、知る人ぞ知る会社なんですが、文化庁のメディア芸術祭でもこの功績がたたえられて功賞を得てている。シン・ゴジラという映画がありました。萩生田大臣がもしかするとモデルじゃないかというふうに言われているあのシン・ゴジラでありますけれども、そのひな形をつくつたのもこの会社であります。

アーティストからミリタリーも、少女キャラまでいろいろなものがあるわけで、工房に行くと造形師という方がいて、本当に生き生きと作品

をつくっています。すごい技術、世界に誇る技術力でして、まさしくこれは世界に誇るオタク文化じゃないかと。

この海洋堂が今、フィギュアの殿堂として博物館をつくろうとしています。地元の門真市とコラボして、協力してやろうとしています、文科省

に伺いたいのは、伝統芸能とか伝統文化に対する支援というのは今までいろいろと進めていただ

いたと思いますが、日本のこうしたオタクカルチャ、こういうものを世界に売り込んでいく、

応援するような施策を、文化庁、充実させていた

だいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中岡政府参考人 委員御指摘のアニメあるいは

映画等あるいはそれに関連いたしますフィギュア

の作製でございますが、それを含みます我が国の

メディア芸術は広く国民に親しまれているとともに、海外で高く評価されている。我が国への理解

や関心を高めております。

このようなメディア芸術は、我が国の文化振興

はもとより、産業や観光の振興、国際文化交流の

推進にも大きく寄与するものであります。そのた

め、文化庁では、メディア芸術の振興を重要な課

題の一つに位置づけておりまして、例えばメディ

ア芸術祭の実施及び海外のメディア芸術関連フェ

スティバル等における受賞作品の展示、上映や人

材育成等を行つております。また、日本博におけるアニメ、映画等の展示場へ、体験等のメディア

芸術作品の紹介などの取組も行つております。

実績もございます。

○伊佐分科員 次長の方から、幅広いという御答

えをいただきました。メディア芸術だけではなくて、文化庁、いろいろなツールがあると思います。

そこで、まず、歌舞伎の歴史というものをある方にいろいろと教えていただきました。そうすると、昔は歌舞伎といふのは広く本当に庶民のものだった。つまり、誰でも実力があれば歌舞伎役者になれた、

すので、そういうのを通じてオタク文化をぜひ広げていっていただきたいというふうに思います。あわせてもう一問なんですが、今国会で法案審議されるであろう文化観光推進法というのがあります。中身を見ますと、文化資源の保存や活用、あるいはその文化資源の解説、紹介、博物館など

の拠点をつくつて、文化観光の振興を図つてこ

うというものであります。この文化資源という

ところにフィギュアも含めたオタク文化といふ

は入るのかどうか、支援の対象となるのかどうか

というところについて伺いたいと思います。

○中岡政府参考人 今般、国会に提出させていた

だいております文化観光拠点施設を中心とした地

域における文化観光の推進に関する法律案におけ

るよう解説紹介するとともに、文化観光の推進

に関する事業を行う者と連携することによつて、

地域における文化観光の拠点となるものでござい

ます。

このような文化観光拠点施設には、典型的な歴

史博物館や美術館のみならず、漫画やアニメに関

します文化施設等も含まれるものと考えております。

また、本法案で認定された計画につきましては、博物館を中心とした文化クラスター推進事業

を通じまして、多言語化対応、専門人材の確保、

来館者の利便性向上等について支援したいと考えております。

○伊佐分科員 ありがとうございます。

漫画、アニメ、こういったものも対象になると

いうことでした。

それでは、次に、伝統芸能について移つていき

たいと思います。

私は、歌舞伎の歴史というものをある方にいろいろと教えていただきました。歌舞伎役者になれた、

歌舞伎といふのは広く本当に庶民のものだった。つまり、誰でも実力があれば歌舞伎役者になれた、

このため、文化庁では、次代を担う子供たちに

対しまして、歌舞伎を始めとした伝統文化、生活

庶民も役者になれた。ところが、戦後、GHQの統制もいろいろさまざまあって、歌舞伎の形態が変容していった。家柄。歌舞伎の家柄じゃないと

役者になれないということになった。だから、大抵は、その家の息子であるとか、あるいは、その家に入るという方じやないと歌舞伎役者になれない

いと。

歌舞伎の興行というのは、今では民間企業の松

竹さんが一手に支えているわけです

が、こうした歌舞伎文化を力強く広めるという点

で、家柄とか力強い民間企業の存在と、あるいは非

常に意味はあるというふうには思います。

ただ、一方で、歌舞伎の裾野を広げていくとい

う観点からすると、例えば、さつき申し上げた民

間企業であるとか家柄に属していないけれども、

町で普通に子供たちに対して歌舞伎を教えている

よ、うな、こういう方々も実は今でもいらっしゃいま

す。江戸時代ではもつとたくさんあったんだ

しょ、うが、今はそんなに多くはありません。

なぜかというと、そもそも歌舞伎というのは、

例えば舞台、あるいは化粧であつたりとか、非常

にお金がかかる。教室をやつて歌舞伎を一生懸命

教えている方々、というのは、収入は月謝だけです。だから、何か子供たちの公演をやろうと思つたら、親御さんはかなり出費をしてこういつたもの

のを支えているというのが現状です。

今、文化庁の歌舞伎に対する支援というのをい

ろいろと見て、おりますと、家柄のあるところと

か、あるいは大手の芸能に所属しているところ、

こういうところの支援は結構たくさん、多いなと

いうふうに思つております。ところが、裾野を広げる活動をしている、こういう方々に対してもう少し積極的に支援をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中岡政府参考人 我が国の大代表的な伝統演劇であります歌舞伎を保護し、次世代へ継承していくことは極めて重要であると考えております。

このため、文化庁では、次代を担う子供たちに

対しまして、歌舞伎を始めとした伝統文化、生活

文化等に関する活動を計画的、継続的に体験、習得できる機会を提供する伝統文化親子教室事業を実施しております。

子供たちが伝統文化を身近に体験できる機会が少ない近年におきましては、本事業には根強い要望がございまして、令和二年度政府予算案におきましては、前年度から増額して計上しているところでございます。

文化庁といたしましては、引き続き、こうした事業等を通じて裾野の拡大に努めまして、歌舞伎文化の振興に努めたいと考えております。

○伊佐分科員 次長のおっしゃつていただいた親子教室事業、これも存じ上げてはいるんですが、そうやつて歌舞伎の機会に触れるとか体験するとか、こういうのも大事なんですが、私が今申し上げたのは、本当に、歌舞伎のわざの鍛磨であるとか後継者の育成であるとか、こういったところを一生懸命、だから、単なる、そういう機会に触れるだけじゃない、後継者育成まで頑張つてやつているようなところも実はあるんです。ところが、手に限られてしまつて、どういうところを何とかぜひ見直していただきたいという点でございりますので、引き続き前向きに御検討いただければと思います。

次に、学校の長寿命化について伺いたいと思います。

学校施設は、四十年代、五十年代に建てられたものが多いということで、今老朽化が進んでいるというのももう近年ずっとと言われている課題でございます。

文科省の補助制度で長寿命化改良事業というのがあつて、建屋を、学校の校舎を長寿命化する改修の要件というのがあります。それは、軸体の中性化対策。つまり、原則として、建屋全体、一棟全部を改修しないと、この長寿命化改良事業といふのが使えない。

ところが、自治体もなかなかやはり一気に改修できるほどの余裕がなくて、予算上の制約もあり

ます。人手不足というのもあります。だから、まずは例えは屋上の防水だけやりたいとか、外壁の改修だけやりたいとか、こういうような声があります。いざれ軸体について、本体についてもしかりとやるけれども、現時点では先にできるところからやりたい。ところが、そうすると、先にで

きるところからやるんだつたら補助の対象にはならないということになつております。だから、まとめて一気にやれば対象なんだけれども、順次やつたら対象にならなかつた、こういう補助制度がありました。

これは以前からずっとお願いを申し上げてい

て、自治体の財政状況も考えて、この要件を緩和できないか、内部と外部と、内部の工事と外部の工事を切り分けて工事してもこの補助の対象になるようにできないのかということをずっとお願いをしてまいりましたが、今の検討状況はいかがでしょうか。

○佐々木(さ)大臣政務官 公立学校施設につきま

しては、近年、老朽化が大きな課題となつております。トータルコストの縮減、整備量の平準化を図りながら、計画的な整備を進めていく必要がございます。

このため、文部科学省では、従前の改築型の整備手法から、工事費を抑えながら改築と同等の教育環境を確保でき、排出する廃棄物も少ない長寿命化対策へシフトするよう、各地方公共団体に促

しておこなっています。

○佐々木(さ)大臣政務官 おっしゃるとおりでござります。

さつき政務官から御答弁いただいたとおり、おっしゃるとおりだと。つまり、これからは、こ

のR二年の予算からは、内部と外部を別々に行つても大丈夫と。私が文科省の方から事前に聞いていたのは、補助率も実は上がって、今までの地方負担というのは五一・七%だったのが二六・七%になる。しかも、本体の軸体の工事が築四十年でやる、その前の二十年、その後の二十年、両方とも使えるようになる。かなりこれは使いやすくなる、使いやすい補助制度になるというふうに伺っております。自治体の要望を聞いていただきて、文科省、検討を進めていたいた結果、こうしてかなり使い勝手のいい制度になつたというふうに思つております。ありがとうございます。

次に、では、がん教育について残りの時間伺いたいと思います。

私が議員になつてすぐ、政府に対する申入れ文書を党の中で出すと言つて、ちょっと作文しなさいと言つて、一番最初に作文した文書といふのが、私、このがん教育の申入れ

反映をされて、学習指導要領にまで反映をされ

たといふことになりました。

我々がずっと訴えてきた一つは、がん教育をす

ることとしております。

今後とも、地方公共団体の要望を踏まえまし

て、老朽化対策のさらなる支援を行つてまいりました。学校の先生ががん教育をするというだけじゃなくて、お医者さんであるとか、あるいはがんサ

いと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○伊佐分科員 もう一度確認したいので、参考の方でも結構なんですが、今の文科省の見解といふのは、今までだつたら一体でじやないとできなかつたものが、内部と外部、分けてもいいよ、これから分けてもよくなりますよ、こういうことでよろしかつたんでしょうか。

○佐々木(さ)大臣政務官 おっしゃるとおりでござります。

さつき政務官から御答弁いただいたとおり、おっしゃるとおりだと。これからは、こ

のR二年の予算からは、内部と外部を別々に行つても大丈夫と。私が文科省の方から事前に聞いていたのは、補助率も実は上がって、今までの地方負担というのは五一・七%だったのが二六・七%になる。しかも、本体の軸体の工事が築四十年でやる、その前の二十年、その後の二十年、両方とも使えるようになる。かなりこれは使いやすくなる、使いやすい補助制度になるというふうに伺つております。自治体の要望を聞いていただきて、文科省、検討を進めていたいた結果、こうしてかなり使い勝手のいい制度になつたといふふうに思つております。ありがとうございます。

次に、では、がん教育について残りの時間伺いたいと思います。

私が議員になつてすぐ、政府に対する申入れ文書を党の中で出すと言つて、ちょっと作文しなさいと言つて、一番最初に作文した文書といふのが、私、このがん教育の申入れ

反映をされて、学習指導要領にまで反映をされ

たといふことになりました。

我々がずっと訴えてきた一つは、がん教育をす

ることとしております。

今後とも、地方公共団体の要望を踏まえまし

て、老朽化対策のさらなる支援を行つてまいりました。学校の先生ががん教育をするというだけじゃなくて、お医者さんであるとか、あるいはがんサ

バイバー、がんになられたけれども、がんと闘つて、今生存されいらつしやる、頑張つていらつしゃる方々、こういう方々に幅広く参画いただけます。いざれ軸体について、本体についてもしつかりとやるけれども、現時点では先にできるところからやりたい。ところが、そうすると、先にで

きるところからやるんだつたら補助の対象にはならないということになつております。だから、まだ分けてもよくなりますよ、こういうことでよろしかつたんでしょうか。

○丸山政府参考人 お答えをいたします。

御指摘の平成三十年度におきますがん教育の実施状況調査におきましては、外部講師を活用した学校の割合については、前年度から〇・九ポイントふえているものの、十分とは言えない状況でありますと、全体の八・一%しかありませんでした。文科省はこの結果をどのように受けとめているのか、伺いたいと思います。

○伊佐分科員 ありがとうございます。

さつき政務官から御答弁いただいたとおり、おっしゃるとおりだと。これからは、この外部講師の活用状況というのを見たものが、内部と外部、分けてもいいよ、これから分けてもよくなりますよ、こういうことでよろしかつたんでしょうか。

○佐々木(さ)大臣政務官 おっしゃるとおりでござります。

さつき政務官から御答弁いただいたとおり、おっしゃるとおりだと。これからは、こ

のR二年の予算からは、内部と外部を別々に行つても大丈夫と。私が文科省の方から事前に聞いていたのは、補助率も実は上がって、今までの地方負担というのは五一・七%だったのが二六・七%になる。しかも、本体の軸体の工事が築四十年でやる、その前の二十年、その後の二十年、両方とも使えるようになる。かなりこれは使いやすくなる、使いやすい補助制度になるというふうに伺つております。自治体の要望を聞いていただきて、文科省、検討を進めていたいた結果、こうしてかなり使い勝手のいい制度になつたといふふうに思つております。ありがとうございます。

次に、では、がん教育について残りの時間伺いたいと思います。

私が議員になつてすぐ、政府に対する申入れ文書を党の中で出すと言つて、ちょっと作文しなさいと言つて、一番最初に作文した文書といふのが、私、このがん教育の申入れ

反映をされて、学習指導要領にまで反映をされ

たといふことになりました。

我々がずっと訴えてきた一つは、がん教育をす

ることとしております。

今後とも、地方公共団体の要望を踏まえまし

て、老朽化対策のさらなる支援を行つてまいりました。学校の先生ががん教育をするというだけじゃなくて、お医者さんであるとか、あるいはがんサ

いと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○伊佐分科員 さつき局長の方から、外部講師を活用しなかつた理由として、適当な講師がないかったというようなことが答えて返つてきていると。あるいは、教師が指導したからいいんだ、こ

ういう声も、私、伺つております。

これは、何のために外部講師が必要なのか、外部講師の活用が重要なのかというところは、もう少し文科省としてもアピールしていくべきだといふふうに思つております。もちろんこれは、

单なる知識を伝えるだけじゃなくて、健康とか命の大切さ、こういうもの学んでいく、こういう大きなテーマもあつたというふうに思つております。こういうところをじつかりと踏まえた上で取組をお願いしたい。

この外部講師の活用については、この国会の代表質問で、我が党から、齊藤幹事長から質問をして、総理が答弁をしております。総理の答弁の中には、医師等の外部講師の活用について、あつたのは、文科省と厚労省が連携して、体制整備を積極的に推進していくという前向きな答弁をいただいております。

じゃ、この厚労省と文科省との連携、具体的にどのように進めていくのかについて伺いたいと思います。

○丸山政府参考人 御指摘の外部講師の活用についてごぞざいますが、厚労省におきまして、がん診療連携拠点病院等の指定要件というものが見直しをされまして、平成三十年の七月に、新たに、がん診療連携拠点病院、また地域がん診療病院、これは合わせて四百三十六カ所ござりますけれども、その病院等が学校等でのがん教育に外部講師として協力をすることになったところでございます。

このため、今後、がん診療連携拠点病院等における学校におけるがん教育の協力が一層進むようには、厚労省、文科省連名による通知を発出することといたしております。

引き続き、厚労省と連携をしながら、かん教육の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

○伊佐分員 しっかりと連携をして、日ごろからいろいろな会議体で厚労省と一緒になつていてると思います、より密にお願いしたい。

　というのは、これからよいよ全国展開が始まります。今まではモデルケースで幾つか進めていた実態だったと思いますが、小学校では二〇二〇年四月から、中学校は二〇二一年四月から、学習指導要領に基づいて全国展開ということになります。

すので、ここは、最後の質問になりますが、国が
前に積極的に進めるべき観点からも、予算も

ようになつてゐるか、教えていただけます。
○新川政府参考人 お答え申し上げます。

しっかりと確保していただき取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策につ
きましては、中長期ロードマップに基づき、國も
前面に立って、安全かつ着実に進めてきておりま

来年度予算案におきましては、外部講師ががん教育を行う際の配慮事項や指導内容の具体例を盛り込んだ、外部講師向けのがん教育ガイドラインを作成することを予定をいたしております。

例えば、燃料デブリ取り出しに向けては、二号機で、燃料デブリと思われる堆積物をつかんで動かせることを確認をしております。また、汚染水対策につきましても、凍土壁やサブドレーンなどの予防的、重層的な対策により、汚染水発生量は着実に低減しております。

今後、がん教育を着実に前に進め、一層の充実を図るよう努めてまいりたいと考えております。

例えば、燃料デブリ取り出しに向けては、二号機で、燃料デブリと思われる堆積物をつかんで動かせることを確認をしております。また、汚染水対策につきましても、凍土壁やサブドレーンなど の予防的、重層的な対策により、汚染水発生量は 着実に低減しております。

また、技術的難易度が高く、国が前面に立つて 取り組む必要がある研究開発について財政措置を 行ってきており、これまで総計二千七百億円以上

○伊佐分科員 ありがとうございました。
以上、終わりたいと思います。ありがとうございます。
いました。
○井野主査 これにて伊佐進一君の質疑は終了いたしました。

次に、上杉謙太郎君。

○上杉分科員 おはようございます。自民党の上
杉謙太郎でございます。

例えば、燃料デブリ取り出しに向けては、二号機で、燃料デブリと思われる堆積物をつかんで動かせることを確認をしております。また、汚染水発生量の予防的、重層的な対策により、汚染水発生量は着実に低減しております。

また、技術的難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要がある研究開発について財政措置を行ってきており、これまで総計二千七百億円以上を計上しておりますが、その結果、凍土壁の開発による地下水流入量の削減や格納容器の内部の状況の把握等の成果が得られております。

周辺地域で住民帰還や復興の取組が徐々に進む中、こうした進捗状況等も踏まえ、昨年十二月に立を大原則として、安全確保を最優先に進めていくことを改めて打ち出しております。

質問の機会をいたたきまして、ありがとうございます。拍手、ありがとうございます。

例えば、燃料デブリ取り出しに向ては、二号機で、燃料デブリと思われる堆積物をつかんで動かせることを確認をしております。また、汚染水対策につきましても、凍土壁やサブドレーンなどの予防的、重層的な対策により、汚染水発生量は着実に低減しております。

また、技術的難易度が高く、国が前面に立つて取り組む必要がある研究開発について財政措置を行つてきており、これまで総計二千七百億円以上を計上しておりますが、その結果、凍土壁の開発による地下水流入量の削減や格納容器の内部の状況の把握等の成果が得られております。

周辺地域で住民帰還や復興の取組が徐々に進む中、こうした進捗状況等も踏まえ、昨年十二月には中長期口一ドマップを改定し、復興と廃炉の両立を大原則として、安全確保を最優先に進めていくことを改めて打ち出しております。

引き続き、安全確保最優先、リスク低減の方針を堅持し、地域・社会とのコミュニケーションを一層強化しながら、必要な財政措置も含め、國も前面に立ちつつあります。も併せて、

分野におきましては、冒頭和福島選出ありますから、亀岡副大臣にもお越しいただきましたが、お互い福島でございます。

例えば、燃料デブリ取り出しに向けては、二号機で、燃料デブリと思われる堆積物をつかんで動かせることを確認をしております。また、汚染水対策につきましても、凍土壁やサブドレーンなどの予防的、重層的な対策により、汚染水発生量は着実に低減しております。

また、技術的難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要がある研究開発について財政措置を行つてきており、これまで総計二千七百億円以上を計上しておりますが、その結果、凍土壁の開発による地下水流入量の削減や格納容器の内部の状況の把握等の成果が得られております。

周辺地域で住民帰還や復興の取組が徐々に進む中、こうした進捗状況等も踏まえ、昨年十二月には中長期ロードマップを改定し、復興と廃炉の両立を大原則として、安全確保を最優先に進めていくことを改めて打ち出しております。

引き続き、安全確保最優先、リスク低減の方針を堅持し、地域、社会とのコミュニケーションを一層強化しながら、必要な財政措置も含め、国も前面に立つてしっかりと取り組んでまいる所存でございます。

とは、基礎研究ですか賠償、また放射線教育をやつていらっしゃいます。きょう、もう二月はおしまいで、来月三月、三月十一日と、東日本大震

例えば、燃料デブリ取り出しに向けては、二号機で、燃料デブリと思われる堆積物をつかんで動かせることを確認をしております。また、汚染水対策につきましても、凍土壁やサブドレーンなどの予防的、重層的な対策により、汚染水発生量は着実に低減しております。

また、技術的難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要がある研究開発について財政措置を行つてきており、これまで総計二千七百億円以上を計上しておりますが、その結果、凍土壁の開発による地下水流入量の削減や格納容器の内部の状況の把握等の成果が得られております。

周辺地域で住民帰還や復興の取組が徐々に進む中、こうした進捗状況等も踏まえ、昨年十二月には中長期コードマップを改定し、復興と廃炉の両立を大原則として、安全確保を最優先に進めていくことを改めて打ち出しております。

引き続き、安全確保最優先、リスク低減の方針を堅持し、地域、社会とのコミュニケーションを一層強化しながら、必要な財政措置も含め、国も前面に立つてしっかりと取り組んでまいる所存でございます。

○上杉分科員 ありがとうございます。

四十年、五十年かかるというふうに言われておりますので、汚染水処理の問題も含めて、引き続しきお願いをしたいというふうに思います。

文科省さんに伺いますけれども、四十年、五十

そこまで、廃炉ですかそこら辺のお話を伺
災から九年、もう間もなく十年というところであります。

例えば、燃料デブリ取り出しに向けては、二号機で、燃料デブリと思われる堆積物をつかんで動かせることを確認をしております。また、汚染水対策につきましても、凍土壁やサブドレーンなどの予防的、重層的な対策により、汚染水発生量は着実に低減しております。

また、技術的難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要がある研究開発について財政措置を行つてきており、これまで総計二千七百億円以上を計上しておりますが、その結果、凍土壁の開発による地下水流入量の削減や格納容器の内部の状況の把握等の成果が得られております。

周辺地域で住民帰還や復興の取組が徐々に進む中、こうした進捗状況等も踏まえ、昨年十二月には中長期ロードマップを改定し、復興と廃炉の両立を大原則として、安全確保を最優先に進めていくことを改めて打ち出しております。

引き続き、安全確保最優先、リスク低減の方針を堅持し、地域、社会とのコミュニケーションを一層強化しながら、必要な財政措置も含め、国も前面に立つてしっかりと取り組んでまいる所存でございます。

○上杉分科員 ありがとうございます。

四十年、五十年かかるというふうに言われておりますので、汚染水処理の問題も含めて、引き続

究と技術開発ということありますので、また、きお願いをしたいというふうに思います。

去年ですと、ロボットを使ってデブリのようなも

文科省さんに伺いますけれども、四十年、五十年かかる廢炉に当たつて、文科省さんの方では研究と技術開発ということありますので、また、

きお願いをしたいというふうに思います。

いたいんですけど、きょう経産省さんにも、済みません、お越しをいただきました。現状、廃炉の進行状況と、そしてまた来年度の予算、どの

例えば、燃料デブリ取り出しに向ては、二号機で、燃料デブリと思われる堆積物をつかんで動かせることを確認をしております。また、汚染水対策につきましても、凍土壁やサブドレーンなどの予防的、重層的な対策により、汚染水発生量は着実に低減しております。

また、技術的難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要がある研究開発について財政措置を行つてきており、これまで総計二千七百億円以上を計上しておりますが、その結果、凍土壁の開発による地下水流入量の削減や格納容器の内部の状況の把握等の成果が得られております。

周辺地域で住民帰還や復興の取組が徐々に進む中、こうした進捗状況等も踏まえ、昨年十二月には中長期ロードマップを改定し、復興と廃炉の両立を大原則として、安全確保を最優先に進めていくことを改めて打ち出しております。

引き続き、安全確保最優先、リスク低減の方針を堅持し、地域、社会とのコミュニケーションを一層強化しながら、必要な財政措置も含め、国も前面に立つてしっかりと取り組んでまいる所存でございます。

○上杉分科員 ありがとうございます。

四十年、五十年かかるというふうに言われておられますので、汚染水処理の問題も含めて、引き続ぎお願いをしたいというふうに思います。

文科省さんに伺いますけれども、四十年、五十年かかる廃炉に当たつて、文科省さんの方では研究と技術開発ということでありまして進展をいたしました。ロボット開発もそうでありますし、去年ですと、ロボットを使ってデブリのようなものを見つめられたということでありまして進展をいたしました。

ますが、車両の速度の抑制を促しますハンド、路面に凸部をつくるというものでございますが、このハンドを設置する、あるいは生活道路のエリアへの車両の進入を防ぐためのボラードを設置する、歩道の設置あるいは交差点の改良などの交通安全対策を地域の皆様の合意に基づいて計画的に実施しよう、こういった取組を支援するものでございまして、国費をいたしまして三十億円を計上しているところでございます。

国土交通省といたしましては、本制度も活用いたしまして、子供の移動経路などの安全確保を一層積極的に進めてまいります。

○上杉分科員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

統いて、交通安全の次が防災なんですけれども、昨年、台風十九号等幾つも災害がありました。この災害、台風もそうでありますし、異常気象によるものではなくて、異常気象がもう常態化してしまって、毎年もしかすると起こるかもしれません。そういったときに、ここは文科ですので文科分野でいいますと、子供たちに避難させるときにはどうするかというお話をなんですか。

去年の台風のときも私ども福島県は大変な被害がありました。そういったときに、消防団の方々が本当にすばらしい活躍をしてくださったんですね。消防団の命があったというところでありました。

では、小学校、中学校の学区というふうに見ますと、学区の中の登校班ですか、必ずそこには消防団の方がいるわけであります。しかも、地元に住んでいますし、自分の子供だつたりするわけを熟知しています。

そういうときに、例えば台風とかが起きたときに避難するのが大体自分の小学校だつたりするんですね、公民館とかもありますけれども、通学

路をそのまま行くと、実は川沿いに通学路を設定している班もあるわけですよ。川の土手のところの道を通つて学校に行くとかもあるわけですね。

そこから越水しているので通れないわけあります。そうすると、学校の通学のときの登校ルートと避難するときのルートは違つてくるという場所

が出てくるわけでありますよね。

ということは、災害があつたときにどういうふうに学校に避難するのかというルートを細かくしつかり設定していかないといけない。例えばそ

ういうときに、消防団の方々とかは非常に知見を持っていますので、今、文科省さんだと地域コミュニティ制度とかありますから、そういうところ

にしつかり消防団の方を入れて、そういう方が一のときにこういうふうにやるんだということをシン

ミュレーションしていく必要があるというふうに思っています。

○上杉分科員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

統いて、今年度、学校の中になるんですけども、小学校、中学校、特に中学校なんですけれども、部活動指導員について伺いたいと思うんです。

○上杉分科員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいといふうに思います。

統いて、今年度、学校の中になるんですけども、教員の方々、負担軽減していかないといふ

ういうことがあります。それで部活動の指導員も外部から呼んでこようと。また一方で、部活動の時間を削減するというのもあって、土日どちらか一日ですか、こういうふうにもなつて

いる。

教員の負担軽減という側面と、あともう一個、部活動の時間が少なくなるのであれば、顧問の先生

の専門性を高めるということが大事だなと思う

です。この二点、業務負担と専門性を高めるとい

うこの二点から、部活動指導員をもつと推進していくべきだと思うんですね。

例えば、私の場合、剣道をやつているんですけど、剣道三段なんですけれども、中学生に教える

ときには有段者が教えない、ちょっとあれですが、剣道未経験者の部活の顧問の先生ですと

その学校というのはやはり強くならないですよ

ね、私でさえ全然ダメですけれども。

やはり、そう考えますと、部活の顧問の先生、そのスポーツをやつていたかというの四十数%

ぐらいしかいなかつたという、文科省さんの資料

ですね、ということは、やはり経験者が顧問の先生をやるべきでありますので、それを外部から連れてくる。そうすることによって、専門性も高まつて子供たちの技術のレベルも上がりまます。

学校の先生の負担もとれるということでありますけれども、どのように進めているか、教え

ていますか。

○丸山政府参考人 部活動指導員の予算の関係でございますが、令和二年度予算案におきましては、部活動ガイドラインを遵守するなど部活動の適正化に向けて取組を進めている学校設置者を対象に、部活動指導員の配置につきまして、「一校一

人以上の配置が実現する一万二百人、予算額で十億円に拡充を行うとともに、各自治体により広範囲で人材確保が進められるよう、新たに交通費を補助対象経費として含めることとしたしま

た。

一方で、部活動指導員の人材確保については、学校任せにせず、各教育委員会において、教員経験者や競技の経験者、教師を志す学生など、老若男女を問わず幅広く人材を確保できるよう、人材バンクの整備といった取組を積極的に進めていた

だけ必要があると考えております。

実際に、教育委員会等におきましては、東京都や島根県の益田市におきましては、域内幅広く人

才を確保できるよう人材バンクの設置、また、名古屋市では、大学と連携をしまして大学生の部活

活動指導員を確保といった部活動指導員の人材確保の工夫がなされておりまして、文部科学省として

は、こうした好事例の横展開によりまして、各教育委員会等における人材確保の取組を支援してま

りりたいと考えております。

○上杉分科員 ありがとうございます。

交通費を新たに支給することになったというこ

とで、前進だと思いますので、さらに月曜から

金曜、土日で仕事をしている方もいらっしゃいますから、部活の顧問だけをやるというのはなかなか

か難しいのかもしませんけれども、例えば、六十歳で定年され、その後、セカンドライフをど

うするかというときに、子供たちに教えよう、部活の先生だったらできる、生活できるぐらいの給

料がもらえて専門でやつてもうというのも一つ

検討の材料でもあると思いますので、ぜひ、今後、いろいろなところで一緒に検討させて

行つてあるという事例もございます。

今後とも、こうした地域と連携しての防災教育

の実践例も踏まえつつ、地域の人材を有効に活用

した学校安全の取組を推進していきたいと考えて

おります。

おきます。

ご存じですか。

もらえたらいがたいというふうに思います。統いて、教育の中の地方格差ということなんですかけれども、やはり、首都圏の子供たちと地方の子供たちとでは、いろいろな教育の機会といふ子供で違う。いろいろな要因があつてそうである子で違う。いろいろな要因があつてそうである子ですけれども。そういった中で、今、もうどんどんどんどんICT、AIの社会になつてきておりましたから、いろいろとそういうツールを使えば全國均一で同じことができるわけありますので、一部、地域の教育の格差の是正というものが進むんだろうなというふうに思つております。

そこで文科省さん、どういうことを促進されいくかを御説明いただけますでしょうか。

○丸山政府参考人 ICTや先端技術を効果的に活用することにより、学びにおける時間、距離などの制約を取り払うこと、また、個別に最適で効果的な学びや支援を行うことなどが可能になるというふうに考えております。

このため、文部科学省では、GIGAスクール構想を掲げ、令和の時代における学校のスタンダードとして、全国津々浦々の学校において一人一台端末環境の実現を目指しております。

また、このよだなICT環境を基盤として、遠隔教育を活用し、過疎地や離島、小規模校を始め、全国どこでも子供たちが多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図ることや、デジタル教材を活用し、一人一人の学習進捗状況に応じた、よりきめ細やかな指導を行うことや、先端技術を効果的に活用することにより、いつでもどこにいても子供たちの学びの質を高めることができるというふうに考えております。

文部科学省では、先端技術の効果的な活用に関する実証事業を行い、その成果も踏まえつつ、来年度中を目途に学校現場における先端技術ガイドラインを策定することとしており、全国の学校において先端技術の効果的な活用が進んでいくよ

う、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔鬼木主査代理退席、主査着席〕

○上杉分科員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

十分を切つてしまつたので、説明を短くしてどんなん進めていきたいというふうに思います。統いて、今度はITじやなくてAIとかなんですかけれども、AI戦略二〇一九というのもあります。

いた。これからそのAIをやつしていく上で、やはり小学生からやつしていく必要があるというふうに思つます。昔だったら読み書きそろばんと言いましたけれども、これからはもうデータサイエンス、AI、数理とかですね。

子供たちは、算数をやつしているときから、将来こういうことをやるんだというイメージも出てくると思いますので、新学習指導要領も変わりますし、子供のうちから、数理、データサイエンス、AI、データを理解し、使いこなす力に加えまして、課題設定、解決力や異質なものとの組み合わせる力などによりまして価値創造を行う、そういうふうに人材の育成が重要というふうに考えております。

○串田政府参考人 お答えします。

ソサエティイ・・の到来など、予測困難な変化の激しい社会におきましては、高い理数能力でAI、データを理解し、使いこなす力に加えまして、課題設定、解決力や異質なものを組み合わせる力などによりまして価値創造を行う、そういうふうに人材の育成が重要というふうに考えております。

このため、新しい学習指導要領におきましては、例えば、算数、数学科におきまして、小学校の算数においては、統計にかかわりましてデータの活用といつた領域を新設するなど、小中高等学年を通じて統計教育の充実を通じて、研究開発の取組が急速に進展しているところでございます。

我が国でも、今御指摘のありました量子技術を科学技術イノベーション政策上の重要技術と位置づけまして、統合イノベーション戦略推進会議のもとで審議を進めまして、ことしの一月二十一日に量子技術イノベーション戦略として決定されたところであります。

私は文部科学省といたしましては、この戦略を踏まえまして、量子コンピュータ、量子計算・センシングなどに対する重点的な研究開発、教育を必修化しております。また、小学校におきましてはプログラミング教育を必修化しております。また、大学や国立研究開発法人等におきまして、国内外から人材や投資を呼び込み、基礎研究から

を育成するほか、高等学校の情報科におきましては、共通必修科目といたしまして情報工を新設し、全ての生徒がプログラミングやデータベースの基礎等を学ぶこととしております。

○上杉分科員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

O上杉分科員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをしたいといふうに思います。そのAIなんですかけれども、AIで質問を一つつくさせてもらつたんですけれども、時間もなくなつきましたので飛ばさせていただいて、量子技術の方もちょっと伺いたいんですけれども。

これから、この量子技術というのはすごい大事だというふうに思つております。これからここに予算をどんどん注入していくべきだというふうに思つますが、取組、いかがでしようか。

○菱山政府参考人 今先生御指摘の量子技術について、課題設定、解決力や異質なものを組み合わせる力などによりまして価値創造を行う、そういうふうに人材の育成が重要というふうに考えております。

AI、データを理解し、使いこなす力に加えまして、課題設定、解決力や異質なものを組み合わせる力などによりまして価値創造を行う、そういうふうに人材の育成が重要というふうに考えております。

○龜岡副大臣 まさに今上杉委員が言われたとおり、ナノテクノロジー、また量子も、大変な、これが日本のにとって重要な戦略の一つであります。

文部科学省として、しっかりとやはり先端技術の研究開発費、もっともつと予算を、もう倍増ぐら

いよいよは龜岡副大臣にお越しをいただきましたので、そのナノテクノロジーについて、あと、

文部科学省として、しっかりとやはり先端技術の研究開発費、もっともつと予算を、もう倍増ぐら

いよいよは龜岡副大臣にお越しをいただきましたので、そのナノテクノロジーについて、あと、

文部科学省として、しっかりとやはり先端技術の研究開発費、もっともつと予算を、もう倍増ぐら

いよいよは龜岡副大臣にお越しをいただきましたので、そのナノテクノロジーについて、あと、

文部科学省として、しっかりとやはり先端技術の研究開発費、もっともつと予算を、もう倍増ぐら

いよいよは龜岡副大臣にお越しをいただきましたので、そのナノテクノロジーについて、あと、

文部科学省として、しっかりとやはり先端技術の研究開発費、もっともつと予算を、もう倍増ぐら

技術実証までを行う国際的な拠点の形成、そして、すぐれた若手研究者、技術者の戦略的な育成確保、また、欧米などとの戦略的な国際協力を積極的に推進してまいります。

○上杉分科員 ありがとうございます。恐らく、量子技術は世界を本当に一変させるすばらしい技術だというふうに思います。多岐にわたりますし、時間もかかることであるとは思うんですけども、しかしながら、未来をつくる文部科学省としては、ぜひもつと予算をふやして、どんどんどんどん進めていってもらいたいというふうに思います。

○上杉分科員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをしたいといふうに思います。そのAIなんですかけれども、AIで質問を一つつくさせてもらつたんですけれども、時間もなくなつきましたので飛ばさせていただいて、量子技術の方もちょっと伺いたいんですけれども。

これから、この量子技術というのはすごい大事だというふうに思つております。これからここに予算をどんどんどんどん注入していくべきだというふうに思つますが、取組、いかがでしようか。

○菱山政府参考人 今先生御指摘の量子技術について、課題設定、解決力や異質なものを組み合わせる力などによりまして価値創造を行う、そういうふうに人材の育成が重要というふうに考えております。

○龜岡副大臣 まさに今上杉委員が言われたとおり、ナノテクノロジー、また量子も、大変な、これが日本のにとって重要な戦略の一つであります。

文部科学省として、しっかりとやはり先端技術の研究開発費、もっともつと予算を、もう倍増ぐら

いよいよは龜岡副大臣にお越しをいただきましたので、そのナノテクノロジーについて、あと、

文部科学省として、しっかりとやはり先端技術の研究開発費、もっともつと予算を、もう倍増ぐら

いよいよは龜岡副大臣にお越しをいただきましたので、そのナノテクノロジーについて、あと、

文部科学省として、しっかりとやはり先端技術の研究開発費、もっともつと予算を、もう倍増ぐら

いよいよは龜岡副大臣にお越しをいただきましたので、そのナノテクノロジーについて、あと、

文部科学省として、しっかりとやはり先端技術の研究開発費、もっともつと予算を、もう倍増ぐら

いよいよは龜岡副大臣にお越しをいただきましたので、そのナノテクノロジーについて、あと、

文部科学省として、しっかりとやはり先端技術の研究開発費、もっともつと予算を、もう倍増ぐら

いよいよは龜岡副大臣にお越しをいただきましたので、そのナノテクノロジーについて、あと、

文部科学省として、しっかりとやはり先端技術の研究開発費、もっともつと予算を、もう倍増ぐら

うに考えております。

現時点で十五億の、しっかりとナノテクノロジー予算をつけておりますし、さらに運営補助ということで十九億ということで、三分の二の補助が入っておりますので、これを有効活用していただきながら更に進めていく覚悟でありますけれども、再来年、十年目を迎えますけれども、ここに向来てまたこれからしっかりと取り組みながら、まさに日本のナノテクノロジー又は量子研究がしっかりと進むように、高度解析分析機器をこのプラットフォームで多くの官民合同で使ってもらう、又は産学官連携のもとに大いに活用していただくような環境づくりにしっかりと取り組んでいきますので、予算もしっかりとこれから考えていくたといふと思います。

○上杉分科員 ありがとうございます。さすが、江川卓投手のボールを受けておられただけあって、しっかりと私の直球を受けていただけありがとうございました。質問がたくさんあつたんですが、今、もう時間が終了いたしましたという紙をいただいてしまいました。ゲノムですとかDNA、宇宙、また海外の教育というところも御準備をいただいたんですが、質問できず時間になってしまいまして、また次の機会に質問させていただくということでおわひを申し上げて、質問を終わりたいというふうに思います。

○井野主査 これにて上杉謙太郎君の質疑は終了しました。

次に、山崎誠君。

○山崎分科員 立憲民主党、山崎誠でございます。

立国社会派を代表いたしまして質問時間をいたしました。ありがとうございます。

私からは、第一問としては、今、本当に日本全体あるいは世界じゅうで問題になっています新型コロナウイルス対策について、教育現場の今の現

状、課題等について議論をさせていただこうと思っています。

私は、文科省に質問させていただくということでおでございます。トップニュースでこのコロナウイルスの感染の話が出ています。

で、教育現場の様子を追つていきましたが、けさも、北海道でまた感染が明らかになったということがあります。二十四日、江別市の学校に勤務する石狩地方の五十歳の男性教諭が新型コロナウイルスに感染していたということが発表になりました。

それから、二十三日に判明した方ですが、愛別町の七十代の男性、町のスクールバスの運転手二十人の送迎を担当していました。

さかのぼると、これも北海道ですね、二十一日には、中富良野町に住む十歳未満と十代の小学生の兄弟が新型ウイルスに感染したと報告があつたということ。報道によりますと、小学校は急遽、二十一日の授業を中止をして、約二百名を緊急下校させた。マスク約三百五十枚を配り、教職員手分けをして、校内のトイレやドアノブ、教室などのアルコール除菌をしたということ。文科省としては、二十一日、休校や学級閉鎖などの臨時休業措置をとることが望ましいとの見解を道教育委員会へ伝えた。道教育委員会などは、週明け二〇五日以降の授業再開について協議、判断をすると

いうことで、きょうを迎えていると思います。それから、石川県に住む男子中学生、この方も、二十一日にPCR検査の結果、陽性と判明というところでございまして、この男子学生が通つていた学校については名前も出でていました、金沢市立野田中学校、三月五日まで休校にするとした。

そこで、きょうを迎えていると思います。多くの子供たちがその場に集まつてくるといふことで、感染症が発生した場合には拡大をしやすいとのリスクのある場というふうに認識しております。

○山崎分科員 この感染が今どういう状況にあつて、これは専門家のいろいろな意見もあると思いますが、今、感染のやはり拡大期に入りつつあ

立中学校勤務の六十代の女性教員が二十一日の検査で陽性が判明ということをございました。この

方は、記事によると、十一日に風邪だと診断をされて、十九日に発熱が高まつて入院をして、二十日に検査結果が出るということでござりますが、十三日、十四日は試験監督をしたり、十七日には採点の返却事務をしたということでござります。

このように、学校現場でも事例が出ています。こういう中で、まず、厚労省の方にも来ていましたが、聞いてるのでお聞きをしたいんですけど、ちょっと質問要旨にはないんですけど、基本的にことな

でお答えいただければと思うんですけど、今、この感覚、どういう段階にあるということであるのか。初期なのか、あるいは拡大期なのか。そんなお話を出していると思います。今どういう段階にあるのか、教えていただきたい。

それから、学校という施設の位置づけ。感染にとつて、学校というのはどういう位置づけの施設なのか。一言で言えば、私は大変危険性の高い、やはり感染が蔓延をする、そういうきっかけになる施設ではないかと思うんですけど、そのあたりの御所見をいただければと思いません。

○橋本政府参考人 まず、今お尋ねいただきまして現時点での段階でございますが、直近の状況を私つぶさには把握してございませんけれども、いずれにしましても、今の状況、患者の発生状況などを踏まえながら、また専門家の方々からさまざまアドバイスをいただきながら、逐次国民に対して適切な情報発信に努めていると

いう状況でございます。

また、学校という場でござりますけれども、多くの子供たちがその場に集まつてくるといふことで、感染症が発生した場合には拡大をしやすいとのリスクのある場というふうに認識しております。

○山崎分科員 この感染が今どういう状況にあつて、これは専門家のいろいろな意見もあると思いますが、現在の国内での感染の発生状況を踏ま

る、あるいは拡大期なんだというような意見もある。あるいは感染の初期なのかというお話をあらゆる感染のルートが特定できないような方で、ぽっぽっぽっぽと感染が広がっていくという段階です。

今お話をあつたように、やはり教育現場というの人が集まります。子供たちが集まるし、そういう子供たちは地域に散つていくわけですね。どいうと、もしそこで感染が広がれば、地域全体に広がっていくリスクも大変大きい。やはり子供たちは、大人よりもそういう感染対策はある意味無頓着なところもあると思います。そういう意味では、学校の対策をきちっとここでどるというの私は非常に重要なと思っています。

そういう意味でちょっとは質問させていただきますが、まず、大臣、来ていただいていますので、教育現場の現状、対応についてお聞きをしたいと思います。

○萩生田国務大臣 先週二十一日の金曜日以降、北海道や千葉県を始めとして、児童生徒や教職員の感染例が出ており、保護者の皆様を始め学

校関係者の方の中には不安を感じている方も多いのではないかと思つております。

症状が出ていたる感染者が発生した北海道及び千葉市の教育委員会に対しても、児童生徒の安全確保を最優先とし、速やかに学校の全部又は一部の臨時休業を行うことが望ましいことをお伝えしたところです。

また、臨時休業は、法令上、学校の設置者が必要と判断した場合に行うことができるものであり、文部科学省に判断の権限はないんですが、このように学校において新型コロナウイルス感染者が始めている状況を踏まえ、各学校の設置者が

円滑に判断する際の参考となるよう、文科省として、速やかに全国に方針や留意事項を周知したいと考えております。

えれば、自治体の判断として、衛生部局の見解を行ふことも考えられます。

こうした場合も含め、臨時休業等を行ふ場合に関するさまざまな留意事項、具体的には、臨時休業中の児童生徒に補充のための授業や家庭学習を課す等の学習面への配慮、教育課程の弾力的な扱いの考え方、休業期間中の子供の監督者の確保の問題など、保護者にさまざまな負担が生じ得ることから、首長部局とも十分に相談の上、保護者の負担を極力軽減するよう配慮すべきことなどについて文部科学省として示す予定です。

また、あわせて、御家庭と連携して、児童生徒の登校前の検温など、厳重な健康確認を行うことにより、発熱など風邪の症状がある場合には登校することのないようにするとともに、児童生徒などと直接接する立場にある教職員に対して、今先生からも具体的な例を示していただきました、本当だったら休んでもらつた方がよかつたのに試験監督があつて休めなかつた、あるいはその後の採点もしなくてはならなかつたという実情もよくわかりましたので、この点も、もう熱があつたら休んでくださいといふことをこの際周知徹底してまいりたいと思っています。

○山崎分科員 学校と教育行政の関係というのが、今お話を中に出できました。一義的には学校の現場の判断が優先されるというのは一定理解をいたいと思います。

先ほど事例も読み上げましたが、やはり対応に既にばらつきが出ていて、どういうふうに休業の期間をとるのか、そして、それぞれが自分たちの専門家の皆さんとの意見交換をしなければいけないとか、ある意味、文科省としてはいろいろな支援をしているのかとは思いますが、こういう報道を見ると若干私は不安を覚えます。

より具体的な、あるいは明確な指針というものが踏まえ、地域全体での感染拡大を抑える目的で、感染者のいない学校も含めて積極的な臨時休業を行ふことも考えられます。

こうした場合も含め、臨時休業等を行ふ場合にに関するさまざまな留意事項、具体的には、臨時休業を採用するかどうかは学校の判断に委ねるとして

ができます。

○萩生田国務大臣 そのとおりだと思います。したがつて、先ほど申し上げたように、例えば校内で児童生徒あるいは先生、いずれにしても発症事例があつた場合には、一部又は全部の休業をするべきだということを全国に通知をしています。

加えて、小さな自治体などで一つの学校で複数の感染者があつた場合には、町の中の学校そのものも閉鎖することもこれからは考えるべきだということを、きょう、実はこの後の会議の対策会議で発信をさせていただいて、きょうじゅうに全国最初にお答えしているんですけども、そういう意味では、そういう指針を示していただきたいと思います。

ぜひとも、そうした蔓延する前の対策、だから、今も大臣のお話の中にありました、やはり感染者が発生していない学校も含めての対応というのは非常に大事で、今が私はその積極的に手当をとるべきタイミングではないかと思いますので、くろぐれもその点をよろしくお願いをしたいと思います。

ちよつと質問を飛ばしますが、教職員の皆さん

の健康確保について、これもお聞きをしたいと思

っています。

どうも今の政府の対応で私が一つ不満なのは、

やはり、いろいろな考え方があるのかもしれない、でも、PCR検査の実施の広がりがまだまだ十分ではないのではないかなどいうふうに思つています。

そういうことを指導しますと、かえつてこちらの方

が混亂が起るので、自治体ごとの状況に合わせて都道府県の衛生当局としつかり話し合いをしてく

ださいといふことを一つのルールにしています。

加えて、相談には文科省としてもしつかり乗る

体制はできておりますので、できる限り、大きな指針の中で、それぞれ地域のレアケースに合わせて対応を考えいただきたいな、こう思つて

ところでございます。

千葉の事例でいえば、初めは風邪だと言われてしまって、その間、風邪なら無理をしてでも子供たちのためにということで勤務をしてしまつといふことですよ。これでは本当に後の祭りになつてしまつて、学校の先生については積極的にPCRの検査、少なくとも、その地域で、感染が蔓延しそうな地域に関してはもう前もつてとにかく

ます、でも、私は、ある程度のケース分けをしな

がらやはり示すことが今は必要なのではないかな

と。

現時点では、私は先ほど一番初めに質問をさせて

いただきましたが、そのあたり、大臣、お考えはいか

がですか。

現時点で、私は先ほど一番初めに質問をさせて

いましたが、そのあたり、大臣、お考えはいか

がですか。</

<p>○丸山政府参考人 各自治体の衛生部局や、いわゆる保健所等ともよく相談しながら検討していく。先生の事例、先ほども言いましたよ。広がっているじゃないですか。先生は優先して、私は、極端に言えば、全員の先生が受けられるような体制を早期にとつていかないと、学校の安全、守れないんじゃないですか。</p> <p>大臣、いかがですか。ちょっとお考えをお聞きしたい。</p> <p>○萩生田国務大臣 物理的にそれが可能でしたらPCRをやつた方がいいというのは私も同意見なんですけども、御案内のように、国内のPCRの検査状況、今報道でも出ているように、日々、数をふやして今三千を超えたところあります。</p> <p>少なくとも、症状が出た教職員に関しては、地元の保健所などと連携をしながら、できるならば検査をするべきだと私も思いますけれども、全ての教員をということがありますと、やはりちょっと物理的に無理もあるんじゃないかなと思っております。</p>	<p>○山崎分科員 例えば医療従事者の方々あるいは交通機関とかそういう方々、PCRを受けるいろいろな優先順位が多分あると思いますが、ぜひ学校の先生を入れていただいて、できる限り早くたくさんの方が受けられるように。どうも日本のPCRの検査の実施状況が伸びないとということです。細かくはここでは追及しませんけれども、これは早くやらないと、結局、後手後手に回つていくということになりますので。</p> <p>また、PCR検査が万能かといえば、それもそうではないというのもわかります。なので、うまく効果的にそういうものを使って組み合わせてやつていかないと、本当にこの感染拡大、抑えられないのではないかと思いまますので、よろしくお願いします。</p> <p>それから、ちょっと順番が狂いましたが、マス</p>
<p>クだと消毒用品などの準備状況、あるいは保健室の対応状況等、いかがでしょうか。</p> <p>○丸山政府参考人 児童生徒が使用しますマスクにつきましては、これは個人で用意するものであります。また、学校で使用する消毒用品等も、学校の判断で、学校のそれぞれの置かれている状況を踏まえて整備を行つております。各学校の整備状況について、そういうことから文科省では今把握はしていないという状況でございます。</p> <p>ただ、保健室では、日々の健康観察や保健室の利用状況等から、感染症の発生や流行の早期発見に努め、疑わしい感染症の症状があるときは、養護教諭は児童生徒に速やかに学校医や医師の診断を受けるよう指導しているところであります。</p> <p>文科省では、今回の新型コロナウイルス感染に関する手洗いの大切さ等の感染症の対策について、また、症状が出た場合の対応等、先ほど来御説明をさせていただいておりますが、指導しているところでありまして、今後とも、情報収集や状況の変化に迅速に対応を行うことができるような体制をしっかりと整えるよう、新型コロナウイルス対策に遺漏なく取り組みたいというふうに考えております。</p>	<p>○山崎分科員 これは、消毒用品とかマスクといふのは基本中の基本でございまして、本当に市中に出回らなくなつていて大変困っている、病院ですら困つてているというお話をございますから、私は学校現場でも大変厳しい状況があると思いまます。細かくはここでは追及しませんけれども、これは早くやらないと、結局、後手後手に回つていくことになりますので。</p>
<p>○山崎分科員 これは、消毒用品とかマスクといふのは基本中の基本でございまして、本当に市中に出回らなくなつていて大変困っている、病院ですら困つてているというお話をござりますから、私は学校現場でも大変厳しい状況があると思いまます。細かくはここでは追及しませんけれども、これは早くやらないと、結局、後手後手に回つていくことになりますので。</p> <p>自治体、一生懸命手当てをしているのかもしれません。これは早くやらないと、結局、後手後手に回つていくことになりますので。</p> <p>また、PCR検査が万能かといえば、それもそうではないというのもわかります。なので、うまく効果的にそういうものを使って組み合わせてやつていかないと、本当にこの感染拡大、抑えられないのではないかと思いまますので、よろしくお願いします。</p> <p>それから、ちょっと順番が狂いましたが、マス</p>	<p>○山崎分科員 これは、消毒用品とかマスクといふのは基本中の基本でございまして、本当に市中に出回らなくなつていて大変困っている、病院ですら困つていているというお話をござりますから、私は学校現場でも大変厳しい状況があると思いまます。細かくはここでは追及しませんけれども、これは早くやらないと、結局、後手後手に回つていくことになりますので。</p>
<p>○山崎分科員 そこでは首をかしげないでいただきたいんですよ。私は基本中の基本だと思います。例えば、学校の名前を公表するのかしないのか、これは本当に基本的なところです。もちろん、いろいろな状況があるのはわかりますが、どこの学校でそういうことが起きたのかというのは基本中の基本の情報だし、地域の皆さんにはきちんと周知しなければいけないし、地域の皆さんとしてこういったものをちゃんと整備していく。学校として備えておくべき物品に含まれていないというお話を聞いていて、こういったものは、今弱いのではないで、厚労省も含めて国としてこういう感染症対策が弱いのではないかと思います。ぜひとも、これは</p> <p>○橋本政府参考人 まさに感染の拡大の防止という観点から、委員御指摘のような、大変、情報公開を丁寧に行っていくことが重要であることはもちろんでございますけれども、一つ一つの</p>	<p>○山崎分科員 これは、危機管理として何が必要か、やはり専門家の意見なども聞いていただけて、そういういろいろな情報管理のノウハウ、スルミみたいなものは、文科省としてはどんなふうに統一して発表していくことがある種必要だと思うんですよ。その辺の情報公開のガイドラインみたいなものは、文科省としてはどんなふうに考えていらっしゃいますか。厚労省でも。</p>

やせき工チケットなどの基本的な感染症対策を徹底することや、日常の健康管理として、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理せずに自宅で休養させるよう教育委員会等に周知を図っているところであります。

以上の取組を通じまして、引き続き、医療的ケアが必要な子供たちへの感染予防を推進してまいりたいと考えております。

○山崎分科員 今のお話は、一般の子供たちに対するのとほとんど変わらないと思いますよ。特に医療的なケアが必要な、重篤化の危険がある子供たちに対してどういう対策を上乗せしてやっていくのかというのを聞いています。

○橋本政府参考人 今御指摘いただきましたように、医療的ケアを必要とする子供たちの中には、呼吸の障害を持つ、気管切開ですとかあるいは人工呼吸器を使用しているといった子供も多いございます。したがいまして、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすいというのは一つの特徴でござい

ます。医療的ケアの実施に当たりましては、もとから感染予防のためのさまざまな方法をとられているわけでござりますけれども、手洗いや手指消毒、手袋やマスク等の防護用具の使用を一層徹底するということとともに、できる限り子供の様子を丁寧に観察して早期発見、早期対応に努めることができます。大変重要なふうに考えております。

○山崎分科員 私は、今の御答弁は非常に危機感が乏しいと思いますよ。そういう子供たち、普通に手洗いとかきちんとやれば学校に通つていいんですか。

私は、だから、そういう方々には、例えば、在宅で学習をしましようということで、一定期間学校に通うのを停止するようなことがあってもいいと思うんですよ。ちゃんとそれを、学校の先生なり誰かがフォローしてあげるから安心して学校を少し休んでいなさい、落ちつくまでは、今危険があるかもしれない、そういう対応が本当に必要なんじやないですか。一方的に休めと言つているん

じゃないですよ。休んだ後、こういう手当てをして、きちんと学校、面倒見るからねという、手を差し伸べる支援がやはり個別に必要なんじゃないですか。そういう発想はないですか。

○橋本政府参考人 学校への通学につきまして、さまざま判断があるわけですが、そつ

いますが、私ども厚生労働省といたしましても、いつた学校の中での医療的ケア児への対応につきましては、文部科学省や教育委員会、それぞれの教育現場において判断がなされておるわけでござりますが、私ども厚生労働省といたしましても、文部科学省の方と連携をいたしまして、在宅での医療的ケア児の対応に係る留意事項など、そういったことにつきまして、改めて自治体、団体関係者を通じて周知することなどを検討させていた

○山崎分科員 文科省がいろいろ指針を出される中に、医療的ケアが必要な子供たちに対する指針を入れていただけますか。今、これから出すものにそういうものを入れていただける計画はありますか。

○丸山政府参考人 医ケア児のそういった対応についても、そういうものに入れていくだ

けでござりますけれども、手洗いや手指消毒、GIGAスクール構想、ちょっとできません

います。

○山崎分科員 ありがとうございます。

時間なのであれですが、ぜひそれを入れて、明確にやはりそういう……(発言する者あり)大臣。じゃ、大臣にお願いします。

○萩生田国務大臣 医療的ケアが必要な児童生徒と一概に言つても、いろいろケースが違うと思

ます。

しかしながら、先生の問題意識は極めて重要だ

と思いますので、大事をとつてしまふる休校し、その間をフォローするようなことは、実はきょう

発出する中に、医療的ケアが必要な子供たちとい

う対象じゃないんですけども、もう少し広い範

囲では出しているんですが、御指摘の概念も極め

て重要だと思いますので、しっかりと受けとめて対応を急ぎたいと思います。

○山崎分科員 ゼひお願ひいたします。

ちょっと時間がになりましたので、これで終わりかと思いますが、保護者の方が感染した場合のケアというのもやはり重要だと思います。医療的なケアが必要な子供たちは言うまでもありませんし、それ以外、普通の保護者の方がかかるつてしまつたときに、その子供たちをどうするかというお話などもやはり考えていかないといけないと思います。

当然、家族でお父さんがかかれば、家族にもいろいろな影響が出てきているわけですよね。そういう方々例えば子供たち、学校に行けない、これも、本当だったら、PCRの検査を早くやつてあげて、大丈夫だつたら早く学校に行く、あるいは、学校には、とりあえずその検査の結果が出るまでは休みにするというような対応が必要だと思

いますよ。

この点、終了してしまったのでお聞きできませ

んが、ぜひともちょっと幅広で、一番初めにお話しました、今このときやつておかなきやいけないこと、前例で積極的な対応、明確な対応をぜひよろしくお願いを申し上げます。

GIGAスクール構想、ちょっとできません

ましたが、またの機会でお願いをしたいと思いま

す。

○増子政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、現地時間でござりますが、今月の二十日にアメリカで開催されましたILCの国際会議がありました。これは、文部科学省からぜひ出席するようになっています。要請がございましたが、昨年三月に示しましたILC計画に関する見解以降の取組や考え方につきまして、私が出席し、説明を行つたということでございます。

文部科学省が昨年三月に示しましたILC計画に関する見解に沿いまして、その後の国内の検討状況、欧州の検討状況、そして国際的な意見交換の状況を説明したところでございます。

文部科学省が昨年三月に示しましたILC計画に関する見解に沿いまして、その後の国内の検討状況、巨額の経費を要する国際プロジェクトでございま

すILC計画は、技術的成立性や国際的な分担を含むさまざまな課題が解決されるとともに、国内外の幅広い協力が得られることが必要であるこ

と、そして、これまでの国内外の議論を踏まえま

して、引き続き、昨年三月に示しました見解に沿つて、米国そして欧州との国際的な意見交換をして、これまでの国際的な議論を踏まえました。

それで、今、結論のところをお読みいただいた

ところですが、私の手元にある今回の政府の見解に

ちょっと沿つた形で、より詳しく見ていただきたい

○山崎分科員 本日は、国際リニアコライダーについてお尋ねをしたいと思います。

国際リニアコライダー、ひょつとするととなじみのない方もいらっしゃるかもしれません、私は超党派の議連にも入つておきました、この国際リニアコライダー、立地の最適な場所が岩手県の北上山地であるということで、積極的に誘致にかかってまいりました。

それで、今、結論のところをお読みいただいた

ところですが、私の手元にある今回の政府の見解に

ちょっと沿つた形で、より詳しく見ていただきたい

思つております。

最初に、この見解の最初の方にでなければ、マスター・プラン二〇二〇において、ILC計画は重点大型研究計画に選定されなかつたというふうにあります。

内閣府の学術会議の担当の方をきょうはお呼びしているかと思うんですが、この選定されなかつた理由についてお答えいただけますか。

○福井政府参考人 日本学術会議事務局でござります。

最初に、このマスター・プラン二〇二〇の趣旨だけちょっと御説明をさせていただきます。

日本学術会議は、もう先生御承知のとおりでござりますけれども、科学者の内外に対する代表機関として、独立してその職務を行つてゐるところでございますけれども、約三年ごとでございますが、マスター・プランという形で、学術的意義の高い大型研究計画を広く網羅して体系化して、それによりまして、我が国の大型研究計画のあり方に於いて一定の指針を与えることを目的として策定したものでございます。方法としましては、大型研究計画を公募、整理しまして、我が国の中、大学、研究機関等に示すことによつて多様な学術の発展に貢献しようといふものでございます。

今回、御指摘がありましたマスター・プラン二〇二〇につきまして、大型研究計画の中から、計画の妥当性や社会的価値、さらには国家の戦略性、緊急性等の観点から速やかに実施すべきものというのを選びまして重点大型研究計画としておりますが、御指摘の国際リニアコライダー計画の評価結果につきましては、この速やかに実施すべきものには入らなかつたといふものでござります。

○階分科員 今の最後の方のお話はこの政府の見解にも書かれてあることなんですが、書かれていないこととして私が伺つたところによりますと、今回、重点大型研究計画の候補としてヒアリングがされたのが七十四件あつた、そのうち、最終的に三十一件が重点大型研究計画に選ばれています

と。ただし、そのうちの半分ぐらゐは継続的な申

請をされていたもので、ILCのようになく新規で申請されたものは五十九件あつて、そのうち十六件ぐらゐしか選ばれなかつたといふふうに聞いています。

ILCは、やはり新規だということで、既往のものに對して少し優先順位が下がつたということはあり得るのかどうか、お答えください。

○福井政府参考人 確かに、約半数が継続案件と

いうことになつております。継続案件は、先ほど申し上げましたように、やつてゐるものでござい

ますから、速やかにやるべきものという評価がしやすいということはあるかと思います。

○階分科員 ちなみに、既往のもの、継続のものは十五件申請して十五件とも通つてゐるんですね。ただし、新規のものは五十九件のうち十六件

だと。新規に於ては狭き門だつたということは客観的に言えるかと思います。

そういう中で、重点大型研究計画には漏れただれども、この政府の見解の次のところに書いてい

るのは、これから先、ロードマップを策定する段階に入るんですが、重点大型研究計画に選ばれなかつたとしても、ロードマップに載るための審査

の対象にはなるといふふうに書かれております。

ただ、さつきの学術会議の見解などを聞いておかつたのは速やかに実施すべき計画ではないからだと思いますと、そもそも重点大型研究計画に選ばれないだということだつたわけなんですが、果たしてこのロードマップで復活する可能性はあるのかどうか、ここをぜひお聞かせいただければと思います。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

個別の計画についてはこれから御審査をいただき

ます。その場合にはござりますので、一般論としてお答えをさせていただきます。

ロードマップでござりますけれども、日本学術会議のマスター・プランを参考に、文部科学省の科

学技術・学術審議会の作業部会におきまして策定

をしております。その方針として、次期ロード

マップ二〇二〇においても、前回のロードマップ二〇一七と同様の考え方でござります。

一番目としては、マスター・プラン二〇二〇の重点大型計画に掲載された計画のうち、すぐれた計画を対象に選定すること、これが一点目でござります。二点目といたしまして、重点大型研究計画に選ばれなかつた計画でも、マスター・プラン二〇二〇の重点大型計画の選定においてヒアリング審査の対象となつた計画のうち、特段すぐれた計画であれば掲載される可能性はあるということでござります。

○階分科員 当然のことながら、国際リニアコラボレーションでござりますけれども、これは、私はヒアリング対象になつた中でもすぐれた計画ではないかなと思っておりますが、ただ、他方で、そうした大型研究をする上でたくさんのお金がかかるわけですね。

ただ、新規に於ては狭き門だつたということは客観的に言えるかと思います。

そういう中で、重点大型研究計画には漏れただれども、この政府の見解の次のところに書いてい

るのは、これから先、ロードマップを策定する段階に入るんですが、重点大型研究計画に選ばれなかつたとしても、ロードマップに載るための審査

の対象にはなるといふふうに書かれております。

ただ、さつきの学術会議の見解などを聞いておかつたのは速やかに実施すべき計画ではないから

だということだつたわけなんですが、果たしてこのロードマップで復活する可能性はあるのかどうか、ここをぜひお聞かせいただければと思います。

こうした予算規模の大きさ、これがロードマップに掲載される上で支障となる可能性はあるのかないのか、ここもお答えいただけますか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

ロードマップの審査におきましては、予算規模

そのための要素は考慮されていません。

ただ、一方では、審査におきまして、計画の妥

当性という観点から、予算計画が妥当なものとなつてゐるかについて、これは国際的なプロジェクト

であれば、海外からの資金提供を含め具体的に確認をすることとなつております。

予算規模が大きいプロジェクトについても、所要の経費の確保に係る具体的な計画をお示ししていただか必要があるのではないかというふうに考

えているところでござります。

○階分科員 それでは、このロードマップに最終的に仮に掲載されなかつた場合、これはもうILCは絶対に予算はつけられないということになるのか、すなわち、ロードマップへの掲載の有無が予算化に直結するのかどうか、ここもお聞かせいただければと思います。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

ロードマップでござりますけれども、これは、学術研究の大型プロジェクトを推進するに当たりまして、広範な研究分野コミュニティの意向を踏まえながら計画の優先度を明らかにする、このために策定するものでございます。したがつて、ロードマップは一定の優先度を評価するものであつて、直ちに、これがついたから予算措置を保証するということではないわけでござります。

では、先生からお尋ねの、仮に掲載されなかつたということです。生徒からお尋ねの、仮に掲載されなかつたことについてござりますけれども、これは仮定の話で、これから御審査いただく状況でございまして、広範な研究分野コミュニティの意向を踏まえながら計画の優先度を明らかにする、このための予算措置を保証するためのものでございます。

ただ、生徒からお尋ねの、仮に掲載されなかつたことについてござりますけれども、これは仮定の話で、これから御審査いただく状況でございまして、広範な研究分野コミュニティの意向を踏まえながら計画の優先度を明らかにするための予算措置を保証するためのものでございます。

ただ、生徒からお尋ねの、仮に掲載されなかつたことについてござりますけれども、これは仮定の話で、これから御審査いただく状況でございまして、広範な研究分野コミュニティの意向を踏まえながら計画の優先度を明らかにするための予算措置を保証するためのものでございます。

ただ、生徒からお尋ねの、仮に掲載されなかつたことについてござりますけれども、これは仮定の話で、これから御審査いただく状況でございまして、広範な研究分野コミュニティの意向を踏まえながら計画の優先度を明らかにするための予算措置を保証するためのものでございます。

ただ、生徒からお尋ねの、仮に掲載されなかつたことについてござりますけれども、これは仮定の話で、これから御審査いただく状況でございまして、広範な研究分野コミュニティの意向を踏まえながら計画の優先度を明らかにするための予算措置を保証するためのものでございます。

ただ、生徒からお尋ねの、仮に掲載されなかつたことについてござりますけれども、これは仮定の話で、これから御審査いただく状況でございまして、広範な研究分野コミュニティの意向を踏まえながら計画の優先度を明らかにするための予算措置を保証するためのものでございます。

ただ、生徒からお尋ねの、仮に掲載されなかつたことについてござりますけれども、これは仮定の話で、これから御審査いただく状況でございまして、広範な研究分野コミュニティの意向を踏まえながら計画の優先度を明らかにするための予算措置を保証するためのものでございます。

ただ、生徒からお尋ねの、仮に掲載されなかつたことについてござりますけれども、これは仮定の話で、これから御審査いただく状況でございまして、広範な研究分野コミュニティの意向を踏まえながら計画の優先度を明らかにするための予算措置を保証するためのものでございます。

ただ、生徒からお尋ねの、仮に掲載されなかつたことについてござりますけれども、これは仮定の話で、これから御審査いただく状況でございまして、広範な研究分野コミュニティの意向を踏まえながら計画の優先度を明らかにするための予算措置を保証するためのものでございます。

ただ、一方では、審査におきまして、計画の妥

当性という観点から、予算計画が妥当なものとなつてゐるかについて、これは国際的なプロジェクト

であれば、海外からの資金提供を含め具体的に確認をすることとなつております。

によつて、日本がILC誘致を進める上で重要な影響を及ぼし得るのかどうか、この点についてお

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

先生から今御指摘がございました欧洲素粒子物
理戦略でござりますけれども、これは欧洲の研究
者コミュニティーとしての戦略をまとめるもので
ございまして、これが欧州各政府のこの分野の
政策立案でも参考にされるものと承知をしてござ
います。

このため、国際的な分担を必要とするILC計画におきましては、当該戦略が欧州からの協力を得るための要素の一つであるというふうに考えておりまして、昨年三月のILC計画に関する見解におきましても、欧洲素粒子物理戦略等における議論の進捗を注視するということでお示しをしているところでございます。

文部科学省としては、引き続き、本年五月に策定が予定される当該戦略の進捗を注視してまいり

なお、一方で、ILC計画の検討に当たつては、歐州側からの支援表明のみならず、同戦略におけるILC計画の優先順位や、資金面も含めた具体的な協力に関する言及などを含め、総合的に考慮して検討することが必要であると考えているところでございます。

○階分科員 今、資金面の支援というお話を出ましたけれども、増子審議官が出られた先日の会議のほう、「千葉県」、三、四百円で見合って

の場で、政府見解の中には、英仏独三国は現時点でILC計画に参加する資金的な余力はないといふことで、国際的な費用分担について否定的なコメントを二月に出したということだそうですが、

○増子政府参考人 お答え申し上げます。
二十日にはこちらの考え方を述べた際に、今月
歐州素粒子物理戦略の内容いかんによつては、現
時点ではと言つておりますので、当然これは変わ
り得るのではないかというふうに考えますけれど
も、その点、もし見解があれば、お願いします。
お願いします、審議官。

の、二月の七日に、初めてイギリス、ドイツ、フランス四者で意見交換を行いました。その際に、仮定の話として、今後どういう分担ができるかと、いう話の上で、先方から、現時点では参加する余力がない、さまざまなものプロジェクトを抱えている、ということでお答えがありました。まずは、これは初めて意見交換を行つたので、いきなり向こううが、うちちは貢献しますよ、ということは多分無理だつたと思います。

そういう意味で、五月に策定されます欧州素粒子戦略、これが、ある程度具体化した踏み込みが ILCに関してもあれば、また歐州の主要国も考え方いろいろ変わつてくる可能性はあるというふうに考えております。

○階分科員 この部分がちょっと私などにしてみると気がかりだつたんですけども、今の答弁からすると、今後まだまだ変わり得るし、最初のときのコメントなので、これがずっと続くわけではないという趣旨だということで伺つておきました。

その上で、アメリカの方は前向きな見解を出しております。これは、文科大臣にお尋ねする質問として掲げておりましたけれども、審議官でも結構ですし、アメリカのスタンス、この見解に出しているところ、米国は、エネルギー省が、日本が ILC計画をホストする場合には支持する、あるいは、現物貢献が可能である旨のコメントがあるということから、私は前向きなスタンスではないかと思っているんですが、この点についてお答えをいただければと思います。

○増子政府参考人 お答え申し上げます。

アメリカからは、具体的に、前向きな意見は出ております。これまでにも、DOE、米国エネルギー省とディスクッションングループというのを設けておりまして、その進捗も含めてさまざまなものを行つております。

また、アメリカとは、具体的に、先端加速器のコストダウンのための共同研究というものを今行つております。これまでにも、DOE、米国エネルギー省とディスクッションングループというのを設けておりまして、定期的に意見交換をしてきております。

意見交換を行つてゐるということをごぞいます。
その中で、昨年九月に、米国側から、日本のILC誘致について支持をするという説明がございましたし、具体的な現物貢献も可能だというふうに話が来ておりますが、ただ、現時点では、具体的な資金面も含めた貢献についてのコミットメントはないというふうに考えております。

むその方向性については評価をいただいていると思います。しかしながら、先ほど来お話をありますように、欧州も含めて、まだ具体的な費用分担などの話、そういうたコミュニケーションがとれてるところからも、

学術会議の中に掲載されなかつたということはないといふところがあつます。

うな文化をもつてやる。何より文化が少ないのである
といふことなので、私は、科学技術立国を所管する
文科大臣として、こういった分野に積極的に、
果敢に挑戦していく日本の姿勢は大事だと思って
います。

しかし、やはり、将来までの財政負担を全く考
えない、海外からの協力も見えない中で、ただや
るやるというだけでは、これは責任を果たすこと
ができるないと思つていていますから、そういう意味
が

で、皆さんが慎重な対応をしていることは一定事実だと思いますけれども、この点、アメリカとのコミュニケーションもしつかりこれからも深めていきたいと思っております。

○階分科員 ありがとうございます。
それと、この I L C 、被災地である岩手が立地の候補地になつてゐるわけですけれども、震災の復興について言えば、もう菅家先生も御存じのことおり、令和二年度をもつて政府の復興期間が終わるを迎える。もちろん、その後も必要なことはやるんだという話なんですが、今伝え聞いている予

算の見通しによりますと、この復興期間が終わる後は十分の一ぐらくなつてしまふ。
他方で、被災地の人口は若い人を中心どんどん首都圏などに流出しているわけですね。これから先が被災地にとってまさに正念場を迎えるという中で、若い人たちが希望を持つて地元に戻つてこられるようになりますね。残る、あるいはほかの地域から被災地に戻つてこられるようにするためにも、このILCという未来に希望を持てるようなプロジェクト、これは極めて大事なのではないかと思つております。
被災地の復興に責任を持つ立場からも、ILCは推進すべきではないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

○菅家副大臣 御答弁を申し上げたいと思います。

まず、いわゆる科学技術イノベーションの推進については、東北のみならず、我が国が将来にわたつて成長と繁栄を遂げるために重要、このように認識をしているわけであり、このために、昨年末に閣議決定した復興・創生期間後の基本方針においても、先進技術の導入等による産業、なりわいいや教育研究の振興を通じた魅力あふれる地域の創造について記載をさせていただいているところであります。

御指摘の国際リニアコライダー、この計画についてでございますが、復興庁といたしましては、昨年三月に文部科学省から出された見解、これにおいて、日本学術会議の所見、これを踏まえ、さまざまな懸念が指摘されている、このように承知している一方であります、立地地域への効果の可能性があるもの、このように認識もしているところであります。

いずれにいたしましても、今後、文部科学省において検討が継続されいくものと承知しておりますので、動向を注視してまいりたい、このように考へておるところであります。

○階分科員 ゼひ、魅力あふれる地域の創造を目指す、新しい東北を目指すという観点から、ILCについては復興庁も御協力をいただきたいと

思っております。

もう一つ、科学技術の進歩の関係では、総合科
学技術・イノベーション担当の今井先生にもお越

○宮島大臣政務官 お答え申し上げます。
見合った成果を上げられると思っておりますので、財務省としても積極的な協力ををお願いいたします。ぜひと向きな答弁をお願いします。

非常に日本に対する期待がその国際会議で感じられました。特に、マスター・プランで重点大型研究計画に載らなかつたということは、そういう国際会議のコミュニティのメンバーはみんな御存じでございまして、かなり後ろ向きな考え方が開されるんじやないかというふうに思われたと申しますけれども、そこは後ろ向きじやなくて、引き続きしつかりと三月七日の見解に沿つて国際的

国際会議に於ける日本側の立場は、これまでの国内外の議論も踏まえ、学術プロセスや歐州素粒子物理戦略等の議論、またその進捗、アメリカとの意見交換、ヨーロッパの皆さんとのコミュニケーション、こういったものをしつかり大事にしながら、昨年三月に示したILC計画に関する見解に沿つて必要な対応を行つてまいりたいと思います。

とつて非常に重要な意義を持つと考えますし、また、先行的な研究施設であるヨーロッパのCERN

その上で申し上げますと、I-L-C計画について
は、文部科学省が昨年三月に表明いたしました見
解に基づき、国内の学術プロセスや欧州等の国外
の議論の進捗を注視している状況と承知している
ところでござります。

議の雰囲気としては、日本に対する引き続きの期待感があったのではないかというふうに考えております。

も、これは国内でやるかやらないか、どっちがいいとかといえば、私はチャレンジした方がいいと思います。ただ、財政的な裏づけなしに、ただやるやるというわけにいきませんし、繰り返しになりますけれども、国際プロジェクトですかね、ヨーロッパやアメリカの、価値観とともにすくる国々が皆さん、日本がホストになつて日本でつくるのが一番安全だし、高い技術を持つ、いい研究所ができるよねということを皆さんが評価して

○今井大臣政務官 一月三十日に日本學術會議のマスタープラン二〇二〇が公表され、国際リニアラジカル計画は、ついで、これは、東京に実施される。

先生から御指摘の、委員から御指摘のお話はございましたが、まず、先ほど申しましたように、政府内においての分担として、主管する官庁としての文部科学省としての考え方、これをまず決めさせていただくことが先決だろうと私どもは考えてお

御尽力をいただいておりますけれども、ぜひツップである文科省の萩生田大臣にも決意を伺いたいと思います。

くれることが極めて大事だと思いますので、こういった努力を引き続き文科省として続けてまいりたいと思います。

○階分科員 ありがとうございました。

○井野主査 これにて階猛君の質疑は終了いたしました。

次に、源馬謙太郎君。

○源馬分科員 立国社の源馬謙太郎でございました。

○階分科員 もうちょっと前向きなお話もいただ

○階分科員 しつかり門戸を開いて、そして前回きな対応をお願いしたいと思つて、います。きょうは、せつかく増子審議官にお疲れのところお越しいただいたので、今回参加してみて印象

とも、政府としては場所をまだ特定をしていません。東北も有力な場所ですし、目の前に九州の皆さんもいらっしゃいますので。

そういうことを考えると、これからいろいろお題もあると思います。あるいは、当初この計算を始めたときは百メートル地下ということでした考えておりましたが、本当に、いや、五

このI.S.I.、先ほど来申しておりますとおり、復興にとっても必要でありますし、人類の發展にとっても、また、我が國の新たな産業を生み出していく上でも大事なのではないか。必ずや予算にしていく上でも大事なのではないか。

私のプレゼン、それから質疑応答を含めて四十五分間ございました。そのときには河村先生も、本日おられますべく、河村先生からのプレゼンテーマーションがございました。

います。

先ほど来話が出ているように、学校というのにはやはり避難所に指定されることが多くて、全国の九五%の公立学校が避難所にも指定されているということだと思います。そういう現状を踏まえて、トイレの整備というのは本当に重要なことです。

今、新型コロナウイルスの問題がありますが、和式便器だと排せつ物が飛び散る、そういう危険性も高いですし、今実際に、学校で子供たちが和式の便器で用足して、それで流して、もしかしたら、きょう大臣から休校ですとか学級閉鎖のお話もありましたけれども、そこで蔓延する危険性も高いですし、今学校のトイレというのは、和式のところだと特にですけれども、床に直接水をまして、湿式掃除というんですか、モップとかで掃除をする。これもやはり細菌を飛び散らせることにつながるということもあって、便器だけじゃなくて、床とかタイル、壁とか、こういうところも衛生上もしっかりと変えていかなくてはいけない、こういうことになつていてるというふうに思っています。ですので、ぜひ加速をしていただきたいと思います。

一方で、内閣府の参考の方に来ていただいているが、内閣府として、今、学校施設ということでトイレを取り上げましたけれども、避難所としてどういう環境や施設というのが求められ、指定するのはもちろん市町村の責任ですけれども、どういう設備が必要であると認識をされているのかということを伺いたいと思います。

○村手政府参考人 お答え申し上げます。

指定避難所の指定に当たりましては、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案して、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るということで、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること、また、速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること、また、想定される災害によ

る影響が比較的少ない場所にあるものであることなどの基準に適合する公共施設等を指定することとしております。

また、災害が発生した場合において、避難所に係る必要な安全性とか良好な居住性の確保、生活関連物資の配布や保健医療サービスの提供その他、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとされてございます。

内閣府では、取組指針や避難所運営ガイドライン、また、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインなどを定めまして、災害用トイレの確保、配備、また、トイレの安全性、衛生、快適性の配慮などを始めとして、平素から生活環境の整備に努めるよう、自治体に対し、取組を促しているところでございます。

○源馬分科員 ありがとうございます。

当初、避難所の想定というのは、そんなに長く滞在するというふうに想定していかなかつたというふうに聞いております。今でも災害の規模によっては長期化することもあるって、仮設住宅に入る必要があるほどの大規模な災害で、更にそれが長期化していくということになつていると思うんですね。そうすると、やはり環境やこうした公衆衛生の観点というのはより大事だというふうに思っています。

○村手政府参考人 お答え申し上げます。

避難所においては、KTBと言われますけれども、やはりトイレの環境確保というのは非常に重要な要素だと考えてございます。

避難所のトイレについて、内閣府といたしますまでは、その確保、管理に関する基本的な考え方や具体的な取組方策を記載した避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを定めて、各自治体に周知し、取組を促しているところでございます。

ガイドラインにおきましては、ライフラインの機能が途絶するなど、災害時に提供するさまざまな制約を想定した上で、避難者に提供することが可能なトイレの必要個数を確保すべきとして、必要な数計算シートを示し、活用を促しております。また、障害者や女性の意見を積極的に取り入れるよう求めるとともに、また、災害時のトイレの管理等に当たって、配慮すべき事項や配慮が必要な方への対応等をまとめ、チェックリストを示し、活用を促しておるところでございます。

具体的に申しますと、安全性に配慮するということから、トイレを暗がりにならない場所に設置するとか、トイレの転倒防止を徹底する、施錠、ブザー等、防犯対策を実施することなど、また、衛生、快適性に配慮するため、手洗い用の水やウエットティッシュ、消毒液を確保することや、トイレの清掃用具を用意すること、また、女性、子供に配慮するという観点から、トイレを男女別に

の方はなるべくトイレに行かないようにしてしまうことがあります。

かしいというのもあって、そしてかえって脱水症状を起こしてしまう、こういった例も報告をされています。

先ほど内閣府から御答弁いただいた施設のあるべき姿、それに照らすと、避難所として指定されている施設のトイレ、仮設トイレは必要に応じて置くということは別として、どういったトイレの環境状況が望ましいと内閣府は考えているか、教えていただきたいと思います。

○村手政府参考人 お答え申し上げます。

避難所においては、KTBと言われますけれども、やはりトイレの環境確保というのは非常に重要な要素だと考えてございます。

避難所のトイレについて、内閣府といたしますまでは、その確保、管理に関する基本的な考え方や具体的な取組方策を記載した避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを定めて、各自治体に周知し、取組を促しているところでございます。

ガイドラインにおきましては、ライフラインの機能が途絶するなど、災害時に提供するさまざまな制約を想定した上で、避難者に提供することが可能なトイレの必要個数を確保すべきとして、必要な数計算シートを示し、活用を促しております。また、障害者や女性の意見を積極的に取り入れるよう求めるとともに、また、災害時のトイレの管理等に当たって、配慮すべき事項や配慮が必要な方への対応等をまとめ、チェックリストを示し、活用を促しておるところでございます。

具体的に申しますと、安全性に配慮するということから、トイレを暗がりにならない場所に設置するとか、トイレの転倒防止を徹底する、施錠、ブザー等、防犯対策を実施することなど、また、衛生、快適性に配慮するため、手洗い用の水やウエットティッシュ、消毒液を確保することや、トイレの清掃用具を用意すること、また、女性、子供に配慮するという観点から、トイレを男女別に

分けることや、オムツがえスペースを設けること、また、高齢者、障害者に配慮することや、トイレの段差を解消することなどを記載してございます。

内閣府としては、自治体において、ガイドラインを参考に、避難所におけるトイレの環境改善に向けた取組が促進されるよう努めてまいりたいと考えております。

○源馬分科員 ありがとうございます。

第一義的には、市町村が避難所をそのガイドラインに沿つてどこに指定するかということだと思いますが、それでも、残念ながら、現状は、やはり市町村は、ガイドラインを全て見て、学校施設というのはそれにおさわしいんだといって避難所に指定しているようには思えないですね。やはり、これはそれで必ずしもいけないことではないと思いますが、内閣府としても、さつき文科省からもお話をましたが、やはり避難所、長期にわたる避難生活を強いられるケースがふえている中で、トイレのあり方について、もう少し踏み込んで、市町村なりに、あるいはその避難所なりに改善をするようについて、いろいろな項目の点に当たって、配慮すべき事項や配慮が必要な方への対応等をまとめ、チェックリストを示し、活用を促しておるところでございます。

具体的に申しますと、安全性に配慮するということから、トイレを暗がりにならない場所に設置するとか、トイレの転倒防止を徹底する、施錠、ブザー等、防犯対策を実施することなど、また、衛生、快適性に配慮するため、手洗い用の水やウエットティッシュ、消毒液を確保することや、トイレの清掃用具を用意すること、また、女性、子供に配慮するという観点から、トイレを男女別に

新潟県中越沖地震の際の、福島大学の教授の方が行った調査で、避難所生活における生活環境の不満というものは、一位はやはり空間の広さというのがありましたが、それについて、プライバシー、トイレ、それから温度とか、そういうものがほぼ同じくらいの不満率で統計しているということだと思います。

○村手政府参考人 お答え申し上げます。

指定避難所の指定に当たりましては、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案して、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るということで、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること、また、速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること、また、想定される災害をよ

する災害の状況や人口の状況等を勘案して、適切な避難所の確保を図るため、必要な基準に適合する公共施設等を指定するということとされてございました。

して、多くの被災者を収容することができることなどの利点があることから、多くの学校が指定されているものと認識してございます。

先生おつしやるように、その指定された避難所において生活環境の確保に努めることは重要だと考えてございます。先ほどトイレのお話ございましたけれども、トイレについては特別のガイドラインというものを作成し、周知に努めておるところでございます。

こうしたガイドライン等を踏まえて、指定避難所として指定された避難所がその機能を十分に果たすよう、生活環境の整備に努めていたくよう、引き続き取組を促してまいりたいと考えてございます。

○源馬分科員 ありがとうございます。

やはり、避難所として使われるという側面からのそつした市町村への指針というかガイドラインも非常に大切だと思いますので、引き続き、内閣府の方からも、施設整備についても力を入れてもらえたよう、自治体に働きかけをしていただきたいなというふうに思います。

そして、やはり、学校の施設ということであれば文科省が所管ですので、今後、施設改修についてよりスピードアップしていただきたり、特に避難所機能を重視した視点で整備を促進していただきたいというふうに思います。

きょうはトイレについて主に触れましたが、ある学校の先生から聞くと、やはり、台風なんかが起つた後、まだまだ非常用発電機の整備が整っていない学校もあって、これも、避難所に指定されているにもかかわらず、まだ発電設備もない、こういう現状もあると聞いています。

事前にいたいた調査結果では、非常用電源、六割はあるというふうにしていますが、これは、ハード面の整備だけじゃなくて、実はソフト面で、ほかのところから持ってきて代替電源を使えるというようなものも含んで六割ということですで、まだまだ足りないのではないかと思いま

す。

危機対応に特に重要なこうした整備、それから、特にきょうはトイレの問題について取り上げましたけれども、こうした整備をよりスピードアップしていただけるように、例えば、大規模改造成、トイレ改修事業という中に、体育馆とか避難所になるところを重点的にと加えていたくことだけでも違うと思いますし、そうした何か、少し前進させていただけるようにしていただきたいと思うんですが、最後に大臣の御所見をいただきました。

○萩生田国務大臣 私、大臣になるずっと以前に、きょうお見えの河村先生たちと一緒に、党内で学校の耐震化ですかエアコンですかトイレのことについて議論してきました。そもそも学校のトイレというのはなぜ洋式じやなくて和式なんですね。要するに、昭和の時代からずっとスタンダードが和式だったがために、各自治体としては、やや金額的に高い洋式に踏み切れなかつたということがあります。

しかし、もう世の中が変わってきて、先生からなる御指摘がありましたように、御家庭で和式のトイレを見つける方が難しい時代になつてゐるわけですから子供たちはトイレの使い方すらわからないという笑い話のようなことも起つていています。

わたくしでは、これからは、学校施設の洋式化というのは、令和の時代のスタンダードの一つに加えていきたいな、こう思つております。そのための全面的な支援をしていきたいと思います。

たまたま私の地元では、阪神・淡路大震災をきっかけに、小学校の給食室のガスを、都市ガストとプロパンのツーウェー化というのをしました。万が一のときに火が使えるような環境というのを学校につくつていこうということをやりましたし、それから、駐車場も、舗装するときには、マンホールを開ければ直ちに下水に直結するような、マンホール型のトイレがぽつぽつと置けるよう、校舎外でそういう対応ができるようなことをやつてきたところでございます。

学校というのは、まさに子どもたちの学びやすけれども、今御指摘がありましたように、今ますので、新築については洋式、また改修も急ぐということをしつかりやつていきたいと思ってい

ます。

その上で、きょう大事な、さまざま御示唆をいただきました。学校というのは、子どもたちの学びの場であつて、生活の場であるんですけれども、それだけじゃなくて、地域の皆さんとのコミュニティの大重要な拠点でもあります。また、万が一、災害時には、ほとんどの学校が避難所になる重要な施設であります。がゆえに、少子化の中で安易な統廃合をすれば、避難所も地域が失うということにもなりかねないわけでありますから、こういった点も文科省としては学校の重要性だとうございます。

このように内外にしっかりと発信をしていきたいと思います。

そのためには、文科省として、各自治体の速やかな対応が行われるように、さまざまな財政的なことも含めて支援を図つていただきたいと思いますし、また、決して手前みそで言つたつもりじゃないんですけど、うちの自治体のように、そういう展開は横展開をして、ほかの自治体にもぜひ情報提供しながら、学校がもしものときに頼りになる施設に更になつていくような努力をしっかりやっていきたいな、そう思つております。

○源馬分科員 大変心強い御答弁をいただきました。本当に大臣がおっしゃる方向性が実現すると、非常に安心できるのではないかなどいうふうに心強く思いました。最後に、附属学校の改革について一点お伺いしたいと思います。

附属学校の改革に関する有識者会議の報告書が平成二十九年にあります。附属学校が本来持つ教員養成のための目的ですか、それから教育実習を行つ、そして地域のモデル学校になつたり、新たな教育課題についてそれを地域に広めていくような役割が附属学校にはあるというふうにされていると思います。

一方で、この有識者会議の報告書でも、学校の規模ですか、それから取り組む内容についての、改善策を、第三期中期目標期間中、これはつまり平成三十三年度末までに一定の結論をまとめていくべきであるというふうに報告書があつて、これに基づいて、文科省から各大学、これは附属学校

なので、大学の方に、どうなっていますかというやりとりを今していますよというお話を事前にいたしました。

あくまでも運営するのは法人となつた大学で

あつたり学校自体であり、この報告書も、まとめ

るべきであるという程度にしかできない現状もあ

る。一方で、国の貴重な教育機関であり、また、

研究目的であつたりとか、モデルケースになる、

新たな教育課題について取り組むべき学校である

という観点からすれば、やはり文科省も積極的に

かかわっていかなくてはいけないとと思うんです

が、附属学校等について、教育内容や運営につい

て、どの程度国なり文科省がかかわっていくべき

のか、どういうかわり合いを持つべきなのか

という点について、最後、お伺いしたいと思

います。

○井野主査 浅田総合教育政策局長、答弁は簡潔

にお願いします。

○浅田政府参考人 国立大学の附属学校につきま

しては、平成十六年に国立大学が法人化されて以

降は、文部科学省は国立大学の運営に関する基本

的事項に対して関与することになつております

まして、附属学校の教育、運営は、基本的に、設

置者である国立大学法人の責任で行われていると

ころでございます。

先生御指摘のとおり、現在、国立大学法人にお

いて、将来を見越して今後どうしていくか、これ

は附属学校だけではなくて、それ以外も含めてさ

まざまな検討をしているわけですねども、私ど

もとしては、附属学校は非常に教育上大事だと

思つています。したがつて、一層頑張つてほしい

とも思つておるし、さまざまない取組をほかの

附属学校にも参考になるように横展開したりして

おります。

基本的には、国と直接の関係というよりは、国立大学法人の中で附属学校の必要性、重要性がしっかりと認識、理解されるよう頑張つてほしいと我々は思つておりますし、その応援をしていきたいと思っております。

○源馬分科員 ありがとうございます。終わります。

○古田圭一君。

○古田圭一 これにて源馬謙太郎君の質疑は終了いたしました。

○古田圭一君。

○古田圭一でございます。どうぞよろしくお願ひい

たします。

○古田圭一 最初に、GIGAスクールについてお伺い

をいたします。

日本は、諸外国に比べまして児童生徒が学校で

パソコンやタブレットに触れる機会が少なく、P

I S A、国際学習調査の二〇一八年の結果におき

ましても読解力の得点が低いのは、児童生徒がパ

ソコンの扱いや情報検索になれていないせいでは

ないかということも言わわれております。これから

の時代を生きる子供たちにとって、鉛筆やノート

とともにパソコン端末が必須のものとなつてくる

と思います。

GIGAスクールという言葉を聞きますと、一

ギガとか二ギガとか単位をあらわすギガを思い浮

かべる人が多いんではないかと思います。私も、

GIGAスクールと聞いたときには、その言葉が

ら、高速通信網が整備された学校という意味での

みちよつと捉えていたんですけども。

GIGAスクール構想の事業概要や、

補助を受けるための要件、それから、現在、地域

によって、自治体によつてかなりパソコンの普及

まずはGIGAスクール構想の事業概要や、

補助を受けるための要件、それから、現在、地域

率が異なつておりますけれども、その差をどう

やってなくすか、その取組を含めて御説明をいた

だきたいと思います。よろしくお願ひします。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

ソサエティー五・〇時代の社会を迎えるに當

たつて、学校のICT環境の整備は必要不可欠で

ございます。しかしながら、委員から今御指摘い

ただきましたように、我が国のICT環境状況は

世界から大きく後塵を拝しており、また、学校の

ICT環境は地方自治体間で整備状況に差が見ら

れるなど、全国一齊に整備を進めいく必要があ

るというふうに考えております。

このため、これまでの地財措置に加えまして、実現として約二千三百十八億円を計上し、児童生

徒一人一台コンピュータや高速通信ネットワー

クなどの学校ICT環境について、全国一律で抜

本的な整備促進を行うこととしております。

GIGAスクール構想の実現における公立学校

への補助金の交付要件につきましては、一人一台

環境におけるICT活用計画、さらに、その達成

状況を踏まえた教員スキル向上などのフォロー

アップ計画、効果的、効率的整備のための、国が

提示をする標準仕様書に基づく、都道府県単位を

基本とした広域、大規模調達計画などの計画を各

自治体から提出をいたしたこととしております

が、申請の手続や整備が円滑に進むよう、各自治

体に対して丁寧に対応を今していところでござ

います。

文科省としては、令和の時代にふさわしい学校

ICT環境の実現を目指し、多様な子供たちに対

して教育の質を高め、個別最適化された学びが実

現をされるよう、今後とも、関係省庁や産業界と

も連携を図りながらしっかりと取り組んでいきたい

と考えております。

○古田分科員 しっかりと取り組んでいただきたい

と思いますけれども、PC端末がまずは児童生徒

に一人一台行き渡ることが第一ステップだとい

ふうに思います。

ただ、整備された後の費用も大きな課題だとい

うふうに思つております。故障が起きたときと

やつてなくすか、その取組を含めて御説明をいた

だきたいと思います。よろしくお願ひします。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

ソサエティー五・〇時代の社会を迎えるに當

たつて、学校のICT環境の整備は必要不可欠で

ございます。しかしながら、委員から今御指摘い

ただきましたように、我が国のICT環境状況は

世界から大きく後塵を拝しており、また、学校の

ICT環境は地方自治体間で整備状況に差が見ら

れるなど、全国一齊に整備を進めいく必要があ

ります。

基本的には、国と直接の関係というよりは、國立

大学法人の中での附属学校の必要性、重要性が

しっかりと認識、理解されるよう頑張つてほしい

とも思つておるし、さまざまない取組をほかの

附属学校にも参考になるように横展開したりして

おります。

基本的には、国と直接の関係というよりは、國立

大学法人の中での附属学校の必要性、重要性が

しっかりと認識、理解されるよう頑張つてほしい

費用につきまして国としてどう対応されるのか、見解を伺いたいと思います。

○丸山政府参考人 委員御指摘の有償の保守管理

やソフトウェアに係る費用につきましては、GI

Gスクール構想の実現における今回の補正予

算による整備では、各自治体が安価に学校ICT

環境を整備し維持管理ができるよう、事業者への

働きかけも含めてさまざまな施策を講じていると

ころであります。文科省としては、各自治体での

取り組みで引き続き丁寧に対応してまいります。

また、更新に際しての費用負担につきましては、今後、関係省庁や地方自治体と協議をしながら検討してまいりますが、その検討のためにも、

まずは、学校でのICT活用が当たり前である社会をつくり上げるといったことが前提であるとい

うふうに考えております。

今回の補正予算による事業と、地方財政措置を

活用した自治体のいわゆる単費事業等との組合せ

で、構想の実現に向けてしっかりと取り組んでいく

必要があるというふうに考えております。

○古田分科員 これもですけれども、自治体間に

格差が生じないように今後しっかりと取り組んでい

ただきたいというふうに思います。よろしくお願ひ

します。

○丸山政府参考人 それから、よく言われることなんですが

も、スマートフォンやPCで視力が低下するとい

うような懸念もあります。長時間、同じ距離、近

いものを見続けると視力低下につながるという可

能性がありますけれども、児童生徒の健康、視力

への影響についてどのように考えておられるの

か、お伺いいたします。

○丸山政府参考人 学校におきましてパソコンや

タブレットなどを活用する際に、児童生徒の健康

に留意をすると、ということは大変重要であるという

ふうに考えております。

文部科学省では、平成二十六年度に、視力への

影響も含めて、学校においてパソコン、タブレッ

第一類第十四号(附属の五) 予算委員会第四分科会議録(文部科学省所管)第一号 令和二年二月二十五日	
---	--

現在、高等学校の普通科では、二年あるいは三年から理系、文系に分けての指導が広く行われておりますけれども、提言は、この文系、理系のコース分けは望ましいものではないと言つて

いる試験を変えなければ教育が変わらないという意見につきまして、萩生田大臣はどう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

萩生田国務大臣 まず、先生触られた王体性について、私は、やめるということを決めたわけじゃなくて、一律の電子データ化が学校の先生たちの負担になる一面もあるし、かといって、学

校以外でいろいろなことで活躍している学生たちのそのアピールはしっかりと大学受験にプラスオンしてもらいたいなどという思いもあるので、やめる

ことを前提じゃなくて、今の仕組みでいかかうかということをちょっとと考えているということを申し上げたので、誤解のないようにお願いしたい

と思います。主体性は大事だと思っています。その上で、高大接続改革は、新しい時代にふさわしい高校教育と大学教育をそれぞれの目標のもとに改革し、子供たちが各段階で必要な力を身につけ、次の段階に進むことができるようにするための総合的な改革です。両者を接続する大学入学者選抜は、高等学校教育以下の初等中等教育と大学教育にも大きな影響を与える存在であり、高等学校教育、大学入試、大学教育のいずれかを変えればよいというものではなく、大学入学者選抜も含めた三者を一体的に改革していくことが何よりも重要だと考えます。

したがいまして、現在、私のもとに大学入試のあり方にに関する検討会議を設置し、大学入試のあり方について鋭意検討を進めているところであります。ですが、高大接続改革の観点も念頭に御議論いただくようお願いをしているところです。

○古田分科員 いろいろな観点から検討していた

一方、東京大学大学院教授の中村先生は、入試

を変えれば教育が変わるという発想をこそ変えな

ければならないと述べておられます。記述式問題を

変えねばならないと述べておられます。記述式問題

に関しても、学校の中でふだんから記述式問題をたくさん解いていますし、書くことや表現することも授業の中に組み込まれているということです。すべきことは入試改革ではなく、教育現場

を変えることだという主張をされておられます。

○丸山政府参考人 主に高等教育機関を対象とした超高速の学術情報ネットワークでありますSINETは、初等中等教育段階の学校におきまして

も、安定した遠隔教育の実現や、オンラインコン

テンツのスマートな利用、大学研究機関との交流連携の強化など、さまざまな活用が想定をされるところであります。

今後、令和二年度予算案における実証事業によ

りまして、初等中等教育段階の学校がSINETに接続するために必要なネットワーク、セキュリ

トなどを活用した教育を実践する上での留意事項として、「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」を取りまとめたところでございます。現在も、学校におけるICT利用による健康面への影響に関する調査研究を行っておりますが、今回のGIGAスクール構想を受けて、来年度以降も調査研究を進めていく予定としております。そこで、学校における一人一台環境を見据えておりま

す。このように取組を通じまして、児童生徒の健康に留意しつつ、学校におけるICT活用を推進する取組を行ってまいりたいと思

いと存じます。

○古田分科員 しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

SINETは、日本全国の大学、研究機関等の学術情報基盤として国立情報学研究所が構築、運営している情報通信ネットワークということですけれども、そのウェブサイトには、活用事例として、大学間の双方向の遠隔講義とか、特別支援学校における双方向遠隔授業というのが掲載されておりました。

現在は、SINETを活用しているのは大学や研究機関に限られているということですけれども、初等中等教育機関でも、希望する学校にはこのSINETを活用できるようにしてはどうかと

いうふうに考えますけれども、見解をお伺いいたします。

○丸山政府参考人 主に高等教育機関を対象とし

NETは、初等中等教育段階の学校におきまして

も、安定した遠隔教育の実現や、オンラインコン

テンツのスマートな利用、大学研究機関との交流連携の強化など、さまざまな活用が想定をされるところであります。

今後、令和二年度予算案における実証事業によ

りまして、初等中等教育段階の学校がSINETに接続するために必要なネットワーク、セキュリ

も、このたびの英語民間試験や記述式問題の延期となりましたけれども、今後、知識偏重の一点刻みの大学入試からの脱却についてどのように取り組まれるのか、萩生田大臣にお伺いをいたします。

○萩生田國務大臣 ソサエティー五・〇の変化の激しい予測困難な社会においては、新たな価値を創造していく力を育成することが必要です。このため、大学入学者選抜においては、知識の再生から、論理的思考力や想像力を評価していくことが必要であり、一点詰みの評価から脱し、入学志願者の能力、意欲、適性等を多面的、総合的に評価していくことが重要であると考えています。このため、文部科学省においては、一般入試の

ほか、大学教育を受けるために必要な基礎学力の確保を前提として、入試方法の多様化を推進しているところです。例えば東北大では、AO、推薦入試を経て入学する学生が全体の二五%に達しており、国立大学全体としても、令和三年度までにAO、推薦入試等による入学者を三割とするなどをを目指して改革が進められているところです。引き続き、各大学の入学者選抜において、入学志願者の能力、意欲、適性など多面的、総合的な評価が進むよう、大学入学者選抜の改革を推進してまいりたいと思います。

それでは、ちょっと問題を飛ばしまして、続けて
萩生田大臣にお伺いしたいと思います。
データに基づく教育改革についてです。
先日、早稲田大学の松岡亮二准教授の話を聞く
機会がありました。その話を聞いていて、教育界
の

においてもつと使えるデータを集めなければいけないんじやないかというふうに感じました。

答率を縦軸に、経済的な事情で自治体から就学支援を受けている児童の割合を横軸にとると明らかに、な関係が見られる。正答率が低いのは学校や教員の問題ではないということをデータで示されていました。学校や教員のよし悪しが個々の子供の成績の平均からわかるというのは、そういう発想は間違いだろうということを述べておられました。

育政策が全国的に進
りたいと思います

育政策が全国的に進められるように取り組んでいたいと思います。

かってきたのにとかもう一息で達成してきたのに思っていい。なぜなら、どちらもやはり大事だと思いません。両面を大切にしながら子供たちの能力を伸ばしていくべきだと思います。

も、ことしから学校ICT、一気に進めようと思っています。パソコンやタブレットがあれぱBNTを活用した試験も可能になつてくるので、算的にも、あるいは人的な労力も含めて大きくなり革ができると思いますので、こういったツールを使う、ながら、おつこやるようこ、一人の主走と

○古田分科員 大変心強い答弁、ありがとうございます。
僕いかがおもつて、この件は、児童さんを追跡して、どういうふうに伸びきたか、何がどこでつまずいたかがわかるよう、することも極めて大事だと思いますので、今まで違う思いで、教育現場をしつかり俯瞰をしていくように、文科省としては努力をしていきたいと思います。

ただ、CBTを使うにしてもかなり時間がかかるんじやないかと思いますので、しつかり前へ進めていただきますようによろしくお願ひいたします。

それから先ほどの松岡先生が幾つか提案されている中に、ランダム化比較試験による効果測定というのがありました。対象者を、あることを実施するグループと従来どおり何も介入しないグループに無作為に分けて、二つのグループの間で、あることを実施したことによる効果を比較する試験ということです。

例として松岡先生が挙げた中に、授業時間を時間おくらせて授業を始めることによって授業

の集中力が上がったとか、それから、授業前にいた百メートル生徒にランニングさせてやると半年後の学力が上がったとか、大変興味深い例を示さされておられました。

実験の項目や数をもつとふやすことによって、学力向上にとつて有益な知見が得られるということがわかった。唯、二つ、反省のつもり、そして、つまづいてしまったところがある。

うに思います。確かに行政の協力、それから算も必要ですし、生徒や保護者の理解、協力も必要ですけれども、政府として、教育効果を客観的に測定できる環境を整備して、効果のあつた実験につきましては全国に普及させることによって、国全体の学力向上につながるはずであります。

日本の教育はデータと分析が圧倒的に不足しているというふうに言われておりますけれども、「」のような比較実験による教育効果の測定を更にやすことによつて、その結果をまた教育政策にいかかすべきというふうに考えておりますけれども、茨生田大臣の見解をお伺ひいたします。

○浅田政府参考人 失礼します。
例えば、文部科学省でもやっているものとし
ては、全国学力・学習状況調査で経年変化分析調査
というのをやっておりまして、中長期的な、国全体としての学力の推移を見ることができるものと
ございます。

がありまして、これは学力ではなくて、個人単位でずっと同じ方々を追跡調査しておりますので、学校生活の状況とか学習時間の長さなどについて毎年で把握をすることができるものでござります。

さらに先生御指摘のとおり例えは埼玉な
ど非常に進んだ取組だと思いますが、地方自治
で、個人単位で経年で学力の変化を測定できる
そういうことにチャレンジしているということ
ございます。

完全なランダム化比較試験は、今おっしゃつ
ように、ほかの条件を全てそろえた上で、何か特

定のところだけを変えてやるということで、実際やるとなると、これは、ほかの条件をうまくそろえられるかどうかとか、あるいはその対象となる子供たちや保護者や地域の方々の御理解と協力が得られるかとか、さまざまな課題はございますけれども、大臣からもお話をあつたように、可能な限り、やはりエビデンスに基づいて施策を進めていくというのが大事だと思っておりますし、我々も、くどいのが大事だと思っております。

○萩生田国務大臣 松岡先生に反論をするつもりは全くないんですけれども、例えば松岡先生が、二時間始業時間を遅めたら子供たちの修学意欲が高まつたというのは、我々肌感覚でよくわかるんです。ですから、エビデンスというのは、今ある数値を積み上げていくことも大事ですけれども、過去を振り返りながら、やはり日本人が肌で感じてきたもので正しいものというのはきっとあると思うんです。

文部科学省は、古めかしいかもしませんが、いまだに早起き朝御飯という運動を奨励しています。これはやはり、今子供たちが夜更かをしています、睡眠時間が短くて、もう朝ぎりぎりまで寝ていて、朝御飯も食べずに学校に来るから、一時間目の集中力が落ちているんじゃないかというのは、これは言われてみれば何となくわかる話でありまして、こういうことも含めて、両面、ランダムな数字も大事ですし、先ほど申し上げた肌感覚も大事で、しっかりと子供たちを見守っていきたいなどいうのが我々の思いでございます。

ただ、データが少ないというのは事実だと思いますので、これからそういうデータをとる環境といいますか、そういうのを進めていってもらえれ

ばというふうに思います。

それでは、先ほどちょっと飛ばしました幼稚教育についてお伺いしたいというふうに思います。

○丸山政府参考人 幼児教育は、生涯にわたる人格形成や教育の基礎を培う上で大変重要であります。幼児教育を受けてしたことによって、将来の所得や、生活保護受給率が減るということなど、幼児期の教育効果が著しいという研究報告が海外でなされております。

○丸山政府参考人 その教育政策をしっかりと進めしていくことは重要なことですけれども、文科省としてどういうふうに幼児教育の重要性を考えておられるかどうか、お伺いしたいと思います。

○丸山政府参考人 幼児教育でございますが、子供の基本的な生活習慣を形成し、道徳性の芽生えを養い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心を養成の基礎を培う上で重要な役割を担つていると考えております。

○丸山政府参考人 先ほども申し上げましたが、生涯にわたる人格形成の基礎を培うましたが、生涯にわたる幼児教育、また十分な幼児教育を受けることが非常に重要だというふうに思いますけれども、その取組についてお伺いしたいと思います。

○丸山政府参考人 幼児期の教育は、先ほども申し上げましたが、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、生涯にわたる学びと資質、能力の向上に大きく寄与することから、その質の向上を図ることは極めて重要であるというふうに考えております。

○丸山政府参考人 教育内容については、二〇一八年度から実施をされております幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、子供に育みたい資質、能力を共通して明確化するなど、その内容について一層の整合性を図っております。

○丸山政府参考人 また、このほかにも、OECDの報告等によれば、質の高い幼児教育は、幼児期の発達やその後の学校段階における学力や社会情緒面に大きな影響を与えること、また、その後の人生における健康、労働市場への参加、貧困の防止等に長期的な影響を与えることなどが明らかになつております。

○丸山政府参考人 文部科学省としては、今後ともこうした幼児教育の質の向上に係る取組をしっかりと進めてまいります。

○丸山政府参考人 ○古田分科員 エビデンスでも幼児教育は重要なことを想定して、学級、学校閉鎖、またさまざまなケースを想定して、学級、学校閉鎖、またスポーツイベントの開催などについて、二〇〇九年の経験を踏まえてあらかじめ検討しておくこととなります。

○丸山政府参考人 公明党は、政府よりもいち早く対策本部を立ち上げまして、二月の六日には提言を発表いたしました。六日時点ではまだ子供への感染は認められておりませんでしめたけれども、その中で、さまざま

○丸山政府参考人 また、令和二年度予算案におきましては、幼稚園教育・保育所、認定こども園を越えた研修支援や、小学校教育との接続に取り組む自治体に対する支援などを予算を計上したところであります。

○丸山政府参考人 文部科学省としては、今後ともこうした幼児教育の質の向上に係る取組をしっかりと進めてまいります。

○丸山政府参考人 ○古田分科員 エビデンスでも幼児教育は重要なことを想定して、学級、学校閉鎖、またさまざま

○丸山政府参考人 これが国において二〇〇六年に教育基本法が改正をされまして、幼児期の教育の重要性とともに、国はその振興に努める旨の規定が設けられているところでありまして、政府としては、幼児教育及

○丸山政府参考人 びその振興の重要性を前提として各種施策にしっかり取り組んでいます。

○丸山政府参考人 ○古田分科員 大臣、所用があるということでおこで退席されて結構です。

○丸山政府参考人 最後にもう一問です。

○丸山政府参考人 幼児教育に關係いたしまして、幼児教育は大事だということでありますけれども、今、幼稚園、保育所、認定こども園、教育無償化になつておりますけれども、そのどこにいても、またあるいは家庭においても、質の高い幼児教育、また十分な幼児教育を受けることが非常に重要だというふうに思いますけれども、その取組についてお伺いしたいと思います。

○丸山政府参考人 それでは、先ほどちょっと飛ばしました幼稚教育についてお伺いしたいというふうに思います。

○丸山政府参考人 それでは、先ほどちょっと飛ばしました幼稚教育についてお伺いします。

午後零時二分休憩

午後一時開議

○井野主査 休憩前に引き続き会議を開きます。

○古屋(範)分科員 古屋範子でございます。質疑を続行いたします。古屋範子君。

○古屋(範)分科員 公明党の古屋範子でございます。冒頭、新型コロナウイルス感染症に関して一問質問をさせていただきます。

○古屋(範)分科員 萩生田大臣には、副大臣在任中、副長官でいろどりお世話をなりました。きょうはよろしくお願い申し上げます。

○古屋(範)分科員 冒頭、新型コロナウイルス感染症に関して一問質問をさせていただきます。

○古屋(範)分科員 新型コロナウイルスの感染症の拡大、新たな局面を迎えていると思います。政府の方はきょういろいろとお世話をなりました。きょうはよろしくお願い申し上げます。

○古屋(範)分科員 萩生田大臣には、副大臣在任中、副長官でいろどりお世話をなりました。きょうはよろしくお願い申し上げます。

三〇

ありまして、早急な対策が求められております。現在、このウイルス感染症に対する治療薬及び予防法は確立をされておりません。

新型コロナウイルス感染症は世界じゅうに蔓延する可能性が危惧をされておりまして、予防のためのワクチン開発が急がれていると承知をしております。このワクチンがあれば、医療従事者また検疫の関係者が安心して安全に対応ができるとうことだと思います。

新型コロナウイルス感染症抑制に向けたワクチン開発の促進についてお伺いをしたいと思います。

これまで日本で研究者が行つてきたSARS、MERSに関する見を踏まえて、コロナウイルス感染症を制御するため、人材を集約をして基礎研究を強力に推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村田政府参考人

お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する御指摘がございましたワクチン開発を含む研究開発につきましては、関係省庁連携のもとで、政府全体として取組を進めています。文部科学省としても、日本医療研究開発機構を通じ、海外における情報収集や基盤的研究を支援しているところでございます。

こうした研究開発を進める上で、ウイルスの遺伝子組み換え実験等を行う場合には、カルタヘナ法に基づく大臣の確認が必要となります。これまで申請がございましたものにつきましては、迅速に対応しを確認手続を完了したところでございます。今後とも、引き続き申請に迅速に対応してまいりたいと考えております。

さらに、二月の二十日でございますけれども、お話をございましたSARS等に対する診断法開発の実績がある長崎大学の研究者を中心とした六大学十人の研究グループが行う新型コロナウイルス感染症に関する緊急研究に対して、科学研究費、特別研究促進費による助成を行うことを決定をいたしました。

この研究では、六大学が、アジア地域に展開を

しております感染症研究拠点におきまして、新型コロナウイルス感染症に関する検体や臨床情報を収集するとともに、集めた情報を活用して、簡易検査キット、治療薬やワクチン等の開発において基礎となる技術の確立を早期に目指すものと承知しております。

文部科学省としては、こうした研究の進捗や成果も確認しつつ、引き続き必要な研究についてしっかりと支援をさせていただきたいと考えております。

○古屋範分科員

長崎大学、ここはこうした感染症についてさまざま知見を積み重ねている大学だと思います。ここを中心に、アジアとも国際連携をし、またAMEDとも協力をしながら、であります。ただ早くワクチンの開発をしていただきたいと思っております。

ワクチンの開発は、安全保障上の問題だと思っております。いざというときに海外に頼っている大學院等においては、我が国の国民の生命、生活を守ることはできませんので、我が国のワクチンの研究開発力、この向上にも努めていただきたいと思つておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、リカレント教育についてお伺いをしてまいります。

人生百年時代の到来がうたわれております。我が国でも生涯にわたるリカレント教育が注目を集めています。

欧米では会社に勤めてからもう一度学習する、こういうサイクルが一般的になつておられます。しかし一方、日本では、学校を卒業するところと職業人として、企業人として働き続けます。これが大変だと思います。また、時間の配慮、仕事をやめなければ大学、大学院に行けないというので非常に決意が要ります、難しいと思います。また、就職、資格取得などに役立つプログラム、あるいは放送、インターネットなどで受講できるプログラム、こうしたプログラムの拡充また情報を得る機会の拡充が必要だと思つております。

会社の終身雇用制度も変化をいたしまして、また技術革新によってあらゆる業界の変化のスピード

ドというものは急速に高まつております。それをお部個人で勉強してくれというのはいさか難しいと思っております。人生百年時代、技術革新が進む中で、誰もが幾つになってもライフスタイルに応じたキャリア選択を行つて、新たなステージで求められる能力やスキルを身につける、そうした社会環境整備が必要だと思っております。

骨太二〇一九の中で、このリカレント教育につきましては、社会人、女性、高齢者等の多様なニーズに対応して大学や専修学校等のリカレント教育を拡充をする、また、大学、大学院等において、産業界との連携、接続を強化をして、人文社会科学系も含めた幅広い分野の教育プログラムを構築し、社会人が学び直し機会を拡充するということが既に掲げられております。

この生涯教育、またリカレント教育というのは、人生をより豊かにするということもあります。しかし、社会人となつた後も生涯教育の場を持ちたいという方々、新たな仕事に対応できるよう社会人としても一度大学等で学び直しを求めることがあります。

文科省では統計をとられておりまして、社会人になつた後でも学び直しをしたいかという質問に対して、学習したことがあるあるいは現在学習している、学習してみたいという方が三六・三%いらっしゃいます。特に三十代の方々では五一・九%の、半分以上の方々が、学習意欲が高いという結果が出ております。

社会人が大学などで学習しやすくするために必要な取組、これにはやはり費用の支援、経済的な支援が大事だと思います。また、時間の配慮、仕事と学習を両立するための柔軟な学習環境が求められます。たとえば、費用負担が増大した場合、行政からの支援、給付金がまだ少ないということが言えるのではないかと思つております。

日本では、リカレント教育に関する公的な補助や支援制度、関係機関の連携はまだ未成熟な部分が多いと思っております。こうした欧米のようないくつかの企業は日本ではまだ少ないと思つております。

日本において、費用も安く、働く人にとって学んでいく、あるいは高校で学び損なつたけれどももう一度大学に行きたい、こうしたコミュニティーカレッジのようなものが必要だと思つておいて学位を取得できる、こういう教育機関がございます。

公立二年制で、全米大学約四千校のうち約一千二百校が設置をしております。平均年齢も二十八・五歳、親からも援助がないという方が半分以上いて、働きながら学ぶ方も六割以上ということです。地域住民が無償あるいは本当に安く教育を受けた社会環境整備が必要だと思っております。

○萩生田国務大臣

人生百年時代の到来や技術革新の進展等の中では、個々人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力、スキルを身につける機会の提供が求められるため、リカレント教育の拡充が重要だと私も思つております。

文部科学省では、人づくり革命基本構想などに

アメリカ社会で、社会の成長とともに、意思のある者なら誰でも学ぶことができる、こうしたコミュニティーカレッジの教育を充実させていきます。

に基づいて、これまでも産学連携による実践的なプログラムの開発促進等に取り組んできたところで、令和二年度の予算案におきましては、大学や専修学校等における产学研連携プログラムの開発促進、それから社会人向け短期プログラムの開発促進、放送大学における実践的なオンライン配信コンテンツの充実、学び直しを支える実務家教員の育成など、多様なニーズに応じた取組の実施を検討しています。

先ほど先生がリカレントの、言うならば日本における概念の中で、例えば、仕事をやめて、そしてもう一度リカレント教育を受けてキャリアアップを目指す人の例や、あるいは、働きながら少しきルアップして給与の上昇を目指すなど、いろいろなパターンがあると思うんです。あるいは、チャンスがなかつた人がもう一回学術的に豊かさを求めて学び直す場合もリカレント教育だと思うんです。

実は、先日、政府の未来投資会議の中で、リカレント教育、まだ我々は歴史が浅いものですから、余り概念を広げちゃって、何でもかんでも学び直せばリカレント教育で、何でもかんでも国が応援するといふのはいかがなものかと。例えば、アメリカの例を御提示いただきましたけれども、私も、先日、シンガポールのスキルズブリーチャーというのをよく耳見をさせていただきました。これは、企業や業界側が、こういう人材を育て直してくれればうきました、視察をしてきました。これは、企業や

シント教育という概念の中でそれぞれ役割分担をしながら、いずれにしても、人生、一方通行じゃなくて、一度立ちどまつてもう一回やり直しができて、一つ階段を上がってそしてまた違う景色が見えるような、そういう世の中をつくっていくことを最大限頑張ってみたいと思います。

○古屋(範)分科員 大臣おっしゃるように、目的とそれに対応した形態というものをしっかりとくつしていくことが重要なんだろうというふうに思っています。

まず初めに、女性へのリカレント教育についてお伺いをしてまいりたいと思います。

男性中心の長期雇用が大前提であれば、企業の中での教育に依存をしていても自然にそういういた知識が身につくということも言えたかもしません。また、転職を前提として短期間で企業をかえたり、女性が産休、育休を挟んでキャリアを積む。こうした企業内教育で継続的に仕事上必要な技術、知識を身につけることが難しい、女性はこういうビハイアンドを強いられております。自分のキャリアパスに合わせて、みずから学習機会を持つべきことが求められております。

○浅田(政府参考人) 女性の力を社会のいろいろな分野でもっともつと生かすあるいは生かせるようになるということは、女性のためにもそれから社会のためにも本当に大事なことだと思います。文部科学省としては、リカレント教育を通じて、女性が復職あるいは再就職等をしやすい環境の整備に向けた取組を進めております。平成二十九年度、二〇一七年度から、女性に対するリカレント教育を推進する、男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業というのを実施しております。この事業では、大学や地域の財団法人への委託により、大学、男女共同参画センター、ハローワークなどの関係機関が連携して、地域の中で女性の学びとキャリア形成、再就職支援を一体的に行う仕組みづくりを進めてきたところです。

○古屋(範)分科員 既に、令和二年度予算案の中でもこの分野の予算を確保していただいているところです。労働力が減少していく中で、働く意欲のある女性に労働市場に出てきていくことが重要だと思います。それも、パートまた正規という形で復職をされて、さらに、その先、正規の社員として働いていけるよう、リカレント教育の充実を求めておきたいと思います。

次に、産官連携による専門分野のリカレント教育についてお伺いをしてまいります。

昨年末なんですが、私の地元にあります神奈川県立保健福祉大学、ここが川崎に大学院をつくつております。そこでヘルスイノベーションスクールに行ってまいりました。ここは、昨年四月に開設をされたばかりでありまして、健康・医療分野の専門人材育成に取り組む大学院であります。

ここでは、社会人が働きながら学べるように、授業時間は平日の夜間それから土曜の昼間となっております。授業は全て英語になっております。現在では、医療関係者あるいは民間企業研究者十人が在籍をしているということになります。県立の強みを生かしまして、県内にある健康診断と

<p>か医療、介護、こうしたデータ、それから県立のがんセンターもありまして、こうしたデータを生かして、データサイエンスが中心なんですが、それを更に県の政策に生かしていく、こうした循環をつくりております。いわば県のシンクタンク的要素を持つております。</p> <p>この理事長は大谷さんなんですかけれども、大谷理事長は、国際化に対応するため多くの授業を英語で実施している、また、実践重視で人材育成を取り組んでいるということをおっしゃっています。</p> <p>企業の側も、川崎ですので非常に都内からも近く、多分、行ってこいと言われて、国内に留学するような形でここに送り込まれて能力を高め、そしてもう一回企業に戻っていく、こういう大学院であります。</p>
<p>これは健康・医療分野の専門人材を育成するという大学院なんですが、こうした高度なリカレント教育、世界に通用するような人材の育成というものが今重要だと思っております。社会人になつても専門分野を深められるリカレント教育への支援についてお伺いをしたいと思います。</p> <p>○浅田政府参考人 先ほど大臣からシンガポールの例の御紹介がございました。リカレント教育はももちろんさまざまな性格のものがありますけれども、とりわけ職業につながるような分野においては産学がともに人材育成に参画する環境を整備する、そして、連携してより充実したりカレント教育の体制、機会をつくりていくということはとても大事だと考えております。</p> <p>文部科学省としても、大学あるいは専修学校などでの育成のための大学等での体系的で高度な産学連携プログラムの開発、やはり、大学の持つている研究力、力を生かすということです。それから、あるいは、専修学校もこのリカレント教育では大事な役割を担っていると思います。</p>
<p>具体的には、例えばですけれども、情報技術人材などの育成のための大学等での体系的で高度な産学連携プログラムの開発、やはり、大学の持つている研究力、力を生かすということです。</p>
<p>○伯井政府参考人 お答えいたします。</p>
<p>さまたげたようなものとか、さまざまな試みが専修学校でもなされています。それから、実践的、専門的な社会人向けの短期学校でもなさいます。</p> <p>専修学校に対する大臣認定の仕組みもございますが、このプログラムに対する大臣認定の仕組みもございます、つまり実践力育成プログラムというものです。このうした仕組みを生かしていくことも大事だと思います。</p> <p>さらに、専門的かつ実践的な教育を支えるいわゆる実務家教員の育成による産学共同教育の場をつくっていく、ふやしていくこともとても大事だと思っています。</p> <p>こうしたさまざまな産業界のニーズも踏まえて、かつ学習者のニーズにも応えられるものを充実していくことが大事だと思っています。</p> <p>○古屋(範)分科員 大臣もシンガポールの例を引き続き、産業界等と連携してリカレント教育を推進していくないと考えております。</p>
<p>○古屋(範)分科員 人材の育成もよろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>文部科学省としては、このような事業を通じまして、引き続き、実務家教員の育成、リカレント教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>○古屋(範)分科員 人材の育成もよろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>大学等で行われているリカレント教育の情報なりますが、発信を支援する制度が必要だと思っております。キャリア等の課題を抱えた社会人が、学習をしたいという意欲は持っている、具体的に大学等におけるプログラムを受講するというところまでなかなかならないのが課題だと思っております。</p>
<p>文部科学省にお伺いをいたしましたマナパスというポータルサイト、社会人の大学等での学びを応援するサイトができております。二〇一八年に開設をされております。恥ずかしながら、私もこれは知りませんでした。大学等における学び直し講座情報また学び直し支援制度情報を発信する社会人のためのポータルサイト、社会人がみずから環境整備の支援を目的とされています。</p>
<p>私もアクセスをしてみましたけれども、地域を指定して、大学、大学院、この分野、この資格と能力を有する実務家の見を見、リカレント教育としての社会人向け教育プログラムに積極的に取り入れいくことは重要であるというふうに考えております。</p>
<p>○伯井政府参考人 お答えいたします。</p> <p>企業等での豊富な実務経験あるいは高度な実務能力を有する実務家の見を見、リカレント教育といふことを指定をいたしますと、それに応じたさまだ大学のプログラムが検索することができます。こういうこともまだまだ国民に周知が足りないのではないかというふうに思つております。</p>

○鈴木(貴)分科員 ありがとうございます。初めて文科省関連の質問をさせていただくということでおっしゃるとおり、学校施設は子供たちがいつもの質問以上に大変緊張しておりますが、萩生田大臣のことありますので、大臣のまた御丁寧な答弁がいただけるものと期待をして、質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、特別支援学校におけるトイレに関して質問させていただきたいと思います。

道立養護学校に通うお子さんを持つていらっしゃる保護者の方から私のために御相談をいただきました。その相談というのが、施設、特にトイレ環境の整備を充実をしていただきたい、そういう内容がありました。老朽化若しくは耐震化の問題があるのはさまま国土強靭化の関係もありまして予算もついて進んでいるわけですが、実はこのトイレというところで、こういった問題がある。それは何かというと、養護学校という特性の中で、子供たちが、感覚過敏、例えば嗅覚に関して、若しくは音に関して、とりわけ過敏な状態を持つお子さんがまさにこういった養護学校に通われているわけなんですねけれども、私は元の道立養護学校には、実は、窓もない、明かり取りの窓もなく、そしてまた、換気扇があるんですけれども、非常に旧式のもので、正直言つて、そのおいというのはよくある、昔の公園などの脇に申しわけなさ程度に設置をされている公衆トイレのような、おいがなかなか抜けない状態である。これをもつて、子供たちが、そのトイレを使いたくない、トイレが怖いといって、学校にも行きたくないんだ、こんな御相談を寄せられたところであります。そういうのはやはり日常生活を送る上で非常に重要なところだと思いますし、切つても切り離せない部分もあります。そういう意味で、トイレの環境整備に関してまずはどういった見解を、重要性というものを認識されているのか、伺いたいと思います。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

一方で、学校トイレは汚い、臭い、暗いの三Kなどとも言われておりますし、排せつ行為 자체が恥ずかしいと無理に我慢する子や、からかわれるのではないかと学校ではトイレに行きたくないとおっしゃる子もいるというふうに指摘をいい、ただいまお答えします。

文科省では、従来より、施設の計画、設計上の留意事項をまとめた学校施設整備指針、特別支援学校にもつくるておるんですけども、その特別支援学校施設整備指針において、特別支援学校のトイレは、一人一人の障害の状態や特性等に配慮することや、清潔で使いやすく、良好な雰囲気となるよう計画することが重要である旨を記載します。

続きまして、通告でございますと、ちょっと順番を変えさせていただきますが、専門高校について質問をさせていただきたいと思います。

まさにこの学習指導要領、これは移行のタイミングでありますけれども、農業であるとか水産、各学校設置者に周知しているところでございま

す。

また、予算ですけれども、都道府県立等の特別支援学校については、新築、増築、改築時はもとより、既存施設のトイレ環境の改善についても、国庫補助制度による財政支援を行っているところです。

なお、公立学校の施設整備につきましては、令和元年度補正予算においては六百六億円を確保、令和二年度予算案におきましては、防災・減災、国土強靭化枠を含めまして、千百六十五億円を計上しているところでございます。

これからも、特別支援学校において快適なトイレの環境が確保されるよう、各地方公共団体からの御要望も踏まえつつ、しっかりと支援してまいりたいというふうに考えております。

○鈴木(貴)分科員 ありがとうございます。

予算措置等も図られているということ、そしてまた、その重要性について、今この場をもつて共有もさせていただいた、共通の認識を持たせて

いたいた、このように思つておりますので、私

も、引き続き、また現場の皆さんのが声をいただきながら、また文科省とも連携をして、一人でも多くの児童、児童、生徒、そしてまた保護者の皆さんにトイレについては保健衛生に十分配慮した清潔な空間とすることが重要であるというふうに考えております。

一方で、地域や社会の発展を担うための職業人の育成、これに資するのが専門高校である、その旨があります。私は大変、そういう意味でも、この専門高校の意義というのは非常に重要な、このことをしっかりと充実強化をしていくということが、まさに今成長産業とも言われている中で、扱い手に困っているこの農業、水産といふところにも、一つの解決というか一助になるのではない

かなと期待をしているところであります。

そういう中でお尋ねをしたいのが、であるならば、この専門高校、特に農業の点で結構なんですかけれども、魅力発信のために取り組んでいらっしゃることは何かありますでしょうか。

○丸山政府参考人 農林水産高校、とりわけ農業の学校ですが、専門高校では、地域産業を支えるための特色ある教育活動が数多く行われているわけですが、必ずしもその実情というのが中学生や保護者に明らかになつていなかことから、専門高校に対する中学生や保護者等の理解、関心を高めていくことが求められると考えております。

このため、平成二十九年度から、農林水産高校等における魅力発信方策についての調査研究を実施をしておりまして、農林水産高校等の学習状況や職業との関係を中学生や保護者等に効果的に伝えるための取組事例を収集をした上で、農業高校

底に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木(貴)分科員 ありがとうございます。

今までに、改訂ポイント、非常に具体的に細かく丁寧に御答弁いただいたんですけれども、その中でも、やはり、政府としても、今、特にこの農業を成長産業化の一つとして位置づけている、そ

を感じているところでもあります。こういった今後の展望というものをしっかりと見詰めながら、時代に合った専門高校づくり、強化に引き続き当たつていただきたいと思います。

最後に、大臣、せつかくなので、この点について一問、大臣に御答弁いただきたいんですけれども、設置者による取組、設置者という言葉が先ほど来から出でてきているんですけども、しかしながら、今の産業教育振興法の中には、国の任務は示されているんですが、設置者たる地方公共団体の任務というものは実は明記がされておりません。私は、まさに、これからそういう学校の質を上げていくという意味では、国及び地方公共団体の任務というようにもつと明記をすべきではないのかなという考え方を持っております。その点について、ぜひ大臣の御見解をいただけないでしょうか。

○萩生田国務大臣 平成の三十年間で少子化が進み十五歳人口が減少して、各都道府県が高校などの統廃合というのをすごく進めました。真っ先に矢面に立ったのが農業高校、工業高校、商業高校の専門高校だったというふうに思います。私は、振り返って、これはある意味間違っていたんじゃないかなとおもいます。だから、これからこの時代を考えたら、物づくり産業を支える工業技術者、こういふたものは日本にとって宝でありますし、農業も、昭和の時代に開設された農業高校というのは、多分地域の農業後継者の育成というところだとまってしまって、例えば、六次産業化をして海外に地元の農作物を輸出をしようなんることは概念的に全くない時代の農業高校のままであると思うんです。これからは、例えば、先生のお地元の北の大地では、広域な農業を維持していくためにはA.IやI.C.Tを使つた新たな時代に入つていかなきゃならない。

そうしますと、先ほどから答弁で、たつけは確かに都道府県が設置者なんですかけれども、これからのそいつた職業高校の果たすべき役割といふのは、日本の、言うならば、人材、どういう人

を育てていくかという大きな概念が必要になつてきます。

くると私は思いますので、今お話をあつたように、酪農の地域で牛がない農業高校はどうやつて畜産の精度や技術を上げていくのかというのを考えて、今までの概念ではだめだと思います。

ぜひこういった質疑をきっかけに、これから来像というものを描いていく必要があるんじゃないかなとおもいます。

二百八十二までふえてきております。

そういう事実、背景がある中で、教員免許との統廃合というのを失効しても、実は今だと、三年が経過した場合、若しくは禁錮刑以上の刑に処せられても十年たつた場合には、実は教員免許というのが急務だと私は思つております。対応がな物かな、このように思つております。対応がいかがでしようか。

成二十四年で百八十七、そして今、平成三十年は

専門高等学校があつてもいいんじゃないかな。北海道なんかだつたら、そういうものが一つ拠点となつて、そして地域の農業高校と連携しながら、すぐに現場に出る人、更に勉強する人、もつと見えて、大学や大学院に進みながら農業を俯瞰的的に見る人たちを育成するなんてことも今後考えていく必要があるんじゃないかなと、今議論を聞いていて感じたところでございます。

○鈴木貴分科員 ありがとうございます。
そういう事実、背景がある中で、教員免許と統廃合というのを失効しても、実は今だと、三年が経過した場合、若しくは禁錮刑以上の刑に処せられても十年たつた場合には、実は教員免許というのが急務だと私は思つております。対応がな物かな、このように思つております。対応がいかがでしようか。

○萩生田国務大臣 児童生徒を守り育てる立場にある教師が児童生徒に対してわいせつな行為などを行なうことは、決してあってはならないことだと思います。

こうした問題への対応は大きな課題と認識しております。過去に子供へのわいせつ行為などを原因として懲戒処分等を受けた者に対する教員免許状の管理や教員の採用、人事管理等のあり方について、より厳しく見直していくことが必要だと私は思つております。

今先生御指摘がありましたように、三年、十

年、これは三年たてばリセットできてしまう。もつと言えば、教員の皆さんのはよくわかりませんから配置をされる自治体にとってみると、過去に学校でそんなことがあったことも知らないで、たまたま転校してきた先生、あるいはしばらくお休みしていた先生、そういう意識しかないわけであります。

残念ながら、今御指摘いただいた懲戒処分は再発も非常に多いですね。すなわち、一回そういうことで懲戒免職を受けたのに、また戻つてしまふが、わいせつ行為等に係る教職員の懲戒処分等の推移というものを、まさに文科省さんから資料を

きやいけないと私も思います。

そのためには、ほかの免許証、例えば医師免許などとの横にらみなどのさまざまな法制上の課題がございます。他の制度との関係なども含めてしつかり検討していきたい、そう思つております。

○鈴木貴分科員 ありがとうございます。
しつかり検討していきたいという御答弁をいたしました。やはり、子供の健やかな成長のためには、あつてはならないことはしつかりと未然に予防していく、そのための策を講じていく、というものが大人であり、また社会の役割だと思つておりますし、また政治の責務だと思っております。

最後に、性に関する教育について、非常に限られた時間になりますが、お尋ねをしたいと思いま

す。
事前に言いますと、私は、性教育、性に関する教育をもつと充実をすべきだという考え方を持つております。今大臣にも御答弁いただきましたが、こういった性に関する諸問題がある中で、ルールの厳格化を一方でしているのであれば、やはり義務教育の段階で最低限の知識というものを子供たちにしつかりと示していくことが重要ではないのかな、このように思つております。

ただ、一方で、中学校において、高校でもそ

んなで御答弁いたしましたが、性交という言葉は学習指導要領には出てきません、入つております。あくまでも性的接觸という言葉が記されている程度であります。性的接觸という方が、範囲が広過ぎて、逆によからぬ妄想でもないですけれども、逆にわかるなくなつて、子供にとっては負担過多なんじゃないだろうか、このようにも思つております。

あわせて質問でありますのが、刑法の性行為の同

統廃合について、教員免許管理事務について質問させていただきたいと思います。

まず、これは質問しようかと思つたんですね。それで、大臣の今の御答弁を手に、農水省そしてまた文科省と連携をしてさらなる充実のために私も引き続き汗をかいて、このように思つております。

今先生御指摘がありましたように、三年、十一年、これは三年たてばリセットできてしまう。もつと言えば、教員の皆さんのはよくわかりませんから配置をされる自治体にとってみると、過去に学校でそんなことがあったことも知らないで、たまたま転校してきた先生、あるいはしばらくお休みしていた先生、そういう意識しかないわけであります。

残念ながら、今御指摘いただいた懲戒処分は再

発も非常に多いですね。すなわち、一回そういうことで懲戒免職を受けたのに、また戻つてしまふが、わいせつ行為等に係る教職員の懲戒処分等の推移というものを、まさに文科省さんから資料を事前にいたいたところであります。

時間が限られてきましたので、ちょっと私の方で

あわせて質問でありますのが、刑法の性行為の同意能力があるとみなされる年齢である性的同意年齢、今これは現行で十三歳であります。しかしながら、性交については義務教育課程で教えていない。私は、これは矛盾をしていると思いますが、

いかがでしようか。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

学習指導要領で、義務教育段階ということで先生の方から御指摘ございました。

現在の保健体育の学習指導要領ないしはその解説において、義務教育、すなわち、小学校では、思春期の体の変化や異性への関心が芽生えることについて理解させること、ないしは中学校では、生殖に関する機能の成熟について理解させるとともに、異性の尊重や性に関する情報への適切な対処、あるいは性感染症の予防について取り扱うことなどについて示しているところでございます。

こうした指導要領ないしは指導要領の解説等も踏まえながら、子供たちの発達段階等も十分踏まえた上で学校における性に関する指導というのが行われるべきものと思つております。

個別の法律との関係につきましては答弁を控えさせていただきます。

○鈴木(貴)分科員 この性的同意年齢十三歳といふことは、仮にレイプに遭つた、望まない性行為、性暴力に遭つた、しかしながら、そういう場合には、十三歳の子が抵抗の証明もしないといけない。いかに私は拒否をしたかといふことも述べないといけない。一方で、学校においてこういった教育をしていないというのは、これは私は非常に矛盾を、違和感を感じるところであります。

あわせて、今ほど答弁の中で性感染症について教えていたりました。そんなんです、性感染症については、これは中学校で、予防策として、性的接觸をしないこと、コンドームの具体的な使用について記しています。しかし、性的接觸とはどういう行為なのか、コンドームの具体的な使用についても教えていない。これは果たして学びと言えるのか。

大臣、最後に、もうこれは最後の時間となりました。極めて抽象的な質問で大変申しわけありませんが、私は、子供の健やかな成長のためには、そして今の時代背景を鑑みたときに、この性教育というものはさらなる時代に合わせた充実が必要だ

と思っています。この点について、保護者も含め

て、学校の現場も含めて調査研究が必要ではない

生の現場も含めて調査研究が必要ではない

思春期の体の変化や異性への関心が芽生えることについて理解させること、ないしは中学校では、生殖に関する機能の成熟について理解させるとともに、異性の尊重や性に関する情報への適切な対処、あるいは性感染症の予防について取り扱うことなどについて示しているところでございます。

こうした指導要領ないしは指導要領の解説等も踏まえながら、子供たちの発達段階等も十分踏まえた上で学校における性に関する指導というのが行われるべきものと思つております。

個別の法律との関係につきましては答弁を控えさせていただきます。

○鈴木(貴)分科員 ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○井野主査 これにて鈴木貴子君の質疑は終了いたしました。

次に、寺田学君。

○寺田(学)分科員 寺田です。

きょうは、質問時間をおきましたので、本当に

ありがとうございます。そして、大臣、長い時

間、お疲れさまです。初めまして、寺田と申します。

質問するのは初めてだと思ひますけれども。

余りずっと文科委員会の方に常駐はしております

が、性暴力に遭つた、しかしながら、そういう場合に、十三歳の子が抵抗の証明もしないといけない。いかに私は拒否をしたかといふことも述べないといけない。

一方で、学校においてこういつた教育をしていないというのは、これは私は非常

に矛盾を、違和感を感じるところであります。

せんが、ちょうど、きょう河村先生もいらっしゃ

りますけれども、河村先生や馳先生と一緒にフ

リースクールの議連の方では頑張らせていただき

ています。

立場を超えて率直に申し上げると、安倍政権の

中で、フリースクールに関しても私は飛躍的に進

んだと思います。もちろん、望むところまでには

まだ到達していませんけれども、現職の総理がフ

リースクールに足を運んだという一つの出来事は

大きなことでもありますし、子供、私も今ちびが

おりますけれども、子供一人一人、柔軟な教育の

あり方ということは、私は今後の日本の力をつけ

ていく上で大事だと思いますので、質問とは関係

きょう、三十分をいただきまして、大きく分け

て二つの項目を質問したいです。一つは、組み体

操について、もう一つは、文科省の現職局長も絡んで医学部医学科の不正入試の問題、この二点についてです。

まず、最初の十分、組み体操について質問したいと思います。

一言で言うと、看過できないほど私は危険な行為だなということを感じています。私が個人的なSNSの中で、同世代のお父さん、お母さんたちに体験談や自分の子供たちの今の学校の環境を聞いたところ、結構多くの方から反響がありまして、傾向として、私は東北の秋田ですけれども、東北はほとんど組み体操を公立ではやりません。私も記憶がないです。ただ、東京から西の方になると、急激に組み体操を運動会でやるというところがふえている。

報道の中でも、その危険な、それによつてのけが及び危険な行為であるという指摘等が時々ニュースになりますけれども、いまだ組み体操に関する話題は多くのところでやつっています。うちの子供が進むところにあるのかなどといふふうに思っています。

これは参考人でも結構ですけれども、現状、年間において、この組み体操によつてどれぐらいの事故が起きているのか、また、過去、死亡事例等もあると思いますけれども、その現状に対してどういうふうに把握されているか、お答えください。

ここは事務的に詰めますけれども、事故件数と

医療費支給件数は一緒じゃないですね、数は。

○瀧本政府参考人 御指摘の中で、例えば、医療費が実際にからなかつた、あるいは保健室の手当で済んだ、いわゆる養護教諭の先生がその場で傷等に薬を塗つたりして医療費が直接からなかつたものについては、今申し上げた数字には含まれおりません。

○寺田(学)分科員 実態が見えていないんです。

大臣、ちょっとお願いなんです。

速報値で、三十年度ですかね、私がいただいた

資料だと、小学校で三千二百件、医療費の支給が

起きているレベルの事故がある。今、それ以外

に、参考人が述べられたとおり、それ以外のこと

も、見えないけれども、あるということです。

これは事務方にもちょっと確認しますけれども、事故が減った、通知の後、八千件ぐらいだつたのが今四千、五千ぐらいになつていますけれども、事故が減ったのは、そもそも組み体操の実施

における事故防止を図るために、教育委員会等に対して、学校において、確実に安全な状態で実施できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断

した場合には組み体操の実施を見合わせるよう要請してきたところでございます。

こうした内容に加えまして、今月新たに発出した通知の中でも、教育委員会等において、学校任せにせず、安全対策を確認するよう要請したところでございます。

以上でございます。

○寺田(学)分科員、まとめていろいろお話ししされてますけれども、今、事故件数をお話しすると

きに、医療費の支給件数をもつて事故件数と述べられたと思いますけれども、医療費支給件数とい

うのは、まさしく骨折になつたとか捻挫になつたところ、軽くじいたとか、もしかしたら、本来であれば支給対象だけれども、さまざまな理由からそれは申請しなかつたケースもあると思いま

ります。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

学校の管理下における事故については、日本ス

ポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に基づいて医療費等の給付が行われておりますが、こ

の中で、委員御指摘の事故件数についても把握をしております。

組み体操の事故件数は、近年減少傾向にはあるものの、直近のデータでございます平成三十年度におきましては、小学校で三千二百十八、中学校で六百七十三、高等学校等で二百五十四、計四千百四十五件となっているところでございます。

スポーツ庁においては、従来から、組み体操に

件数が減ったからなのか、安全配慮があつて減ったのか、そういう分析はできていますか。イエス・オア・ノーでいいですよ。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま申し上げた件数は、医療費の申請の

あつた。その支給をした事案でございまして、そ

の背景としては、文科省から過去にたび重なる通

知等を出しているということも背景にあると思

ますが、直接的な分析というのはできておりませ

ん。

○寺田(学)分科員 大臣、いい悪いの前に、お願

いなんです。

実施件数もまずわかつてないんですよ。実際のところ、年間何千人という子供が、過去例でい

うと死亡例もありますよ。文科省としての態度、やるべき姿勢というのは後々議論があるとは思う

んですけれども、全体でどのように行われている

のか、実施件数、その上でどのような対策をして

いるのか、どうやって今件数が、減ったといっ

ます。○瀧本政府参考人 先ほど、今月に入りました

改めて、危険なわざについてのみではなくて、組み体操全般について、学校任せにせず、教育委員会においても安全確認をしつかりとするようにも

お願いをしたところでございまして、今月発出した通知も踏まえた上で、今後の組み体操におきま

す事故件数の状況をしつかりと見きわめながら、必要に応じて教育委員会等から情報提供を受けるなど、組み体操の実施状況の把握には努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○萩生田国務大臣 今先生、実態についてお話し

いただきました。

これは、けがを前提で体育の授業をやるというのにおかしな話でありますから、当然、けがをしないような細心の注意が必要なんだと思ひます。

他方、体育の場合には、実技を伴うものですか

ら、けがのリスクというのはほかの競技でもあると思うので、ちょっとともかくがあるからやめるんだというわけにもこれはいかないと思います。

いたがつて、活動の内容、危険性を十分に踏まえて、安全対策を講じた上で実施すべきものと

思つておりますので、過去にも調査しています。

した。その改善で今まで数字が下がつてきま

したので、今回、この御指摘を受け、何らかの

形で調査は続けていきたいと思います。

○寺田(学)分科員 セめて実施件数でいいです

よ。それはさまざまな機会を得ながら現地からと

れると思うので、まず実施件数、どういう状態に

いたら事故件数が減つていて、もしか

したら事故件数の調査、そのことを念頭に調査していただけないですか。大臣、いかがですか。

○萩生田国務大臣 実施件数より、危ないのをや

めろというのがきいてるんだと思います。高度

な技術で、ピラミッドですとかタワーのようにな

がのリスクが多かつたものがだんだん減ってきて

いるんだと思います。

このような考え方のもと、組み体操について先

週通知を発出し、安全対策を学校の判断のみに委

ねるのではなく、教育委員会等においても確認す

るとともに、必要に応じて学校への助言を要請し

ました。

この通知を踏まえた教育委員会や学校の取組状

況や今後の事故件数も注視しながら、引き続き組

み体操における安全対策を徹底を図つてまいりた

いと思います。

○寺田(学)分科員 大臣が言われたとおり、危な

いことをやめろといつて段数を減らす。ただ、死

亡事故を見ていると、大体、二段、三段で死亡事

故が起きています。なので、段数を減らすこと

が直ちにそれが事故の低減になるかどうかというの

は、私は、因果関係があるんだとしたら、しつか

り調べして証明してほしいと思っているんですけど

れども。

大臣、私もこの質疑をする上でいろいろ調べま

した。言われるとおり、ピラミッドをやめよう、タワーをやめようというんですけれども、最近はやりなのは、トラストフォール、人間起こしだそ

うです。大臣、知っていますか。別にこれはクイズじゃないです。御存じですか、トラストフォールというんです。こうやつて肩車の上に子供が立つて、このまま後ろに手を広げたまま落ちてい

くんです。それを後ろで支えて、もう一回ワッショイと起こして、もう一回立つて、それを何回もやるんです。それを十人ぐらいいの山で並んで、その上に立つた、わら人形のように立っている子供が、ばたばたばたたばたといきなが

くんです。それを後ろで支えて、もう一回ワッショイと起こして、もう一回立つて、それを何回もやるんです。それを十人ぐらいいの山で並んで、その上に立つた、わら人形のように立っている子供が、ばたばたばたたといきなが

ていないということですよ。

学校の先生たちにも聞いたんですけど、危ないし、手間はかかるし、怖いからやめたいけれども、保護者だつたり地域の方々が、俺らもやつたらといつて望むんだと。これは、やはり現場に任せていると、やめにくいですよ。

大臣、最後、総括的な御答弁をいただきたいですけれども、こういう問題を抱えているということで、以前の馳大臣は、文科省としてもちゃんと取り組まなきゃいけないという御答弁があります。

大臣としても一言お願いします。

○萩生田国務大臣 事故をそのまま放置しておくわけにいきませんので、実態をきちんと確認をさせていただきます。(寺田(学)分科員「人間起こしを見てください」と呼ぶ)はい。

○寺田(学)分科員 秘書官の方、動画で、すぐユーチューブで出てきますので、大臣にぜひ見せてください。

次は、医学部の方に行きます。医学部の方といふつか、医学部の不正入試、文科省の局長も絡んだやつですけれども、全体論と、あと個別に、今問題を抱えていると認識している聖マリアンナ大学についてに分けて質問します。

大臣、基礎的な認識ですけれども、女性を試験において減点をしてないのは男性に、女性にはな

やつですけれども、全体論と、あと個別に、今問題を抱えていると認識している聖マリアンナ大学についてに分けて質問します。

大臣、基礎的な認識ですけれども、女性を試験において減点をしてないのは男性に、女性にはな

やつですけれども、これは女性差別という認識でよろしくされども、これは女性差別という認識でよろしく

いですね。

何で聞くかというと、以前、ほかのところで政務官の方が、女性差別と言われるようなとか、そ

ういうような曖昧な発言があつたんですけどそれ

も、このようないい處をしたんだですけれども、学習指導要綱にも入つていいないですとか

れども、学習指導要綱にも入つていいないですとか

れども、学習指導要綱にも入つていいないですとか

れども、学習指導要綱にも入つていいないですとか

れども、学習指導要綱にも入つていいないですとか

れども、学習指導要綱にも入つていいないですとか

です。

性別により、女性には減点したり、女性にはな

いような加点を男性にしたケースが散見されたん

ですが、これは女性差別ですかね。

○萩生田国務大臣 性別により一律に取扱いの差異を設けることについて合理的な説明ができないこと、合否判定の際に、性別等の属性を理由とし

て一律に取扱いの差異を設けることは不適切であ

ること等の考えが示されているところであります。当然、これは差別に当たると思います。

○寺田(学)分科員 各大学、十大学ぐらいピックアップされながら、さまざま対処がありましたけれども、これは根絶したんですね。どうですか。

○伯井政府参考人 お答えいたします。

平成三十年八月から文科省で実施した調査におきまして、不適切な事案、これが九大学、それから、不適切である可能性が高い事案、これが一大学でございました。この十大学以外の大学では、平成三十年度入試は適正に行われていたというところでございます。

そして、この不適切な事案又は不適切である可能性が高い事案として指摘した大学については、昨年五月から訪問調査を含めたフォローアップ調査を実施した上で、平成三十一年度入試の改善がなされたことを確認しております。

○寺田(学)分科員 まず一旦改善していると思うんですが、今後同じようなことが起らぬようになる努力というのは私は大事だと思いますし、忘れちゃいけないのは、これは大学の問題だといいながら、文科省が絡んだ不正でしたからね。そのことを忘れずに、しっかりと文科省としても取り組まなきゃいけないと思っているんです。

不正が行われたのではないかと疑義を持つ一つの指標というのが、合格者の男女比、男女の率、男女の合格率というのが一つの指標になつてきました。これは、去年、文科省としては調べましたか、去年度の試験について。

○伯井政府参考人 平成三十一年度入試の志願者数及び合格者数の男女別人数、合格率につきましては、全国医学部長病院長会議におきまして自発的に調べておられます。文科省としても、こういった取組を引き続き注視していきたいというふうに考えております。

○寺田(学)分科員 何で文科省としては調べなかつたんですか。

○伯井政府参考人 全国医学部長会議は、全国医

学部入学試験制度に関する規範を自発的に作成し、みずからそういうことを正していこうという

ことでございますので、引き続き、その入試の公正確保につきまして、全国医学部長病院長会議で実施されることを期待し、文科省としての調査は行わなかつたというものでございます。

○寺田(学)分科員 そこでやつたら、文科省はやらなくていいんですか。どうするんですか。

○伯井政府参考人 繰り返しになりますが、全国医学部長病院長会議での調査、自発的な調査の実施ということに期待しておるのでござりますが、我々いたしましても、医学部医学科を置く大学において、男女別、年齢別の合格率等を含め、より積極的に入試情報をそれぞれ開示するよう要請しているところでございます。必要に応じてフォローアップをしっかりとしていきたいと考えております。

○寺田(学)分科員 やはり、だから、そこがやらなかつたら、文科省はやらないんですね。去年はどうしたんですかと言つたら、そこがやつたから、

うちはやつていません、参考にしましたというんですね。どちらかがやるのか、文科省がずっとやるのか、彼らが自主的にずっとやつてくれるところを約束してもらっているのか、それとも、もうやらないでいいと思つていいのか、なので聞いていいんです。

もう一回、ちょっと端的に答えてください。調査しないんですか。

○寺田(学)分科員 では、そこが調査しない場合

には文科省が調査するという約束でいいですね。

○伯井政府参考人 当然、こうした男女別、年齢別の合格率等を含め、必要な情報は、文科省としても必要に応じてフォローアップをすることが必

すか、必要な情報ではありませんか。このような不正が起きた後ですよ。必要な情報ですか、必要な情報ではありませんか、どちらですか。

○伯井政府参考人 より積極的に我々としては各大学に情報を開示するよう求めておりますので、そういう意味では必要な情報であるということでございます。

○寺田(学)分科員 大臣、お願ひです。必要な情報です。

○寺田(学)分科員 私の知人で、娘さんを持つていてる国际結婚をした人がいるんですけども、この問題を娘に説明で差別ですよ、もちろん、現役と浪人の問題もありますし、不正入学の問題もありましたけれども、それがいるんですけども、この問題を娘に説明で差別ですよ、やはり世間で起きた女性差別です。これは一般論ですけれども、合格率が男女で大きく差があることは、文科省として望ましいこと

ますし、まだ起きたばかりですよ。

大臣、お願い。せめて、男女の合格率、毎年、それは文科省独自にやるのか自主的にやってもらいうのかは別ですけれども、ちゃんと出していくだけ

れるようにお約束してください。

○萩生田国務大臣 先ほど局長が説明しましたよ

うに、全国医学部長病院長会議で自発的に実施されることをまず期待しているんですが、先生の御指摘の議論は、実は、省内で同じ議論があつたんであります。しばらくはきちんと皆さんやるだろうけれども、これを見逃しちゃいかぬということで、入試情報の開示を徹底してまいりたいと思います。結果として、比率は出てくることになると思いま

す。

いずれにしても、今回のことと一過性にしないで、決して疑つてかかるわけじゃないけれども、しかし、文科省としてはしっかりとウォッチをしていく、そのことはお約束したいと思います。

○寺田(学)分科員 あります。

男女の合格率は、しっかりと、いずれかの方法

でチェックしていく体制をとるというお話をしました。

もう一個踏み込んでですけれども、不正がなれば、最初は、最初は全部、ないだつたんですけれども、結構ぐつと圧力をかけたときに、自分たちで手を挙げて、いや、私たち、やりましたという

ところもありましたが、数字として、例えば筑波大は六年連続と私は聞いていますけれども、男性の方が一・五、前回、三十年だと一・七ぐらいになつてたという資料がありましたけれども、統計的な差があることは、文科省として望ましいことだと思っております。

○寺田(学)分科員 ただ、それは一律に合格率がどうかということは、これは望ましくないということございま

す。ただ、それは一律に合格率がどうかということを判断されるものではなくて、まず、そうした状況を開示していくことによって、先生のような御指摘が出てくるということで、対応していくたいと考えております。

○寺田(学)分科員 聖マリアンナのこともやりたので、ここでとめますけれども、まず、お約束いただいた、しっかりと男女の合格率の開示

ということをしまつた上で、先生の御指摘の議論は、実は、省内で同じ議論があつたんですね。しばらくはきちんと皆さんやるだろうけれども、これを見逃しちゃいかぬということで、入試

情報を開示を徹底してまいりたいと思います。結果として、比率は出てくることになると思いま

す。

それで、聖マリアンナ大学ですけれども、第三委員会までつくつて、不正があつたと認めながらも、自分たちはそういうことはやつてないということは、他の大学、私学助成を二年連続なくされたところだつたり、減額されたところがある中において、保留状態が続いているます。

まず、同大学、私がレクの段階で聞いたのは、

一月のときに第三者委員会の報告書が出て、不正があつたというような話でしたので、それに対する説明を文科省として受けたというところまではレクで聞きましたけれども、今後どうなさるおつもりなのか、お答えください。

○伯井政府参考人 今御指摘いただきましたように、聖マリアンナ医科大学の医学部医学科の入学者選抜につきましては、平成三十年十二月の緊急調査の最終まとめにおきまして、文部科学省としては、不適切である可能性が高い事案と指摘し、平成三十一年二月に、第三者委員会を設置し事実関係を調査するよう文書で指導し、そして、今御指摘いただきましたけれども、本年一月十七日には、第三者委員会の調査報告書が公表されまし

に対するクレディビリティーが文科省として持てていないんだとしたらまた違う議論になりますけれども、報告書自体に対しては、文科省として、不十分な点は見当たりましたか。

○伯井政府参考人 まさに今そうした観点から、大学に対して、大学として実施した入試において属性による一律の差別的取扱いが行われたと、この報告書の結論に対する大学としての見解、あるいは、指摘や、大学と見解が異なるのであれば、その合理的な理由とかエビデンスを挙げて説明してほしいということで大学に求めていたところでござります。

○寺田(学)分科員 ゴメンなさい、私の問い合わせは、聖マリアンナ大学がどうやってるか、そのことに対する文科省の評価ではなくて、第三者委員会

であれですけれども、私は、いや、私たちは本当にやつていません、意図的ではありませんといふことが証明できている、及び納得、局長の言葉で言うと、納得できるような説明ができるのであればいいですけれども、いや、それはありませんと。第三者委員会の報告書はこのように意図的と認めざるを得ないといいながら、それを認めないと状態が続く中で、私学助成金を私は出すべきではないと思いますよ。

レクの段階では、三月に決定して交付だといふんですけれども、いや、事実は私は今断言する「ほとりはないですよ、本当に意図的ではなかつた」という説明ができたのか、いや、意図的でしたといふのかわからませんけれども、何かしらのしつかりとした説明がない限りにおいて、私学助成に対

○寺田 学 分科員 その仕組み自体がどれぐらい行政の裁量の中できのかどうか、私は今御答弁いただいてわかりませんけれども、このよしなな、まあ、どつちかわからない前提に立つてしまふりますけれども、第三者委員会までつくつて、大臣のお言葉をかりて言うと、理解できないような説明しかしない段階で、一応、仕組みはないからお金は渡しますというのは、後々それが減額されるものだ何だとはいいながらも、国民感情的には私は納得できないです。

もう一個問いますけれども、これは、みずから認めなければ、責任というは認められないんで

この報告書においては、性別、現浪区分という属性による一律の差別的取扱いが行われたものと認めざるを得ないと結論づけられており、これに対しまして、聖マリアンナ医科大学としては、意図的ではないにせよ、属性による評価の差異が生じ、一部受験者の入試結果に影響を及ぼした可能性があつたとの認識に至っているものの、みずから不適切な事案であつたとは明言しております。

会が出した報告書に対して、文科省として、何かしらの疑義であつたり不十分な点とかは見当たりませんでしたかと、報告書自身に対する文科省の評価を聞いているんです。

して交付する、そういうことは私は国民としても納得できないと思いますよ。

ここは大臣の政治判断だと思うので、ぜひ大臣、御答弁ください。

○萩生田国務大臣 第三者委員会が出した結論に対して学校側は、意図的ではないにせよ、属性による評価の差異が生じ、一部受験者の入試結果に影響を及ぼした可能性があつたとの認識を表明しました。では、誰が、いつ、どういう段階で毎年

○伯井政府参考人 そういう仕組みでございま
すかね。どうですか。
○寺田(学分科員) そういう仕組みである以上、
認め続けなければ、責任は問われないですよ。
の仕組みはおかしくないですか、大臣。
○萩生田国務大臣 いろいろな思いはあるんです
けれども、あらかじめ結論を断定するわけにもい
かない立場があるので、御理解いただきたいと田

文科省としては、大学としての第三者委員会の報告書に対するこの受けとめ方、そのような見解に至つた理由を大学みずからが、社会の納得を得られるよう、丁寧に説明することが必要であるということで、その旨を大学に伝えるとともに、現在、大学に対して、大学としての第三者委員会の報告書に対する受けとめ、そのような見解に至つた理由等をヒアリングしているところでござります。

ござりますので、その辺の説明をしつかりするともに、我々に対しても納得のいく合理的理由を説明してくれということでヒアリングを行つておるというものでござります。

こういうことが起つたのかを国民にも我々文部省にもわかるように説明をしてくださいといふ、一回目の説明が終わったところです。全く納得も理解もしていませんから、引き続き、きちんと論理的な説明があるんだろうと期待をしております。

今先生のお話は、補助金をということなんですが、現段階では学校側が説明をする責任を負っていますので、年度末まで果たしていない途中にありますので、

他方、今後、医学部とかいうことじやなくして、私学助成のあり方については一つ問題提起があつたんじゃないのかというふうに思いますので、直ちにということではありませんけれども、しつかり考へてみたいと思つていてます。

○寺田(学)分科員 時間になつたようですので終わりますけれども、やはりこういうところ、文科省も絡んだ不正ですから、そこをもつてしつかりや

文科省としては、大学から再度説明を聴取し、その合理性を確認した上で、大学に対する今後の対応を検討したいというふうに考えております。
○寺田(学) 分科員 第三者委員会の調査報告書に
関して、文科省として、不十分な点は認められま
したか。要は、報告内容に対し、報告内容自体

ちはやつていませんと。なので、第三者委員会といふものがあつて、第三者委員会の結論に関しては、今御答弁いたいたとおり、一定の納得をしているという状況にあるわけです。

もう恐らく、山場というか判断の時期に来ていてるんだと思うんですが、大臣、通告もしているの

の配分を保留し、翌年度に持ち越すというような仕組みがございません。

したがって、不適切な事案として整理された際には、日本私立学校振興・共済事業団の運営審議会において、令和二年度私立大学等経常費補助金の減額について議論いただくこととなつております。

と取り組んでいただきたいということをお伝えして、大臣、頑張ってください。よろしくお願ひします。
○井野主査 これにて寺田学君の質疑は終了いたしました。
次に、竹内譲君。

○竹内分科員 公明党の竹内議でございます。

きょうは、京都の地元の、京都大学に今度、がん免疫総合研究センターの設立について予算が計上されているということをございますので、まず、このがん免疫総合研究センターにつきまして少しお質問をさせていただきたいと思います。

このセンターは、新しいがん治療の幕あけとして期待されているわけでござりますので、継続もございまして、私もかつて厚生労働省の副大臣をやっておりましたので、本庶先生がノーベル賞を受賞される以前から、新しいがん免疫治療といふのは大事だということで、厚生労働省としても、いろいろ勉強会を持つたり、いろいろ動いておった経緯がございます。

それで、今回の本庶先生のノーベル賞受賞は、改めて繰り返すまでもなく、がん細胞が免疫機構にブレーキをかける分子、P.D.-1を発見されまして、そういう分子、P.D.-1を阻害する免疫チェックポイント阻害剤というものが開発された、こういう経緯によりましてノーベル賞を受賞されたわけでござりますけれども、活性化した免疫細胞ががんを自滅に追い込んでいくという全く画期的な発見、発明であったというふうに評価されております。

残された課題点というのはまだあるというふうに言われておりますので、例えば、まだ約半数以上の患者に効果が出てこない、原因がわからない、それから、有効な効果判定バイオマーカーがないとか、まだ約一〇〇%程度の患者に副作用が起る等々、そういう課題点も指摘されているところでございます。

今後、これらの有効性を高めて医療費を大幅削減していく必要もござりますし、それから、画期的な知財の確保による国際的競争力の強化を図る必要がある。さらに、次世代のがん免疫研究者の育成といつた大きな課題もある。こういうことから、創薬開発力を備えたがん免疫研究の国際拠点というのがどうしても日本が必要ではないか、こういうふうに言われておりました。

そういうことで、文部科学省としても、この辺に着目をしていただいたというふうに思つておる

のですが、改めて、今回の予算計上の意義や目的

につきまして、大臣からお伺いしたいと思いま

す。

○萩生田国務大臣 がん免疫総合研究センターに

つきましては、ノーベル生理学・医学賞を受賞された本庶佑先生を中心となり、令和二年度の発足に向けて、現在、京都大学において準備を進めているものと承知しています。

京都大学では、我が国におけるがん免疫研究の拠点形成により、治療効果を最大限に高めた、副作用が少ないがん免疫治療法や、バイオマーカーの新規開発を行うことを通じ、がん免疫の諸課題の解決を目指しており、その成果を大いに期待をしております。

このため、令和二年度予算案において、センターの組織の整備や、最先端の解析装置、研究棟の新規開発を行なうために必要な予算を計上しております。

文部科学省としては、引き続き、センターにおける研究施設を順次進めるために必要な予算を計上しております。

このため、令和二年度予算案において、センターの組織の整備や、最先端の解析装置、研究棟の新規開発を行なうために必要な予算を計上しております。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

がん免疫総合研究センターでござりますけれども、先ほど大臣からも御答弁ございましたように、この研究というのは、がんの免疫に関し、高精度な基礎研究と臨床研究によります新たな治療法の開発が期待できる極めて重要な研究と認識しております。

このため、文部科学省では、京都大学におきま

す準備状況を踏まえて、センターにおける研究活動に応じたすぐれた研究環境を整備することが必

要であると考えております。また、令和二年度の予算の中でも、一つは、国立大学運営費交付金において、新たな研究組織整備に必要な予算を計上

することともに、二番目といたしまして、国立大学

の法人先端研究等施設整備費補助金におきま

すと、研究に必要な最先端の解析装置を整備をいた

すということといたしております。また、国立大

学校の施設整備費補助金において、基礎研

究から応用研究までを一つの場で総合的に行なうたて、研究に必要な最先端の解析装置を整備をいたすということといたしております。また、国立大学の施設整備費補助金において、基礎研究から応用研究までを一つの場で総合的に行なうたて、研究に必要な最先端の解析装置を整備をいたすということといたしております。また、国立大

学校の施設整備費補助金において、基礎研究から応用研究までを一つの場で総合的に行なうたて、研究に必要な最先端の解析装置を整備をいたすということといたしております。また、国立大

学校の施設整備費補助金において、基礎研究から応用研究までを一つの場で総合的に行なうたて、研究に必要な最先端の解析装置を整備をいたすということといたしております。また、国立大

学校の施設整備費補助金において、基礎研究から応用研究までを一つの場で総合的に行なうたて、研究に必要な最先端の解析装置を整備をいたすということといたしております。また、国立大

学校の施設整備費補助金において、基礎研究から応用研究までを一つの場で総合的に行なうたて、研究に必要な最先端の解析装置を整備をいたすということといたしております。また、国立大

野において、基礎研究から応用研究までを一つの場で総合的に行なう研究拠点として、基礎系、臨床系の研究スペースや動物実験スペースを含む施設の要求があり、文科省としても、その必要性、重要性は十分認識しております。

文部科学省としては、大学からの要求内容も踏まえ、国立大学法人の施設整備費について、令和二年度予算案に必要な経費をしっかりと計上しました。

問題は、予算よりも、先生の学びやすからよく御存じだと思いますが、敷地がもういっぱいといったことで、やはり医学部に附屬していた方が研究の中身はよくなるんだろうと思うんです。加えて、あの地域は高さ制限がかかっていますので、建物の高さ利用ができないという物理的な問題があります。

このため、文部科学省では、京都大学におきまして、新たな研究組織整備に必要な予算を計上するとともに、二番目といたしまして、国立大学の施設整備費補助金において、基礎研究から応用研究までを一つの場で総合的に行なうたて、研究に必要な最先端の解析装置を整備をいたすということといたしております。また、国立大学の施設整備費補助金において、基礎研究から応用研究までを一つの場で総合的に行なうたて、研究に必要な最先端の解析装置を整備をいたすということといたしております。また、国立大

学校の施設整備費補助金において、基礎研究から応用研究までを一つの場で総合的に行なうたて、研究に必要な最先端の解析装置を整備をいたすということといたおります。

文部科学省としては、引き続き、京都大学と連携しつつ、センターの実現に向けてまいりたいと考えております。

○竹内分科員 そこで、もう一点だけお聞きいたしました。

野において、基礎研究から応用研究までを一つの場で総合的に行なう研究拠点として、基礎系、臨床系の研究スペースや動物実験スペースを含む施設の要求があり、文科省としても、その必要性、重要性は十分認識しております。

文部科学省としては、大学からの要求内容も踏まえ、国立大学法人の施設整備費について、令和二年度予算案に必要な経費をしっかりと計上しました。

問題は、予算よりも、先生の学びやすからよく御存じだと思いますが、敷地がもういっぱいといったことで、やはり医学部に附屬していた方が研究の中身はよくなるんだろうと思うんです。加えて、あの地域は高さ制限がかっていますので、建物の高さ利用ができないという物理的な問題があります。

このため、文部科学省では、京都大学におきまして、新たな研究組織整備に必要な予算を計上するとともに、二番目といたしまして、国立大学の施設整備費補助金において、基礎研究から応用研究までを一つの場で総合的に行なうたて、研究に必要な最先端の解析装置を整備をいたすということといたしております。また、国立大学の施設整備費補助金において、基礎研究から応用研究までを一つの場で総合的に行なうたて、研究に必要な最先端の解析装置を整備をいたすということといたおります。

文部科学省としては、引き続き、京都大学と連携しつつ、センターの実現に向けてまいりたいと考えております。

○竹内分科員 そこで、もう一点だけお聞きいたしました。

文部科学省としては、引き続き、京都大学と連携しつつ、センターの実現に向けてまいりたいと考えております。

として四つぐらい考えております。

生徒の学習の達成度を正確に評価できるかどうか。それから二つ目に、受験生の負担を少なくした方がいいんじゃないか。地域面、経済面という問題があります。三つ目に、平等な受験の保証、それから同時に、公正な採点の保証ということが多いのではないか。そして四つ目に、短時間で効率よく採点ができるということだというふうに思っております。五十万人以上の受験者がいるわけありますので。

こういう留意点があるんだろうというふうに思つております。いろいろ私どもも今考えておるところでございますが、学力の三要素を共通テストで評価するには、現在のところ、やはりマークシート方式しかないのではないかなどというふうに思つております。記述試験、面接試験などは、やはり各大学が求める試験で行うのがベターではないかというふうに現時点では考へておるところです。それに関連しまして、英語の四技能評価の方につきましても、きょう、私なりの意見を申し上げたいと思つておるんです。

四技能習得は理想ではあります。これは理想であります。習得できた方がいいに決まつていまども。この十年間の日本の政治、この十年間の政治につきまして、英語の本を自分で書いてみたんですね。十年間、実際かかつてはいるんですけども。この十年間の日本の、民主党政権から現在の自公政権までの状況とか、それから私どもの考え方を世界に発信するため書いてみたんですね。それで非常によく改めてわかつたことがあるんですね。英語の勉強の仕方につきまして。それで、ちょっとだけ僭越ながら申し上げているんですけれども。

やはり、日本で、聞く、書く、話す能力を上達させるのはなかなか容易ではない。これらの中でも、しかし、の中でも、書くことが最も重要なと私は考えたんですね。主張が明確になつて、主張が明確になれば話すことができるようになるというふうに考へたんですね。書くことで主張が明確になつて、当然、聞く能力も高まつてくるというのを私はありますので。

さあ、その三つの中でも、残された、読む以外

なりに感じた次第です。そして、当然、もっと基礎的な話として、中学校の教科書とか参考書をもう一回取り出しまして、単語集などももう一回チェックをいたしました。やはり、単語とか文法とか熟語とか、そういうことを知らなかつたら聞くこともできないし、書けない、当たり前ですけれどもね。単語、熟語、文法の知識がなかつたら聞くこともできないし、当然話すこともできない。そういうのを改めて私なりに痛感をした次第であります。

もつとも、これを本にまとめるには、世間に出

すんですから、最終的にチェックしてくれるねー

ティップの人見てもらわないといけないんですね。やはり、一回一回。私の場合は、一回一回こ

れをブログ形式にしておりますので、テーマごと

く、話すなどの能力評価は、やはり個別の大学入

試試験に委ねた方がいいのではないかと思つてお

ります。共通テストでは、その基礎となる単語、熟語、文法、読む力、そしてまた基礎的な聞く力、これは一つのノウハウはできておりますので、これはしっかりと聞えることはできると思います。

そういう意味で、より高い能力を持つ、書く、聞く、話す能力のある高校生は、それにふさわしい大学を当然受験されるでしようから、そういう

努力もされているでしようから、やはり、一つ

の、ある一種の、何もかも国で抱えようとするの

はちょっと無理があつて、個別の大学入試と共に

テス

トと、ある程度の割り切りをどこかでするし

かしないんじゃないかなというふうに思つております。

○萩生田国務大臣 先生、多岐にわたつてさまざま

な御示唆をありがとうございます。

かつての共通一次学力試験や大学入試センター

試験は、高等学校段階における基礎的な学習の達

成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要

な能力について把握することを目的として実施さ

れ、大学の二次試験との組合せによる多様な選抜

の実現に寄与するとともに、難問奇問を排した良

質な問題を確保するなど、重要な役割を果たして

たので、英語を聞く、書く、話す能力を習得す

るには、やはり、大半の高校生が日本で育つてい

ますから、ハンディキャップがある。帰国子女や

外国人のように、そううまくはないかというこ

とを痛感した次第であります。

センター試験は、私もいろいろやってみました

けれども、高校の勉強をするだけではちょっと無

理であります。特別の訓練を受けないと、あの

短時間で解くことはなかなか難しいんじゃないかな

というふうに思つた次第であります。それから、

小規模大学なども、今後、共通テストは、使いや

すい、そういうレベルの試験にすべきであろうと

いうふうに思つております。

その意味で、各大学の個別試験こそ、求める人

材の能力を評価できる良問をつくるように努力す

べきであつて、何でもかんでも国にお任せで、各

大学が楽をして、國に全部お任せする、いろんな

やらねばならないことがたくさんあるという感じ

がしました。

私の感じでは、感覚ですけれども、書く、聞

く、話すなどの能力評価は、やはり個別の大学入

試試験に委ねた方がいいのではないかと思つてお

ります。共通テストでは、その基礎となる単語、

熟語、文法、読む力、そしてまた基礎的な聞く

力、これは一つのノウハウはできておりますので、

これはしっかりと聞えることはできると思います。

そういう意味で、より高い能力を持つ、書く、

聞く、話す能力のある高校生は、それにふさわし

い大学を当然受験されるでしようから、そういう

努力もされているでしようから、やはり、一つ

の、ある一種の、何もかも国で抱えようとするの

はちょっと無理があつて、個別の大学入試と共に

テス

トと、ある程度の割り切りをどこかでするし

かしないんじゃないかなというふうに思つております。

○萩生田国務大臣 先生、多岐にわたつてさまざ

まな御示唆をありがとうございます。

かつての共通一次学力試験や大学入試センター

試験は、高等学校段階における基礎的な学習の達

成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要

な能力について把握することを目的として実施さ

れ、大学の二次試験との組合せによる多様な選抜

の実現に寄与するとともに、難問奇問を排した良

質な問題を確保するなど、重要な役割を果たして

きました。

来年度から実施をされる大学入学共通テストでは、これまでの蓄積を生かしながら、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力を發揮して解くことが求められる問題を重視し、大学入試センター試験と同様、マーク式問題で行われるもの

です。
なお、英語成績提供システム及び記述式問題の導入については、受験生が安心して試験を受けられるような配慮などの準備状況が十分でないことから来年度からの実施を見送ったことを受け、現在、私のもとに大学入試のあり方に関する検討会議を設置し、よりよい制度を構築するために指摘された課題や、延期や見送りをせざるを得なかつた経緯を踏まえ、改めて方向性を議論いただいたところでございます。

先生からさまざまなお提案をいただいて、この場でうなずいてしまいますと会議の方向性が決まりてしましますので、貴重な御意見として受けとめさせていただきたいと思うんですけれども、一つだけこの場で申し上げてもいいと思うのは、各大学はアドミッションポリシーで、どんな学生を探りたいのかということは、裁量権・自由権が学校に与えられているわけですから、共通テストを採りたいのかということは、裁量権・自由権が学校でうなずいてしまいますと会議の方向性が決まりてしましますので、貴重な御意見として受けとめさせていただきたいと思うんですけれども、一つだけこの場で申し上げてもいいと思うのは、各大学はアドミッションポリシーで、どんな学生を探りたいのかということは、裁量権・自由権が学校に与えられているわけですから、共通テストを採りたいのかということは、裁量権・自由権が学校でうなずいてしまいますと会議の方向性が決まりてしましますので、貴重な御意見として受けとめさせていただきたいと思うんですけれども、一つだけこの場で申し上げてもいいと思うのは、各大学はアドミッションポリシーで、どんな学生を探りたいのかということは、裁量権・自由権が学校に与えられているわけですから、共通テストを採りたいのかということは、裁量権・自由権が学校でうなずいてしまいますと会議の方向性が決まりてしましますので、貴重な御意見として受けとめさせていただきたいと思うんですけれども、一つだけこの場で申し上げてもいいと思うのは、各大学はアドミッションポリシーで、どんな学生を探りたいのか

の個人別入試との役割分担をどう考えるなどについて、大学関係者や高校関係者、保護者などの幅広い御意見も聞きながら、率直な議論をいただいて、ことし末までを目途にしっかりと検討をしてまいりたいと思います。
○竹内分科員 もう一つだけお聞きしておきたいんですが、二月十九日の産経新聞で、大学入学共通テストの国語問題を作成する分科会の複数の委員が記述式の例題集を出版し、利益相反などの疑念を指摘されて辞任した問題で、大臣が十八日の閣議後会見で、誤解を招くような仕事に期間中に携わることは好ましくないと思っていると述べ、あります。

私は全くそのとおりだと思っておりまして、や

はり、作問委員の倫理、それからルールの、厳

秘、厳守、当然のことであるというふうに思つて

おりますし、こんな誤解を受けるようなことを絶対してはいけないというふうに改めて思います。

そういう意味で、今後、試験内容が、さまざま

な関連の民間事業者というものがいると思うんで

すけれども、そういう人たちの意向を受けて、仮

にも曲げられてしまうようなことがあつてはなら

ないというふうに思います。民間事業者、塾とか

予備校とか出版社とかいろいろあるうかと思いま

すけれども、そういうことがあつてはならない。

○竹内分科員 最後に一問だけ。

文化庁の京都移転というのが少し建物の都合で

おくれるんですけども、文化庁に、おくれると

はいえ、文化庁の京都移転に伴う新たな文化政策

の基本的考え方や方向性につきまして、お伺いし

ておきたいと思います。

○竹内分科員 文化庁の京都移転につきましては、平成三十年四月に先行移転として地域文化創生本部を京都に既に設置をし、伝統文化親子教室などの事業を実施するとともに、地元自治体や

関係団体とのネットワーク構築等に向けた取組を進めております。

その結果、現場のニーズや文化庁への意見をよ

り一層把握できるようになつたことや、関係者と

の意見交換が日常化をし、地域の知見やノウハウ

などを生かした連携協力が促進されていることなど、現場との距離感がより近くなつたことによる

効果が生じてきております。

また、臨時休業は、法令上、学校の設置者が必

これを踏まえ、今後、問題作成委員の守秘義務に関し、改めて大学入試センターにおいて検討するよう私から要請したところです。

今回のケースは、たまたま作問委員に就任する前から携わっていた仕事が続いたというふうに確

認はしておりますが、いずれにしても、後から見

れば、そういう誤解を招くこともあると思いま

す。

他方、先生、一緒に考えてもらいたいのは、そ

れなりの分野で優秀な先生方というのは、やはり

学校での授業を持っていたり講義を持っていたり

講演をしていたり執筆活動をしていたりしていま

すから、そういう人たちが二年間全くその活動に

携わることはできないという、優秀な先生方を

作問委員にセンターが確保することも困難になる

んだろうと思いますので、その辺のバランスをき

ちんと誤解のないようにつくつて、試験問題の機

密保持の徹底をしながら、社会的な疑惑が生じな

いような仕組みをしっかりと検討していくことを期

待をしておりますので、センターと協力して対応

してまいりたいと思います。

○井野主査 これにて竹内譲君の質疑は終了いたしました。

以上で終わります。よろしくお願ひします。

○西岡秀子君 次に、西岡秀子君。

○西岡分科員 国民民主党、衆議院、西岡秀子で

ございます。本日はよろしくお願ひいたします。

まず、先ほどから議論があつておりますけれど

も、新型コロナウイルス感染に対する文部科学省

の対応についてお尋ねをいたします。

既に学校現場にも感染が広がつております。

子供たちの健康面、また、教員の方を始めとし

て、学校現場にかかる、関係をしていただいて

いる方々のことが大変心配をされますし、保護者

の方も大変心配な状況であるというふうに思つて

おりますけれども、今の文部科学省の取組につい

て御説明をお願いいたします。

○萩生田国務大臣 先週の二十一日金曜日以降、

北海道や千葉県を始めとして児童生徒や教職員の

感染例が出てきており、保護者の皆様を始め、学

校関係者の方の中には不安を感じておられる方も

多いのではないかと思います。

症状が出ていた感染者が発生した北海道及び千

葉市の教育委員会に対しては、児童生徒の安全確

保を最優先とし、速やかに学校の全部又は一部の

臨時休業を行うことが望ましいことをお伝えした

ところです。

また、臨時休業は、法令上、学校の設置者が必

要と判断した場合に行なうことができるものであり、文部科学省に判断権限はございません。しかし、このように学校において新型コロナウイルス感染者が始めている状況を踏まえ、各学校の設置者が速やかに全国に方針や留意事項を周知、本日させていただきたいと考えております。

例えは、現在の国内での感染の発生状況を踏まえ、地域全体での感染拡大を抑える目的で、感染者のいない学校も含めて、積極的な臨時休業を行なうことも考えられます。

こうした場合も含め、臨時休業等を行う場合に関するさまざまな留意事項、具体的には、臨時休業中の児童生徒に補充のための授業や家庭学習を課す等の学習面への配慮、教育課程の彈力的な扱いの考え方、休業期間中の子供の監督者の確保の問題など保護者にさまざまな負担が生じることから、首長部局とも十分に相談の上、保護者の負担を極力軽減するよう配慮すべきこと等について文部科学省として示す予定です。

また、あわせて、御家庭と連携して、児童生徒の登校前の検温など厳重な健康確認を行うことにより、発熱など風邪の症状がある場合には登校することのないようになりますとともに、児童生徒等に直接接する立場にある教職員に対しても厳格な対応を求めるよう、改めて周知徹底をしてまいりたいと思います。

○西岡分科員 今大臣からございましたように、やはり、インフルエンザについては今まで対応し経験があると思思いますけれども、こういう初めて対応する新型コロナウイルス感染症に対しましては、学校としても大変判断が難しいところもあります。そのため、文部科学省として、またそして大臣としての方針ということをぜひお示しをいたくことが大変重要ではないかと思っております。

また、学校と、学校医を通じて医療機関と連携をするといふことも大切ではないかと思いまし

て、日ごろから学校医の先生がおられると思うんですけれども、その学校医の方を通じてさまざまなものではなかつて、おおむねは、御家庭から、熱が出たけれどもといふような御相談があつたときに、そういう学校と科学省として速やかに全国に方針や留意事項を周知していただきたいと考えております。

例えは、現在の国内での感染の発生状況を踏まえ、地域全体での感染拡大を抑える目的で、感染者のいない学校も含めて、積極的な臨時休業を行なうことも考えられます。

こうした場合も含め、臨時休業等を行う場合に関するさまざまな留意事項、具体的には、臨時休業中の児童生徒に補充のための授業や家庭学習を課す等の学習面への配慮、教育課程の弾力的な扱いの考え方、休業期間中の子供の監督者の確保の問題など保護者にさまざまな負担が生じることから、首長部局とも十分に相談の上、保護者の負担を極力軽減するよう配慮すべきこと等について文部科学省として示す予定です。

また、あわせて、御家庭と連携して、児童生徒の登校前の検温など厳重な健康確認を行うことにより、発熱など風邪の症状がある場合には登校することのないようになりますとともに、児童生徒等に直接接する立場にある教職員に対しても厳格な対応を求めるよう、改めて周知徹底をしてまいりたいと思います。

○西岡分科員 今大臣からございましたように、やはり、インフルエンザについては今まで対応し経験があると思思いますけれども、こういう初めて対応する新型コロナウイルス感染症に対しましては、学校としても大変判断が難しいところもあります。そのため、文部科学省として、またそして大臣としての方針ということをぜひお示しをいたくことが大変重要ではないかと思っております。

また、学校と、学校医を通じて医療機関と連携をするといふことも大切ではないかと思いまし

て、各教育委員会も大変対応を迫られているところがあるので、その都度、なるべく先手先手の、早目早目の受験機会を確保するというのではなく、受験生でのさまざまな御判断もあると、うふうに思いますが、内申書で判断をするとか、そういう各自治体についてのお取組がありましたら、教えていただきたいと思います。

○丸山政府参考人 当の部局との連携ということをしっかりと進めていくように、今、関係自治体に対しましては事務連絡等を発出をしているということをご存じますけれども、よりその取組を柔軟にしつかり進めていくということで、厚労省の方とも連携を図ります。

先ほど大臣の方から答弁ありましたように、また本日、そういうふうに考えておりましたけれども、よりその取組を柔軟にしつかり進めていくふうに思っています。

○西岡分科員 ありがとうございます。

ぜひ、きょうお伝えすることの中にも、そのことを含めて、しっかりと自治体の方にも文部科学省の方からの方針というものをお示しをしていたただいたいというふうに思っています。

また、いろいろな感染が発生をいたしましたときには、やはり、感染をした子供たちに対する偏見ですとかそういうことが生じてくるということもあります。

○西岡分科員 今大臣からございましたように、大変心配をされますし、お友達の中で感染をしたということがあつて、子供たち、児童生徒の心身のケアというものも大変大切だと思いますけれども、そのことについても、どのように学校の方に御指導されるのかということ、きょう発信される中で含まれておりますでしょうか。

○丸山政府参考人 そういう方向で、今、調整を進めさせていただきます。

試験が開催をされましたが、この入試につきましても、もし感染をした受験生若しくは感染が疑われる受験生に対しましての対応というの

が、各教育委員会も大変対応を迫られているところがあるので、その都度、なるべく先手先手の、早目早目の受験機会を確保するというのではなく、受験生でのさまざまな御判断もあると、うふうに思いますが、内申書で判断をするとか、そういう各自治体についてのお取組がありましたら、教えていただきたいと思います。

○西岡分科員 ありがとうございます。

やはり、日々刻々と状況が変わっておりますので、その都度、なるべく先手先手の、早目早目の受験機会を確保するというのではなく、受験生でのさまざまな御判断もあると、うふうに思いますが、内申書で判断をするとか、そういう各自治体についてのお取組がありましたら、教えていただきたいと思います。

○西岡分科員 ありがとうございます。

やはり、日々刻々と状況が変わっておりますので、その都度、なるべく先手先手の、早目早目の受験機会を確保するというのではなく、受験生でのさまざまな御判断もあると、うふうに思いますが、内申書で判断をするとか、そういう各自治体についてのお取組がありましたら、教えていただきたいと思います。

○西岡分科員 ありがとうございます。

やはり、日々刻々と状況が変わっておりますので、その都度、なるべく先手先手の、早目早日の文科省としての、地方自治体を含めて、教育委員会に対しましても発信をしていただくということをぜひお願いをしたいというふうに思つております。

するなどの配慮や、転入学の希望を受けた場合の受入れ、心のケアを含む健康相談等を行なうなら、適切に就学の機会を確保すべきことについても示しているところでございます。

文部科学省といたしましては、政府全体の方針のもとで引き続き情報収集に万全を期すとともに、状況に変化があった場合に、迅速かつ適切に各教育委員会等と連携して対応するなど、新型コロナウイルス対策に遺漏なく取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど申し上げた、いじめ等、心のケアに関係して、私、答弁させていただきましたけれども、本日、今まで述べておる通知にそのことを盛り込むというふうな御発言をさせていただきましたが、これはもう過去に既に通知をしているところでござりますので、その点、修正をさせていただきたいと思います。失礼しました。

○西岡分科員 先ほども申し上げましたけれども、刻々と変わる状況に対しまして、的確に対応を早めにさせていただくということをぜひ御要望をさせていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

学校の安全性の強化、これもきょう質疑の中であつておりますけれども、やはり児童生徒の学習の場、生活の場である学校というのは、同時に災害時の避難所ともなる大変重要な場所だというふうに認識をいたしております。

耐震化については、本当に御努力いただいた中で大分進んでまいりましたけれども、公立高校についてはほとんど完了している状況でございますけれども、私立高校についてはまだおくれている面があると思いますので、引き続き耐震化についての整備といふことをお願いをさせていただきたいと思つております。

また、耐震化と並びまして、体育館のつり天井の落下防止といふものは進んでいるよう聞いておりますけれども、それ以外のいろいろな危険物についての整備といふものはまだ十分でないといふこと、また、大変老朽化している建物において

するなどの配慮や、転入学の希望を受けた場合の受入れ、心のケアを含む健康相談等を行なうなら、適切に就学の機会を確保すべきことについても示しているところでございます。

文部科学省といたしましては、政府全体の方針

は、それ以外の装飾品も含めて大変危険なものがある場合があるということ、このこともぜひあわせましてお取組をいただきたいと思います。

そして、避難所としての学校の設備を整備する

という件でございますけれども、バリアフリー化を進めること、また空調の整備をしていくこと、また給食設備を充実する、トイレの整備を含めたいと思います。

その中で、断水時に使用できるトイレを準備するということについては、データによりますと五八%の学校でそういう設置をされているという状況がありまして、やはり、断水時ということも災害時は考えておく必要があるというふうに思つております。

また、停電時の電力確保についても、自家発電の設備ということについても、六一%が設備をしているというふうなことがありますけれども、このことも大変喫緊の課題だと思っております。このことについて、今の状況も含めて、御説明をお願いいたします。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

先生おっしゃるように、学校施設は子供たちの学習、生活の場であり、また、災害時には地域住民の避難場所となるということから、その安全性の確保や防災機能の強化は重要であるというふうに考えております。

耐震化については、本当に御努力いたいた中で大分進んでまいりましたけれども、公立高校についてはほとんど完了している状況でございますけれども、私立高校についてはまだおくれている面があると思いますので、引き続き耐震化についての整備といふことをお願いをさせていただきたいと思つております。

それから、避難所にも使われる屋内運動場、体育馆のつり天井の落下防止対策ですけれども、これも、東日本大震災を契機に、児童生徒等の安全に万全を期す観点から、天井撤去を中心とした対策を推進するとともに、点検や対策の手引を作成してきました。その結果、三十一年四月一日現在

での幼稚園から高等学校等の屋内運動場等のつり天井落下防止対策実施率が、公立学校で九八・一%、私立学校で八一・二%となっております。

一方で、それ以外の落下物等、窓ガラス、照明器具、内外壁といったような非構造部材、つまり天井以外の非構造部材ですけれども、人的被害が生じないように、国庫補助による財政支援を行い、非構造部材の耐震対策を推進してきました。

その結果、例えば、これも平成三十一年四月一日現在ですけれども、公立学校の非構造部材の耐震点検実施率は八九・三%、耐震対策実施率は四二・七%となっています。

これらを進めるために、防災・減災、国土強靭化のための三ヵ年緊急対策、これは令和二年度の当初予算でも計上しておりますけれども、等によりまして、児童生徒等の安全確保や学校施設の防災機能強化のため、引き続き、関係省庁と連携しながら、非構造部材を含めた耐震化などに全力で取り組んでまいります。

また、先生、防災機能のことについてお話をいたしました。

産業高校について、お尋ねをさせていただきます。

産業高校の中でも、農業、工業、商業、水産業、家庭、看護、福祉、そして情報など、職業に

関連する教育を行なう高校でございますけれども、優秀な職業を担う人材、そしてまた、いろいろな学習を通して大変豊かな人間性を育むことができ

る人間教育の場もあると言われております。大

変長い歴史を持つた学校でございますけれども、

今、大変、私の地元においても在籍者が少ない

いうことで、大変歴史のある高校の学科が閉じてしまふということも全国各地でござっているというふうに思いますけれども、今の全国の産業高校の状況について、教えていただきたいと思います。

○丸山政府参考人 産業高校の現状でございますが、農業、工業、商業など、職業に関する学科を置く高校は、実験重視、実習を重視した実践的な教育を通じて、専門的な知識、技術を有する職業人を育成をしており、各地域ひいては我が国の産業の発展に大きな役割を果たしていると考えております。

令和元年度の五月現在でございますが、これら

の職業学科を置く高等学校の数は延べで千九百七十九校でございまして、生徒の数は約五十七万三千人と、高校全体の一八・一%となっております。

その割合は、近年横ばいの傾向にあるという

ます。

子供たちの安全の面からもそうでございますけれども、避難所として、そこが避難所になつているからといって、地域の住民の方がそこに行かれたら災害に遭つてしまふということはあってはならないことでございますので、この全国の学校の立地ということについても、ぜひ調査をしていたらいで、すぐに移転ということも大変難しいかと思いますけれども、やはり、立地ということも含めまして、お取組をぜひお願いしたいと思います。

次の質問に参ります。

高等学校の中でも、農業、工業、商業、水産業、家庭、看護、福祉、そして情報など、職業に

関連する教育を行なう高校でございますけれども、優秀な職業を担う人材、そしてまた、いろいろな学習を通して大変豊かな人間性を育むことができ

る人間教育の場もあると言われております。大

変長い歴史を持つた学校でございますけれども、

今、大変、私の地元においても在籍者が少ない

いうことで、大変歴史のある高校の学科が閉じてしまふということも全国各地でござっているというふうに思いますけれども、今の全国の産業高校の状況について、教えていただきたいと思います。

○丸山政府参考人 産業高校の現状でございますが、農業、工業、商業など、職業に関する学科を置く高校は、実験重視、実習を重視した実践的な教育を通じて、専門的な知識、技術を有する職業人を育成をしており、各地域ひいては我が国の産業の発展に大きな役割を果たしていると考えております。

令和元年度の五月現在でございますが、これら

の職業学科を置く高等学校の数は延べで千九百七十九校でございまして、生徒の数は約五十七万三千人と、高校全体の一八・一%となっております。

その割合は、近年横ばいの傾向にあるという

ふうになつております。

これらの高校におきましては、近年の科学技術の進展、グローバル化、産業構造の変化に伴い、必要とされる専門的な知識、技術の変化や高度化への対応が課題となつてゐるところであります。

このため、文部科学省としては、これらの職業学科を置く高等学校における専門人材の育成に向けた教育内容の改善充実、実験、実習のための施設設備の充実、地元地域や産業界等との連携促進等について取り組んでいるところでございます。

○西岡分科員

ありがとうございます。

その中でも、第一次産業を支える農林水産畜産高校につきましてもお尋ねをさせていただきます。大変校舎が老朽化している学校が多いことと、設備の導入ということが不可欠な状況があると思つております。

ある方がおっしゃつておりますけれども、農業高校、水産高校の姿というのは、将来の日本の農業であるとか水産業の未来の姿であるということをおっしゃつておりますけれども、今、大変、後継者不足、人材不足という中で、この第一次産業にかかる産業高校に通つてゐる生徒といふのは、大変、将来を担う本当に大切な人材だと思いますけれども、やはり、今の時代に適応した状況の中で、一般的な産業界の施設との乖離が余りにもあるということと、しっかりとやはり設備を整備していくいくことが大変重要だと思ひますけれども、このことについて御説明をいただければと思います。

○丸山政府参考人 先生からございました専門高校の教育の充実ということをございますが、農業等の専門高校においては地元産業の中核たる農業や水産業を担う人材を育成をしていることから、地元の産業界からの期待は極めて大きいものがあるというふうに考えております。このため、文部科学省としては、これはソフト

面の事業でございますが、専門的な知識、技術を身につける、地域を支える専門的職業人を育成を

するため、地域の産業界や大学等と連携、協働しながら地域課題の解決等に向けた実践的な職業教育を推進をする、地域との協働による高等学校教

育改革推進事業を実施をしております。

さらに、高度な知識、技術を身につけ、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するた

め、先進的な卓越した取組を行う、いわゆるスバープロフェッショナルハイスクール等の事業を進めているところでございます。

また、農業高校等の専門高校における産業教育のための施設設備に要する経費につきましては、ハード面でございますが、国として補助を行つております。

第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う、いわゆるスバープロフェッショナルハイスクール等の事業を進めているところでございます。

また、農業高校等の専門高校における産業教育のための施設設備に要する経費につきましては、ハード面でございますが、国として補助を行つております。

第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う、いわゆるスバープロフェッショナルハイスクール等の事業を進めているところでございます。

また、農業高校等の専門高校における産業教育のための施設設備に要する経費につきましては、ハード面でございますが、国として補助を行つております。

第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う、いわゆるスバープロフェッショナルハイスクール等の事業を進めているところでございます。

また、農業高校等の専門高校における産業教育のための施設設備に要する経費につきましては、ハード面でございますが、国として補助を行つております。

第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う、いわゆるスバープロフェッショナルハイスクール等の事業を進めているところでございます。

また、農業高校等の専門高校における産業教育のための施設設備に要する経費につきましては、ハード面でございますが、国として補助を行つております。

なつてしたり、それで、今、産業高校の生徒さんたちでございますけれども、将来、地域を担う大切な人材であるという、もし農業ですか水産業に従事を卒業後しなくとも、地域に残つて、その地域を支える本当に大切な人材であるという側面も大変あると思ひますので、ぜひそういう大きな視点で捉えていただきたいというふうに思ひます。

また、第二次のまち・ひと・しごと総合戦略の中でも、これは産業高校ということではございませんけれども、高等学校の機能強化ということが示されています。これは、特に離島ですか中山間地におきますと、その市町村に唯一あつた高校がなくなつてしまつることによって大変人口が流出をしていくといふことによつて大変なことだと、今言われておりまして、今度のその中にも高等学校の機能強化ということがうたわれておりますので、高

校を統廃合していくこと、通う子供たちが少なくなるということで、いたし方ない面もあると思いますけれども、逆に高校を充実をして、そこに高校があるということが、その地域にとつての本当に大切なことだと、今言われておりまして、今度のその中にも高等学校の機能強化ということがうたわれておりますので、高

校を統廃合していくこと、通う子供たちが少なくなるということで、いたし方ない面もあると思いますけれども、逆に高校を充実をして、高

校

一校ある高校を残していくことが、地方創生や人口をふやしていくことに、逆の発想といふことをおっしゃつております。

○西岡分科員

今御説明いただきましたように、

御支援はいただいています。

予算もつけていただき

ております。

○杉田分科員

自由民主党の杉田水脈です。

本日は、質問の機会をいただき、ありがとうございます。

連日、新型コロナウイルスに関する感染報告な

どの事例が相次いでおります。

医療関係や政府、

関連省庁の各部局において、新型コロナウイルス

感染拡大阻止に向けて対応に当たられておりま

す。

皆様の御尽力に、ますもつて心から敬意と感謝を

申し上げます。

事態が一日も早く鎮静化し、国民

の不安が一掃され、平穏な日常生活が戻つてしま

りますことを祈つております。

まず、文部科学省の新型コロナウイルスへの対

応についてお尋ねをいたします。

国内においても新型コロナウイルスに感染した

事例が報告される中、二十二日土曜日には千葉県

千葉市の中学教諭が新型コロナウイルスへの対

応についてお尋ねをいたしました。

お子さんをお持ち

の保護者の方々は、毎日、幼稚園や学校に子供た

ちを送り出すことに不安な気持ちでいっぱいだろ

うと思います。

文部科学省として、各種学校に対して、新型コ

ロナウイルスへの感染対策の指導等、対策は行つ

ておられます。

文部科学省として、児童生徒や教職員の感染例が出てき

ており、保護者の皆様を始め、学校関係者の方の

中には不安を感じている方も多いのではないかと

思います。

そこで、症状が出ている感染者が発生した北海

北の金曜日以降、北海道や千葉県を始めとして、児童生徒や教職員の感染例が出てきています。保護者の皆様を始め、学校関係者の方の中には不安を感じている方も多いのではないかと思います。

先週二十一日の金曜日以降、北海道や千葉県を始めとして、児童生徒や教職員の感染例が出てきています。保護者の皆様を始め、学校関係者の方の中には不安を感じている方も多いのではないかと思います。

そこで、症状が出ている感染者が発生した北海

道及び千葉市の教育委員会に対する対応では、児童生徒の安全確保を最優先とし、速やかに学校の全部又は一部の臨時休業を行うことが望ましいことをお伝えしたところです。

また、臨時休業は法令上学校の設置者が必要と判断した場合に行なうことができるものであり、文部科学省に判断権限はないんですけども、しかし、このように学校において新型コロナウイルス感染者が出来始めている状況を踏まえ、各学校の設置者が円滑に判断する際の参考となるように、文科省として速やかに全国に方針や留意事項を周知したいというふうに考えておりまして、きょう改めて、午後、発出をしたいと思います。

例えば、現在の国内での感染の発生状況を踏まえれば、自治体の判断として、衛生部局の見解を行なうことも考えられます。

また、こうした場合も含めて臨時休業を行う場合にはさまざまな留意事項がございまして、臨時休業中の児童生徒に補習のための授業や家庭学習を課す等の学習面への配慮や、教育課程の弾力的な扱いの考え方、休業期間中の子供の監督者の確保の問題など、保護者にさまざまな負担が生じ得ることから、首長部局とも十分に相談の上、保護者の負担を極力軽減するよう配慮すべき等のことについて文科省として示す予定です。

また、あわせて、御家庭と連携して児童生徒の登校前の検温など厳重な健康確認を行うことにより、発熱など風邪の症状がある場合には登校することのないようにすることとともに、児童生徒等と直接接する立場にある教職員に対してもより厳格な対応を求めるよう改めて周知徹底してまいりたいと思います。

特に、先生の事例は、人手不足で試験の監督官がないということで、熱があるにもかかわらず学校へ行つたら後ほど感染が確認されたという事例がありましたので、熱がある場合はしっかりとこなだくということをこの際徹底してまいり

たいと思います。

○杉田分科員 大臣、ありがとうございます。

きょうは多分、朝からこういつた答弁を何度も繰り返されていらっしゃると思います。ありがとうございます。日々状況が変わってまいりますので、これに応じて適切な判断をぜひ示していただきたいなと思います。

本日の報道にもございましたけれども、臨時休校のことについても今御答弁をいただきました。

平成二十一年に新型インフルエンザの感染が確認された際、厚生労働省は大阪府や兵庫県を中心に中学、高校の臨時休校を要請し、大阪府内では公立の全中学、高校で、兵庫県内では公立の全小中学校、高校で、それぞれ臨時休業の措置がとられました。

厚生労働省と文部科学省で連携し、感染拡大を食いとめることができるよう、場合によっては、いうた学校の一括休校を指示するなど、子供たちの健康と命をしっかりと守っていただきたいと思います。

これから季節、卒業式や入学式など、大人数

が同じ空間に長時間集まる行事を控えております。

通学とか習い事とかで感染経路とかが特定しやすい子供だけではなくて、長距離通勤とか会食とか、生活ルートでそういう接触者が多岐にわたる大人も混在した空間となる行事ですが、これららの行事への対応について何か指針などは出しているらっしゃるのでしょうか。

○丸山政府参考人 お答え申上げます。

先日、厚生労働大臣から、イベントの開催に関して、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況などを踏まえ、開催の必要性を改めて検討してもらいたい、なお、イベント等の開催については、現時点では政府として一律の自

律要請を行うものではないというメッセージが出されたところでございます。

文部科学省としては、学校におけるかけがえのない行事であります卒業式などの行事に対して、一律に中止を求めるることは考えておりませんが、

特に、既に感染が確認されている地域におきましては、自治体の衛生部局とよく相談をしていただきまして、感染拡大防止の観点から、実施方法の変更や延期などを含め、対応を検討していただきたいというふうに考えております。

また、卒業式など行事を実施をする場合には、参加者の手洗いの推奨や会場の入り口にアルコール消毒液の設置、風邪のような症状のある方には参加をいたたかないといったことを徹底するなど、感染拡大防止に向けた可能な範囲での対策を行なっていただきたいというふうに考えております。

参考までに、これまでの対応を示します。

○杉田分科員 ありがとうございます。

先ほど、かけがえのない行事であるという御答弁をいたたいたんですが、もう一つ、これから季節、受験というものがやつてまいります。先ほどの西岡委員の質問の中と若干重なる部分があるんですけども、受験に対しても同様のお尋ねをしたいと思います。また、万が一受験生が感染してしまった際の対応などはもう決まっていてしまうか。

これから季節、卒業式や入学式など、大人数が同じ空間に長時間集まる行事を控えております。通学とか習い事とかで感染経路とかが特定しやすい子供だけではなくて、長距離通勤など社会的負担を極力軽減するよう配慮すべき等のことについて文科省として示す予定です。

また、あわせて、御家庭と連携して児童生徒の登校前の検温など厳重な健康確認を行なうことにより、発熱など風邪の症状がある場合には登校することのないようにすることとともに、児童生徒等と直接接する立場にある教職員に対してもより厳格な対応を求めるよう改めて周知徹底してまいりたいと思います。

特に、先生の事例は、人手不足で試験の監督官

がないということで、熱があるにもかかわらず

学校へ行つたら後ほど感染が確認されたとい

う事例がありましたので、熱がある場合はし

つかり休んでいたところです。

○丸山政府参考人 お答え申上げます。

先日、厚生労働大臣から、イベントの開催に関して、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況などを踏まえ、開催の必要性を改めて検討してもらいたい、なお、イベント等の開催については、現時点では政府として一律の自

律要請を行うものではないというメッセージが出されたところです。

文部科学省としては、学校におけるかけがえのない行事であります卒業式などの行事に対して、一律に中止を求めるることは考えておりませんが、

振りかえ受験など柔軟な対応の検討や、受験会場の衛生管理体制の構築、受験生等からの相談体制の整備などを依頼をしているところであります。

さらに、二月二十日付の事務連絡におきましては、各大学の対応について、ホームページ等での早急な受験生に対する情報提供等に努めるよう求めたところであります。

今後とも、状況を注視しながら、必要な情報提

供を行なうなど、しっかりと対応してまいりたいと考

えています。先ほど大臣の答弁の中で、先生が非常に責任感があつて試験官というようなこともあります。先ほどの西岡委員の質問の中と若干重なる部分があるんですけども、受験に対しても同様のお尋ねをしたいと思います。また、万が一受験生が感染してしまった際の対応などはもう決まっています。

○杉田分科員 ありがとうございます。

先ほど、かけがえのない行事であるという御答弁をいたたいたんですが、もう一つ、これから季節、受験というものがやつてまいります。先ほどの西岡委員の質問の中と若干重なる部分があるんですけども、受験に対しても同様のお尋ねをしたいと思います。また、万が一受験生が感染してしまった際の対応などはもう決まっています。

○杉田分科員 ありがとうございます。

先ほど、かけがえのない行事であるという御答弁をいたたいたんですが、もう一つ、これから季節、受験というものがやつてまいります。先ほどの西岡委員の質問の中と若干重なる部分があるんですけども、受験に対しても同様のお尋ねをしたいと思います。また、万が一受験生が感染してしまった際の対応などはもう決まっています。

○丸山政府参考人 お答え申上げます。

先日、厚生労働大臣から、イベントの開催に関して、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況などを踏まえ、開催の必要性を改めて検討してもらいたい、なお、イベント等の開催については、現時点では政府として一律の自

律要請を行うものではないというメッセージが出されたところです。

文部科学省としては、学校におけるかけがえのない行事であります卒業式などの行事に対して、一律に中止を求めるることは考えておりませんが、

かわらず文化庁に申告しなかつたことを踏まえて判断したものであり、展示物の表現内容自体の適否について評価したものではありません。

文化芸術活動において表現の自由は極めて重要な、我が国の憲法第二十一条で保障されており、また、平成二十九年に改正された文化芸術基本法においても表現の自由の重要性について明文化されています。

文科省としては、文化芸術活動や国際文化交流の推進に当たり、文化芸術基本法の基本理念を踏まえ、文化芸術活動を行う者の自主性と表現の自由を十分に尊重しつつ施策を推進してまいりたいと思います。

○杉田分科員 ありがとうございます。

表現の自由ということではなくて、手続に瑕疵があつたから不交付になつたという御答弁であつたかと思います。

あいちトリエンナーレに関しては、実に多くの報道がなされました。この不交付の経緯については余り報じられておらず、一部に政府による検閲があつたかのような誤解をされている方々もおられますので、手続の瑕疵によるものであつたということが誤解なく周知されることを望みます。

今回の騒動を受けて、愛知県名古屋市がアーツカウンシルの導入を検討しているとの報道がありました。日本国内にも、東京都など既にアーツカウンシル制度を導入している自治体もありますが、國の方では、独立行政法人日本芸術文化振興会によつてアーツカウンシル機能が担われていると認識しております。

歐米などの諸外国のアーツカウンシルにも、癡地であるイギリスなどの準公共機関型、フランスなどのガバメント型、オランダなどの折衷型など、さまざまなモデルがあると思いますが、日本はこのうちのどれに当たりますか。また、その理由などお聞かせください。

○今里政府参考人 文化芸術団体への助成金交付のあり方いたしましては、諸外国の動向を整理

いたしますと、今御指摘のございましたように、イギリスのように国とは別の準公共的機関に資源配分が委譲されている事例、フランスのように国の文化省の組織が中心的役割を果たす事例、さらに、オランダのように国の文化省と準公共機関の両方が役割を果たす折衷型の事例の三種類に分類できると言われております。

我が国におきましては、文化芸術の振興に関する基本的な方針、平成二十三年の決定でございますけれども、ここにおきまして、「文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。」という方針が示されたところでございます。

これを踏まえ、独立行政法人日本芸術文化振興会におきましては、御指摘の三つのモデルの中では英國の事例等を参考にしながら、独立行政法人が実施する文化芸術活動への助成に係る審査、評価等の仕組みを検討いたしまして、平成二十三年度から、日本版アーツカウンシルとして、専門家による助言、審査、事後評価、調査研究等の機能の試行的導入を行いまして、平成二十八年度より本格導入を行つたところでございます。

日本版アーツカウンシルは、文化芸術活動への助成に係るP.D.C.Aサイクルを確立することにより支援策をより有効に機能させることを目的としておりまして、現在、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能の分野、及び調査研究担当として専門家であるプログラムディレクターやプログラムオフィサーを配置し、審査基準の作成、事前公表、文化芸術団体からの相談への対応、助成対象活動の採択のための審査と調査、事後評価、調査研究の実施などを行つてあるところでございました。

○杉田分科員 イギリスなどの準公共機関型のアーツカウンシル機能は、今お答えいただいたところにも重なるところがあるんですねけれども、本

来、高い専門性を持った識者による助成事業の審査基準の明確化や事後評価などが設立の趣旨では、そこに税金を投入する是非についての疑問であります。私は、そこには異論はございません。しかし、表現の自由と同様、自分たちが納めた税金の一部が、例えば、昭和天皇の御真影を燃やす映像を展示するために使われるなどを知った国民もお尋ねしたいと思います。

○今里政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、平成二十三年度からの試行的な導入、そして、段階的に体制、分野を拡大して二十八年度から本格導入というのと、日本芸術文化振興会におけるアーツカウンシル機能の進展でござります。

これらの取組を進めていく中で、独立行政法人の評価である第三期中期目標期間、この評価においては、平成三十年に実施されたものでござります。また、抗議の意思を示す権利がございます。

愛知だけではなくて、今後、各地で芸術祭が開催されます。

広島県尾道市で開催されたひろしまトリエンナーレのプレイベントでは、大変申し上げにくいんですけども、使用済みのコンドームでつくつたベビーシューズや作者の便を使ってつくった形などの排せつ物を用いた作品が展示されていました。

繰り返しになりますが、このような展示作品も、民間の美術館など公的な支援を受けない形で行われるのであれば異論を唱える人はそう多くはないと思います。しかし、もし税金による助成がありますけれども、審査基準の公表による審査の透明化の向上、事後評価の実施、さらに、プログラムディレクター、プログラマオフィサーの配置による評価体制の確立が整つた、このように評価をされているところでございます。

助成事業に関する審査基準を明確化し透明性を図るとともに、事後評価により評価内容を今後の助成事業へ反映することは、指摘のとおり非常に重要なことでございますので、引き続き、日本芸術文化振興会における取組の充実を期待してまいりたいと思ってございます。

○杉田分科員 ありがとうございます。

芸術だけではなく、例えば学問や研究において、日本学術振興会による科研費など税金を用いた助成事業がありますが、審査基準や事後評価など検証の部分において、果たして納税者である国民が納得できるような公正、公平性や透明性が確保されているのだろうか、これまで私はこの予算委員会の第四分科会で質問をさせていただきました。

あいちトリエンナーレの話に戻りますが、一部の展示作品に異論を唱えていた方々の多くの意見は、そこに税金を投入する是非についての疑問では、そこには異論はございません。しかし、表現の自由と同様、自分たちが納めた税金の一部が、例えば、昭和天皇の御真影を燃やす映像を展示するために使われるなどを知った国民もお尋ねしたいと思います。

愛知だけではなくて、今後、各地で芸術祭が開催されます。

広島県尾道市で開催されたひろしまトリエンナーレのプレイベントでは、大変申し上げにくいんですけども、使用済みのコンドームでつくつたベビーシューズや作者の便を使ってつくった形などの排せつ物を用いた作品が展示されていました。

繰り返しになりますが、このような展示作品も、民間の美術館など公的な支援を受けない形で行われるのであれば異論を唱える人はそう多くはないと思います。しかし、もし税金による助成があるのであれば、一体なぜ税金を用いて展示をする必要があるのか、この展示にどのような公的意義があり、社会にどのように貢献するのか、納税者が納得するような形で示せるよう検証する役割もアーツカウンシルに期待される役割ではないかと思います。

先ほど御紹介したひろしまトリエンナーレのブレイベントでは、昭和天皇と女性の下半身をコラージュした作品や、反天皇制運動連絡会によるデモ行進の映像など、天皇陛下を嘲罵侮辱しているともとられかねないもの、原爆をモチーフにしたとおぼしきものなどがありました。

愛知に統いて、このような作品に日本国民としての感情や尊厳が傷つけられたと感じる国民が少なくない中で、このような意見を受け付ける場所が明確に示されなかつたことも混乱を招いている

要因の一つではないかと考えます。一括して意見を集約する場もまた、アーツカウンシルに求められる役割ではないかと思つております。

一部の展示作品の政治的なメッセージやイデオロギーばかりが脚光を浴びて、他のアーティストの方々の作品や芸術そのものについて議論がされないことは、アーティストの方々にとつても不本意なのではないかと思ひますので、芸術祭の本来の開催意義が果たされますよう、アーツカウンシルの機能に期待をしたいと思います。

また、検証に際しては、公正、公平性が保たれるよう、一部の担当者の意見だけが採用されたのではないか、又は恣意的な検証なのではないかといつた疑念が持たれる結果にならぬよう、透明性のあるものにしていただきたいと願います。

それでは、公正、公平性の観点から、教科書検定についてお尋ねしたいと思います。そこで、公正、公平性が保たれた教科書検定については、公正で公平な検定基準が求められます。一方で、検定の担当者の主觀が反映されてしまうおそれもあるのではないかと思いますが、教科書検定の公平、公正性を担保するための取組についてお答え願います。

○串田政府参考人　お答えいたしました。
教科書検定は、教科用図書検定基準等に基づきまして、教科用図書検定調査審議会の学術的、専門的な審議により行われるものでござります。それぞれの分野の専門家や学校現場の経験のある教員など、複数の委員の視点によりまして、公平、公正な審査が行われているところでございます。

また、それぞれの申請図書の調査を担当する教科書調査官につきましては、あくまで審議会における審議のための原案を作成するにすぎません。審議会の決定には参考していないという状況でございます。

さらに、原案の作成に当たりましては、各調査官の専門性を踏まえまして、社会科など専門性が多岐に及ぶ教科におきましては複数の調査官が申請図書の調査を行つております。個人の主觀で

検定が行われているというのではございません。文科省といたしましては、今後とも、公平性をしっかりと確保し、教科書検定を行つてまいりたいと思つております。

○杉田分科員　先ほどの答弁におきましては、複数の方々が検定に携わつていらつしやるので主觀によつてされることはない、それに複数の方々がいるという答弁でございました。

○杉田分科員　昨年、私は、この予算委員会の第四分科会の質疑におきまして、教科書について質問をさせていただきました。

東京書籍の小学校六年生の社会科の教科書に、人々の抵抗を軍隊で抑え、朝鮮（韓国）を併合することを御紹介したところ、多くの方々から反響をいただきました。子供たちに誤解を与えるような記述がなぜ検定に合格しているんだとの御意見も多くいただきました。

また、領土教育や近隣諸国条項などについても質問したところ、こちらも大変多くの方々から賛同の御意見をいただきました。

○萩生田国務大臣　御指摘のいじめや児童虐待の未然防止の観点から、道徳教育において、児童生徒の発達の段階に応じて、生命の大切さや他人への思いやり、家族や家庭生活の大切さについて指導することが重要と考えています。

○萩生田国務大臣　このため、平成三十年度から実施している特別の教科、道徳においては、生命のとうとさ、友情、信頼、相互理解、寛容、公正、公平、社会正義、家族愛、家庭生活の充実など、いじめや児童虐待の未然防止にかかることについて指導することとしています。

○萩生田国務大臣　文部科学省としては、道徳の特別教科化を機に、各学校において、児童生徒が道徳的な課題を自分自身の問題として受けとめて、多面的、多角的に考えるような授業を通して、豊かな道徳性を育んでいきたいと考えています。

○萩生田国務大臣　「一人一人の『可能性』と『チャンス』を最大化するための教育政策の推進」という言い方になつてます。まあ学校教育ということですね、これがは。

○宮澤分科員　まずは一点目、学校遊具の更新についてお話をさせていただきます。

○宮澤分科員　主要事項の方には、教育政策推進のための基盤の整備、(9)として公立学校施設の整備、六百九十一億七千九百万円、「子供たちの安全と健康を守る中で、自國の歴史や文化を正しく発信する国際人育成のためにも、国民に疑惑を抱かれない教

科書検定であることをお願いしたいと思います。近年、いじめや虐待など、子供たちの命にかかる痛ましく悲しいニュースがふえております。子供たちを守つていくのはもちろんのこと、これから大人になる子供たちへの教育こそが、このような悲しい事件を未然に防いでくれるのではないかと考えております。

○井野主査　子供たちがこのよだな道徳的課題を学校の授業を通して学べるように、取組はなされているのでしょうか。

ようく減らすのかということも進めていかなければいけない課題であるというふうに認識をしておられます。

そういった面におきまして、やはり教育は国の根幹であると思っております。今後、この日本において罪のない子供たちが犠牲になることがないよう、学校で単に学問や教科を教えるだけではなく、正しい道徳教育の推進をしていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○井野主査　これにて杉田水脈君の質疑は終了いたしました。

○宮澤博行君　次に、宮澤博行君。

○宮澤博行君　本日は、こうして質疑のお時間をいただきました。

天下国家を論ずるのも政治家、国会議員の仕事ではございますが、地元の要望をちゃんと予算と

どうもありがとうございました。

○井野主査　これにて杉田水脈君の質疑は終了いたしました。

○宮澤博行君　どうもありがとうございました。

とした教育環境の改善等を推進する。」となつておられます。

ちよつと、地元の磐田北小学校というところがあるんですが、教職員駐車場を拡張をしたわけなんですか、また更に拡張するという中で、一部遊具の撤去が行われるということになります。

これが二月十四日にPTAに伝達があつて、二月二十四日に工事開始という突然の話だつたものですから、PTAの側としても、遊具が一部なくなってしまうはどうかとか、急に言われても困るとか、いろいろ話がありまして、結局、この前の金曜日、二月二十一日の説明会で反対論が多くつたものですから、計画が撤廃になつたわけなんですね。

しかししながら、やはり遊具そのものは古いわけなんです。これはこの学校に限つたことではありません。もう全国でも、各県内でもそういったことが予想されるわけなんですけれども、そんなわ

けで、ちょっと質問をさせていただきます。遊具の更新について、文部科学省として基本的な方針はどうなつてあるのか、通達はどうなつてあるのか、そして標準的な使用期限というものが存在するのかどうなつか、これについてまずはお聞きをしたいと思います。

○浅田政府参考人 まず、学校保健安全法の施行規則においては、遊具を含む学校の施設設備について、毎学期一回以上安全点検を行うことを義務づけております。

このほか、公園遊具の事故情報については、国土交通省から情報提供があつた場合は、文部科学省からも都道府県教育委員会等に周知して、同様の事故の防止のため、例えばぐらつきや腐食、さび、腐朽はないなどの点検、管理のポイントを示しているところでございます。

なお、御参考までに、公園の遊具につきまして

は、日本公園施設業協会が二〇一四年に定めた遊具の標準使用期間を、構造部材が鉄製の場合は五年、木製の場合は十年を目安として設定する

ことになりますけれども、学校の遊具については、これは直接は適用されません。

○宮澤分科員 ありがとうございました。

その公園遊具に関する協会の規準、鉄製が十五年、木製が十年ということをおっしゃいましたね。そういう規準があるのであるならば、やはり学校遊具の方においてもなるべくそれに準ずる必要があるかもしれません。

この規準に照らして、これを超えている遊具と

○浅田政府参考人 現状としては把握しております。

学校としては、何年たつたらというよりも、日

常的に生徒が使うものですから、むしろ必要があ

るときはもう臨時でも安全点検を行なきゃいけ

ないし、さっき申し上げたように、少なくとも毎

学期一回以上は安全点検をしてくださいといふこ

とを義務づけているところでござります。

○宮澤分科員 ありがとうございます。

学校としては、何年たつたらといふよりも、日

常的に生徒が使うものですから、むしろ必要があ

るときはもう臨時でも安全点検を行なきゃいけ

ないし、さっき申し上げたように、少なくとも毎

学期一回以上は安全点検をしてくださいといふこ

とを義務づけているところでござります。

○浅田政府参考人 申しあげありませんし、把握していな

いのではないかと思います。

○宮澤分科員 いずれにしても、安全には最善を

尽くしていただきたいなと思います。

もう一点、学校遊具について聞きたいんですけど、この外国人の日本語教育についてもちょっと質問を行なくなると、やはりそれはいろいろな別の道に進んでしまうということがあるので、これは日本語教育なんですよ。これがしっかりとしで来たか、ようやく人間関係がここまで来たかと喜んでいたんですね。でも、やはり一番最初は、これによってやはり市町村のインセンティブは大部分変わつきますので、それについての説明があればぜひお願いしたいと思います。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所の役割を果たすことから、その安全性、機能性の確保は重要な要であるといふうに考えております。このため、令和二年度予算案においては、先生立学校施設整備、国土強靭化のための緊急対策に係る臨時・特別の措置、四百七十億でございますけれども、これを含めて千百六十五億円計上してございます。

この中で、児童生徒等の安全を確保する上で必要な遊具の更新工事につきましては、一定の要件のもとではござりますけれども、防災機能強化事業として国庫補助の対象としております。引き続き、地方公共団体からの要望を踏まえ、しっかりと対応してまいりたいといふうに考えております。

この中で、児童生徒等の安全を確保する上で必要な遊具の更新工事につきましては、一定の要件のもとではござりますけれども、防災機能強化事業として国庫補助の対象としております。引き続き、地方公共団体からの要望を踏まえ、しっかりと対応してまいりたいといふうに考えております。

○宮澤分科員 ありがとうございます。

國庫補助の対象ということでございますけれども、その負担割合ですとか金額ですとか、もう少し話があ

ればあります。

○山崎政府参考人 国庫補助の負担割合は三分の一でございます。下限額が四百万円というふうになつております。対象は、公立の幼小中、義務教

育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校

ということになつてござります。

○宮澤分科員 ありがとうございます。

引き続き、ぜひよろしくお願ひいたします。

学校教育についての二点目です。

学校教育に直接絡む問題ではないですけれど

も、私の静岡県西部というのは、リーマン・ショック前は非常に日系人の方が多かつた、外国人の方

が多かつたわけなんですね。言つてみれば「ラジル人だったんですねけれども、そういう方々の子の日本語学習、日本語教育というものに対しては、市

のレベルで非常にこれは苦労をいたしました。

そして、リーマン・ショック直前、直後ぐらいで、自治会長さんが物すごく喜びまして、ここま

で来たか、ようやく人間関係がここまで来たかと喜んでいたんですね。でも、やはり一番最初は、

これは日本語教育なんですよ。これがしっかりとしで来たか、ようやく人間関係がここまで来たかと喜んでいたんですね。でも、やはり一番最初は、

それが何かといいますと、掛川市大須賀地区の横須賀祭りといふものなんですね。これは、東京の皆さんにあえて申し上げたいんですが、東京の

三社祭礼囃子、東京の祭りばやしが、実はこの静岡県の横須賀に伝わり、ここだけに残っているという、そういう歴史があるわけなので、これをき

ちんと、ちゃんと調査をして、なるほど、価値のあるものだというふうに高めていきたい、そういうこともあり、今回地元の皆様も頑張っているん

ですが、昨年報道されたこの名称が、国選択無形民俗文化財という、聞いたことのない名称だった

んですね。正式名称で言うと、記録作成等の措置を講すべき無形の民俗文化財、これが行政用語であるわけですね。ですので、行政用語に従つて質問をさせていただきます。

記録作成等の措置を講すべき無形の民俗文化財、この記録作成等、調査ですね、この調査のため、全国で、来年度予算額は一体どのようになっているのか。そして、およそ今まで、その一件当たりの標準的な調査額というのは一体どういうふうになつてているのか。ちょっとこれ説明していただきたいと思います。

○今里政府参考人 委員御指摘の、記録作成等の措置を講すべき無形の民俗文化財の調査費を含め、全国で、来年度予算額は一体どのようになっているのか。そして、およそ今まで、その一件当たりの標準的な調査額というのは一体どういうふうになつてているのか。ちょっとこれ説明していただきたいと思います。

度におきましては、令和元年度においては三億五千九百万円を令和二年度予算案に計上している

決定しております、一件当たり平均で申しますと百六十七万円を補助しているところでござります。

○宮澤分科員 補助ということは、調査主体がどこであって、国の負担割合がどうか、これを確認してちょっとお聞きしたいなと思います。どうでしょうか。

○今里政府参考人 補助事業者は地方自治体でござります。都道府県の場合もございますし、市町村の場合もございます。補助率は二分の一でござ

ります。

○宮澤分科員 ありがとうございます。

申請されたものはきちんと採択していただきて、調査した結果マルかバツが出てくるわけです

から、ぜひ調査については御支援をいただきたい

なというふうに思います。

それで、もう一件、この無形民俗文化財についてお聞きしたいんですけども、交付税交付金の話の可能性がありますので、よろしいですか。事前通告してありますので、よろしいですね。

見付天神裸祭というものがあります、私の地元

に。それで、国的重要文化財については、交付税の方でその保存のための交付金が出ているやに聞きました。これは一度、省庁に聞いたことがあるけれども、改めてこれもちょっと聞いてみ

たいと思います。

○今里政府参考人 地方交付税措置につきましては、所管は総務省というところでござりますけれども、お尋ねの件でございますが、各地方公共団体

が文化財保護に関する事務を処理するために必要な経費につきましては、普通交付税措置に加えまして、特別交付税として、その算定の根拠としては、重要無形民俗文化財の存する道府県において

ます整理させてください。

○今里政府参考人 地方交付税措置につきましては、所管は総務省というところでござりますけれども、お尋ねの件でございますが、各地方公共団体

が文化財保護に関する事務を処理するために必要な経費につきましては、普通交付税措置に加えまして、特別交付税として、その算定の根拠としては、重要無形民俗文化財の存する道府県において

ます整理させてください。

○宮澤分科員 ありがとうございます。

事務処理のお金という文言がありましたね、事

務処理のお金という言葉が今聞こえました。それ

の理屈じゃありません。

実際、この特別交付税交付金をもとにして、それが保存団体に渡つて活用されている事例というのはあるんですか。

○今里政府参考人 今委員も御指摘のとおり、特別交付税でございまして、事務を処理するためと

いうのは、事務処理という役所側の事務の処理だけではないわけでございますけれども、民俗文化財の保存会等に直接支給をされるものではないわ

けでございます。

各地方公共団体においては、域内の文化財の保護のために適切に活用しているものと承知しておりますが、例えば、事例ということで申し上げま

すと、埼玉県の秩父市におきましては、重要無形民俗文化財、秩父祭の屋台行事と神楽の保存、継承のため、屋台等の維持管理や、子供歌舞伎公演への支援を市の単独事業として行つてゐるといつたことでござりますので、こうした事業実施には特別交付税も活用されているのではないかと認識しているところでございます。

○宮澤分科員 大変わかりやすい説明をありがとうございます。

○宮澤分科員 ありがとうございます。

事務処理のお金という文言がありましたね、事

また、来年度の補助対象事業につきましては、本年一月に公募の受け付けを終了しております。

現在、内容を審査しているところでございます。

○宮澤分科員 この予算の主要事項の中に、古典に親しむという文言があります。ソフト事業もそれは使えるのかなと今思つてゐるんですね。

地元においても、橋逸勢、書道の名人ですね、彼が亡くなつたのは静岡県の袋井市じゃないかと

いう、それをきちんと記録に残そうという事業もあるんですねが、これが使えないのかなというよう

な話も今聞いておりますし、申請しようという動きがございます。

○今里政府参考人 地域文化財の総合活用推進事業、地域文化遺産、今御指摘のあった件でござりますけれども、伝統行事や伝統芸能の公開、それから後継者養成、古典に親しむ活動など、地域の文化遺産を活用した取組を支援しているところでございます。

○今里政府参考人 地域に古くから継承されている文化遺産を活用した取組、これは非常に重要なことでござりますので、私どもいたしましても、これを支援することによって、地域文化財の総合的な活用を推進していきたい、こういうふうに考えてございま

ります。

○宮澤分科員 ありがとうございます。

事務処理のお金という文言がありましたね、事

務処理のお金という言葉が今聞こえました。それ

りこれは、未來のエネルギーとして、もっとお金
を出すべきじゃないかと私は考へてゐるんです
けれども、各国の拠出額は今どうなつてゐるの
か、日本は少な過ぎないのか、そして今後予定
どおりプロジェクトは進んでいくのかどうな
か、それについて、ちょっと見解を伺いたいと思
います。

○生川政府参考人 核融合研究開発についてお尋
ねをいただきました。

その主要な計画でありますITER計画の件に
ついて、各極の負担について御説明をさせていた
だきたいと思います。

ITER計画については、事業を開始するに當
たり、建設段階におきまして、ホスト極の欧州が
四五・五%、日本を含む各極がそれぞれ九・一%
の負担をするということを参加極間で合意をして
いるというものでございます。

この分担割合を踏まえ、二〇二〇年は、欧州が
二・一億ユーロ、日本を含む各極がそれぞれ四千
二百万ユーロをITER機構に対して拠出すること
とされています。また、これに加えまして、これも別途
の物納貢献というものがございまして、これも別途

○宮澤分科員 順が少な過ぎるんじゃないのかと
いうことについて、今後の見通し、政治判断があ
れば、政務官からコメントをお願いします。

○青山大臣政務官 宮澤委員、ありがとうございます。
お尋ねのとおり、非常に重要な計画であるとい
うことですが、国際社会の中で分担をしつ
つ進めるものでありますので、言い過ぎれば、日
本だけがたくさん出しても計画は進まないとい
うところはあります。

ただ、日本としても、非常に重要な研究である
と認識しておりますので、じつかりと力を入れて
推進してまいります。

○宮澤分科員 以上で終わります。ありがとうございます。

○山崎政府参考人 濟みません、ありがとうございます。
ねをいただきました。

○井野主査 これにて宮澤博行君の質疑は終了いたしました。

次に、藤田文武君。

○藤田分科員 はい、結構です。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

まず、この制度の制定の経緯でございますけれ
ども、戦後、昭和二十二年度から学校教育法に基
づき新しい学校制度が開始され、その際、公立
小中学校の教師の給与は一般職の公務員の給与法
が適用されるということになつたわけでございます。

その後、公務員の給与制度改革によりまして、
昭和二十三年度から、教師の給与については、勤
務の実態などを踏まえ、給与の優遇措置として一
般公務員より一割程度増額をされたことに伴いま
して、教師に対しては超過勤務手当は支給しない
こととされました。

しかしながら、その後の給与改定の結果、教員
給与の優位性が失われ、また、超過勤務を命じな
いようにと指導したにもかかわらず、超過勤務が
行われる実態が多くなり、超過勤務手当の支給を
求める訴訟も提起をされるようになつたところで
ございます。これらを踏まえまして、人事院は、
昭和四十六年二月に、教職調整額の支給などに関
する法律の制定について意見の申出を行いました。

このような経緯を経て、教育が教師の創造性に
基づく勤務に期待する面が大きいことなどの教師
の職務と勤務態様の特殊性に基づき、時間外勤務
手当は支給しないかわりに、勤務時間の内外を包
括し評価した処遇として、教職調整額を本給とし
て支給すること、また、時間外勤務を命ずる場合
は、超勤四項目に限定することなどを内容とす
る、いわゆる給特法が昭和四十六年五月に制定を
されたものであります。

また、教職調整額の四%という支給率につきま
ず、現状確認として、長い歴史の中で、現状

に合つてない部分というのが教職員を取り巻く
環境でもたくさんございまして、まず一点、公立
学校における教師には残業代が発生しないわけで
すけれども、四%の教職調整額というのがかわり
に支給されておりまして、そもそもなぜこのよう
な仕組みになつているのか、経緯と理由をお聞か
せいただけますでしょうか。

○藤田分科員 ありがとうございます。

まず、この制度の経緯でございますけれども、
昭和二十三年度から学校教育法に基づき新しい学
校制度が開始され、その際、公立小中学校の教師
の給与は一般職の公務員の給与法が適用される
ことになります。

その中で、やはり今回の変形労働制で働き方改
革をしっかりと進めていく中で、どうしても自分
の力ではなかなか短時間化していくないという部
分が幾つか要素としてあるわけでありますけれど
も、その中で、特に中学校、また高校もそうです
けれども、中学校では、部活動の問題、これが非
常に長時間労働の原因になつているというのがご
ざいます。

部活動についてちょっと議論したいんですけど
ども、教員勤務実態調査の分析結果を見てみると
と、勤務時間の長時間化の主因は、小学校では、
授業準備、学校行事、そして成績処理がベストス
リームになります。それから、中学校では、部活
手当は支給しないかわりに、勤務時間の内外を包
括し評価した処遇として、教職調整額を本給とし
て、いろいろ聞いてみると、これ以外にも、実は
保護者対応というのだが、これは数字に実は少なく
見積もられているんですねが、保護者対応は帰つ
てからやつてしていることが多い、今は、昔のよう
に固定電話がほとんど親御さんは持たれていませ
んから、共働きが多いというのもありますし、携
帯でのやりとりを夜にやるというのが結構あると
いうふうにお聞きしていまして、昔では余りこの
程度では親に連絡しないといったことも、保護者

しては、当時の文部省が昭和四十一年度に行つた
教員の勤務状況調査の結果、年間の月平均の残業
時間が八時間程度となつており、この八時間分の
時間外勤務手当の額が給料の約四%に相当するこ
とを考慮したということをございます。

○藤田分科員 ありがとうございます。

四%は八時間の超過勤務から計算されていると
いうことですが、実態的にもう今はかなり長時間
勤務化が進んでおりまして、これを全部残業代で
出してしまうかというのは、これは大きな予算も
かかわってくることですから非常に難しいところ
ではありますし、先ほど御答弁いただいたよう
に、教員の仕事の特殊性というのも鑑みないと
いけないことだと思います。

その中で、やはり今回の変形労働制で働き方改
革をしっかりと進めていく中で、どうしても自分
の力ではなかなか短時間化していくないという部
分が幾つか要素としてあるわけでありますけれど
も、その中で、特に中学校、また高校もそうです
けれども、中学校では、部活動の問題、これが非
常に長時間労働の原因になつているというのがご
ざいます。

部活動についてちょっと議論したいんですけど
ども、教員勤務実態調査の分析結果を見てみると
と、勤務時間の長時間化の主因は、小学校では、
授業準備、学校行事、そして成績処理がベストス
リームになります。それから、中学校では、部活
手当は支給しないかわりに、勤務時間の内外を包
括し評価した処遇として、教職調整額を本給とし
て、いろいろ聞いてみると、これ以外にも、実は
保護者対応というのだが、これは数字に実はなく
見積もられているんですねが、保護者対応は帰つ
てからやつてしていることが多い、今は、昔のよう
に固定電話がほとんど親御さんは持たれていませ
んから、共働きが多いというのもありますし、携
帯でのやりとりを夜にやるというのが結構あると
いうふうにお聞きしていまして、昔では余りこの
程度では親に連絡しないといったことも、保護者

さんに、ちょっとと遅刻があつたとか、そういうことでやはり丁寧に対応するというのが現場での慣例になりつつあるということで、これも負担が大きいところもあります。まあ、余談ですが、こうやって要素を見ていくと、今の保護者対応のところはなかなか時間換算が難しいので、これはすぐに解決する問題ではありません。

それから、授業準備とかに関しては、これも大きな問題ですが、これは、スキルや経験である程度カバーしていくことができる、努力次第で効率化していくこともできる要素として挙げられると思います。

それから、学校行事に至つては、学校のマネジメントとか、仕事の割り振り、役割分担、こういったことでも工夫の余地がある。

その中で、やはり部活動に関しては、一旦ある部活動で顧問についてしまうと、なかなかこれが自分本位では調整できない、努力でなかなかこの短時間化を進めていけないというのがあります。私は、この部活動に関しては、教員の働き方と部活動で顧問についてしまうと、なまなかこれがいう観点からも、また、スポーツの普及発展という観点からも、まあ、部活動は文化系ももちろんございますから芸術振興もそうですけれども、特に部活動という側面においては、ここにちょっとと改革のメスをぜひ入れるべきだというふうに思うわけであります。

そこで、お聞きしたいのが、まず、部活動の法的な位置づけ、これがどうなっているかをお聞かせください。

○龍本政府参考人 お答え申し上げます。

部活動は、中学校及び高等学校の学習指導要領におきまして、学校教育活動の一環として、生徒の自立的、自発的な参加により行われるものであり、御指摘のとおり、スポーツや文化あるいは科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものと位置づけているところでござります。

あわせて、部活動の実施に当たりましては、学

校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようになります。同じ学習指導要領の中で明記をさせていただいているところでございます。

以上です。

○藤田分科員 ありがとうございます。

学習指導要領の中で、生徒の自主的な活動というものが、今答弁いたしましたが、これは非常に曖昧な位置づけで、教員が必ずこれを業務内で見ないといけないというような位置づけではないわけです。

部活動指導員というのが最近ありますし、これに国からの補助も出ておりますが、これのちょっとと実情、実態についてお聞かせいただけますか。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

部活動については、部活動を担当する中学校の教師の約半数に競技経験がないこと、あるいは土日を含めた長時間の活動が行われているとの課題の指摘がございますことも踏まえまして、適切な指導体制の構築や教師の負担軽減を図るため、文部科学省としては、平成二十九年度に、部活動における専門的な指導や大会の引率を行う部活動指導員の制度化を行いました。

特に、公立学校における部活動指導員につきましては、文部科学者として、その配置を促進するためには、平成三十年度の予算から、中学校における部活動指導員の配置事業におきまして支援を実施しております。令和二年度の予算案の中では、十一億円、一万二百人分の予算を計上させていただいているところでございます。

○藤田分科員 ありがとうございます。

部活動指導員ということが始まったことは、私は、逆転の発想で、部活動指導員というものをもう少し拡充するなりして、実際に、例えば、報酬の単価をアップさせるとか、それから法人が契約できるようにするとか、それから商取引が成り立つような仕組みにまで引き上げて考えていく。

これは、予算を、例えば三千人分、四千人分拡充しましようというような、少し上増しするという予算組みの発想では恐らく出てこないと思うんですけれども、この部活動を、実際に大きな改革を、メスを入れていこうという観点から、そ

い。

実際に、大阪府のとある学校でいろいろ聞いてみると、とある部活に一回来ていただいたら三千五千円ぐらいの上限で、年間三回までぐらにしましよう、こういうようなやりとりがあるわけです。そうすると、年間にすると約十万円ぐらいの収入になりますから、これはボランティアに近い位置づけなんですね。

実際に、教員のOBとか大学生、非常勤講師が兼務するとか、部活のOBの方とか、それからもう全くの地域のボランティアとか、こういう方々が部活動指導員の制度を活用して部活動にかかわってくださっている。これはいいことなんですね。

けれども、一方で、これを拡充しようかといったときに出でてくる問題が、人員確保が難しいよね、なかなかそんな都合のいい人はいないよねということがあるわけです。

実は、国からの補助は、一時間当たり補助単価千六百円というふうになつておりますけれども、それがプラス、自治体がプラスオンしてもいいわけですから、数字だけ聞くと非常にいい、よく聞こえるんですが、その方の報酬を年間とか月で考えた場合、到底、これが自分の働き方の一部に組み込めるかというと難しい、どうしてもボランティアの域を出ないというふうなことがあります。こういうことがあるので、人材確保が難しいんじゃないかな。

私は、逆転の発想で、部活動指導員というものをもう少し拡充するなりして、実際に、例えば、報酬の単価をアップさせるとか、それから法人が契約できるようにするとか、それから商取引が成り立つような仕組みにまで引き上げて考えていく。

これが、いつた報酬アップですか、法人がちゃんと契約をやすくするとか、そういうような仕組みはできないものかというふうに考えますが、今後の展望も含めてお考えがあればお聞かせいただきたいのですが、自治体の努力では無理です、自治体は予算がそこまでとれませんから。ですから、これらでございます。

実際に、大阪府のとある学校でいろいろ聞いてみると、とある部活に一回来ていただいたら三千五千円ぐらいの上限で、年間三回までぐらにしましよう、こういうようなやりとりがあるわけです。そうすると、年間にすると約十万円ぐらいの収入になりますから、これはボランティアに近い位置づけなんですね。

実際に、教員のOBとか大学生、非常勤講師が兼務するとか、部活のOBの方とか、それからもう全くの地域のボランティアとか、こういう方々が部活動指導員の制度を活用して部活動にかかわってくださっている。これはいいことなんですね。けれども、一方で、これを拡充しようかといったときに出でてくる問題が、人員確保が難しいよね、なかなかそんな都合のいい人はいないよねということがあるわけです。

実は、国からの補助は、一時間当たり補助単価千六百円というふうになつておりますけれども、それがプラス、自治体がプラスオンしてもいいわけですから、数字だけ聞くと非常にいい、よく聞こえるんですが、その方の報酬を年間とか月で考えた場合、到底、これが自分の働き方の一部に組み込めるかというと難しい、どうしてもボランティアの域を出ないというふうなことがあります。こういうことがあるので、人材確保が難しいんじゃないかな。

私は、逆転の発想で、部活動指導員というものをもう少し拡充するなりして、実際に、例えば、報酬の単価をアップさせるとか、それから法人が契約できるようにするとか、それから商取引が成り立つような仕組みにまで引き上げて考えていく。

これが、いつた報酬アップですか、法人がちゃんと契約をやすくするとか、そういうような仕組みはできないものかというふうに考えますが、今後の展望も含めてお考えがあればお聞かせいただきたいのですが、自治体の努力では無理です、自治体は予算がそこまでとれませんから。ですから、これらでございます。

○丸山政府参考人 お答えを申し上げます。

部活動の指導員の派遣事業につきまして、指導員の報酬単価でございますが、我々としては、和歌山県や横浜市などの先行して部活動指導員の配置に取り組んでいた自治体の実態を踏まえまして、報酬、賃金として一時間当たり千六百円を設定をしているところでございます。

また、来年度の予算案におきましては、委員の方からも御指摘がありましたが、より広く人材確保を進めるということで、自治体の要望等も踏まえまして、交通費の補助ができるように、その関係経費を新たに計上したところでございます。

学校の働き方改革の観点から、教員にかわって部活動指導や大会引率が可能となるように、公立学校においては、部活動指導員を学校教育法施行規則に規定される非常勤の公務員として配置をすることが重要であるため、部活動指導員配置事業において、民間委託による派遣等は現在も対象としているところでございます。

なお、少子化の中で、これまでのようく学校ごとに各種のスポーツ競技や文化活動に関する部活動を維持することが困難になつてきている状況を踏まえまして、これらの活動の持続可能性のためにも、省内の、現在文部科学省の大臣政務官を座長とします部活動のあり方検討チームにおきまして、地域や民間など、学校以外の主体による部活動のあり方などについて検討を進めているところあります。この中で、企業等の民間事業主体とどう連携をしながら子供たちにスポーツや文化活動の場を提供できるかについても検討を重ねてま

いりたいと考えております。

○藤田分科員 ありがとうございます。

いろいろな状況を、各地を見ていただいて検討を進めていただきたいんですが、きょうは提案も含めてなんですが、部活動指導員は、一番最初に始まつたときは、例えば校外への引率とか学校を開めするみたいなことはできませんでしたが、引率なんかもできるようになってきました。ということは、教員でない者がそこを受け持つというのはできるようになつてきているという考え方もできます。

もつと踏み込んで、私は、諸外国の多くの例を見てみると、学校教育と、例えばスポーツとか、文化活動もそうですねでも、部活動は切り離されているところが多い。クラブチーム化して切り離すということも、今後の考え方としては必ずこれは選択肢に、踏まえていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。つまり、学校教育とセットで行われてきた部活動といふもののあり方自体をぜひ抜本的に検討していただきたい。

例えば、これはいろいろな効果がありまして、

今、部活動で、例えばスポーツに限定しましょ

う、スポーツでしたら、私はラグビーをずっとやっていましたが、ラグビーで、公立の中学生入つて部活をやっていて、そうしたら、二年生のときには先生がいなくなりました。そうすると、

やつたことのない人が部活を見ることになつて、そのスポーツの経験がない先生に、ある種の指導というか、管轄になる。そうすると、伸びるはず

だつた選手が伸びなくなるということもちろんありますし、そういうパフォーマンスの面もそうですし、あとは、けがのこともあります。やはり適切な運動指導、スポーツ指導をするというのは

一方で、中学校教師の休日勤務の大半を占めて

いるという実態とともに、運動部活動を担当する

教師の約半数が競技経験を有していない状況にあり、部活動における教師の負担軽減を図ることは

一方、部活動の指導に熱心に取り組む先生や、

例えばアスリートの経験を有する先生もいらっしゃいますので、それらの方々が引き続き生徒の指導に携わることができる仕組みも重要なと思っています。

先生方が地域のスポーツ活動や文化活動の指導に、例えば兼業や兼職の許可を受けて参加すること、すなわち、一回教師という立場を

切つて、その後は、アルバイトといいますか、民

の基準に沿つた適切な部活動の実現、学校単位で

参加する大会の見直し、部活動の地域移行と地域

連携の課題であると考えております。

文科省としましては、平成三十年に策定した部活動のガイドラインにおいて、活動時間と休養日

の基準に沿つた適切な部活動の実現、学校単位で

参加する大会の見直し、部活動の地域移行と地域

に申し上げましたが、先生の働き方のところで、

としております。

このうち、ガイドラインの基準に沿つた適切な

部活動の実現については、短時間で効果的な指導等を推進するため競技団体と連携し指導の手

引の作成、活用を図るとともに、教師にかわって

して、私、ラグビーで大阪ですけれども、大阪に

は花園ラグビー場というのがあって、高校のラグ

ビー大会がありまして、ほとんど年末年始、最後

の、定年まで連盟の仕事で行く、協会の仕事で行

く。これは結構かわいそうなこともあります。

できれば、スポーツ、広く部活動の環境とそれか

ら学校教育というのを切り離して、それぞれ整理

して、それぞれの質を上げていくということをぜひやついただきたいというふうに思います。

そこで、今、働かれている教員の方々も、部活

動指導員に正採用の先生がなつて報酬をもらうと

いうのは多分できないと思うんですけども、そ

こにも門戸を開放して、短時間労働化した上で、

学校の先生が指導したいのであればできるという

かせいいただけたらと思います。

体制も考えられるでしょうし、そのように先生の

働き方改革の観点とそれから部活動、スポーツや

文化とか、文化系も含めて、そういうものの質を

上げていくということを仕組みの面でぜひ検討し

ていただきたいなというのを提案も含めて思つて

おりますが、これについてお考えがあれば、お聞

かせいただけたらと思います。

○萩生田国務大臣 部活動は、生徒の体力や技能

の向上だけでなく、向上心や規範意識など人間力

の向上にも資するものであり、教育的意義を有す

る活動だと思います。

一方で、中学校教師の休日勤務の大半を占めて

いるという実態とともに、運動部活動を担当する

教師の約半数が競技経験を有していない状況にあ

り、部活動における教師の負担軽減を図ることは

これが、さつきありました合同チームみたいな話

は、私の母校も合同チームになつたりとかしてい

るんですけれども、単一のチームになつたりと

これは、やはり連盟や協会が全国大会に出る縛

りにしてしまつて、合同チームは出られない

というようなこともありますから。そういうふたこ

とはやはり政治サイドから正していくべきことだ

とも思いますので、ぜひとも前向きに、この部活

のあり方について抜本的に考える時期に来てい

ると思いますので、よろしくお願ひします。

統きました、教員の免許更新制についてお伺い

したいと思います。

重要な選択肢であると考えております。

たまたま先日、マーチングバンドの関東大会と

の指導もそつですけれども、夏休みも出ないとい

うことは、教員でない者がそこを受け持つとい

うのはできるようになつてきていたという考え方

もできます。

いろいろな状況を、各地を見ていただいて検討を

進めさせていただきたいんですが、きょうは提案も含

めてなんですが、部活動指導員は、一番最初に始

まつたときは、例えば校外への引率とか学校をあ

け閉めするみたいなことはできませんでした

が、引率なんかもできるようになつてきました。と

いうことは、教員でない者がそこを受け持つとい

うのはできるようになつてきていたという考え方

もできます。

もつと踏み込んで、私は、諸外国の多くの例を

見てみると、学校教育と、例えばスポーツと

か、文化活動もそうですねでも、部活動は切り

離されているところが多い。クラブチーム化して

切り離すということも、今後の考え方としては必

ずこれは選択肢に、踏まえていかなければいけな

いんじゃないかなというふうに思います。つまり、

学校教育とセットで行われてきた部活動とい

うものあり方自体をぜひ抜本的に検討していた

だときには、これは結構かわいそうなこともあります。

例えれば、これはいろいろな効果がありまして、

今、部活動で、例えばスポーツに限定しましょ

う、スポーツでしたら、私はラグビーをずっと

やっていますが、ラグビーで、公立の中学生に

入つて部活をやっていて、そうしたら、二年生の

ときには先生がいなくなきました。そうすると、

やつたことのない人が部活を見ることになつて、

そのスポーツの経験がない先生に、ある種の指導

というか、管轄になる。そうすると、伸びるはず

だつた選手が伸びなくなるということもちろん

ありますし、そういうパフォーマンスの面もそ

うです、あとは、けがのこともあります。やはり

適切な運動指導、スポーツ指導をするというのは

一方で、中学校教師の休日勤務の大半を占めて

いるという実態とともに、運動部活動を担当する

教師の約半数が競技経験を有していない状況にあ

り、部活動における教師の負担軽減を図ることは

これが、さつきありました合同チームみたいな話

は、私の母校も合同チームになつたりとかしてい

るんですけれども、単一のチームになつたりと

これは、やはり連盟や協会が全国大会に出る縛

りにしてしまつて、合同チームは出られない

というようなこともありますから。そういうふたこ

とはやはり政治サイドから正していくべきことだ

とも思いますので、ぜひとも前向きに、この部活

のあり方について抜本的に考える時期に来てい

ると思いますので、よろしくお願ひします。

統きました、教員の免許更新制についてお伺い

したいと思います。

端的に言うと、これはメリット、デメリットで考えるとデメリットの方が多く、私は、ちょっと見直すべきじゃないか、もつと端的に言うと、やめた方がいいんじゃないかというふうに思つておられます。

もともと、制度の目的としては、時々で求められる教員として必要な資質、能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持つて教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものである。ちなんに、不適格教員を排除することを目的としたものではないという注釈がついてあります。これは十年を有効期限に、三十時間の受講が義務づけられているのですけれども、この目的に合致しているのかというと、なかなかそういうんじゃないかなという現状があります。それから、今、労働不足の時代で、教員をいかに確保していくかというのがある中で、デメリットのところがちょっと気になるところを申し上げますので、それについての見解を、この制度における見解をお聞かせいただきたいんです。

まず、受講者の負担が厳しい。三十時間以上の受講、受講料、それから、時間もそうですしお金もそうですし、テキスト代、又は、田舎の場合には交通費や宿泊代もかかる。先生によつては、一回の受講、一回更新するのにやはり十万円ぐらいかかるてくるという方もいらっしゃいます。

それから、更新時期の通知が全免許保持者にあらわではないので、これは失効してしまふ場合がある。特に、産休、育休中なんかに免許を失効してしまうケースもあります。

それから、受講資格が私は極めて排他的であるふうに思ひまして、これが雇用の流動性を阻害しているとも思います。

例えば、非常勤講師とかをどうしても使わなければいけないといったときに、ペーパーティーのような、それから、教員経験が今までなく、社会人で活躍されてきた方がそこに参入する

というの非常に難しくなつてます。例えば、今まで教員の経験がない人は、講師を登録しないと見直すべきじゃないか、もつと端的に言うと、やめた方がいいんじゃないかというふうに思つておられます。

もともと、制度の目的としては、時々で求められる教員として必要な資質、能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持つて教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものである。ちなんに、不適格教員を排除することを目的としたものではないという注釈がついてあります。これは十年を有効期限に、三十時間の受講が義務づけられているのですけれども、この目的に合致しているのかというと、なかなかそういうんじゃないかなという現状があります。それから、今、労働不足の時代で、教員をいかに確保していくかというのがある中で、デメリットのところがちょっと気になるところを申し上げますので、それについての見解を、この制度における見解をお聞かせいただきたいんです。

まず、受講者の負担が厳しい。三十時間以上の受講、受講料、それから、時間もそうですしお金もそうですし、テキスト代、又は、田舎の場合には交通費や宿泊代もかかる。先生によつては、一回の受講、一回更新するのにやはり十万円ぐらいかかるてくるという方もいらっしゃいます。

それから、更新時期の通知が全免許保持者にあらわではないので、これは失効してしまふ場合がある。特に、産休、育休中なんかに免許を失効してしまうケースもあります。

それから、受講資格が私は極めて排他的であるふうに思ひまして、これが雇用の流動性を阻害しているとも思います。

例えば、非常勤講師とかをどうしても使わなければいけないといったときに、ペーパーティーのような、それから、教員経験が今までなく、社会人で活躍されてきた方がそこに参入する

というの非常に難しくなつてます。例えば、今まで教員の経験がない人は、講師を登録しないと見直すべきじゃないか、もつと端的に言うと、やめた方がいいんじゃないかというふうに思つておられます。

もともと、制度の目的としては、時々で求められる教員として必要な資質、能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持つて教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものである。ちなんに、不適格教員を排除することを目的としたものではないという注釈がついてあります。これは十年を有効期限に、三十時間の受講が義務づけられているのですけれども、この目的に合致しているのかというと、なかなかそういうんじゃないかなという現状があります。それから、今、労働不足の時代で、教員をいかに確保していくかというのがある中で、デメリットのところがちょっと気になるところを申し上げますので、それについての見解を、この制度における見解をお聞かせいただきたいんです。

○浅田政府参考人 社会が刻々と変化して、教育についていろいろな期待、要請がある中で、教員が新しい知識技能を確実に身につけるということとは、教育の充実を図る観点から重要なだと考えております。

教員免許更新制は、全ての教員が自信と誇りを持つて教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得られるようになりますから、これはそろそろちょっと見直して、この制度は私は廃止した方がいいんじゃないかなと思いますが、御見解をお願いいたします。

○藤田分科員 ありがとうございます。先生の負担軽減も一つの大きな論点で、申し上げましたように、やはりこれから労働力不足の時代で、教員の数もなかなか確保が大変という中で、その参入障壁になるようなことをできるだけその障壁を下げていただきたい、その観点からもぜひ検討いただけたらと思います。

○丸山政府参考人 ちょうど時間がなくなつてしまいましてが、最後に、支援教育、療育環境、そういうことについて御質問させていただきたいと思います。

子供を取り巻く環境は、現在、子供の発達障害に目を向けると、年々ふえ続けている。これは、診断技術の向上もありまして、認知度も上がつて

いることから、早期発見、早期療育、早期支援といふことが一番の重要課題というふうになつてます。

民間の放課後等デイサービス、それから児童発達支援事業所というところは、現在、利用者数が、放課後デイでいうと約二十三万人、事業所は一万四千カ所となつてしまして、これは非常にふえている。なので、発達障害を持つておられるお

子さんは、大体事業所にお世話になつておられる方が多くなつてます。その中で、親御さん、保護者の方、それから学校、医療機関、そして民間の事業者がやはり連携して、いい療育を提供していくと

いうのがこれから非常に大きな課題となつてます。

こうしたことを踏まえて、文部科学省では、免許更新講習と都道府県等が実施している研修を兼ねて実施をすることで受講の重複を避けるなど、体系的、効率的に免許状更新講習を受講でき

る、あるいは先生方の負担を少しでも軽くすることができるよう取組を進めているところでございます。

さざざまな課題は我々も承知をしております。

文科省としては、引き続き、先生方の負担軽減、あるいは受講環境の整備などを図りながら、より

系統的、効果的な免許状更新講習の受講ができるように取組を進めていきたいと考えております。

○藤田分科員 ありがとうございます。先生の負担軽減も一つの大きな論点で、申し上げましたように、やはりこれから労働力不足の時代で、教員の数もなかなか確保が大変という中で、その参入障壁になるようなことをできるだけその障壁を下げていただきたい、その観点からもぜひ検討いただけたらと思います。

○丸山政府参考人 ちょうど時間がなくなつてしまいましてが、最後に、支援教育、療育環境、そういうことについて御質問させていただきたいと思います。

子供を取り巻く環境は、現在、子供の発達障害に目を向けると、年々ふえ続けている。これは、診断技術の向上もありまして、認知度も上がつて

いることから、早期発見、早期療育、早期支援といふことが一番の重要課題というふうになつてます。

民間の放課後等デイサービス、それから児童発達支援事業所といつところは、現在、利用者数が、放課後デイでいうと約二十三万人、事業所は一万四千カ所となつてしまして、これは非常にふえている。なので、発達障害を持つておられるお

子さんは、大体事業所にお世話になつておられる方が多くなつてます。その中で、親御さん、保護者の方、それから学校、医療機関、そして民間の事業者がやはり連携して、いい療育を提供していくと

いうのがこれから非常に大きな課題となつてます。

こうしたことを踏まえて、文部科学省では、免許更新講習と都道府県等が実施している研修を兼ねて実施をすることで受講の重複を避けるなど、体系的、効率的に免許状更新講習を受講でき

る、あるいは先生方の負担を少しでも軽くすることができるよう取組を進めているところでございます。

さざざまな課題は我々も承知をしております。

文科省としては、引き続き、厚生労働省としっかり連携をしまして、各自治体における教育と福祉の連携を深め、

障害のある子供とその保護者への支援がしっかりと

行き渡るよう、各種会議等で周知をするなど、

取り組んでまいりたいと考えております。

○藤田分科員 時間が来ましたので、最後一問、

ちょっとできませんでしたが、今の話、ぜひ学校の先生方にしっかりと、連携していくというのを周知徹底していただきたい。ここ数年、ちょっとと認知が広がつてきましたが、やはり最初のころは、それは業務外じゃないかというような認識がずっと現場にあったのですから、事業者がなかなか連携がとりづらいというのが非常に多く専門領域の方々から声が上がつておりましたので、文科省側から、これは文科省と厚労省の、さつきありましたトライアンブルの話ですけれども、ぜひとも周知徹底していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○井野主査 これにて藤田文武君の質疑は終了いたしました。

次に、中谷一馬君。
○中谷(一)分科員 立憲民主党の中谷一馬でござります。

本日は、菅直人元総理と連携をいたしまして、教育行政に係る基本的な諸課題について、るる伺つてまいりたいということを思つております。まず、私の方からは、萩生田大臣の教育行政によろしくお願ひ申し上げます。

ず、平均年収は約二百萬円にすぎません。そし

て、相対的貧困率は五〇・八%にも達します。こ

うした状態は、本人の努力が足りないのではないかと、やはり社会的な問題に欠陥があることの証左

だということを思っています。

そして、働き続けた母は、体を壊し、寝込むよ

うになりました。生活保護をうちは受けること

なりました。

こうした家庭環境で育つた私がから見て、政府が

さまざま実行される政策の中でやはり視点として

あります。

そして、特に子供たちは、自分の努力だけでは

乗り越えられない壁があります。私も、当時、や

はり、母のかわりに働きに出で家計を支える力は

ありませんでした。だからこそ、それを社会の、

乗越えられない壁があります。私も、当時、や

がどんどん狭まっていくこの日本は夢がない国

だ、これを何とか変えたいと思つて國政に参画し

たという自負がございますので、ある意味、先生

と同じ思いで、きょうこの場に立たせていただき

ている、そんな感じでございます。

○中谷(二)分科員 私も、萩生田大臣の昔の写真

を拝見させていただきまして、リーゼント時代

の、あのいかつい写真を拝見させていただきまし

て、ああいろいろ御苦勞があつた方なんだなと

いうことを実は事前に知つておりました。そうし

た大臣だからこそ共感をしていただける部分があ

るんじゃないかなと思って、本日の質問を

させていただきたいと思っていました。

まず、大臣、大臣は、教育基本法、これを読ま

れたことはございますか。

○萩生田国務大臣 教育基本法全文は、とりあえ

ずは目を通したことはもちろんございます。

○中谷(二)分科員 その中で、第四条はどういっ

た内容か、簡単な趣旨を御説明いただけますか。

○萩生田国務大臣 恐縮です、手元に基本法がな

いので。

○中谷(二)分科員 済みません。教育の機会均等

のことが書いてあります。

その中で、教育機会の均等について、大臣は、

身の丈に合わせて頑張ってとの発言を英語民間試験のときにされました。この発言をめぐつて、私は、やはりこの四条の教育機会の均等から大きく

よく誤解をされて、いいとこのお坊ちゃんで政治

家になつたと思われるんですが、両親共稼ぎのサ

ラリーマン家庭に生まれ育ちました。行きたい学

校にもなかなか選択肢が広がらない中で、親に

は苦労をかけて、そして、二つ下に双子の妹が

おりまして、我が家は高校生三人を抱えなきゃな

らない、こういう時代の中で、私が立派な

学校に無理を言つて行かせてもらつた、そういう経

験もあります。

私は、政治に参加をしようと思った原点というのは、

この国の一人親家庭のお父さん、お母さんたち

れども、後々、文字になつてみると、そういう

誤解もあるなと思つて、撤回をし、反省をしたところございます。

○中谷(二)分科員 国民の皆様に、特に受験生の皆様におわびを申し上げると謝罪をし、反省をさせているということを私も説話をさせていただき

ました。その中で、反省をされているとすれば、私は、文部科学大臣として責任を持つて教育機会の均等を国民に保障していただきたいと思っている

けれども、いかがでしょうか。

○萩生田国務大臣 全くのイコールをつくり上げ

ることができるかは、さまざまな課題があります

けれども、先ほど申し上げたように、家庭の経済事情によって選択肢が限られていくような世の中は変えていきたい。そのため、一つ一つ、そのチャンスの幅を広げていきたいと思っております。

○中谷(二)分科員 そのお言葉、私も受けとめます。

例えば、教育機関への公的支出はOECD諸国

三十四カ国中の三十四位、大学生への公的支出、

OECD諸国中三十三位、一人親世帯の貧困率は

外れるんじゃないかなということを思つているん

ですが、当時、どういった意図でこの発言をされたのか、簡単に御説明ください。

○萩生田国務大臣 繰り返し答えてきましたけれ

ども、決して、私は、教育そのものの身の丈を言つ

たんじやなくて、チャンスの平等はつくることが

できたとしても、そこにたどり着くまではいろ

いろ家庭環境の違いというのがあって、そこはも

う、自分たちで一つ一つ頑張つて、チャンスを生

かして頑張つてほしい、こういう思いで申し上げ

たので、決して、切り捨てるような上から目線で

身の丈というワードを使つたんじゃないんですけ

ども、日本では、貧困と格差が拡大し、家計は

どんどんと苦しくなっています。日本で働く人口

五千六百六十万人中、非正規社員は二千六十五

万人、約四割の方がこういった状況にあります

て、この方々の平均年収は百七十九万円。月十五

万円にも満たない水準です。こうした現状に置か

れている方々が、安心して結婚したり、出産した

り、育児を行つたり、教育を受けたり、奨学金を返済したりできる生活環境ではないことは、明らかに想像がつくと思います。

そうした中、日本学生支援機構が行つた調査によれば、学生生活費のうち、家計からの給付は、二〇〇〇年度が百五十六万円であったものが、二〇一二年度には百二十一万円まで急激に落ちています。そのため、大学生の多くがアルバイト漬けの生活を余儀なくされており、学業に大きな支障を来している現状があると言われています。

私も、専門学校に進学をした際、授業や研修を受け、国家試験の勉強をしながら、入学金の借金返済と卒業までにかかる授業料と生活費、これを確保しなければならず、平均して一日十八時間、月五百時間程度を学業と労働関係に費やすといった生活環境でありましたか、本来的には、こうした教育環境が学生にとってよいわけがなく、大学生の二人に一人、半分程度の方が何かしらの奨学金で借金をしなければならない教育環境そのものが大きな問題だと思っています。

そこで伺いますが、教育の機会均等の確保、将来を担う人材の育成、保護者の経済的負担の軽減を図るなどの観点から、政府は、教育における公的財政支出をOECD平均以上まで引き上げ、教育環境を抜本的に改善すべきであると考えますが、いかがでしょうか。大臣の御所見を伺います。

○萩生田国務大臣 ○OECDのデータ、今先生御披露いただきました。我が国のGDPに占める公財政教育支出の割合は三・一%であり、データのあるOECD加盟国三十五カ国中三十四位です。また、公財政教育支出のうち教育機関に対する支出は最も下位でございます。いずれも低い水準であることは受けとめなくてはなりません。

御指摘の教育格差について申し上げれば、家庭の社会経済的背景、すなわち、家庭の所得や保護者の学歴などと子供の学力や四年制大学への進学率には相関関係が見られること、そして、学歴等

により生涯資金に差が見られることも指摘をされています。

これらを考慮すると、家庭の経済状況に左右されることなく質の高い教育を受けられるようにするには、何よりも質の高い教育を受けること自体が重要であると考えており、文部科学省としては、さまざまな教育課題に対応し、我が国の国際的地位にふさわしい政策を実施するための教育予算を確保する必要があると考えております。

○中谷(一)分科員 その教育予算を確保するということは、OECDの平均以上にしていただけます。それが、国家試験の勉強をしながら、入学金の借金返済と卒業までにかかる授業料と生活費、これを

確保しなければならず、平均して一日十八時間、月五百時間程度を学業と労働関係に費やすといつた教育環境が学生にとってよいわけがなく、大学生の二人に一人、半分程度の方が何かしらの奨学金で借金をしなければならない教育環境そのものが大きな問題だと思っています。

○萩生田国務大臣 直ちにOECDの基準にいきたいと思います。

○中谷(二)分科員 ゼビ前向きに進めていただきたいということを思っています。

そして、学費も以前と比べて非常に高騰しています。

○中谷(二)分科員 今、立憲民主党の青年局において、学生の皆さんから意見を伺うという企画をしておりまして、

その中で、学費の高騰や若者の貧困の現状について教示をいただきました。きょう、教えてくれた方も傍聴に来てくださっているんですが、

私の方でもさまざま実態を調べたところ、労働者福祉中央協議会が行つた奨学金や教育費負担に関するアンケート調査によれば、高等教育負担のあるOECD加盟国三十五カ国中三十四位です。

軽減策で実現してほしいこととして、大学などの授業料の引下げと答えた方が七二・四%、学費の減免制度の拡充と答えた方が五六・六%、給付型奨学金の拡充と答えた方が四八・二%、貸与型奨学金を無利子にすると答えた方が四〇・二%と何とかしてほしいということを切実に訴えておられます。

ちなみに、一九七五年、昭和五十年時点の大学

における初年度納入金、授業料と入学金の平均額は、国立で八万六千円、公立が五万二千九百十五円、私立が二十七万八千二百六十一円であります。

ですが、その一方で、現在、二〇一九年、令和元年の平均額を見ると、国立で八十万七千八百円、公立で九十三万三千一百二十五円、そして二〇一八年、平成三十年、私立で百十五万四千百三十一円と急騰をしております。

四十年前と比べて、物価は約二倍となっていますが、国立の負担は九・四倍、公立の負担は十七・六倍、私立の負担は四・一倍となっており、相対的に学費負担が高くなっている現状がデータからも明らかとなっています。

その一方で、OECD三十四カ国中、フランスやドイツなど十七カ国では大学授業料が無償化されています。

私は、全ての子供たちが、その子たちにとつてよりよい教育を受けることができる社会の実現を目指すことが不可欠であると考えており、幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育など、教育環境を子供たちに保障すべく、教育費の無償化を漸進的に進めるべきであると考えております。

そこで伺いますが、世界的に見ても極めて高くなってしまった学費負担を引き下げるために、国立大学校運営交付金や私助成を拡充すると同時に、授業料等減免制度、給付型奨学金について

支援対象となる学生の範囲を世帯年収三百八十万円以下程度の住民税非課税のみに限らず、経済的に修学することに苦慮をしている子供たちが幅広く利用できる制度に拡充していただきたいと考えます。

○萩生田国務大臣 本年四月から開始する高等教育の修学支援新制度は、経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い状況にあることなども踏まえ、真に支援が必要と考えられる低所得世帯に限って実施をすることになつております。

これまで、希望者全員に対する貸与の実現な

ど、無利子奨学金の充実を進めてきたところです。また、経済的理由から奨学金の返還が困難となつた方には、返還の期限を猶予したり、将来の収入に応じて返還できる制度を導入したりするなど、きめ細かな救済措置を講じ、高等教育への進学の支援の充実を図つてまいりました。

給付型奨学金を更に拡充することについては、低所得世帯以外は貸与型奨学金の拡充により進学機会が開かれていること、また、高校卒業後の進路が多様であり、進学せずに働く者との公平性に留意する必要があることを十分に踏まえ、慎重に議論する必要があると思つております。

文部科学省としては、新制度や無利子奨学金などの教育費の負担軽減策を着実に実施することに留意する必要があることを十分に踏まえ、慎重に議論する必要があると思つております。

○中谷(一)分科員 るる御答弁をいたしましたが、奨学金の返済猶予、これもあり方に問題があるということを言わざるを得ませんので、やはり、期間も十五年、二十年と、私は、もう少し奨学金をゆとりを持つて返せる制度といふものを受けれる環境の整備に努めてまいりたいと考えています。

私は、全ての子供たちが、その子たちにとつてよりよい教育を受けることができる社会の実現を目指すことが不可欠であると考えており、幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育など、教育環境を子供たちに保障すべく、教育費の無償化を漸進的に進めるべきであると考えております。

そこで伺いますが、世界的に見ても極めて高くなってしまった学費負担を引き下げるために、国立大学校運営交付金や私助成を拡充すると同時に、授業料等減免制度、給付型奨学金について

私は、全ての子供たちが、その子たちにとつてよりよい教育を受けることができる社会の実現を目指すことが不可欠であると考えており、幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育など、教育環境を子供たちに保障すべく、教育費の無償化を漸進的に進めるべきであると考えております。

そこで伺いますが、世界的に見ても極めて高くなってしまった学費負担を引き下げるために、国立大学校運営交付金や私助成を拡充すると同時に、授業料等減免制度、給付型奨学金について

私は、全ての子供たちが、その子たちにとつてよりよい教育を受けることができる社会の実現を目指すことが不可欠であると考えており、幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育など、教育環境を子供たちに保障すべく、教育費の無償化を漸進的に進めるべきであると考えております。

そこで伺いますが、世界的に見ても極めて高くなってしまった学費負担を引き下げるために、国立大学校運営交付金や私助成を拡充すると同時に、授業料等減免制度、給付型奨学金について

私は、全ての子供たちが、その子たちにとつてよりよい教育を受けることができる社会の実現を目指すことが不可欠であると考えており、幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育など、教育環境を子供たちに保障すべく、教育費の無償化を漸進的に進めるべきであると考えております。

そこで伺いますが、世界的に見ても極めて高くなってしまった学費負担を引き下げるために、国立大学校運営交付金や私助成を拡充すると同時に、授業料等減免制度、給付型奨学金について

私は、全ての子供たちが、その子たちにとつてよりよい教育を受けることができる社会の実現を目指すことが不可欠であると考えており、幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育など、教育環境を子供たちに保障すべく、教育費の無償化を漸進的に進めるべきであると考えております。

う政策を掲げています。九兆円で五百五十五万人の人生をもう一度スタートさせることができんだったら、こんなに価値のあることはないと思つてゐるんですけど語り、所得税の累進強化や法人税の累進化などによる財源確保についても述べられております。

私も、日本の長期的な発展を見据えたときに、少子化対策と教育への投資は不可欠であると考えております。出産、育児、教育にかかる基礎的な国民負担は実質的に無償化することが、持続可能な社会をつくることに直結すると確信を持っております。

こうした観点から、日本においても、現実的に奨学金の返済を完全に免除する仕組みを本格的に検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。大臣の御所見を伺います。

○萩生田国務大臣 日本国学生支援機構の奨学金事業は、貸与した学生等からの返還金が次世代の学生等への奨学金の原資となつております。返還できる方からは返還してもらうことが重要であると認識しております。

一方、さまざまな事情により卒業後厳しい経済状況に置かれ、奨学金の返還が困難な方に對してはきめ細かな対応が必要と考えており、これまでも、返還期限の猶予制度における期間の延長など、返還者の立場に立つて制度の充実を図ってきたところであります。

政府としては、こうした取組を通じて、意欲と能力のある方が経済的理由により進学を断念することがないように、また返還困難に陥ることがないように、大学等の奨学金事業の充実に取り組んでまいります。

大臣どう思うのかと先生から問われたので、私は、将来は大いに検討することは決して否定しません。そこはやはり国の形を大きく変えることになると思いますので、法律や制度じゃなくて、もう少し大きな議論を国民的に行つたらいいかがかかると思います。

○中谷(一)分科員 大臣、最後に一步前に出了答弁をいただきまして、ありがとうございます。私が、将来的にはそういう制度をしていくことが出来るんだけであつたんだと思いますので、今までも何度も文科省関連のこととも議題となつて、私から皆さんに報告をしたり了解を求めたこともございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

そして、済みません、時間がなくなりました。が、最後に、新型コロナウイルス感染症対策の会合について一問伺わせていただきます。

萩生田大臣が欠席をされたことが、世の中に大きな波紋を呼んでおりました。コロナウイルスの対策は、今我が国にとって最も適切に対応しなければならない重要な課題であります。

そうした中、この対策会議は二月二十三日までに十二回も開催をされておりますが、私の知る限りでは、文部科学省にかかる議題は一度も議論をされておりません。こうした現状を鑑みますと、残念ながら、萩生田大臣、文科省の意識が甘過ぎるんじゃないかなと危惧をいたしております。

私のところにもさまざまの方からコロナウイルスに関する御意見をいただきますが、学校現場の教員の方からも切実な御意見をいただきます。例として何点か読み上げます。

学校内で予防できないことに加え、多くの高校生は電車通学をしています。省庁や企業において、大人はテレワークや時差出勤を行い、満員電車に乗るリスクを避けているのに、高校生だけは無策のまま、なぜ毎日、満員電車に乗せなければならぬのでしょうか。

予防法として手洗い、うがい、消毒、マスクが挙げられていますが、御存じのとおり、品切れで購入できない生徒が多いです。

もちろん、全員分の消毒液を学校が用意することはできませんし、十分間の休み時間に全員手を洗うこともできません。飛沫感染を防ぐために二メートル離れることもできません。

保護者や生徒もコロナウイルスに感染することを恐れながらも、欠席日数がふえると成績が下が

り、進学できなくなるのではないかと思い、仕方なく登校しています。親の考え方で自主的に欠席をしているおうちもありますが、やはり成績のことを考えて休めない生徒が大半です。児童生徒が感染する前に臨時休業としてくださつたら、欠席日数はふえませんので、余計なことを考えずに過ごすことができますなど、他にもたくさんの御意見をいただいております。

○中谷(一)分科員 時間が来たので終わります。が、衆議院の調査室にも調べていただいて、この十二回の会合の中では文科省にかかる議題は一度も議論がなされていないということでしたので、質問をさせていただきました。もしミスがあつたとしたら、ぜひやりとりをしていただければと思います。

○中谷(一)分科員 時間が来たので終わります。が、衆議院の調査室にも調べていただいて、この十二回の会合の中では文科省にかかる議題は一度も議論がなされていないということでしたので、質問をさせていただきました。もしミスがあつたとしたら、ぜひやりとりをしていただければと思います。

○中谷(一)分科員 時間が来たので終わります。

います。

多分、会議のブリーフは大枠での発言の中身だけであつたんだと思いますので、今までも何度も文科省関連のこととも議題となつて、私から皆さんに報告をしたり了解を求めたこともございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

います。

そこで伺いますが、新型コロナウイルス対策は奥深い課題でありますから、新型コロナウイルス感染症対策本部にはもう欠席せずにしっかりと出席することをお約束していただき、教育行政にかかる議題についてもしっかりと議論を行つてください、現場の教員や生徒に寄り添つた対策を講じることです。

今、教育行政の責任者を務める萩生田大臣の行なことは、地元の叙勲祝賀会に出ることではなく、こうした教育現場の最前線で日々悩み、葛藤している先生や生徒に寄り添つた対策を講じることです。

そこで伺いますが、新型コロナウイルス対策は奥深い課題でありますから、新型コロナウイルス感染症対策本部にはもう欠席せずにしっかりと出席することをお約束していただき、教育行政にかかる議題についてもしっかりと議論を行つてください、現場の教員や生徒の目線に立つた対策を講じていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。大臣の御所見を伺います。

○宮路分科員 自由民主党の宮路拓馬です。本日は、特別支援教育についてお伺いをさせていただきたく思います。

○井野主査 これにて中谷一馬君の質疑は終了いたしました。

質問を終わります。ありがとうございました。

○井野主査 これにて中谷一馬君の質疑は終了いたしました。

質問に入らせていただく前に、その前提として、私ごとですが、私は、大学時代、手話を学んでおりました。手話サークルに所属し、そして、その中で聴の友人ができました。それまで私は、障害者というのは弱い存在であり、あるいは守られなければならない存在として考えておつたんですが、私が出会った聴の友人は、その私のイメージを全く変えられました。

私は、もう既に社会に出られておりました。そして、いわばイケメンであります。しかし、スポーツマンで、デフリンピックのスノーボードの代表候補にまでなつた方でした。ですので、大変女性によくもて、私は、むしろ彼から、高校までずっと鹿児島の方で過ごしましたから、余り遊び方も知らず、彼から遊び方を教えてもらい、あるいは酒の飲み方を教わり、そして、時として恋愛相談も乗つてもらいましたし、あるいは、スノーボードもその友人から教えてもらいました。

そんなわけですから、言語を習得するに当たつて一番手っ取り早いのは、その言語を話すねーティブの恋人をつくること、あるいは友人をつくることと言われますから、私は、彼とつき合う中で手話を大変よく学ばせていただいて、大分抜けてしましましたけれども、今でもそれなりに手話をしゃべることができる、そういうわけであります。その中で、まずお伺いしたいことがござります。

デフリンピックは、昨年、冬季デフリンピックが行われ、そして来年、夏季デフリンピックが行われます。当然、その中では国歌が齊唱というか流れます。その国歌は選手である聴の方に、聴覚障害の方に聞こえるんだろうかという疑問が私の中で湧き上りました。

そうした中で、ちょっと問題意識を持って調べてみたんですが、ニュージーランドは、国歌が手話で表現されるようありました。一般、ユーチューブで拝見したんですが、大変美しいメロディーとともに美しい手話でその国歌が表現をされておりました。

あるいは、今月、二月二日に行われたNFL、アメリカンフットボールのスーパー・ボウルにおいては、ナショナルアンセム、国歌齊唱の際に、それが韓国系アメリカ人の女性の方によつて手話で表現をされていたということをお聞ききました。

そこでお伺いしますが、我が國も国旗・国歌法によりまして君が代が国歌として位置づけられまして、各場において国歌が流れ、齊唱されておりますが、その日本国歌を手話で表現するに当たり、その表現方法などについて、国として定められた規定などはあるのでしょうか。

○渡邊政府参考人　内閣府におきましては、国旗及び国歌に関する法律を所管しておりますけれども、先生お尋ねの手話による国歌は、特に定めはございません。

○宮路分科員　来年、デフリンピックが開催されます。その中で、ある国は国歌が手話で表現され

ている。それを選手も、そして、それをごらんになつてゐる方々も見れる。一方で、日本はそれがじゃない。選手にとつても、それは寂しいことなんじやないかなと思います。

確かに、君が代は大変、国歌の内容も手話にするのが難しい点もあるかと思います。だからこそしつかりと研究を行つていただきたいなという思いがございますので、その点について、よろしくお願いしたいと思います。

この国歌の話、手話の話を聞きしたのは、ほかでもありません。国歌を手話でどう表現するかという検討がこれまでなされていないことに象徴されるように、これまで手話というのはなかなか国政の主要課題として取り上げられる機会は少なかつたのかなと思っております。

特別支援教育、聾学校においても、これは不幸だつた時代もあつたというふうにお聞きしております。

もちろん、口話をしつかり学ぶことができればそれはそれにこしたことはなかつたのかもしれないが、しかし、全ての生徒にとって口話を身につけるというのは大変難しいことだつた、したがつて、聾学校に通う生徒さんに十分な教育の機会が提供されてこなかつたという歴史もあるといふふうにお伺いをしております。

その特別支援教育、聾教育のまず前提となる、手話に対する基礎研究についてお伺いをしたいと思ひます。

柴山前文科大臣の際に、柴山大臣、筑波技術大学を御視察されたということをお伺いをいたしました。筑波技術大学、これは聴覚、視覚障害者のための高等教育機関でありますけれども、その場で闇達な意見交換がなされたと、私も前大臣より直接、その際の様子をお伺いしたことがございました。

手話は、もちろん言語学的な側面もありますし、あるいは情報学といったような側面もあるんです。

だと思います。

昨今、電話リレーといいますか、電話を手話で通訳するというような施策も進められているところであります。いすれにせよ、手話に対する基礎研究というのが非常に重要なと考へております。

例えば言語学の観点からいえば国立国語研究所、文科省所管になろうかと思いますが、ございります。そうした大学あるいは研究機関における研究者の育成、あるいは研究体制の整備、これについてどう考へるのか、お伺いをしたいと思います。

○萩生田国務大臣　まず冒頭、先日、冬季のデフリンピックで入賞した皆さんへの大臣表彰の式典を行いまして、そのときに改めて、そのデフリンピックの歴史等について学ばせていただきまし

た。お恥ずかしいんですけど、私、何で聾啞スポーツがパラリンピックに入つていなんだろ

うなと思ったら、どうじゃなくて、こっちの方が歴史が長くて、こっちの方が由緒あるんだという

皆さんプライドを持つていらっしゃつたので、無理に一元化する必要もないのかな、しかし、将来を考えたら一つの方針かななんということも議論したところでございます。

手話言語については、筑波技術大学を始め、大学や研究機関の判断により、さまざま形で研究や人材育成が行われていると承知をしておりま

す。

手話言語に関しては、筑波技術大学における文化芸術活動に特化した手話通訳分析研究や、手話単語に関する日本手話研究所との共同研究、ま

た、関西学院大学の手話言語研究センターにおける手話の言語としての学術研究、また、国立民族学博物館の手話言語学研究部門における海外の手話の研究など、大学や研究機関において、手話言語に関してさまざまな学術研究や人材育成が行われております。

なお、御指摘の国立国語研究所については、手話言語を直接目的とする研究は残念ながら行わ

ておりませんが、研究の一環として、手話言語に関する共同研究に参加する研究者がいると承知をしております。

文部科学省としましては、大学や研究機関において、障害者基本法を踏まえ、手話などにより障害者の方々の意思疎通の向上が図られるよう取り組むことが重要であると認識しており、手話言語に関する教育研究を含め、大学や研究機関における学術研究の振興に努めてまいりたいと思いま

す。

○宮路分科員　ぜひ、今御紹介いただいたとおり、各機関において手話の基礎研究というのが進められている状況にあるとは思つておりますが、まだまだ、先ほど大臣がおつしやつたように、デフリンピックは歴史が長い、それよりも更に手話はもつと歴史が長いわけであります。やはり我が国の誇る文化の一つなんだろうと思います。

文化としての手話というのもございますので、そうしたふくそく的な、あるいは多面的な研究がなされることが、令和の時代、人々が心を美しく寄せ合ふ中で文化が生まれ育つ、その中にあって、国民の皆さんがあさに希望を持って暮らせる社会という思いを込めてつくられた元号だというふうにお伺いをしております。

そして、その基礎研究の上にあつて初めて、しっかりととした聾教育が特別支援学校、聾学校において行われていくふうに考えております。

聾学校は、先ほど申し上げたとおり、一時期、手話が否定され、そして口話教育一辺倒だつた時期もあつたということであります。が、そうした状況は、障害者基本法、先ほど大臣からも御言及いたしましたけれども、において、言語に手話が含まれるということが規定をされまして、状況は大分改善したんだと思います。しかし、いまだに、聾学校では、聴覚障害の免許ですかね、教員

免許の中で聴覚障害に特化した教育の免許の取得者は半数を超える程度だというふうにお伺いをしておりまして、その資格を持っていたとしても、決して手話ができることが担保されるわけではない。聴学校における手話教育の教育者の層というのはまだまだ脆弱なんだろうなというふうに私は認識しております。

そこで、お伺いをいたします。

例えば、私も先般伺つてきましたが、群馬大学、ここでは金沢教授が、聴覚障害教育の教員養成課程に関連して、手話を学ぶレベルまで持っていくべく、今、そのプログラムを進められているというふうにお伺いをしておりましたし、実際、私も現場で、学生の皆さん方が手話を学ぶ、その教育をする教員も聴者で、手話を学ぶ、学んでいる様子を拝見をさせていただきました。そうした取組も、徐々にはありますが広がってきているところであります。

ただ、教員として採用された後、せっかく聴学校で先生を経験して、そして手話を徐々に身につけても、人事異動で、せっかく身についたときに異動してしまう、そしてまた今度、手話ができるない先生が着任してしまうといったようなことも課題として認識されているというふうに伺っておりますが、聴学校の現職教員の手話のスキルをどのようにして高めていくか、これは大変重要な点だろうと思っております。この点について、政府の見解をお伺いしたいと思います。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。
聴覚障害の特別支援学校に在籍する児童生徒の聴覚障害の状態や興味、関心、教育歴等の実態もさまざま多様であることから、教員が指導に当たって、児童生徒の実態に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に選択をし、活用することは重要であると考えております。

委員御指摘の、大学の教育課程におきまして個別具体的の課題をどのように取り扱うかについては、各大学の自主的な判断に委ねられているところですが、群馬大学におきましては、手話に関する

る科目も開設をされ、聴覚障害教育領域の特別支援学校教諭免許状の取得を目指す学生も、その科目を多く履修をしているというふうに聞いておりまして。このような取組は、聴覚障害特別支援学校の教員の専門性を確保する観点からも大変意義のあるものであるというふうに考えていくところでございます。

また、現職教員に対する研修につきましては、各自治体においても取り組まれているところありますが、文科省においても、障害に応じたコメディケーションに関する専門性を向上させる研修に対する支援を行つております。そこで、手話や手話を使つた指導に関する研修も行われております。

加えて、独立行政法人特別支援教育総合研究所において、その聴覚障害教育のコースでは、授業における手話の活用等についても取り扱っているところであります。

文部科学省においては、昨年九月に有識者会議を設置をいたしまして、新しい時代の特別支援教育のあり方について検討を進めておりますがその中で、教員養成や研修のあり方など、特別支援学校の教員の専門性の確保についてもしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○宮路分科員 今、特総研のことについても言及をしていただきました。そうした機関における、そもそも聴学校における教員の育成について取組がなされているということになりますが、なおりませんから触手話です。手話を手でさわりながらコミュニケーション、通訳をする。その通訳者が常時二名は必要ですし、加えてノートテーカー、そしてまた、日々の活動をサポートする必要もあります。

そこで、どうした体制を整備するという覚悟

をいたしました。

今言及いたしました特総研、実は私も伺つて

きましたが、それは、聴教育もされることなが

ら、盲聴教育の現場というか、盲聴教育、研究に

ついてお伺いするため伺つてきたわけでありま

す。

と申しますのも、先ほど私の個人的なお話をさせました。しかし、今後、盲聴者がより社会に出ていく時代になつてくるんだと思います。

そうした中で、盲聴教育の充実に向けて文科省としてどのように取り組んでいるか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○丸山政府参考人 盲聴児に対する教育は、情報量の不足や他者とのコミュニケーションの困難さなどから日常生活の指導から教科指導に至るまで、あらゆる面で非常に困難が伴うところであります。

また、他の障害者の子供に比べて人数が少なく、子供の障害の状態もさまざまであることがあります。このため、委員に御視察をいただいた独立行政法人国立特別支援教育総合研究所におきましては、盲聴教育のための教員研修プログラムを開発をし、ホームページで公表しているほか、研修において、盲聴に対する理解や盲聴児の指導についての講義を実施しております。また、研究者が盲聴児在籍などを訪問をして研修を行うなど、各地の学校の支援も行つてゐるところであります。

文部科学省では、こうした盲聴児に対する教育の現状や課題を踏まえまして、令和二年度予算案において新たに盲聴児に対する教育に係る調査研究を盛り込んでおり、その成果を今後の盲聴教育の推進に生かしていくことを考えております。

今後とも、こうした取組を通じて盲聴教育の充実を図つてまいりたいと思います。

○宮路分科員 そうした特総研における研究の成果が全ての自治体、全国においてしっかりと共有されるように、情報発信も大事だと思います。盲聴児を受け入れて、どうすればいいんだと途方に暮れる先生もこれまでおられたというふうに聞いております。せつかくそした研究を行つてゐるわけですから、そうした情報があまねく伝わるよう、各教育委員会への情報提供なども行つていただければというふうに思つております。

次に、大学等の高等教育機関における研究者としての障害者の雇用促進についてお伺いをしたいと思います。

障害者雇用については一昨年大変話題になったところであります。昨今、先ほど森敦史さんの例を申し上げましたが、障害のある学生に対する修学支援、これは充実をしてきているのは確かだろうと思います。それ自体、喜ばしいことであると思いますし、更にそうした状況が広がっていくてほしいというふうに思つております。

ただ、学んで、その先ですね。つまり、雇用がどうかというと、ここはやはりまだまだ改善の余地があるのではないかなど思つております。特に高等教育機関、つまり大学の研究者や教員への道を志した際には、その障害をお持ちの方に対するサポート体制が整つてることが大変重要なことがあります。

そしてまた、やはりモデルというのが大事なんだろうと思います。先ほどの森敦史さんについては、盲聾者にとって大変勇気づけられるモデル像だらうと思いますし、私を森敦史さんに引き合わせてくれたのは、今、東大の先端研で教鞭をとつておられる福島智先生でした。福島教授は、後天性の盲聾者であります、盲聾者としての世界初の大學生の常勤の講師となられ、今は東大の教授として活躍されておりまして、また、福島先生の姿を見て、研究者に自分になりたいんだ、なるんだといふうに勇気づけられる障害をお持ちの方も多数いらっしゃるんだろうと思います。

そういう意味では、こうした高等教育機関において、研究者として障害をお持ちの方が雇用される、そうした機会がよりふえていくことが必要だというふうに考えておりますが、一方で、先ほど申し上げたとおり、研究者として研究を続けるためには大変多くのサポートが必要になります。研究者としての障害者雇用の促進について、文科省の見解をお伺いをしたいと思います。

○伯井政府参考人 お答えいたします。

文部科学省といたしましては、大学等における

障害者雇用の促進に向け、厚生労働省と連携しながら、各種会議等を通じて制度の周知を図るとと思ひます。

また、複数の大学や関係機関がネットワークを構築して、障害のある学生の修学支援の充実を推進する事業を平成二十九年度より実施しております。その事業の中におきまして、障害のある研究者や教員も参加して、障害のある学生の環境整備のための活動をしているというような事例を促進しているということをございます。

我々ともいたしましては、こうした障害のある研究者、教員のサポート体制を含めたモデル事例というのを、やはり先生御指摘のようにしっかりと把握して、それを横展開を図つていくような取組も必要かというふうに感じております。今後とも、各法人、大学におきまして、障害のある教員が希望や能力、適性を十分に生かして障害特性等に応じて活躍できるような環境の整備ということに取り組んでまいりたいと考えております。

○宮路分科員 先ほどの森敦史さん、実は、柴山前大臣が筑波技術大学を御視察された際に、柴山大臣とも意見交換をされたというふうに伺つております。今年度には筑波技術大学学院を卒業するところであります。また、質的な面でございますが、学校で医療的ケアに対する看護師の環境予算案においてもそのための予算を拡充をしているところであります。また、質的な面でございますが、学校で医療的ケアに対応する看護師の環境予算案に、看護師に対する研修機会の提供の充実のための予算を新たに計上をしたところでございます。

引き続き、自治体等における、学校における医療的ケアの実施体制の整備の支援をしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

医学の進歩によりまして、医療的ケア児がふえております。これまでなかなか生き長らえることが難しかった子供たちが医療の進歩によって生き長らえるようになつていて、その分、医療的ケア児の人数がふえているということなんだろうと思ひます。

○井野主査 これにて宮路拓馬君の質疑は終了いたしました。

で、普通の学校に通わせたい、あるいは、やはり特別支援学校の方が安全だね、安心だねということで特別支援学校を希望される方もいらっしゃると思います。こうした医療的ケア児、あるいはその保護者の方の希望にそれぞれ沿つた、その希望をかなえられる支援体制が大切だというふうに考えておりますが、政府の見解あるいは取組についてお伺いをしたいと思います。

○丸山政府参考人 先生御指摘の医ケア児でござりますが、文科省の三十年度の調査によりますと、公立の特別支援学校に在籍する医ケア児が八千五百六十七人、また、小中学校に在籍する医ケア児が九百七十四人となっておりまして、いずれも増加の傾向にあるということでござります。医療的ケア児に対する教育の充実を図るためのさまざまな教育環境の整備が重要であるというふうに認識をしているところであります。

文部科学省においては、医療的ケアのための看護師配置に係る経費の一部を補助しており、医療的ケア児が増加傾向にあることから、令和二年度予算案においてもそのための予算を拡充をしているところであります。また、質的な面でございますが、学校で医療的ケアに対する看護師の環境予算案に、看護師に対する研修機会の提供の充実のための予算を新たに計上をしたところでございました。

私が、どちらかといえば介護とかそういうことに、厚生大臣をやつた経験もあって重きを置いてきたのですが、やはり若者の現状というのは本当に厳しいところであります。そこで、先ほどの中谷議員とのやりとりを聞いて質問する。きょうは、そのときの先生も傍聴に来ていただいています。

私もこのことは非常に気にはなつてました。が、どちらかといえば介護とかそういうことに、厚生大臣をやつた経験もあって重きを置いてきたのですが、やはり若者の現状というのは本当に厳しいということを改めて感じまして、きょうはこの質疑に立たせていただきました。

そこで、先ほどの中谷議員とのやりとりを聞いて、率直に言って、大臣の答弁は、しっかりとやらないきやいけないことはわかっているけれども、いろいろな理由でなかなか前には進めないという、現状維持的な答弁であったように私は感じました。

そうではないかも知れませんが、その姿勢について、萩生田大臣、やはりここはもつと、自分の責任で前に進めようと思つてているんだというその思いがあるならば、まずそのことをお聞かせいただきたいと思います。

○萩生田国務大臣 最後の質疑の中で、将来的に

次に、菅直人君。

○菅(直)分科員 萩生田大臣には、たしか初めての質疑の場になるかと思います。

まず最初に、萩生田大臣御自身、奨学金というのを受け取られた経験はありますか。

○萩生田国務大臣 ございません。

○菅(直)分科員 実は私もその経験がないんです。が、せんだけて、先ほど質疑をした中谷議員が立憲民主党の青年局というところで「逆転!おしゃべり教室」という企画をしました。

そこでは、逆に現役の学生さんが幾つかのテーマ、この場合は若者の貧困のリアルというテーマでした。が、それを先生になつてます三時間から五分間レクチャーし、それを私を含む政治家が聞いて質問する。きょうは、そのときの先生も傍聴に来ていただいています。

私もこのことは非常に気にはなつてました。が、どちらかといえば介護とかそういうことに、厚生大臣をやつた経験もあって重きを置いてきたのですが、やはり若者の現状というのは本当に厳しいところであります。そこで、先ほどの中谷議員とのやりとりを聞いて質問する。きょうは、そのときの先生も傍聴に来ていただいています。

私もこのことは非常に気にはなつてました。が、どちらかといえば介護とかそういうことに、厚生大臣をやつた経験もあって重きを置いてきたのですが、やはり若者の現状というのは本当に厳しいということを改めて感じまして、きょうはこの質疑に立たせていただきました。

そこで、先ほどの中谷議員とのやりとりを聞いて、率直に言って、大臣の答弁は、しっかりとやらないきやいけないことはわかっているけれども、いろいろな理由でなかなか前には進めないという、現状維持的な答弁であったように私は感じました。

そうではないかも知れませんが、その姿勢について、萩生田大臣、やはりここはもつと、自分の責任で前に進めようと思つているんだというその思いがあるならば、まずそのことをお聞かせいただきたいと思います。

○萩生田国務大臣 最後の質疑の中で、将来的に

く変える議論なので、そこは別の次元でしっかりと議論をする必要があるんじやないかということを申し上げました。

できる限り、学生を目指す皆さんにチャンスを広げる、そういう政策は一つ一つ拡充をしていくたいと思つております。

○菅(直) 分科員 余りこれ以上は言いませんが、やはり政治家なんですから、まさに今おしゃつたように、国の将来の姿をまさに議論をするのが政治家なのであって、自分の担当がこうだからこれまで以上は言えませんが、それは単なる官僚の皆さんの答弁と変わらない。そのことだけは指摘を申し上げておきます。

そこで、少し具体的な話になつておきますけれども、奨学金という表現ですね。これは、私など比較的古くから人間のイメージだと、優秀な学生さんがどこから応援をいただく、奨学金をもらえるなんていうのはなかなか優秀なんだね、そんなイメージが強いわけですけれども。私は、今の奨学金は、奨学金という呼び方がもしかしたらそういう誤解を招いている。実質は学生ローンですかね。学生の皆さんのが、大学に行くのにローンを借りている。

そこで、大臣に、まずはこの学生ローンの残高は今どのくらいになっているでしょうか。

○伯井政府参考人 平成二十九年度末現在で、奨学金の総貸与残高は九兆三千七百四十三億円であると日本学生支援機構から聞いております。

○菅(直) 分科員 学生ローンに並んで額が多いのは、住宅ローンというのがあります。ただ、この住宅ローンと学生ローンは、私はかなり性格が違っていると思うんですが、これはわからず結構ですが、どういう性格の違いがあるかといふと大臣は認識されていますか。

○萩生田国務大臣 民間の金融機関の住宅ローンは、資力があり返済能力を持つ者を貸付けの対象としており、返済能力について厳格に審査した上で資金の貸付けを行つものです。

一方、日本学生支援機構等の貸与型奨学金は、

国教育施策の一環として、教育の機会均等に寄与するために、能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な者に対し貸与を行うものであります。

その貸与に際しては、住宅ローンとは異なり、与信審査は行わず、一定の収入以下の学生等を対象としていること、無利子又は低利で貸与していること、卒業後、低収入など返還が困難な場合に減額返還や返還猶予などの救済措置があること、在学中の適格認定により支援を継続して受けること、機関の住宅ローンとは異なり、教育的な観点に立った制度設計となつていています。

○菅(直) 分科員 今の答弁を聞くと、何か住宅ローンよりも学生ローンの方が恵まれているように聞こえるんですが、私はもっと本質的なところで違っていると思うんです。

つまり、今の大臣の答弁にもありました、住宅ローンの場合には、もう収入があつて、場合によつたら、自分の収入に合わせて、どの程度の例えればマンションを買おうか、自分の力だつたらこの程度かなと、大体の返済の見通しを持って借りるんですよ。

そこで、大学に入る世代というのは十八歳です。十八歳の高校を卒業する前後の学生さんが、二十五歳、三十歳に果たしてどの程度の収入があるかという見通しは立たないんですよ。そうすると、やはり、親の資力が、自分が考えて、おやじたちも苦労しているから、できるだけ自分のことは自分でやろうと思ったら、返済のことが、考へないけれども、やはり家庭の環境を見て、このぐらいは自分でやろうということで借りるんですね。

ということは、先ほどの、何か与信がないからいいだろうということを言われますが、そうじやう認識について、お持ちじゃないですか。

○萩生田国務大臣 そういう問題意識は否定しませんけれども、私は逆に、高等教育への進学を

くくなつて、その結果、結果的には結婚するのをちゅうちょする、あるいは子供を持つのをちゅうちょする、そういう原因になつていて。そのことが今の答弁には一切入っていないんですね。制度設計のことしか言つていません。

そういう社会的影響があるということについて、大臣はどう思いますか。

○萩生田国務大臣 先生に住宅ローンとの違いについてどう思うかと聞かれたので、外形的なことを申し上げたんですけども、仕組みとしては、今先生御議論いただいたような内容というものは当然包含されていると承知をしております。

○菅(直) 分科員 そこが一番のポイントじゃないですか。将来の日本のことを考えると冒頭で言わされましたけれども、そこが一番のポイントじゃないですか。

しかし、大学に入る世代というのは十八歳です。二千円の授業料でした。私の初任給は三万五千円でしたから、初任給の三分の一から半分で年間の授業料が払えました。今、幾ら何でも、初任給の半分で、国立大学といえども、そんなものは払えません。

現在の学生ローンについてどのように考えるかというのは、安倍政権下でも、二〇一七年には閣議決定で、新しい経済政策パッケージ、高等教育の無償化というのを発表され、二〇一八年、閣議決定で、人づくり革命の実現と拡大を発表され、二〇一八年には関係閣僚合意で、幼稚教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針、この国会では高等教育の修学支援制度と、次々に方針が示されてきております。もちろん御存じだと思います。

私は、そういう前向きの議論がある中で、この新聞を見てちょっととびっくりしました。これは、つい先日、二月の二十二日の朝日新聞。そちらに資料もお渡しをしてあります。ここには何と書いてあるか。国立大学の授業料、自由化検討。自由化というと、どっちに自由化するのか、これだけ見たらわかりませんが、記事を見てもらえればわかるように、簡単に言えば、大学自身の判断でいわゆる国立大学の授業料を高くできるようになりますよ。

結果として返済困難に陥る方たちがいることはさなきやいけない。

いけないと想ひますけれども、必ずしも不ガテイブな要素だけがあらかじめ包含されているということではないんじやないかと思つております。

○菅(直) 分科員 余りここにこだわっても仕方がありませんけれども、結果としてといつても、我々は先を見なきやいけないんですよ、現在と未

来を。現在、少なくとも私が学生時代よりは今的学生さんは大変ですよ。多分、今からの学生さんが社会に出たときは、大変ですよ。ある意味で見えていることですよ。その見えていることに目をつむつて、そういうことは余り制度設計には考えていないというような言い方に聞こえるわけですが、私はその点は、もっと本質的なところを大臣にも見ていただきたい。

そこで、少し具体的なことに入つていただきたいと思います。

私が大学に通つたころは、国立大学は年間一万二千円の授業料でした。私の初任給は三万五千円でしたから、初任給の三分の一から半分で年間の授業料が払えました。今、幾ら何でも、初任給の半分で、国立大学といえども、そんなものは払えません。

現在の学生ローンについてどのように考えるかについては、安倍政権下でも、二〇一七年には閣議決定で、新しい経済政策パッケージ、高等教育の無償化というのを発表され、二〇一八年、閣議決定で、人づくり革命の実現と拡大を発表され、二〇一八年には関係閣僚合意で、幼稚教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針、この国会では高等教育の修学支援制度と、次々に方針が示されてきております。もちろん御存じだと思います。

私は、そういう前向きの議論がある中で、この新聞を見てちょっととびっくりしました。これは、つい先日、二月の二十二日の朝日新聞。そちらに資料もお渡しをしてあります。ここには何と書いてあるか。国立大学の授業料、自由化検討。自由化というと、どっちに自由化するのか、これだけ見たらわかりませんが、記事を見てもらえればわかるように、簡単に言えば、大学自身の判断でいわゆる国立大学の授業料を高くできるようになりますよ。

○伯井政府参考人 お答えいたします。

一 国立大学法人の戦略的大学経営を可能とする改革の実現に向けて、有識者会議を設けて必要な検討を行なうこととしております。その会議では、経営基盤を強化するための規制緩和として、授業料の自由化の是非について検討事項としているところでございます。あくまで、各国立大学がその判断で経営基盤を強化するための規制緩和策として、自由化の是非について検討事項とし、これら御議論をいたたくといふものでございます。それ以外の検討事項も当然あります。そうしたものがござります。

現在、国立大学の授業料は、国において標準額五十三万五千八百円を示しつつ、その一二〇%を上限として、各大学が個別に授業料を設定することができる仕組みとなつております。各大学の判断により一層柔軟に取り扱うことを可能とするかどうか検討いただくといふものでございます。

○菅(直)分科員 いいんですか、こういふ話は。何か大臣の先ほどの答弁を聞いてみると、こういう形でいろいろと考えているんだ、猶予とかいろいろ考へているんだと言ひながら、一方で、国立大学の二〇%の引上げを容認するような議論が始まつてゐる。

経営強化。実は、私が卒業した東京工業大学も、経営強化のために、財界からの支援なども受けるようなことを強化をされております。しかし、経営強化ということそのものを決して否定するわけじやありません、それが別のお金なら。例えれば、民間からの資金が寄附で集まつてくるとならない結構です。

学生さんの負担をふやすような議論を検討するのはおかしいんじやないですか、大臣。

○萩生田国務大臣 今御説明を申し上げましたように、国立大学の授業料については、国において標準額五十三万五千八百円を示しつつ、一二〇%を上限として、各大学が個別に授業料を設定す

ずしもリンクいたしません。

いみじくも菅先生おつしやつたように、経営基盤を強化するために、例えば寄附制度、寄附控除も今拡大をさせていただいております。高等教育機関の支援策として今まで行つてきた授業料免除などが、ことしから、国が一律の線を引いたために、もしかしたら新入生の中で今まで使えた制度が使えないなるかもしれない、そういうものは、交付金あるいは学校での寄附などの自己資金をもつて学校独自に対応することも考えておりま

す。

確かに、この記事を見る限りでは上がるこ

とが前提の議論のように見えますけれども、そ

うかどうか検討いただくといふものでござい

ます。

○菅(直)分科員 言葉で余りごまかさない方がい

いと思いますよ。

この記事の中に、文科省によると、国立大学の

収入の柱となる国からの運営交付金は一九年度で

一兆九百七十一億円、国立大学が独立行政法人と

なつた〇四年から約一二%減つた。

これは事実ですか。

○伯井政府参考人 運営費交付金が法人化後減少

してきたのは事実でございますが、ここ数年は据

置きという状態でございます。

○菅(直)分科員 つまり、国から国立大学に出さ

れる資金が減つてきて、いろいろな意味で大学の

経営が苦しくなつた。もちろん、民間からの資金

が寄附などで入るのは、私はそれは否定しませ

ん。しかし、先ほどの答弁の中でも、自由化とい

うものの中には、学生さんの負担というものが入

らない資金というふうには書いてないんですよ。

少なくとも、二〇%は上げられるということを先

ほど認めたんじやないです。そういう逆行する

やり方を今進めようとしている。それを審議会と

してやろうとしている。

私は、これが私の学生時代だったら、東京の、

あるいは全国の大学の、当時半分ぐらいでストラ

イキをやつていましたから、私が通つていた大学でさえ、余りそういう学生運動の盛んな大学じゃありませんでしたけれども、それでも半年ぐら

いなかがですか。

ストライキをやつしていました。当時であれば、間違いくらいに大ストライキが起きるところですよ。私は、半ば、若い人たちが自分の力で立ち上がりたいと思っていて、一人でありますけれども、間違いたいと思っている一人でありますけれども。

もう一度聞きます。大臣、先ほどの話だと、上

がることも下があることもあると言つたけれども、負

担が上がることがあるということを承知で検討を

するということですね。

○萩生田国務大臣 先生、もう一度申し上げます

けれども、一二〇%上限で授業料を設定できるの

は、この検討会で始めたことじやなくて、今まで

も既存の制度として持つてゐる制度です。

その上で、経営基盤を考えていつて、例えば都

市部の大学と地方の国立大学ではかかる環境とい

うのが異なつてくると思います。例えば、地方に

ついては授業料を下げていかないと生徒がなかなか集まつてこないということがあつたり、あるいは、できるだけ地元の人たちが地方創生で地元に

近い学校に行つていただくことがあると思ひます

ので、あらかじめ、値上げを前提の検討をしてく

ださいなんてことは全く申し上げている検討の中

身ではございませんので、いろいろな角度から國

立大学のあり方といふものをしつかり専門家の皆

さんに検討していただこうと思っております。

○菅(直)分科員 一二〇%までにしたのは今でな

いから関係ないんだということにはならないんで

すよ。

一二〇%になつてゐる大学があるのかどうか、私は国立大学は知りませんけれども、先ほどの答

弁でも五十三万円ですか、ほぼ一律で今來

わけですよ。それを、これによると、改めて検討

しようという中に入つてゐるという。この記事が

間違つてゐるなら、はつきりと間違つてゐると

言つてください。

そういう指摘があるにもかかわらず、上がつた

ことがあります、次に移ります。

ですから、余り口先でごまかすようなことを

言つてください。

されると、大臣、やはり大臣がこれからもっと大

きな政治家になるには、余りそういう口先でごま

かすようなことはやめられた方がいいということ

を若干の先輩としてアドバイスを申し上げておき

ます、が、次に移ります。

ないかなんです。

私なんかは、非常に恵まれた時代に生まれたん

でしょ、多分、昭和二十一年の団塊の世代は。

それが崩れてきている。その中で、いまだにそれ

に目をつむって、一部の改革が入っているからこ

れで認めろというのでは、私は将来を見通した政

策とは言えない。

そのことを申し上げて、私の質問を終わりたい

と思います。

○井野主査 これにて菅直人君の質疑は終了いた

しました。

市町村のいずれの選択も尊重し、きめ細かな支援を行なうことといたしております。
このうち、小規模校の存続につきましては、平成二十七年一月に策定をした公立小中学校の適正規模、適正配置などに関する手引において、小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化するための方策をきめ細かく示しているほか、小規模校支援のための教員加配措置、過疎地域などの児童生徒の通学手段として有用なスクールバス等の購入費補助、事例集やフォーラムを通じた好

事例の横展開などを行なっているところであります。

○務台分科員 自治体がどちらの選択をするかは

施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

文科省としては、自治体の意向も踏まえ、各種

施策を果たしていきます。

○務台分科員 自治体に任せたいといふことは

には一定の支援策ということでございますが、も

う少し踏み込んだ対応を求めるといふ趣旨で質

問させていただきます。

私の選挙区には、他地域からの山村留学で学校

存続を果たしている学校があります。長野市立の

大岡というところにある小中学校でございます。

この児童の半数は、実は他地域からの山村留学で

ございます。

こうした山村留学に注目して支援措置というも

のがあるべきだというふうに考えますが、いかが

でしょうか。

○務台分科員 御指摘の山村留学につきまし

ては、子供たちが自然豊かな農山漁村地域に滞在

しまして、地域の小中学校に通いながら学校内外でさ

まざまな体験活動を行う取組であると承知してお

ります。

○丸山政府参考人 学校選択制のお話だと思います

その際、地域コミュニティーの核としての学校

の役割を重視する観点からは、地域の実情に応じて、小規模校のデメリットの克服を図りつつ学校の存続を図る場合や、学校統合により魅力ある学

事業において、体験活動の普及啓発の観点から、短期の山村留学について助成を行なっているところ

でございます。

○務台分科員 例えば、長野市の教育委員会の中

には、他地域からの山村留学生に長野市民の税金

を充てることはおかしい、そういう市民の声を気

にして、山村留学に対する支援をやめて、その上

で小学校、中学校の存廃を議論する動きがあつた

たというふうに私も承知しています。そうし

た見方は、理屈の上ではありますが、地域社会存

続という視点が決定的に不足している、そのよう

に思います。

教育委員会というよりも、むしろ長野市全体と

して、長野市内の市街地から域内留学で中山間

校への児童確保を図るべきではないか、そんなこ

とを私も申し上げているんですが、これがなかなか

か進みません。こうした取組を促す仕組みという

のを考えるべきではないでしょうか。

○丸山政府参考人 いわゆる小規模特認校につい

てということであろうと思いまます。平成三十年

時点での百九十二自治体でこの制度を活用してお

ります。

児童生徒数について網羅的に把握をしておりま

せんが、文科省としては、小規模校における教育

魅力化の好事例の発掘を行い、事例集の作成や

フォーラム開催による横展開などを行なっている

ころでございます。

引き続き、小規模特認校の好事例の発掘を含む

実態の把握や、小規模校を魅力化する施策につい

て、しつかり検討してまいりたいというふうに考

えております。

○丸山政府参考人 私が聞いたのは、市の中の山村留

学について検討できないかという、そういう質

問、通告してあつた間三なんですか? どうも、どう

就学を認める、松本市の市街地の学校に、松本の中山間にある学校から、その通学区域は残ったまま認めるということ、これは学校教育法上の特認校制というふうに言つておりますけれども、そいつたものについて、今私が申し上げたのは小さな規模特認校という類型のことでございまして、まさにそういうお話を説明させていただいたといふ。

○務台分科員 済みません。そういう、一般論、一般的に言うで。やはり山村留学という言葉が相手に伝わらないとダメだと思うんですけれどもね。教育委員会の人たちも一般制度ではなくて、地域を元気にするためにこの制度をどういうふうに使うか、そういう意識をぜひ植え付けたい、ぜひこういう言葉を使っていただきたい、そのように思います。

中山間地の小規模校への教師の加配の現状といふのも伺いたいと思います。

加配の充実で少人数教育が充実すれば、結果として教育水準も上がると思います。むしろ、中山間地域の学校で学びたいという要望が生じ、児童がふえる可能性もあります。私の地元で、大町市の美麻小学校が、すごく小さいですが、加配によつて教育水準が上がって、大町市内で最も偏差値が高いという、そんな結果も出ております。

中山間地の加配の充実についてのお考えを伺いたいと思います。

○丸山政府参考人 加配の関係でありますが、文科省としても、小規模校における教育上の課題の解消は重要なものであるというふうに受けとめておりまして、公立小中学校の教職員定数について、実質的な複式学級の解消にも活用が可能な小規模校支援のための加配定数を七十五人、令和二年度予算案に盛り込んでいます。

これに加えまして、令和二年度予算案におきま

しては、二校以上の小学校及び一校以上の中学校

を含む学校群による学校運営により義務教育九年間を通じた教育活動を一体的に行なう場合であつて、小学校高学年における専科指導に積極的に取

り組む場合に支援するための加配定数を新たに二百一人盛り込んだところであります。小規模校についても、要件を満たしていればこの加配定数を活用することができるというふうに考えております。

このような加配定数の支援に加えて、小規模校において子供たちがより大きな学習集団で対話や協働ができる環境を整備するため、例えば、長野県の喬木村で行われておりますICTを活用した遠隔合同授業のような取組への支援も行ってまいりたいというふうに考えております。

中山間地域における小規模校への支援を含め、引き続き、学校の指導、事務体制の効果的な強化充実に取り組んでまいりたいと思います。

○務台分科員 ぜひ、この中身をもつともっと充実していただきたいと思います。

中山間地の高校生が市街地の高校に通う交通費の問題が保護者の間では切実な課題となつております。このことで、子供の高校進学を機会に市街地に引っ越すという動きも出ております。市街地下宿をして子供が地元を離れる、そういう実態もございます。

高校生は、いざというときに本当に頼りがいのある着手でございますので、地域の元気のあかし

という側面もあります。地域社会を維持するという観点から、通学困難地域からの高校生の通学費用、これを一定の公費負担をするという仕組みが必要ではないか、そういうふうに思うんですが、これについて、大臣のお考えを伺いたいとします。

○萩生田国務大臣 通学困難な中山間地域を含め、全国の学ぶ意欲のある高校生が安心して教育を受けられるよう、必要な支援を行うことは重要だと考えております。

高校の修学支援については、国において、一定の所得要件のものと、高等学校等就学支援金により授業料負担を軽減しており、また、来年度からは私立高校授業料の実質無償化を行うこととしているほか、家庭の経済状況に応じ、高校生等奨学給

付金により学用品や教材費などの支援を行い、保護者の負担の軽減を図っています。

他方、通学支援については、全ての子供たちが

学ぶ義務教育段階は、国も一定の責任を担いつ

つ、スクールバスや遠距離通学費の支援を行な

う一方で、義務教育が終わった後の高等学校段階で

は、それぞれの地域の実態を踏まえて、各地方自

治体の責任において必要な支援が行なわれることを

基本としつつ、例外として離島振興法がございま

すので、島については、高校未設置の離島に住む

高校生の通学費については国による支援が行われ

ているところです。

このような中で、中山間地域における高校生の

通学支援についても、主に高校生が居住する自治

体において、各自治体の判断により、定期券の購入費の補助などを行ななど、通学費にかかる保護者

の負担軽減が行なわれています。

文科省としては、こうした各自治体の取組とあ

わせ、中山間地域を含めた全国の学ぶ意欲のある

高校生が安心して教育を受けられるよう、国と地

方の役割分担を踏まえ、関係省庁とも連携して、

高校生の修学支援について引き続き取組をしてま

りたいと考えております。

○務台分科員 離島についての前例はあるとい

うことでございますが、中山間地、過疎地は陸の孤島でございますので、そういうこともちょっとお

考いていただいて、今後詰めていくいただきました

子供の自然体験教育も、地域を元気にする役割

を果たします。自然の中で一定期間過ごす子供は、ほぼ例外なく元気になつております。文科省でも、学校教育課程の中で自然体験教育の重要性を認識し、二泊三日以上の体験教育を推奨しているだけしております。子供の自然体験教育に関する実施する自然体験活動に関する事業のうち、農山村におけるふるさと生活体験推進校という事業

は、内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部の事務局では、学校教育における長期、これは四泊五日以上ですが、長期の子供の農山漁村体験の

取組に対する支援など、総務省では、送り側、受

入れ側、双方が連携して行なう実施体制の構築や体

験交流計画策定の推進、小中学校の取組等に対する

地方財政措置による支援、そして農林水産省では農山漁村地域の受け入れ体制の整備、環境省では国立公園等における子供の自然体験活動への支援

といった事業を行なっているところでございます。

今後とも、関係省庁の連絡会議もございますの

地方財政措置による支援、そして農林水産省では農山漁村地域の受け入れ体制の整備、環境省では

国立公園等における子供の自然体験活動への支援

といった事業を行なっているところでございます。

今後とも、関係省庁の連絡会議もございますの

地方財政措置による支援、そして農林水産省では農山漁村地域の受け入れ体制の整備、環境省では

国立公園等における子供の自然体験活動への支援

といった事業を行なっているところでございます。

今後とも、関係省庁の連絡会議もございますの

地方財政措置による支援、そして農林水産省では農山漁村地域の受け入れ体制の整備、環境省では

国立公園等における子供の自然体験活動への支援

といった事業を行なっているところでございます。

今後とも、関係省庁の連絡会議もございますの

地方財政措置による支援、そして農林水産省では農山漁村地域の受け入れ体制の整備、環境省では

国立公園等における子供の自然体験活動への支援

といった事業を行なっているところでございます。

一方で、過去に、事業仕分けにより自然体験教育

予算が大きく減額された時期がございました。この際どういう議論で削減が行われたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

一方で、過去に、事業仕分けにより自然体験教育

は、できるだけ多様な体験の機会を充実して、一人一人がそれぞれの課題を乗り越えながら、ほかの人と協働しながら何かをなし遂げる、そういう豊かな経験の機会を充実することがとても大事だなと思っております。

○務台分科員 自然体験教育を体系立てて行うためには、やはり体制の整備が必要だというふうに思います。

教師の働き方改革が大きな課題になる中で、教師にさらなる負担を強いるのはいかがかという意見もございます。その中で、この自然体験教育、二十年以上にわたって実施してきている武藏野市では、一週間の農山漁村体験を非常にスムーズにやっています。どのような工夫でこれをこなしているのか。運用の実態、そして財源がどうなっているのか、伺いたいと思います。

○丸山政府参考人 武藏野市の事業でございますけれども、平成八年度から、市内全ての小中学校において、小学校では第五学年、中学校では第一学年の児童生徒を対象に、自然に恵まれた農村、漁村に一週間程度滞在し、自然との触れ合いを通して、子供たちの豊かな情操や感性を育むとともに、子供同士の協働による自主性や協調性を育てるなどを目的とした、武藏野市セカンドスクール事業が実施をされております。

このように、市内全ての小中学校を対象とし、一週間程度の宿泊体験活動を円滑に実施するための工夫の一つとして、教員の負担軽減や児童生徒の安全確保などを図ることなどを目的に、大学生などを生活指導員として配置をし、宿泊体験等においては、昨年六月に内閣官房が作成をしました「子供の農山漁村体験活動の充実・推進に向けた手引き」におけるものと承知をいたしております。

武藏野市におけるこのような取組については、

自然体験教育を基軸にした子育て、保育の取組である「森のようちえん」を支援する議員連盟を、他の自治体の参考となるよう、全ての都道府県教育委員会などに周知を図ったところでございました。

○務台分科員 自然体験教育を体系立てて行うためには、やはり体制の整備が必要だというふうに思います。

教師にさらなる負担を強いるのはいかがかという意見もございます。その中で、この自然体験教育、二十年以上にわたって実施してきている武藏野市では、一週間の農山漁村体験を非常にスムーズにやっています。どのような工夫でこれをこなしているのか。運用の実態、そして財源がどうなっているのか、伺いたいと思います。

○丸山政府参考人 武藏野市の事業でございますけれども、平成八年度から、市内全ての小中学校において、小学校では第五学年、中学校では第一学年の児童生徒を対象に、自然に恵まれた農村、漁村に一週間程度滞在し、自然との触れ合いを通して、子供たちの豊かな情操や感性を育むとともに、子供同士の協働による自主性や協調性を育てるなどを目的とした、武藏野市セカンドスクール事業が実施をされております。

このように、市内全ての小中学校を対象とし、一週間程度の宿泊体験活動を円滑に実施するための工夫の一つとして、教員の負担軽減や児童生徒の安全確保などを図ることなどを目的に、大学生などを生活指導員として配置をし、宿泊体験等においては、昨年六月に内閣官房が作成をしました「子供の農山漁村体験活動の充実・推進に向けた手引き」におけるものと承知をいたしております。

武藏野市におけるこのような取組については、

自然体験教育を基軸にした子育て、保育の取組である「森のようちえん」を支援する議員連盟を、他の自治体の参考となるよう、全ての都道府県教育委員会などに周知を図ったところでございました。

○務台分科員 自然体験教育を体系立てて行うためには、やはり体制の整備が必要だというふうに思います。

教師にさらなる負担を強いるのはいかがかという意見もございます。その中で、この自然体験教育、二十年以上にわたって実施してきている武藏野市では、一週間の農山漁村体験を非常にスムーズにやっています。どのような工夫でこれをこなしているのか。運用の実態、そして財源がどうなっているのか、伺いたいと思います。

○丸山政府参考人 武藏野市の事業でございますけれども、平成八年度から、市内全ての小中学校において、小学校では第五学年、中学校では第一学年の児童生徒を対象に、自然に恵まれた農村、漁村に一週間程度滞在し、自然との触れ合いを通して、子供たちの豊かな情操や感性を育むとともに、子供同士の協働による自主性や協調性を育てるなどを目的とした、武藏野市セカンドスクール事業が実施をされております。

このように、市内全ての小中学校を対象とし、一週間程度の宿泊体験活動を円滑に実施するための工夫の一つとして、教員の負担軽減や児童生徒の安全確保などを図ることなどを目的に、大学生などを生活指導員として配置をし、宿泊体験等においては、昨年六月に内閣官房が作成をしました「子供の農山漁村体験活動の充実・推進に向けた手引き」におけるものと承知をいたしております。

武藏野市におけるこのような取組については、

自然体験教育を基軸にした子育て、保育の取組である「森のようちえん」を支援する議員連盟を、他の自治体の参考となるよう、全ての都道府県教育委員会などに周知を図ったところでございました。

○務台分科員 一方で、その「森のようちえん」が幼児教育の無償化の影響で存廃の危機に瀕しているという、そんな現状が出てきております。

○丸山政府参考人 これは、夏休みということではなくて、四季を通じて行つているというふうに私も理解しておりますので、ぜひよろしくお願いします。

今は武藏野市は交付税をもらっていない、大変財源的に恵まれた自治体です。そこが一・五億円を十分出せるということですが、世の中の一般的な自治体は、これをやるのは本当に難しい。そういうこともありまして、バックアップ体制も含めた体制整備をするという意味で、今、衆議院の文部科学委員会に継続しております子供の自然体験教育の制度化を目指す法案、これがございます。

我々も、こういう法律をしっかりと成立させて、文科省の取組をバックアップしていくつもりでござります。

○萩生田国務大臣 今般の幼稚教育、保育の無償化の対象範囲については、法律により幼稚教育の質が制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園を基本としながら、待機児童問題により認可保育所に入りたくても入れない方もいることから、代替的な措置として認可外保育施設等も対象とするという考え方で整理がされており、法律上、一定の線引きがなされています。

御指摘の「森のようちえん」につきましては、幼稚園、保育園の認可を受けているものもあれば、認可外保育施設あるいは自主的なグループなどさまざまな施設、団体が取り組まっていると承知しております。今般の無償化の対象となるかは、その設置形態等によると承知をしております。

また、今般の無償化の対象とならない施設の中にはさまざまなものがあることから、国が一律に支援することにはなじまないと考えております。

○務台分科員 また、これらの体験活動事業に係る事業費でございますが、令和元年度予算で約一・五億円でございますが、その一部について、文部科学省の補助事業であります健全育成のための体験活動推進事業から支援をしておりますが、その大半については、武藏野市の市費、一般財源において予算が計上されていると承知をしております。

また、保護者等の負担も、児童生徒に係る食費のみ負担を求めているというふうに承知をいたしておりますところであります。

文科省におきましては、武藏野市のような農山漁村体験活動の取組が各地域や学校に広く普及されよう、関係府省ともしつかりと連携を図りながら、関連施策の推進に努めてまいりたいと考えております。(発言する者あり)

○務台分科員 これは、夏休みということではなくて、四季を通じて行つているというふうに私も理解しておりますので、ぜひよろしくお願いします。

今は武藏野市は交付税をもらっていない、大変財源的に恵まれた自治体です。そこが一・五億円を十分出せるということですが、世の中の一般的な自治体は、これをやるのは本当に難しい。そういうこともありまして、バックアップ体制も含めた体制整備をするという意味で、今、衆議院の文部科学委員会に継続しております子供の自然体験教育の制度化を目指す法案、これがございます。

我々も、こういう法律をしっかりと成立させて、文科省の取組をバックアップしていくつもりでござります。

○萩生田国務大臣 今般の幼稚教育、保育の無償化の対象範囲については、法律により幼稚教育の質が制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園を基本としながら、待機児童問題により認可保育所に入りたくても入れない方もいることから、代替的な措置として認可外保育施設等も対象とするという考え方で整理がされており、法律上、一定の線引きがなされています。

御指摘の「森のようちえん」につきましては、幼稚園、保育園の認可を受けているものもあれば、認可外保育施設あるいは自主的なグループなどさまざまな施設、団体が取り組まっていると承知しております。今般の無償化の対象となるかは、その設置形態等によると承知をしております。

また、今般の無償化の対象とならない施設の中にはさまざまなものがあることから、国が一律に支援することにはなじまないと考えております。

○務台分科員 一方で、その「森のようちえん」が幼児教育の無償化の影響で存廃の危機に瀕しているという、そんな現状が出てきております。

○萩生田国務大臣 こうした矛盾に対して、大臣、いかがでしょうか。この間、予算委員会で質問をされていた前に、私も、本当に印象深く、いい質問だつたなというふうに思っておりますが、当事者になってみて、いかがでしょうか。

○萩生田国務大臣 今般の幼稚教育、保育の無償化の対象範囲については、法律により幼稚教育の質が制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園を基本としながら、待機児童問題により認可保育所に入りたくても入れない方もいることから、代替的な措置として認可外保育施設等も対象とするという考え方で整理がされており、法律上、一定の線引きがなされています。

御指摘の「森のようちえん」につきましては、幼稚園、保育園の認可を受けているものもあれば、認可外保育施設あるいは自主的なグループなどさまざまな施設、団体が取り組まっていると承知しております。今般の無償化の対象となるかは、その設置形態等によると承知をしております。

また、今般の無償化の対象とならない施設の中にはさまざまなものがあることから、国が一律に支援することにはなじまないと考えております。

○務台分科員 が、NPO森のようちえん全国ネットワーク連盟の皆様のお話を聞くと、「森のようちえん」は都会の保護者の皆様によく知られており、地方に移住する大きなインセンティブになつているという、こういった施設を大切にしていくことが重要だと考えております。

このため、これらの施設に対しても、まずは自治体がどう考えるかとの判断を尊重した上で、認可施設とのバランスや安全面を含めた一定の質の確保の観点も考慮しつつ、支援のあり方について検討していく必要があると考えております。

これを踏まえ、令和二年度においては、まずは地域にとつて重要な役割を果たす施設への効果的な支援の方策について調査を行つたための予算を政 府予算案に計上しております。

各自治体におかれでは、本事業の実施を契機に、地域にとつてかけがえのない施設等に対する支援の充実につなげていただきたいと考えております。

これまでの政府の答弁の中では最も踏み込んだ答弁をいたしましたというふうに理解したいと思います。それぞれの地域にとつてかけがえのない施設として機能しているという、その大臣の本当に温かい認識、感銘させていただいております。

○務台分科員 地方自治体がそれぞれの立場で単独支援を行うところも出てきております。ただ、地域によっては対応に差異がありまして、公立幼稚園、保育所のあるところは、児童確保の観点から、「森のようちえん」に非常に冷淡だ、こんな例も出てきております。

長野県や鳥取県は独自の認定基準を用意して、優良なところについてはしっかりと支援していくという動きもあります。

こうした基準を国としてもしつかり認定して、

近い将来、「森のようちえん」に対しても無償化の対象にできるようという気持ちなんですが、今大臣は非常に前向きでございましたが、所管局長として、それを裏書きする答弁をしていただきました。

○丸山政府参考人 「森のようちえん」でございましたが、委員御指摘のとおり、長野県や鳥取県などにおきまして独自に基準を定めた認証制度が創設されており、県が独自の財政支援等を講じている場合があるということは承知をいたしております。

令和二年度においては、このような無償化の対象となつてないものの、地域にとって重要な役割を果たす施設への効果的な支援方策について調査を行うための予算を予算案の中に計上しており、各自治体における認証制度も含め、調査を行つてまいりたいと考えております。今後、調査事業の実施状況も踏まえまして、並行して地方団体とも協議、調整を行い、新たな支援策の実施を目指して、しっかりと議論を進めてまいりたいと考えております。

○務台分科員 この調査はとても大事だと思います。聞くところによると、サンプル調査をする、そんな情報もあるんですが、これはやはり悉皆調査をしてもらいたい、というふうに思っています。そして、その調査をいつまでに行い、それに基づいて何を決定するのか、そのためなどを示していただきたいと思います。

○丸山政府参考人 現在、政府予算案に計上しております調査事業は、国と地方が協力した支援のあり方の検討に資するよう、就学前の児童を対象として集団的な活動を行う施設などに現に支援を行つてある自治体に対し、それらの施設などの支援の方策についての調査を委託するものであります。現在、公募要領等の詳細につきまして検討を行つてあるところですが、準備が整い次第、速やかに公募を行いたいというふうに考えております。

かに公募を行いたいというふうに考えております。

今後、調査事業の実施状況も踏まえ、並行して地方団体とも協議、調整を行い、新たな支援策の実施を目指して議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

○務台分科員 これから保育園、幼稚園に子供を入れたいというお母さん方、この調査の結果をすごく意識しております。それによって、中山間地のある地方に移るか、今のままでどどまるか、それを決める、そんな重要な調査になると思いますので、ぜひ、地域にとって教育というものがいかに重要なインパクトを持つか、そういう意識をもつともとと文科省には持つていただいて、地方創生のために教育が十分機能するんだ、そんな考え方で対応していただきたい、以上申し上げました。

○井野主査 これにて務台俊介君の質疑は終りました。次に、日吉雄太君。

○日吉分科員 立憲民主・国民・社保・無所属 フォーラムの日吉雄太です。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。本日は、まず、下関市立大学の問題についてお伺いさせていただこうと思います。

昨年、下関市立大学では、専攻科を新たに設置するに当たりまして、その手続に重要な問題があつたのではないかということで、教授会のメンバーの九割超の方々が署名運動をして反対をしていました。また、学外の弁護士さんが意見書という形で、重要な不備があつたというようなことを言つております。こういった中で新設が決定し、既に新しい教員三人の採用が決まりましたというような流れになつています。

そこで、お伺いさせていただきます。

まず、学校教育法九十三条では、大学には重要

らないというふうに定められておりますが、この授会の決定過程、教員採用に係る教授会での意見聽取、このあたりの手続はどのようになつていただけますか。

○伯井政府参考人 下関市立大学の特別支援の専攻科の設置及び教員の採用につきましては、同大

学においては、教授会に意見を聞くことなく学長が決定したという経緯でございます。

○日吉分科員 それは学校教育法に違反するものではないでしょうか。

教授会の決定過程、教員採用に係る教授会での意見聽取、このあたりの手続はどのようになつていただけますか。

○日吉分科員 他の学部の新設だから経済学部の意見は聞く必要がない、そういう判断だったというふうに理解しましたが、ただ、全体の教授の中での九割以上の方が反対しているというこ

とからしますと、今後、この専攻科が新設され

た

わけんですね。だから、実質的にはその判断は間違っていたんじゃないかなというふうに思う

んですけれども。

そんな中で、もう一つ、この手続において、教育研究審議会の意見も聞かなければいけないといふふうに定まつていると聞いております。それと、経営審議会の審議も経なければならないといふふうに言われておりますが、そちらの方は審議会が意見を述べるものとしております。

この教育研究に関する重要な事項として具体的にどのような事項について教授会の意見を聞くこととするかは、各大学の実情等を踏まえて学長が判断するというものとされております。

下関市立大学における特別支援教育特別専攻科の設置や専攻科を担当する教員の採用が、同大学における教育研究に関する重要な事項で学長が定めるものに当たるかどうかについては、同大学において判断されるべきものでございまして、教授会の意見を聞くことがなかつたという理由について、その説明責任も同大学にあるというふうに考えております。

○伯井政府参考人 まず法律でございますが、地

方独立行政法人法第七十七条第三項におきまし

て、教育研究に関する重要な事項を審議する機関を置くものとされておりますが、その構成員、組織、審議事項等については各公立大学法人の定款において定めるといふこととされております。

下関市立大学によりますと、同大学の定款

は、理事長は、教員の人事や教育課程の編成に係る方針等に関する事項について決定しようとするときは、教育研究審議会の議を経るものとすると

いうふうに定款上規定されております。

同大学では、教育研究審議会の招集を複数回試みたといふことであります。しかししながら、委員の審議拒否があり、定足数を充足せず、審議会は開催できなかつたということであります。そのことをもつて教育研究審議会の議を経たものとなして、理事長として決定したとのことでございました。

このような場合に教育研究審議会の議を経たものとみなすかどうかというのは、これも同大学に

含まれていないという判断を大学としてされたと

いうふうに聞いております。

○日吉分科員 他の学部の新設だから経済学部の意見は聞く必要がない、そういう判断だったと

た

わけですね。だから、実質的にはその判断は間違っていたんじゃないかなというふうに思う

んですけれども。

そんな中で、もう一つ、この手続において、教

育研究審議会の意見も聞かなければいけないとい

うふうに定まつていると聞いております。それ

と、経営審議会の審議も経なければならないとい

うふうに言われておりますが、そちらの方は審議

会が意見を述べるものとしております。

この教育研究に関する重要な事項として具体的に

どうするかは、各大学の実情等を踏まえて学長が判断するというものとされております。

下関市立大学における特別支援教育特別専攻科

の設置や専攻科を担当する教員の採用が、同大学

における教育研究に関する重要な事項で学長が定

めるものに当たるかどうかについては、同大学に

おいて判断されるべきものでございまして、教授

会の意見を聞くことがなかつたという理由につい

て、その説明責任も同大学にあるというふうに考

えております。

○日吉分科員 大学では教授会の意見を聞かな

かったとということなんですかけれども、どういった

ことについて教授会の意見を聞くのか聞かないの

か、聞くことについて書面でルールか何か、大学

では決まっていなかつたのでしょうか。

○伯井政府参考人 大学に我々が聴取したとこ

ろ、本学の教授会は全学教授会ではなくて経済学

部の教授会、もともと経済学部の単科大学ですの

で、そういう認識で、このため、教授会の意見を

聞く事項における教員には新設の専攻科の教員が

含まれていないという判断を大学としてされたと

いうふうに聞いております。

おいて判断されるべき、大学の定款の解釈の問題でございます。その説明責任は設立者である市や大学にあるというふうに考えております。

○日吉分科員 会が流れたということなんですか
れども、通常、私たちも委員会をやっています、本会議もありますけれども、仮に定足数が足りなかつたとか会が流れたとしても、それで何か賛成というふうに判断したとか、議を経たとかいうことにはならないで、必ず定足数を満たして開催するはずだと思いますので、それを大学の、定款の判断について大学が責任を持つて判断するみたいなことではなくて、それは明らかにおかしいと思うんですね。それはどう思われますか。

○伯井政府参考人 繰り返し恐縮でございますが、同大学においては、教育研究審議会の招集を一度ならず複数回試みたものの、なかなか審議に応じていただけなく、定足数が充足できなかつた

ということで、そういう努力をもって、教育研究審議会の議を経たものとみなして、理事長として決定したということです。

これも大学の定款の解釈の問題でございますので、しっかりとその説明責任を市側あるいは大学側において果たしていただきたいというふうに考えております。

○日吉分科員 それは議を経たではなくて、会が開催されると新設が強行されてしまうから、その会を開催させないように、会を流そうとした、そ

ういうふうに皆さんのが思つてやつていたことなんじゃないでしょうか。

あと、教員採用についてなんですか、下関市長が教員を独自で探してきたというふうに聞いております。

しかししながら、本来であれば、教員は公募をしてからしかしながら、教員の採用の可否というのは慎重に検討されるはずだと思うんですけれども、公募といふような手続、これは行われていたんでしょうか。

○伯井政府参考人 大学によりますと、公募手続はとつていませんということのようでございます。

募をするとか、そういう決まりはなかつたんでもあります。その説明責任は設立者である市や大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関、経営審議機関を置くものとするということがあります。公立大学法人は、定款の運用についてどうかということです。

○日吉分科員 それは定款か何かで、規則で、公募をするとか、そういう決まりはなかつたんでもあります。

○日吉分科員 これは恐らくということではございますが、新設の特別支援の専攻科というこ

ともございますので、その辺の規定というところ

まではなかつたのではなかろうかと思います。

○日吉分科員 ちょっとこれは、そこまで詳細には聞いておりま

せんで、推測でございます。

○日吉分科員 済みません、わかつたら教えてく

ださい。経済学部で新たに講師、教員を採用する

ときに、公募を経なければいけないとか、そ

いつた決まりなりはあつたんでしょうか。

○日吉分科員 今確認中でございますが、通

常、大学において教員を採用する場合は、公募手

統をとることが通例であろうかと考えております。

○日吉分科員 その助言をするに当たって、法的

に問題があつたから助言をした、こういう理解で

よろしいですか。

○伯井政府参考人 教授会の議、あるいは先ほど

の審議機関については、先ほど私が答弁したとお

りでございますので、必ずしも違法かどうかとい

うことではないけれども、必要な対応をされた方

がいいという意味での助言でございます。

○日吉分科員 済みません、何の法律に違反する

可能性があるから助言をされたんですか。法律の

根拠を教えてください。

○伯井政府参考人 必ずしも違法というふうに判

断しているわけではございませんが、先ほど言つた

学校教育法、あるいは地方独立行政法人法の根

拠に照らして助言をしようというものでございま

す。

○日吉分科員 済みません、具体的な条文をよろ

しくお尋ねくださいだけますでしようか。

○伯井政府参考人 基本的には、大学における意

思決定プロセスに関する定款や学内規程等の解

釈、運用ということでございますが、その説明責

任は大学においてしっかりと果たしてもらいたいと

いう事柄ではございますが、文科省としても、大

学執行部と教員組織との間での意思疎通をつか

り、図りつつ、定款や学内規程等に基づく適正な手

続がとられることが重要であるということでござ

りますので、これまでそういう観点での助言を

しておりますが、今後も、大学からの説明を聴取

してまいりたいと考えております。

○伯井政府参考人 二項第三号の規定などございます。

また、地方独立行政法人法につきましては、第

七十七条で、公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要

事項を審議する機関、経営審議機関を置くものと

するということがあり、公立大学法人は、定款の

運用についてどうかということです。

○伯井政府参考人 法律の根拠はわかりました。

○日吉分科員 助言を、指導をした。指導、助

言。

○伯井政府参考人 我々、公立大学に対しては、

基本的に、その権限の範囲で助言をしていくと

いうことでございますので、そうしたことの運用に

ついてどうかということです。

○日吉分科員 まさに、わかつたら教えてく

ださい。

○伯井政府参考人 ちょっとこれは、そこまで詳

細には聞いておりません。

○日吉分科員 そこまで詳

細には聞いておりません。

○伯井政府参考人 そこまで詳

細には聞いておりません。

○日吉分科員 そこまで詳

細には聞いておりません。

も、これを所管する大臣、これはどう思われますか。この中身、詳細について承知をしたんです。

それで、今高等局長が答弁したとおり、直ちに何かの法律に抵触しているかと言わると、ここは我々も確信を持つてこの法律に違反しているという項目はございません。

ただし、せっかく市長さんも新しいインクル

シブ教育を地元の市立大学でやりたいということであれば、やはり執行部と教員組織の間で意思疎通をきちんとしていただきて、皆さんから祝福されて学部はスタートするべきじゃないかなというのが基本的な考え方なので、今のところ、ちゃんと説明責任を大学として果たしていただきよと。これは市立大学ですから、例えば市議会の議決案件も必要になります。

定款だとかの読み方が、やや、お互に両面から読んでいた部分もあるんだとすれば、この機会によく話合いをして、きちんとした、今後、将来、そういう遺恨を残さないようにしてもらいたいなということで、まずは意思疎通を図つてもらいたい、学内の定款や学内規程を厳格に手続をきら、そういう性格を残さないようにしてもらいたいな」ということを今助言している状況にございますので、大学の自治もありますから、何か文科省がいきなり入つていて行司役をやるという性格のものではないことは御理解いただけたと思うので、しばらくしつかり地元の市立大学の中で対応していただきたいな、引き続き文科省としてできるアドバイスや助言はしていきたいなと思っています。

○吉田國務大臣 今お話をありましたけれども、そもそも仕組みとして、市長が理事長を任命するという仕組みになつております。その理事長の進め方について、大きな問題はなかつたと弁護士さんが資格を持っている監事さんが言つているんですけども、この監事さんも市長が任命することができんですね。かつ、この新しい専攻科の設置については市長が教員を探してきたということで、

一方で、その市長は選挙で総合大学化したいとうようなことも言つていたやにも聞いておりま

す。そうすると、経営サイドで、理事長と監事、そ

して経営審議会がどんどん進めていくた、教授会とか教育研究審議会といふ学校教員サ

イドの意見を聞かないまま進んでいて、九割以

上の教授の反対署名が集まつたということなん

です。

だから、今大臣おっしゃりましたけれども、いろいろ経験を見ていくと、ということなんですか。も、一回立ちどまつて、もう一度、審議や過程を、本当によかつたのかどうかといふところを、やつていかないと、多くの教授が反対しているわ

けですから、これはうまくいくわけがないと思

ますので、そのところ、もう一回御検討いただ

きたいなというふうに思います。

次に、加計学園の話をちょっとお伺いしたいと

思いますが、今、入試のシーズンですけれども、

まず最初に、加計学園の獣医学部の志願状況、合

格状況、直近までの状況を教えていただけます

でしょうか。

○伯井政府参考人 岡山理科大の獣医学部の志願

者数、合格者数でございますが、二〇一八年年度

は、志願者数二千三百四十七人、合格者数は五百

六十四人、二〇一九年度は、志願者数二千二百

人、合格者数五百八十三人でございます。また、

二〇二〇年度入試について、まだ終了していませ

んが、岡山理科大に確認したところ、現段階、二

月二十一日現在で終了した入試については、志願

者数千九百八十二人、合格者数三百十一人である

というふうに伺つております。

○吉田國務大臣 ありがとうございます。

そうすると、たしか定員が二百人ですので、大

きな問題はなかつたと弁護士さんが言つているのかなと思いますけれども、

あともう一つ、四国枠というのがたしかありますですね。かつ、この新しい専攻科の設置に予して、その後五年間、四国で仕事につくと返済

を免除される、こう理解していますけれども、この四国枠の志願状況と合格状況を教えてください。

でございますが、二〇一八年度は、志願者数六人、合格者数四人、二〇一九年度は、志願者数四人、合格者数一人、二〇二〇年度は、志願者数四人、合格者はいなかつたということでございま

す。

○吉田國務大臣 たしか、もともと四国で獣医師さ

んが不足しているということで進めてきたと思う

でございますが、実際に、この四国枠といふのは、四国に残つて獣医師として働いていたぐどく

いう方を集めようと思つてやられている制度だと

思いますが、これが、三年たちましたけれども、志願者もふえず、合格者も、たしか二十名ぐらい

ですかね、合格者を予定していたと思うんですけども、それにも大きく足りていない、ことにはゼロ人ということなんですか。この状況、大臣、どう思われますか。

○吉田國務大臣 開校二年目ということもあり

ますし、今の四国枠については、ただ希望して

も、多分条件もあるんだと思いますので、ちょっと

と私は、詳細はわからないんですけども、

いずれにしても、今まで全く獣医学部がなかつ

た四国に構造改革特区でつくつた以上は、四国で

働いてくれる獣医師さんも養成していただくこと

も期待をしているところでございますので、ぜひ

そういう取組を強化してほしいなというふうに

思つております。

○吉田國務大臣 強化していただく。

一方で、合格者はふえているんですけども、

たしか、獣医師の需給バランスに影響を与えない

ようになつたことでも慎重に考

えながら新設を決定したと思うんですけども、

獣医師さんの需給バランスに加計学園の合格者が影響していくことはないですか。

○吉田國務大臣 合格者につきましては、合格

者数は当然ずれがございます。二〇

一八年度で入学者は百八十六名、二〇一九年度は二百十五名ということで、入学定員を二〇一九年度は若干上回つてあるものの、御指摘のようない

とはないというふうに考えております。

○吉田國務大臣 しかし、四国に残るという方じやなくして、多分ほかに行つちやうかもしれない方

が、合格者がふえているわけですよね。こういつ

た状況で本当に影響はないんですか。もう一度お

願いします。

○吉田國務大臣 最終的に、入学者が、四国枠に限らず獣医学科の卒業生が四国の獣医師として定着することが重要というふうに考えております

ので、岡山理科大学におきましても四国枠の獲得

といふことでいろいろ努力をしているようでござ

りますし、また地域の獣医学の充実といふことで

も努力をされておるというふうに伺つております

ので、引き続き状況を注視していきたいと考えて

おります。

○吉田國務大臣 結果的に、当初の目的、思いとい

うのが達成されていないのかなというのが今

況かなというふうに思つうですけれども。

それともう一つ、大臣にお伺いしたいんですけども、たしか大臣は、加計学園の設置している

千葉科学大学でしたでしようか、で客員教授をや

られていて、その後、名誉客員教授になられたん

でしようかね。今は、その名誉客員教授という立

場のままなんでしょうね。

○吉田國務大臣 現在は辞職をしております。

○吉田國務大臣 どのタイミングで辞職をされたん

でしようか。

○吉田國務大臣 私、全く後ろめたさがなかつたので、意地でも続けようという気持ちもあつた

んですけども、しかし、要らぬ誤解を招いてもいけないと思いましたので、大臣就任以前に辞職をさせさせていただきました。

○吉田國務大臣 ありがとうございます。

そういうことで、辞職はされたということなん

ですけれども。

ちなみに、大臣、最近、加計孝太郎理事長とは

お会いされたりはして いますか

○萩生田國務大臣 最後に会つたのがいつか
ちょっとどうからないんですけれども、私、個人的に
に、加計理事長と個人的な交流はございません。
国会に戻った後の平成二十五年以降に、二度、
複数の方たちと御一緒したことがございます。そ
のうちの一つがバーベキューの写真でございまし
て、あれが、要するに、うそじやないか、こう言
われたんですけれども。

○森生田国務大臣 わざわざ構造特区で新設をされた大学ですから、その設置目的に合った運営をしていただくことを期待をしたいと思いますし、過去に、系列大学に一時期、非常勤とはいえ席があつたからといって、何か特別な思いをかけて便宜を図ることも、あるいは指導を緩めることも全くございません。きちんと対応していきたいと田中 います。

○日吉分科員 厳しい対応をしていかれるといふことがわがりました。

最後に、もう一つだけ。客員教授にはなぜなら

「スカーレット」と大河ドラマの「麒麟がくる」、それぞれの舞台が滋賀県であるからです。特に「スカーレット」は私の選挙区、甲賀市信楽町が舞台となつており、ドラマの人気があやかつて信楽地域は大変なにぎわいを見せております。また、織田信長の居城であった安土城址も、私の地元、近江八幡市安土町でもあります。偶然のこととはいえ、テレビ小説の舞台と大河ドラマの舞台が同じ県というのは初めてのことだそうであります。さて、この機会に皆様方もぜひ滋賀県においていただければというふうに思うところであります。

それでは、私からは、地方における産業人材確保の観点から、高等専門学校、いわゆる高専について、さまざまな角度から現状と課題、今後の方向性などをつゝて質問をさせていただきたいと思

がつております。新年会で出会わせていただきたいといふことは、あるいは企業訪問等でお邪魔をさせていただきたいといふことですと、必ずいただく御希望が人手不足と人材が全く不足、とりわけ工業系とＩＣＴに対応した人材が全く不足しており、何とかしていただきたいといふことなどをいつも聞かせていただきます。

生産現場ではまさに人手が不足しているということで、外国人の技能実習生で対応したりしているところではありますけれども、地方において、高度化した製造技術の設計を担う人材でありまたり、現場において研究開発を担う人材の不足感にはかなり厳しいものがござります。滋賀県でも、県立大学を始め立命館大学や龍谷大学から理系人材は多数輩出しているものの、残念ながら、そうした多くの卒業生の皆さんは県外で就職活動をされます。まさに東京へ行つてしまわれます。そういう観点からいたしますと、滋賀県に進出をされている、先ほどお話ししたような地場の企業が強く求めておられる人材を輩出しているのが、この高等専門学校であろうというふうに思いますが、この高等専門学校であるうと、製造業を中心とする産業界から全国で高い評価をいただいている高等専門学校ですが、残念ながら

のリーダーシップのもと、指導していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
ありがとうございました。

本日は賃借の時間をした大きさでしたが
や最後の最後になるとは思いもよらず、皆さん早く
終わりたいと思っておられると思いますが、で
きるだけ、地元不泰なんですけれども、やらせて
いただきたいと思います。

であります。それは、N H K 朝の連続テレビ小説「スカーレット」と大河ドラマの「麒麟がくる」、それぞれの舞台が滋賀県であるからです。特に「スカーレット」は、私の選挙区、甲賀市信楽町が舞台となつており、ドラマの人気におやかつて信楽地域は大変なにぎわいを見せております。また、織田信長の居城であった安土城址も、私の地元、近江八幡市安土町でもあります。偶然のこととはいえ、テレビ小説の舞台と大河ドラマの舞台が同じ県というのは初めてのことだそうであります。だければというふうに思うところであります。

それでは、私からは、地方における産業人材確保の観点から、高等専門学校、いわゆる高専について、さまざまな角度から現状と課題、今後の方針性などについて質問をさせていただきたいと思います。

人手不足が深刻な状況でありまして、さまざま分野で非常に人手不足が叫ばれております。少子高齢化が進む日本の社会では、生産人口が減少していくのですから仕方がないということかもしませんが、現実の社会では、はいそうですかといふうにはなかなか言つておられない状況であります。ですから、一億総活躍社会の実現ということを目指して、定年の延長でありますとか女性のさらなる社会進出に取り組んでいるところでもありますし、外国人労働者の受け入れ拡大策というのもそうしたところにあるものと考えます。

一体、新しく社会に出ていかれる方々はどこへ行つてしまふのかといいますと、それは紛れもなく東京であります。この五年間、地方創生の実現に向けて、全国の地方自治体ではさまざまな取組を進めてまいりましたけれども、結果的には、十分にそうした東京への一極集中というものは改善するというところまでには至りませんでした。

私の地元滋賀県では、大都市への通勤圏ということもあります、数少ない人口が維持されている県ではありますけれども、とりわけ主要産業である

がつております。新年会で出会わせていただきたいと、あるいは企業訪問等でお邪魔をさせていただかれて幹部職員の皆さんとお話をさせていただきます。必ずいたぐ御希望が人手不足と人材不足、とりわけ工業系とＩＣＴに対応した人材が全く不足しており、何とかしていただきたいと、ふうなことをいつも聞かせていただきます。

生産現場ではまさに人手が不足しているところで、外国人の技能実習生で対応したりしていところではありますけれども、地方において、高度化した製造技術の設計を担う人材がありまして、現場において研究開発を担う人材の不足感にはかなり厳しいものがござります。滋賀県でも、県立大学を始め立命館大学や龍谷大学から理工系人材は多数輩出しているものの、残念ながら、そうした多くの卒業生の皆さんは県外で就職されます。まさに東京へ行ってしまわれます。そういう観点からいたしますと、滋賀県に進出をされている、先ほどお話ししたような地場の企業が強く求めておられる人材を輩出しているのが、この高等専門学校であろうというふうに思います。製造業を中心とする産業界から全国で高い評価をいただいている高等専門学校ですが、残念なことに滋賀県には高等専門学校がございません。滋賀のほかには、佐賀と山梨そして神奈川と埼玉には高専がございません。

そこで、実は滋賀県では、昨年の九月の県議会で高専の設置に関する質問が、自民党県議団の田長の奥村芳正議員と、また非自民系会派からもございました。そのとき三日月知事からは、いわゆる平成二十八年度に説教検討に当たって文部科学省に問合せはしたけれども、若年人口の減少していく中で国立での新設はなかなか理解が得られないということ、それから、滋賀県は、先ほどお話をさせていただいたように、昭和五十年代後半から理工系の学部を新設させていただいたりということ

で、最後に平成十六年、沖縄で高専が設置をされ以来、国立では設置がないというふうな認識をしていただきました。

賀県では、高等専門人材育成機関検討会というものを立ち上げられて、調査検討を進めておられます。ところであります。

この検討会では、高専だけに限らず、かなりの可能性もあわせて調査をしておられますが、いずれにしても、高専はその中で最も選択肢となっています。さらに、この員会である一定の報告がなされると、外郭を交えた検討会の設置へと移行されると、もありまして、地元産業界では大変期待しているところです。

そこで、まず、基本的な質問で恐縮ではあります。特に、卒業生の進路あるいは就職までのようなのものなのか、教えてください。

○伯井政府参考人 お答え申し上げます。

高等専門学校、高専、現在、国公私立合わせて五十七校設置されています。創設以来、約六十年にわたりまして、五年一貫の実践的技術者育成を行つております。卒業生のうち、四割の学生が大学や高専の専攻科に進学、六割の学生が就職ということになつております。

就職する学生のうち、情報処理技術者を始め、製造技術者、建築、土木などの専門的、技術的な職業に従事する学生が九割を超えており、我が国の産業を支えているという評価を得ているものと認識しております。また、就職希望学生の就職率は長年にわたりほぼ一〇〇%となつております。就職先企業からも、その資質、能力、仕事ぶりに高い評価を得ているというふうに考えております。

○小寺分科員 ありがとうございました。

予想はしておりましたけれども、非常に高い評

価をいただいている、聞けば聞くほど滋賀県にも高専があつたらなとうふうなことをつくづく思つてあります。

そこで、高専の評価が非常に高いということはこれでわかつたわけですけれども、実は、私は日ごろ、きょうは文科の分科会で質問をさせていただいておりますけれども、農林の分野で活動をさせていただいておりまして、農林部会で農業高校の問題が今、結構大問題になつていまして、いわゆる農業高校の実習施設が大変老朽化して大変やといふことで、そうした課題が実は農林の部会で話し合いをされて、農水省としても、何かできることないんかといったことが今ちようど検討をさされているところであります。

そこで、私自身、個人的に、滋賀県へ帰りました。県議会の四十四名のうち約三十名の先生方に出席をしていただきて、農業高校の実情を知る勉強会ということで、県内の農業高校の校長先生でありますとか実習の先生、合計七名四校から集まつていただきて、つまり、施設の現状についてお話をいただいたところであります。大変大きな反響があり、滋賀県の地方新聞でありますとか日本農業新聞にも記事として掲載をしていただきました。

全国的に、学校施設の老朽化とか、今、耐震はほぼ終わつたので、トイレの洋式化でありますとかいろいろ進めてこられましたけれども、高専も實質同じではないかなというふうに思つて見ておきました。

党の高専の小委員会に出席をかねてよりさせていただいておりましたけれども、その折にも、高専の施設の老朽化が著しいことや、時代に即した人材を輩出していくためには、これから高専を更に近代化、高度化していくべきである、さらには、海外から高い評価をいただいているこの高専のシステムそのものを海外に輸出すべきである、そういうたの意見が小委員会の中で出てきたように記憶をしております。

そこで、現在、高専の施設の老朽化対策や近代化、高度化対策はどのようになつてているのでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○伯井政府参考人 今先生から御指摘いただきましたように、高専の施設設備は老朽化が著しく、計画的な整備、更新が喫緊の課題というふうになつております。

施設整備につきましては、高専の創設期に集中的に建設されたため、老朽化が急速かつ一齊に進行しているということから、新しい時代にふさわしい国立の高専の機能の高度化、国際化を実現し、老朽施設の改善整備や寮の整備などを推進するため、令和元年度補正予算及び令和二年度予算案等におきまして二百二十九億円を計上しているところでございます。

また、基盤的設備の整備につきましては、老朽化の改善とともに、時代に即した教育の高度化に資する新たな設備の導入のために、令和元年度補正予算及び令和二年度予算案におきまして四十四億円を計上しているところでございます。

高等専門学校は、三年後の令和四年には創設六十周年を迎える予定であります。機能の高度化、国際化の基盤となる施設設備については、二〇二四年度までの五年間で計画的、集中的に整備、更新を行うことを目指しております。その実現に向けて必要な予算確保に全力で努めてまいりたいと考えております。

○小寺分科員 ありがとうございます。

小委員会の中で進められた議論が、こうして補正予算と本予算とあわせて計画的に施設の整備が進むということを大変うれしく思うところであります。

また、特に高度化のところ、海外の方にこの高専のシステムが移るということも今お話をいたしましたし、とりわけ国際化の観点でいうと、外国人の方々が日本の高専で学ぶといったことも想定もされますが、この国際化についてはぜひしっかりと取り組んでいただきたいというふうに期待をするところであります。

しかし、こういう教育施設のいわば整備というのは、これは科研費等にも言えることなのでしょうけれども、私自身は、こうした日本の将来、未来を背負つて立つ人材に関するいわゆる投資が余りにも最近少な過ぎるのではないかなどというふうに考えるところであります。

私が先ほどお話し申し上げたような勉強会を開催した農業高校もそうなんですねけれども、いわゆる実業系の高校には、ハード面・ソフト面・両面で課題が山積しております。今回は高専ということに関する質問で立たせていただいているわけでありますけれども、萩生田大臣も本日は御出席いただきておりますので申し上げますけれども、私自身も党内でもっと声を上げさせていただきたいというふうに思います。ぜひ、そうした学校の施設面でありますとかハード・ソフト両面でさらなるお力添えを賜つて、充実した環境が整えられるようお願いを申し上げておきます。

そこで、ようやく近代化と高度化が進んでいく高専ですが、出口における課題もあるというふうに考えております。特に、輩出される人材を受け入れたい地元の企業と卒業する高専生の進路とがマッチしていないのではないかということになります。この課題は、検討を今現在進めている滋賀県でも議論されているテーマでありますが、一体どうやつたら高専の卒業生が地元に定着してくれるのかということが最大の課題であろうとうふうに思います。

そこで、関連する五つの質問を一度に申し上げさせていただきますけれども、先ほどお話がございましたように、高専の卒業生の約四割ぐらいが大学と専門科へ進まれるというお話をございました。結果的には大学へ編入を希望される方が多數を占めているわけで、本来あれば特に地元の皆さんからすれば、本科で勉強していただければそのまま地元に定着をしていただく方が望ましいということであるにもかかわらず、大学へ編入されると、また大学への進学、あるいは先ほどお話ししさせていただいたように東京の方の

企業に就職をされてしまつて、結局、地元にはなかなか残っていただけないという現実があるわけあります。

つまり、専科への進学がいわゆる大学編入に負けて少ないので一体なぜなのかということをお尋ねします。

それから、高専は基本的に、どちらかというと、言葉は語弊があるかもしれません、田舎に大体立地をしておりますので、高専のそうした卒業生を地元につなぎとめるためには、地元企業との連携や協力等が必要ではないかと考えます。そこで、高専が設置されている自治体の企業や経界との連携や協力体制はどうなっているのかといつたことをお尋ねします。

あわせて、卒業生が地元に定着してもらうために、何か具体的にさまざまな高専の中で取り組んでおられるような事例があれば教えていただきたいと思ひます。

さらに、滋賀県の場合ですと、冒頭申し上げましたように、大学誘致を積極的に行ってきた結果、立命館大学、龍谷大学、そして県立大学に理工系の学部が既に存在をしております。その上で県立で高専を設置していくこうというふうに考えますと、育成される人材のすみ分け、それぞれの役割の整理と連携をどう考えていくべきかといつたことが課題になろうかと思います。その点で、お答えがあればお尋ねをいたします。

そして、先ほどの高専の高度化、国際化の中に既に答えがあつたかもわかりませんけれども、例えばこれから十年先の社会ニーズを見越した形で高専が育成すべき人材の姿というものが想定されていれば、お尋ねをしたいと思います。

○伯井政府参考人 まず、専攻科進学が少ないという課題でございます。

高専では五年一貫の実践的技術者教育を行つてますが、更に学びを深化させたい学生を対象に、本科卒業後に二年間の専攻科を設けておりま

一人と、もともと一割程度になつております。

この点については、学生のニーズ等を踏まえていますが、大学への進学希望者も多い中、学生のニーズ等をしつかり踏まえて、高専からの希望があ

れば適切に対応していかなければならないといふふうに考えております。

次に、高専と地元企業との連携と定着についてお尋ねします。

現在、ほとんどの高専では、地元企業との产学研

連携教育あるいは共同研究などに相当取り組んでおられると思います。具体的には、そういうことを進めるために技術振興会というのを設置してお

りまして、在学中から地元企業への理解を深め、地元定着率の向上ということで頑張っておられる

というふうに考えております。

文科省といたしましても、令和二年度予算案に

おきまして、より産学連携による地域課題の解決

高専は、大学とは異なり、より実践的な、実務

者の行う高等教育機関として設立されました。一方で、その役割は時代とともに変化し、近年では研究開発に従事する技術者の育成においても期待

されています。大学とも協力しつつ、すぐれた技術者の育成ということを図つてしまいりたいといふふうに考えております。

最後に、十年後の社会ニーズを見越した人材育成でございますけれども、高専では、グローバル化の進展、あるいはソサエティー・時代の産業構造、就業構造の変化に対応できる人材、あるいはサイバーセキュリティといった社会的要請が高い分野の人材育成にも対応しております。

文科省としても、そうしたことに対する設備等の支援で対応をしっかりとしていくふうに考えております。

ただ、この定員が、高専の入学定員でいうと

ての高専の機能強化に努めてまいりたいと考えております。

○小寺分科員 言いたいことがたくさんあります。

実は、滋賀県が高専について調査するようになつてから、私自身も高専についていろいろ調べました。

ただいたり、過去の経緯も調べたりさせていただきました。

すると、以前は議連があつたことがわかります。

て、平成二十六年の十月十五日に、高等専門学校を考える議員連盟が党本部の七〇二号室で設立総会を開催しておられました。もうお帰りになりましたけれども、河村建夫会長でありますとか、保利耕輔顧問あるいは八木哲也事務局長といふふうに役員が選任されておりました。

そこで、私、八木先生の事務所のところに伺いましたら、その当時の資料が残つております。

いろいろ読んでおりましたら議事録が残つております。

番最初に、萩生田大臣が当時発言をしておられました。

大臣は、その中の第一回目の議事録の一

番最初に、萩生田大臣が当時発言をしておられました。

大臣は、高専から大学への編入が多く地元企業から就職に対する不満がある。専科から地元企業への誘導が必要だ、そして、高専は工業系、水産系があるが、地方創生という観点から農業系や商業系の設置も必要だ。ただし、地元に就職できる密着型の高専が必要であるというふうに発言をされたと記してありました。まさに小委員会で

上げれば、戦後の日本の物づくり企業を支えてきたのは全国の高専卒業生だと言つても過言ではない

といふふうに思ひます。

先ほど昔の議連の発言がありまして、地元企業

の皆さんから不満があるという発言があつて、まんざら間違つていいんですけれども、一方、こ

の六十年のうちの後半の三十年は、もつと言えば設立当初は、わかりやすく言うと、地元の中小企

業に就職する技術者の養成という一面が強かつたんだと思います。ところが、この教育カリキュラムが極めて先進的で正しいものだったからこそ、

結局、その人たちが地元企業じゃなくて大企業から引き合ひがあつたり、あるいは大学や大学院などに編入するという人たちが後半ふえてきたんだ

と思います。

日本を代表するさまざまな物づくり企業の役員

の中にも、実は卒業生は大勢います。ところが、最終学歴しか会社の定款に書いてないものですから、高専出身者だというのが見えないので、今、この見える化をしようということを卒業生の皆さんに機構を通じて呼びかけをしているところでございます。

この日本独自の教育システムは、産業界や諸外

業、商業、農業高校と短大で県立高専をつくれないかという御発言につながったのだというふうによくわかりました。

実は、滋賀県では、現在、地元産業界からの要請を受けて、県立高専の設置可能性について調査検討を進めているところであります。萩生田大臣が高専に対してもどうお考えや思ひをお持ちであるのかをお尋ねしたいと思います。特に、実業系の高校を高専化するということ、そして県立

高専の考え方について教えていただければと思います。

○萩生田国務大臣 高等専門学校は、創立以来約六十年にわたり、五年一貫の実践的技術育成を行つており、その卒業生は、長きにわたり日本の産業界を支えております。私、いろいろな機会に

なつてから、私自身も高専についていろいろ調べました。小委員会に出席もさせていただいたら、過去の経緯も調べたりさせていただ

きました。

そこで、八木先生の事務所のところに伺いましたら、その当時の資料が残つております。

いろいろ読んでおりましたら議事録が残つております。

番最初に、萩生田大臣が当時発言をしておられました。

大臣は、その中の第一回目の議事録の一

番最初に、萩生田大臣が当時発言をしておられました。

大臣は、高専から大学への編入が多く地元企業から就職に対する不満がある。専科から地元企業への誘導が必要だ、そして、高専は工業系、水産系があるが、地方創生という観点から農業系や商業系の設置も必要だ。ただし、地元に就職できる密着型の高専が必要であるというふうに発言をされたと記してありました。まさに小委員会で

上げれば、戦後の日本の物づくり企業を支えてきたのは全国の高専卒業生だと言つても過言ではない

といふふうに思ひます。

先ほど昔の議連の発言がありまして、地元企業

の皆さんから不満があるという発言があつて、まんざら間違つていいんですけれども、一方、こ

の六十年のうちの後半の三十年は、もつと言えば設立当初は、わかりやすく言うと、地元の中小企

業に就職する技術者の養成という一面が強かつたんだと思います。ところが、この教育カリキュラムが極めて先進的で正しいものだったからこそ、

結局、その人たちが地元企業じゃなくて大企業から引き合ひがあつたり、あるいは大学や大学院などに編入するという人たちが後半ふえてきたんだ

と思います。

日本を代表するさまざまな物づくり企業の役員

の中にも、実は卒業生は大勢います。ところが、最終学歴しか会社の定款に書いてないものですから、高専出身者だというのが見えないので、今、この見える化をしようということを卒業生の皆さんに機構を通じて呼びかけをしているところでございます。

この日本独自の教育システムは、産業界や諸外

国からも高い評価を受けており、最先端の産業とともに地域の中堅企業を支える高度かつ実践的な人材の育成を担う高等教育機関として期待をしています。

大臣に就任した直後の昨年九月には、最も古い学校の一つであります沼津工業高等専門学校を視察し、地元企業と連携したお茶の渋みを抑える研究など、产学連携による地域課題の解決に向けた取組などについて説明を受け、行われている教育の質の高さ、そして社会からの期待の大きさを感じることができました。

先ほど先生、どうしたら地元企業に就職ができるようになるのかというお話をありましたので、私の私見を申し上げますと、一つは、沼津もそうなんですけれども、高専の中にもうラボができていて、地元の企業等々と共同研究、共同開発をしています。すなわち、決して企業等にとつては、別に問い合わせじやないんすけれども、学生時代から自分の会社の製品開発などに携わっている人たち、間違いなく地元の企業に就職してくれます。

私の地元に東京国立高専があるんですが、菊池製作所という会社、これはたびたび福島県などでもクローズアップされるんですが、ロボットですとかあるいはさまざまな機械をつくっている会社なんですけれども、圧倒的に高専の卒業生によって組織をされております。

ちなみに、上場を果たしまして、そういう企業としての価値評価も上がっているところでございまますので、その社長さんやあるいは機構の理事長さんたちに聞くと、何が大事か、どうしたら地元でとつてもらえるかというと、ややもすると、さつき申し上げた前半の三十年は地元の中小企業への人材育成、人材養成のような感覚があつたので、大卒よりも安い初任給で雇用ができるというところに多くの中小企業の皆さん方が目をつけたんですけれども、もはやそんなことは言つていられません。高専の卒業生であつても、大卒と同等の初任給を提示することによって地元企業への雇用

はふえるということを理事長などはおっしゃつてますので、一つの参考にしていただいたらいいかがかなというふうに思つております。

昨日十一月には、高専のロボコンを直接見せていただきました。これはめちゃめちゃ興奮しました。学生たちが四月の時点でテーマを与えられ、七月までの県予選でロボットをつくって、そして、いよいよ全国大会に来るというこういうプロセスで、夏の甲子園に負けずとも劣らない、そういう物すごい迫力を感じるものと、技術力の高さといふものすごく誇りに思いました。

議員がお考えの公立の高等専門学校の新設については、地方自治体における人材育成の選択肢の一つとして認識をしております。文科省としては、地方公共団体から高等専門学校の整備について具体的な意向がある場合は、その構想やニーズを伺いながら必要なサポートを実施するとともに、高専全体の振興に向けてしっかりと注力してまいりたいというふうに思います。

私は、就任期間中に地元から要請があれば積極的に支援をしたい、こういう意向でございますので、ぜひ、地元の皆さんとお話し合いを進めていた

だいて、先ほど午前中の質疑でも申し上げたんですけども、例えば農業なんかでも物すごくニーズが変わってきてると思うんですね。ですから、農業高校を三年間で卒業して、農業後継者になるということには十分なんでしょうかけれども、使つたりICTを使つたりするので、高度化していくと思います。

そういう意味では、多分、十五歳からスタートして五年間のこの勉強期間というのは、すごく日本人もあるいは世界の若者にも合つてます。だからこそ、タイですとかモンゴルですかあるいはアフリカなどからも、熱い、言うならラブコールをいただいてるんだというふうに思つていてまし

うものを更に磨きをかけて、全国の人材育成の拠点にしていきたいな、こんな思いであります。

○小寺分科員 ありがとうございます。非常に、御支援いただけるような前向きな御発言をいたいで、大変うれしく思つております。

滋賀県、今検討を進めているところでありますけれども、今まさに言われたように、いわゆる滋賀県の地元企業が求める人材を育成するような学科とは何なのかといったことを考える必要があるかというふうに思います。

また、県立ということを考えますと、滋賀県の場合は、工業高校を高専にするのか、同じ施設に併設をするとか、あるいは県立大学の附属高専という手法も考えられますけれども、施設を具体的にどうしていくかというの、その前に、もちろん、規模感も学科も何も決まってないので言うことではないのかもわかりませんけれども、タイムスケジュールと費用を考えれば、既存施設を活用できる方がよいのかなと私自身は考えております。

以上をもちまして本分科会の審査は全て終了いたしました。

この際、一言御挨拶を申し上げます。

分科員各位の御協力を賜りまして、本分科会の

議事を終了することができました。ここに厚く御礼申し上げます。

午後七時五十九分散会